

# 平成26年度全国健康安全主務課長会議

日時：平成27年2月19日（木）

場所：中央合同庁舎第5号館講堂（低層棟2階）

次第：

開会	11:00
労働基準局長訓示	11:00～11:10（10分）
安全衛生部長指示	11:10～11:20（10分）
労働衛生課長説明	11:20～11:40（20分）
電離放射線労働者健康対策室長説明	11:40～12:00（20分）
—休憩—	（12:00～12:55）
産業保健支援室長説明	12:55～13:30（35分）
計画課長説明	13:30～13:55（25分）
安全課長説明	13:55～14:25（30分）
建設安全対策室長説明	14:25～14:45（20分）
安全課主任中央産業安全専門官	14:45～15:00（15分）
—休憩—	（15:00～15:10）
化学物質対策課長説明	15:10～15:25（15分）
化学物質評価室長説明	15:25～15:40（15分）
環境改善室長説明	15:40～15:50（10分）
監督課副主任中央労働基準監察監督官説明	15:50～16:05（15分）
労働条件政策課長補佐説明	16:05～16:15（10分）
労働条件政策課賃金時間室長補佐説明	16:15～16:25（10分）
計画課調査官説明	16:25～16:45（20分）
質疑応答	16:45～
閉会	

# 平成26年度全国健康安全主務課長会議座席表

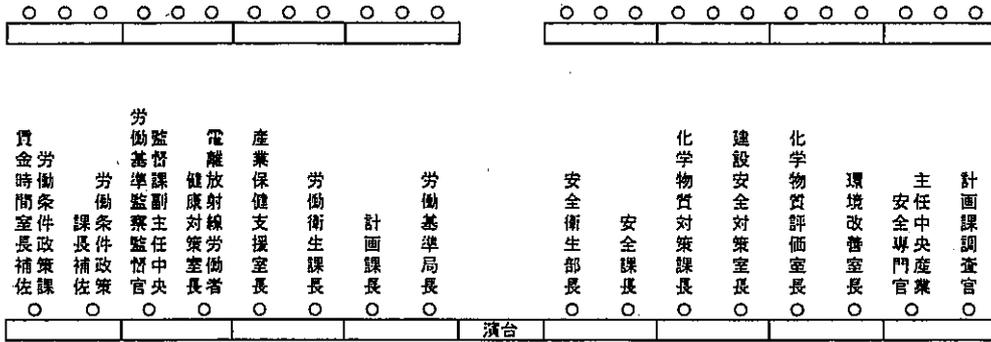
平成27年2月19日(木)  
講堂(低層棟2階) 11:00~17:15

## 随行者席

## 随行者席

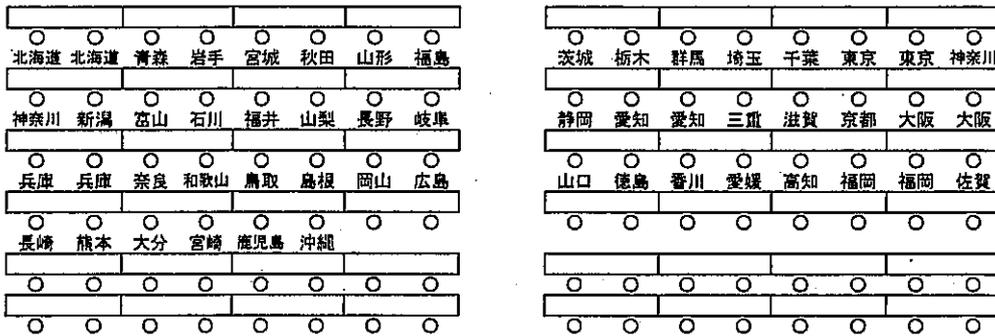
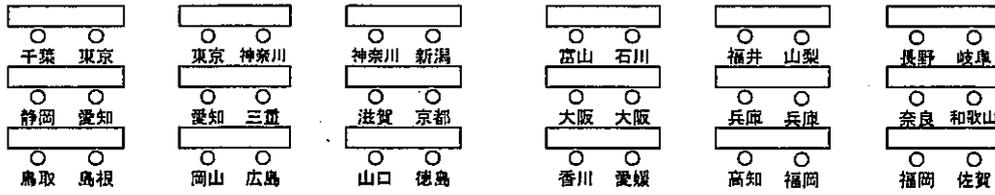
(24席)

(15席)



- 北海道 ○
- 北海道 ○
- 青森 ○
- 岩手 ○
- 宮城 ○
- 秋田 ○
- 山形 ○
- 福島 ○
- 茨城 ○
- 栃木 ○
- 群馬 ○
- 埼玉 ○

- 長崎
- 熊本
- 大分
- 宮崎
- 鹿児島
- 沖縄



随行者席

傍聴者席



出入口

(4728)

電話 ○

出入口

随行者受付 課長受付

## 労働衛生課長説明項目

### 1 高気圧作業安全衛生規則の改正

- (1) 施行時期等
- (2) 周知・啓発、減圧表の例

### 2 腰痛予防対策

- (1) 職場における腰痛予防対策指針に基づく指導、周知・啓発  
(腰痛予防対策講習会、事業場トップに対するセミナー等)

### 3 熱中症対策

- (1) 関係事業者等への指導
- (2) 休業者数の公表予定等

### 4 じん肺対策

- (1) 第8次粉じん障害防止総合対策
- (2) 粉じん障害防止規則等の改正及び今後の改正予定
- (3) 粉じん対策指導委員及び労働衛生指導医の実績報告

全国健康安全主務課長会議（平成27年2月19日（木））  
**電離放射線労働者健康対策室長説明項目**

1 原子力施設における放射線障害防止対策

- (1) 東電福島第一原発緊急作業従事者の放射線障害防止対策
  - ・ 監督指導等
  - ・ 緊急作業従事者の長期的健康管理
  - ・ 国の援助対象者に対するがん検診等の実施
  - ・ 健康相談窓口について
  - ・ 検討会について
- (2) 原子力施設における安全衛生管理体制の強化
- (3) 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究

2 除染関係作業における放射線障害防止対策

- (1) 除染等業務従事者の放射線障害防止対策
- (2) 除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止対策
- (3) 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度
- (4) 放射線障害防止対策に係る委託事業

## 産業保健支援室長説明項目

### 1 ストレスチェック制度

- (1) スケジュール及び制度の概要(制度の考え方、省令案の内容)
- (2) 平成27年度における対応
- (3) 医師、保健師向けマニュアルと研修
- (4) 地方局への伝達研修
- (5) 地産保における助成金事業
- (6) 電話相談とメール相談
- (7) その他広報

### 2 メンタルヘルス対策

- (1) 通知に基づく指導、産保センター等の活用

### 3 過重労働による健康障害防止対策

- (1) 通知に基づく指導
- (2) 過労死等防止対策推進法(啓発月間、調査研究)

### 4 産業保健総合支援事業

- (1) 産保事業の実績

## 5 健康管理手帳

- (1) 健康管理手帳の交付要件の見直し予定等

## 6 健康診断及び事後措置の実施徹底

- (1) 職場の健康診断実施強化月間

## 7 治療と職業生活の両立等の支援

- (1) 事例集（今年度委託事業の成果物）の配布、研修会の開催予定等

## 8 データヘルス

- (1) データヘルス計画の手引き

全国健康安全主務課長会議 (H27.2.19)  
計画課長説明 (要旨)

はじめに

1 労働災害防止対策

- 年間安全衛生業務計画の策定
  - ・管内の労働災害の発生状況等の分析を踏まえた局の重点対象の設定
  - ・監督課等関係部局との共同の検討、調整
  - ・行政効果の総和が最大になるよう他行政の集団指導等との連携
  - ・局署の年間安全衛生業務計画の調整に当たって十分な調整と確認

2 改正労働安全衛生法施行

- 改正労働安全衛生法の周知
  - ・H27.2.16 ストレスチェック制度、特別安全衛生改善計画、外国に立地する検査機関の登録に関する整備省令を労働政策審議会に諮問、審議中
  - ・H27 春 化学物質対策関係の政令、整備省令を諮問予定
- 特別安全衛生改善計画制度の運用
  - ・重大な労働災害に係る事業場の情報について企業全体情報への関連付け
  - ・指定対象の企業の本社又は関係事業場に対する立入調査の協力
- 安全衛生優良企業公表制度
  - ・H27.6 運用開始の予定。
  - ・都道府県労働局健康主務課において認定申請受付・審査業務
  - ・各種事業者団体などへの周知、管内の経済社会に大きな影響力のある主要な企業のトップへの申請の勧奨

### 3 過重労働防止対策

- 過労死等防止対策推進法の施行を受けての対応について
  - ・ 過労死等調査研究センターの調査への協力
- 今後の労働時間法制の在り方について
  - ・ H27.2.13 労働政策審議会労働条件分科会において報告書取りまとめ  
報告書には、長時間労働者における面接指導についての労働時間の客観的把握や、高度プロフェッショナル制度対象労働者の面接指導の強化といった労働安全衛生法に関連する内容も含まれる。

### 4 アスベスト訴訟対策

- 工場労働者型訴訟についての和解手続の周知を図るため、ポスター等による周知の協力
- 監督指導等の資料の保存・整理への配慮／関連する重要な情報の報告

### 5 的確な業務の推進に係る留意点

- 事業者以外の主体による労働災害防止対策の推進や安全衛生への意識付けについて（「安全衛生業務の推進について」5（4）（関連5（6）））
  - ・ 各地域における関係団体等との連携や、これらの機関を活用した多角的な労働災害防止対策等の推進
  - ・ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（中央労働災害防止協会への補助事業）の活用
  - ・ 都道府県庁の関連部局等との連携・情報共有を密にすること等により、広がりのある行政運営に努める
- 行政文書の適正な管理（「安全衛生業務の推進について」5（9））
  - ・ 文書の性格の異なる行政文書の種別ごとに区分
  - ・ 編綴及び廃棄する方法の規程の整備
- 情報漏えいの防止及び再発防止策（「安全衛生業務の推進について」5（10））
  - ・ 発送等業務担当者及び当該業務の管理者のダブルチェック等の漏洩防止の取組の徹底

## 6 予算

- 安全衛生関係の予算案の総額は196億7千万円（H26年度比7.5%の増）
  
- 職員旅費や庁費等の各都道府県労働局で執行する予算
  - ・ 各局の予算実行計画の作成に当たって、一層の経費削減と適切な執行

おわりに

全国健康安全主務課長会議  
安全課長説明項目

1 労働災害減少に向けた取組

(1) STOP! 転倒災害プロジェクト 2015

(2) 交通労働災害防止対策

(3) 災害増減の背景までを分析した対策

2 派遣労働者、外国人技能実習生対策

3 重点業種別の労働災害防止対策

(1) 製造業における労働災害防止対策

(2) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(3) 第三次産業における労働災害防止対策

全国健康安全主務課長会議

建設安全対策室説明項目

1 建設業対策

- (1) 建設業における労働災害発生状況
- (2) 足場からの墜落防災対策（安衛則の改正）
- (3) ハーネス型安全帯の普及
- (4) 建設工事関係者連絡会議
- (5) ずい道等建設工事における労働災害防止対策
- (6) 建設工事における安全衛生経費の確保対策
- (7) 土砂崩壊災害防止対策

2 東日本大震災復旧・復興工事対策

- (1) 東日本大震災復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (2) 東京電力原子力発電所における労働災害防止対策
- (3) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

3 林業における労働災害防止対策

全国健康安全主務課長会議  
主任中央産業安全専門官説明項目

1 登録機関等に対する的確な事務の実施

(1) 登録教習機関に対する監査指導について

(2) 登録機関の更新料金の誤徴収対策

(3) 登録機関の更新失念事案への対応

2 派遣労働者、外国人技能実習生の労働災害の適切な把握

3 行政文書管理の徹底について

平成 27 年 2 月 19 日

化学物質対策課

全国健康安全主務課長会議

化学物質対策課説明項目

1 衛生留意通達の中長期計画に基づく対策の推進

(1) はじめに

- ・平成 27 年度も化学物質対策は最重点の一つ

(2) リスクアセスメントの義務化に向けて【留意通達の記の 3 (6) ア】

- ・平成 28 年 6 月までに SDS 交付義務対象物質のリスクアセスメントが義務化
- ・平成 27 年度第 1 四半期には関係政省令や指針の改正等を予定

- ・有害な化学物質の代替化について

- －実際の現場では、「有害性が低い」ことが確認された物質ではなく、「有害性の有無が分からない」あるいは「有害性情報がない」物質に代替されることが多い
- －特別規則の対象であっても、有害性等が明確になっている物質を管理濃度以下で適切に管理し、ばく露防止措置を講じながら使用する方が健康障害のリスクは低い

- ・労働者の参画について

- －ラベル表示の義務対象物質を SDS 交付義務対象物質の範囲まで拡大
- －指針にも労働者の参画について明記
- －平成 27 年度にはラベル表示を活用した労働者への教育手法に係る委託事業を実施

- ・SDS の未交付事案への対応

- －業界内で広く義務対象物質に SDS が適切に交付されていなかった事案
- －本省においても業界団体への働きかけを開始
- －局から管内のメーカー等に広く周知を実施していただいている事例も (資料 2)

(3) 支援事業の活用【留意通達の記の3(6)】

- ・化学物質管理に関する相談窓口や無料の専門家派遣を実施(資料1)
- ・「コントロール・バンディング」の改良や好事例集も作成

(4) 危険有害性が不明の物質への対応【留意通達の記の3(6)エ】

- ・近年、近隣環境への配慮のために作業場を隔離することで、作業場内部が狭隘かつ密閉され、極めて高濃度な化学物質の蒸気や粉じんにはく露する事案が散見される
- ・明らかな有害性が知られているもの以外でも、急性中毒を起こした事例あり
- ・閉鎖された作業場で化学物質を取り扱う作業はリスクが高い

2 石綿による健康障害防止対策【留意通達の記の3(9)】

- ・都道府県等との連携の強化
- ・平成26年6月施行の改正石綿則及び技術指針に基づく措置の徹底

3 その他

(1) 爆発火災災害防止対策【留意通達の記の3(2)ウ】

- ・昨年中は監督も含め基本通達の見直しなどを実施

(2) 一酸化炭素中毒の防止について【留意通達の記の3(3)カ】

- ・「中毒・薬傷」に係る重大災害が増加傾向
- ・換気が不十分な場所での一酸化炭素中毒事案が半数近くを占める(資料3)
- ・ガイドラインのある建設業などに周知徹底を

H27. 2. 19  
化学物質評価室

全国健康安全主務課長会議  
化学物質評価室説明項目

- 1 今年度のリスク評価に係る法令改正
  - (1) 平成 26 年改正特化則 (11 物質) の関係事業者等への周知・指導等
  
  - (2) 改正がん原性指針の周知・指導等
  
- 2 今年度の化学物質のリスク評価結果
  - (1) ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーの評価結果と今後の予定 (法令改正)
  
  - (2) その他の物質の評価結果
  
- 3 有害物ばく露作業報告等リスク評価に関する留意事項
  - (1) 平成 28 年報告対象物質の周知
  
  - (2) 平成 27 年報告対象物質の処理・今後の予定 (入力処理、調査対象事業場選定)

全国健康安全主務課長会議（平成 27 年 2 月 19 日（木））

## 環境改善室長説明項目

1 職場における受動喫煙防止対策の現状

2 受動喫煙防止対策に関する最近の動向（改正安衛法の施行について）

3 受動喫煙防止対策に関する支援制度

4 都道府県、関係業界との連携

5 その他

全国健康安全主務課長会議  
計画課調査官発言（要旨）

平成 27 年 2 月 19 日（木）  
16:25～16:45（20 分）

1 12 次防に基づく計画的な取り組みについて

（1）PDCA に基づく運用

（2）27 年度中間評価と見直し、本省報告

2 安全衛生優良企業公表制度について

（1）制度の概要

（2）制度の運営上の留意点

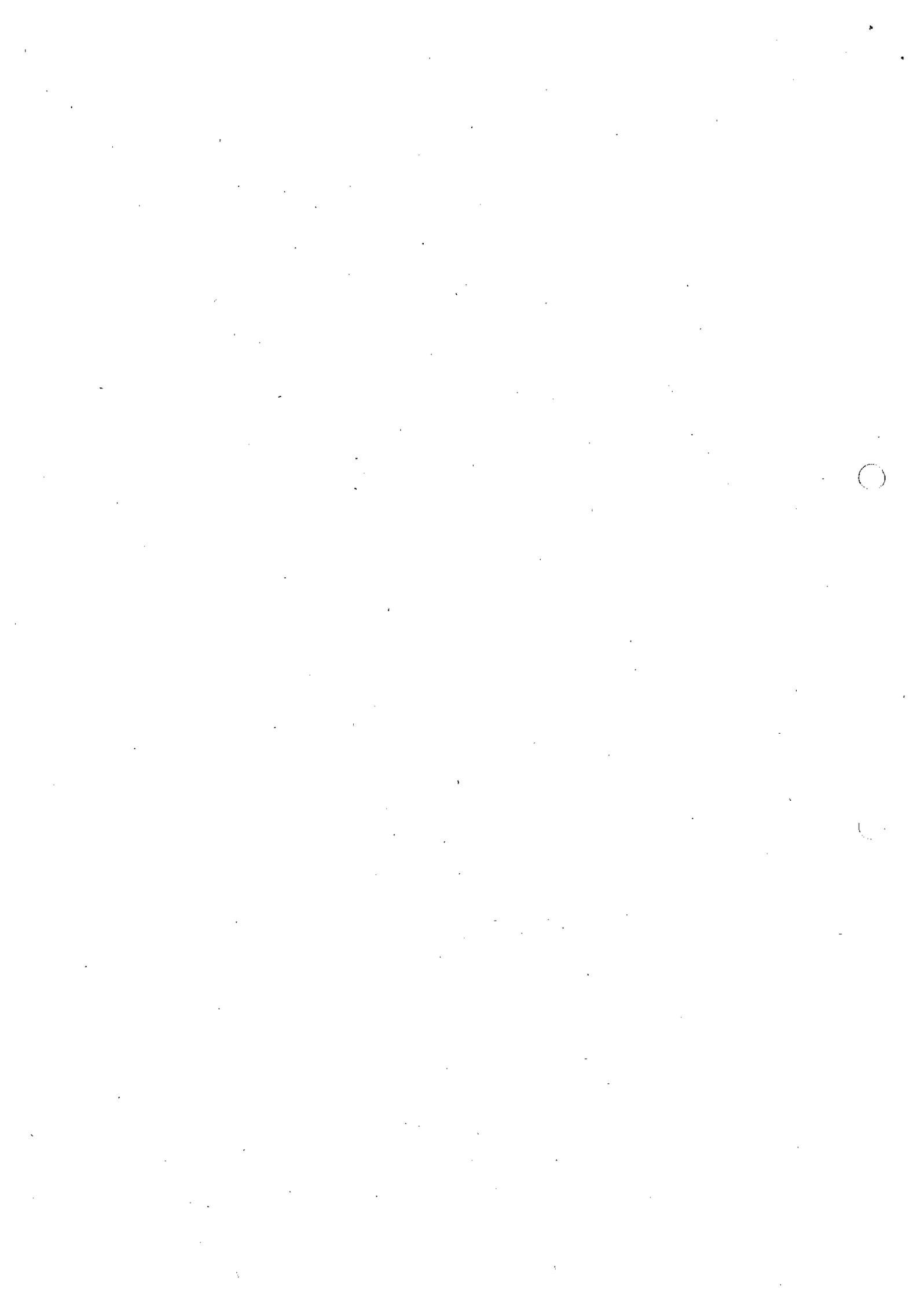
（3）制度の積極的な PR と制度の魅力を高める取り組み

3 特別安全衛生改善計画制度について

（1）制度の概要

（2）制度運営上の留意点

（3）企業の関心事項



# 全国健康安全主務課長会議資料

平成27年2月19日（木）

労働基準局安全衛生部労働衛生課



# 目次

- 1 改正高気圧作業安全衛生規則リーフレット・・・・・・・・・・ P 1
- 2 平成 26 年粉じん障害防止規則改正リーフレット・・・・・・・・ P 5
- 3 鋳物工場における砂型造形作業に係る調査研究報告・・・・・・・・ P 6
- 4 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について・・・・・・・・ P 8
- 5 治療を受けながら安心して働き続けることができる職場づくり 検討事例集（案）（抄）・・・・・・・・ P 35
- 6 データヘルス計画 作成の手引き（抜粋）・・・・・・・・ P 36
- 7 電離放射線健康診断実施状況等・・・・・・・・ P 50
- 8 法 88 条に基づく計画届・・・・・・・・ P 53
- 9 東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状・・ P 54
- 10-1 東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組・・ P 55
- 10-2 東電福島第一原発緊急作業従事者登録証イメージ・・ P 56
- 11 東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況・・・・・・・・ P 57
- 12 健康相談窓口周知用リーフレット・・・・・・・・ P 62

13	東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会 開催要綱	P 64
14	東電福島第一原発等施設内での労災被災者への対応強化への支援	P 66
15	除染等業務に係る作業現場に対する監督指導・個別指導付表取りまとめ	P 67
16	事業者団体による除染等事業に従事する労働者の被ばく線量の一元化	P 68
17-1	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導	P 69
17-2	東電福島第一原発作業員等に係る放射線関連情報の国際発信の強化	P 70
18	受動喫煙防止対策に関する事業場の取組状況	P 71
19	職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の支援事業	P 72
20	受動喫煙防止対策支援制度 都道府県別利用状況	P 73

平成27年4月1日から、新たな減圧方法を取り入れた  
**改正高気圧作業安全衛生規則**  
が施行されます

厚生労働省では、高圧作業や潜水業務などでの新たな減圧方法に対応するため「高気圧作業安全衛生規則」（以下「高圧則」）を改正し、平成27年4月1日から施行します。

今回の改正では、呼吸用ガスとして酸素と呼吸用不活性ガスを混合した「混合ガス」にも対応した規定となりました。また、減圧停止時間は事業者が状況に応じて計算し、より安全な方法を設定することとなります。

あわせて、労働者の負担がより少ない作業方法の確立や作業環境の整備に努めることを、事業者の責務として規定しました。

事業者の皆さまは、改正高圧則に基づき、労働者の健康障害防止のための措置を講じるよう、お願いします。

**改正高圧則の主な変更点**

- 1 作業計画の作成に関する措置
- 2 呼吸用ガス分圧の使用制限
- 3 酸素ばく露量の制限
- 4 減圧停止時間に関する規制の見直し
- 5 その他

※詳しくは、「高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「施行通達」という）を参照ください。

# 1 作業計画の作成

## 作業計画（第12条の2）

事業者は、高圧室内業務や潜水業務を行うときは、あらかじめ下記の事項について、作業計画を定め、その作業計画に基づいて作業を行うとともに、計画を労働者に周知しなければなりません。

### 高圧室内業務で定めるべき事項

- ① 作業室または気こう室へ送気する気体の成分組成
- ② 加圧を開始する時から減圧を開始する時までの時間
- ③ 高圧室内業務での最高の圧力
- ④ 加圧と減圧の速度
- ⑤ 減圧停止圧力とその圧力下の減圧停止時間

### 潜水業務で定めるべき事項

- ① 潜水作業者に送気やボンベに充填する気体の成分組成
- ② 潜降の開始時から浮上の開始時までの時間
- ③ 潜水業務での最高の水深の圧力
- ④ 潜降と浮上の速度
- ⑤ 浮上停止水深圧力とその圧力下の浮上停止時間

# 2 呼吸用ガス分圧の制限

## ガス分圧の制限（第15条）

事業者は、呼吸用ガスの酸素、窒素、二酸化炭素の分圧を以下の表の範囲内に収まるようにしなければなりません。

酸素	18キロパスカル以上160キロパスカル以下※
窒素	400キロパスカル以下
二酸化炭素	0.5キロパスカル以下

※ただし、気こう室内で高圧室内作業者に減圧を行う場合、潜水者が溺水しないような措置を講じて浮上を行わせる場合には、酸素の分圧は220キロパスカル以下まで認められます。

### 3 酸素ばく露量の制限

#### 酸素ばく露量の制限（第16条） 酸素ばく露量の計算方法（告示※第2条）

※ 高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等（以下、告示は全て同じ告示）

事業者は、高圧室内作業や潜水作業の酸素ばく露量（単位：UPTD）を

- ① 1日については600
- ② 1週間については2,500

を超えないようにしなければなりません。

例1：酸素ばく露量の合計は2,500に収まっているものの、2日目~~が~~600を越えているため違反です。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目		合計
酸素ばく露量	300	<del>700</del>	100	350	600	300	休	2,350

例2：全ての日において酸素ばく露量は600に収まっているものの、合計が2,500を越えているため違反です。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目		合計
酸素ばく露量	200	600	400	350	600	500	休	<u>2,650</u>

### 4 減圧停止時間に関する規制の見直し

#### 減圧の速度等（第18条） 厚生労働大臣が定める区間等（告示3条）

旧高圧則では、呼吸に使用する気体を空気と想定し、単一の減圧表に基づき、減圧停止時間などを確認し、減圧管理を行っていましたが、今回の改正では、空気以外の混合ガスにも対応するため、旧高圧則別表の減圧表を廃止し、代わりに減圧停止時間を求める計算式を導入しました。

具体的には、ある区間ごとに、その区間の不活性ガス（窒素とヘリウム）の分圧を計算式によって求め、その値がその区間で人体が許容できる最大の不活性分圧を超えないように、減圧停止圧力や減圧停止時間を事業者が自ら設定します。

※具体的な計算式などの詳細については、告示、施行通達を参照してください。

### 5 その他

今回の改正では、このほかに、高圧則で用いる用語の定義や、準用規定など、所要の改正を行いました。詳細については、施行通達と告示でご確認ください。

なお、条文の項番号については、一部これまでのものから変更があるため、注意して下さい。

## 6 改正高圧則についてのQ&A

**Q：なぜ高圧則を改正したのですか？**

**A：**圧気工事や潜水に使用する呼吸用ガスに、空気ではない混合ガスを使用する技術などの新技術や新しい知見を取り入れるため、高圧則を改正することになりました。

**Q：新しい減圧表はないのですか？**

**A：**今回の改正では、減圧表を廃止し、計算式による規制としたため、高圧則に新しい減圧表はありません。

**Q：ダイブコンピューターを使用して減圧の管理などを行うことはできますか？**

**A：**ダイブコンピューターを使用して加圧や減圧の管理を行うことは、計算された減圧停止時間などが法令の規定を満たすものであれば可能です。

**Q：改正にあわせて、新たに作業計画書を作成しなければなりませんか？**

**A：**事業者が、既に作業手順などを定めた書面を作成していて、その書面に法令に定める記載しなければならない事項が全て含まれている場合は、新たに作業計画を作成する必要はありません。

## 7 問い合わせ先

お近くの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

労働局 所在地

検索

または

労基署 所在地

検索

高圧則、告示、施行通達の詳細は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

厚生労働省ホームページ

「所管の法令等」→「所管の法令・告示・通達等」→「厚生労働省法令等データベースサービス」の画面で検索できます。

(平成27年2月)

屋外で岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業を行う事業者・作業員の方へ

## 平成26年7月31日から、**屋外**での 岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も 呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※1を使用した岩石※2・鉱物※3の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※4・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※5を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

※1 研磨材を使うものに限る

※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの

※3 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石膏など）

※4 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む

※5 国家検定に合格したもの

### 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

#### 【従来】

屋内で行う場合に限り、  
有効な呼吸用保護具  
(防じんマスク) が必要

#### 【平成26年7月31日以降】

作業場所（屋内・屋外）に  
かかわらず必要



詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成26年7月

## 鋳物工場における砂型造形作業に係る調査研究報告について

平成25年度～ 厚生労働科学研究 研究代表者 早稲田大学 名古屋俊士

### 1. 調査の目的

現在は粉じん障害防止規則における「粉じん作業」に指定されていない「鋳物工場における砂型造形作業」に係る粉じんばく露リスク調査を行う。

### 2. 調査の概要

#### ○調査対象作業

鋳物製品の枠に砂を詰め、型をとる作業（＝砂型造形作業）

#### ○調査場所

砂型造形作業場として、手込め作業、半自動造形作業又は自動造形作業を行っている18事業場

#### ○調査方法

- ・「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」に基づき調査を実施。
- ・作業者の肩に粉じん計を固定し、作業者のばく露濃度を測定。  
（一部は作業者の近傍位置における粉じん濃度を測定。）
- ・作業者の近傍位置に粉じん計を設置し、環境濃度を測定。
- ・作業1回につき最低10分間以上測定。
- ・調査件数は45件。

### 3. 調査結果

作業内容	管理濃度超えの割合	
手込め作業	81.0%	(17/21件)
半自動造形作業	93.3%	(14/15件)
自動造形作業	66.7%	(6/9件)
計	82.2%	(37件/45件)

#### 4. 調査結果を踏まえた方針

本調査によれば、管理濃度を超える砂型造形作業の割合は82.2%であり、作業方法によらず、ほとんどの作業でばく露濃度が作業管理濃度を上回っていた。

「鋳物工場における砂型造形作業」は、手込め作業に代表されるように、作業者の呼吸域上部の鋳物砂供給用落とし口から、鋳物砂を作業者の手元の鋳型枠に落とすため、粉じんにはく露する機会が多い作業となる。

そのため、じん肺健康診断の受診など、鋳物工場における他の製造作業と同様の対策を講じることが適切な措置と考える。

ただし、砂型造形作業は、その作業形態から、外付け式フード等の局所排気装置を用いた防じん対策が困難であると考えられ、衛生工学的な対策の導入などにより粉じん濃度を管理濃度以下に低減することは容易でないため、有効な呼吸用保護具を着用することが適切な措置と考える。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 改正労働安全衛生法に基づく ストレスチェック制度について

～ 法律、省令（労働政策審議会諮問）、  
指針（パブリックコメント）より ～

# 労働安全衛生法の改正（平成26年5月25日公布）

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための改正

## 1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

## 2. ストレスチェック及び面接指導の実施

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者の義務付け（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

## 3. 受動喫煙防止措置の努力義務

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

## 4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができる。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

## 5. 第88条第1項に基づく届出の廃止

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

## 6. 電動ファン付呼吸用保護具の型式検定

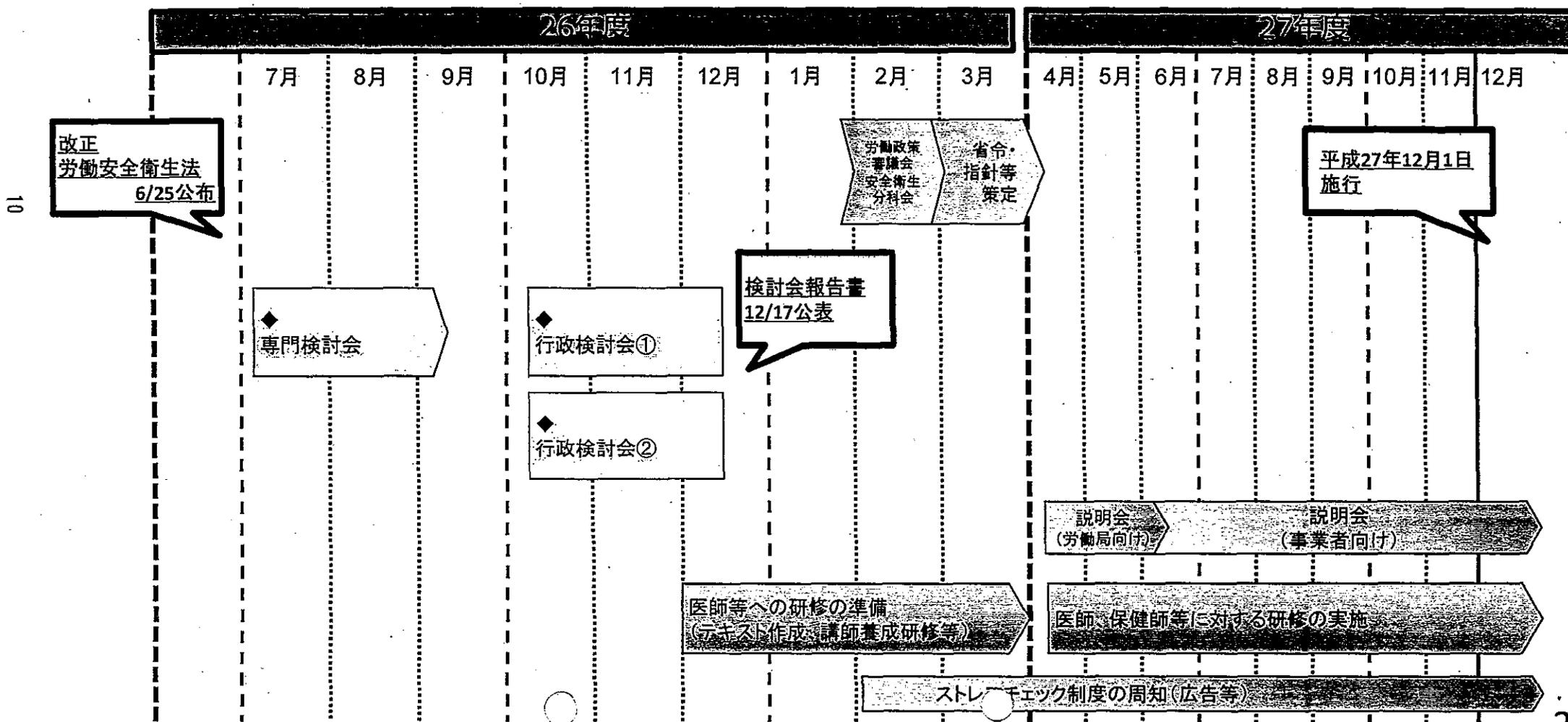
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

## 7. 外国に立地する検査機関の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるとする。

# ストレスチェック制度施行に向けた取組と今後の予定

- 平成27年12月1日の施行に向けて、ストレスチェック制度の具体的な運用方法について検討を行った。
  - ◆ストレスチェック項目等に関する専門検討会(7月7日～9月9日)
  - ◆行政検討会①(ストレスチェック項目、実施方法、面接指導方法などについて)(10月10日～12月15日)
  - ◆行政検討会②(同意の取得、不利益取扱い、情報管理などについて)(10月3日～12月15日)
- 平成27年3月を目途に省令・指針等を公布する予定。
- また、平成26年度には医師等への研修の準備(マニュアル作成、講師養成研修)、平成27年度は説明会、医師等への研修の開催を予定している。



# ストレスチェック制度の創設

## ストレスチェックの実施等が事業者の義務となる

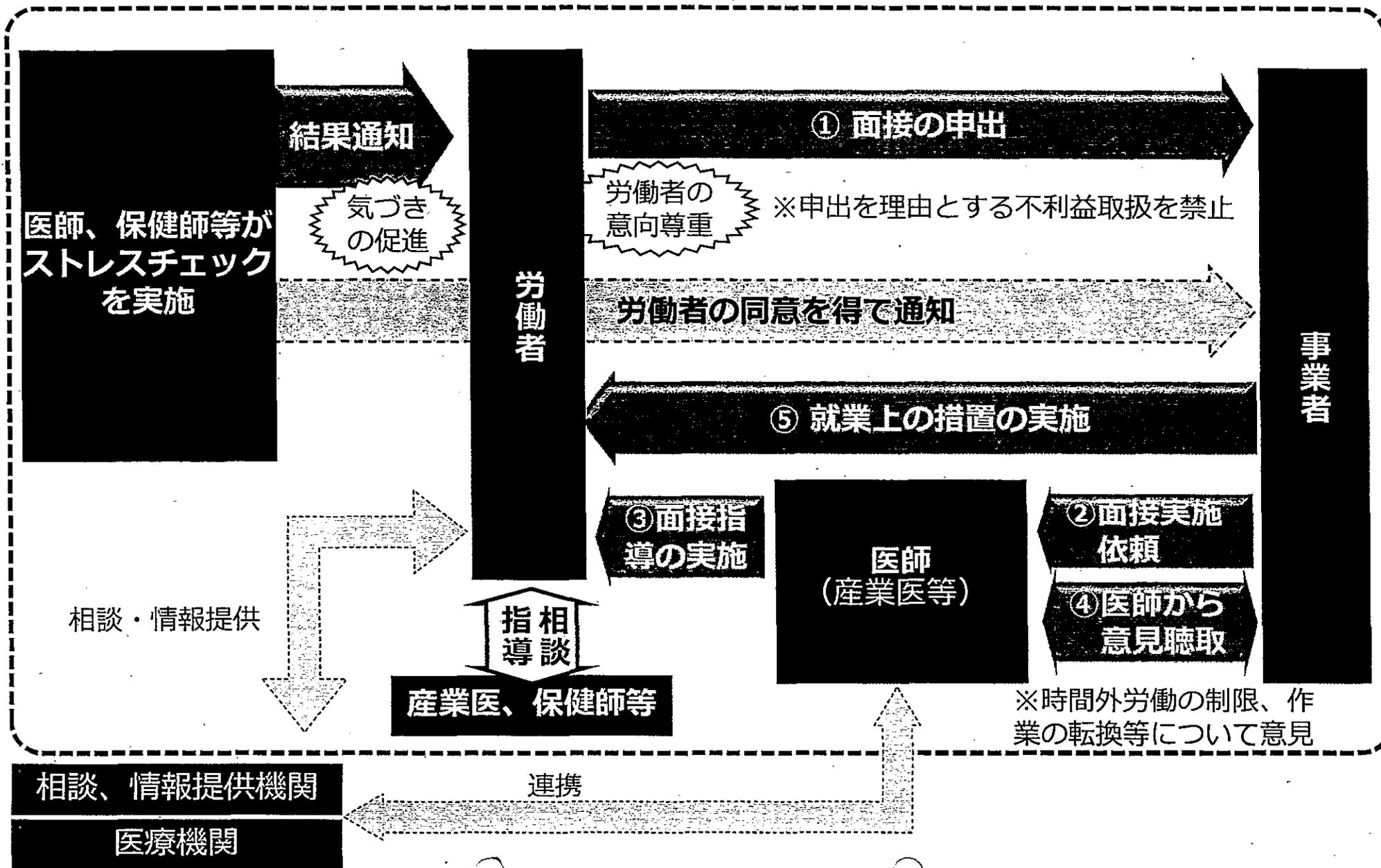
■施行日 平成27年12月1日

本制度の目的

- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者を提供することは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

# ストレスチェック制度の流れ



## ■ ストレスチェック制度の基本的な考え方

新たに創設されたストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を目的としたものであり、事業者は、各事業場の実態に即して実施される二次予防及び三次予防も含めた労働者のメンタルヘルスケアの総合的な取組の中に本制度を位置付け、取組を継続的かつ計画的に進めることが望ましいこと。  
(指針案概要)

## ■ ストレスチェック制度の実施に当たっての留意事項

事業者、労働者、産業保健スタッフ及び医療従事者等の関係者が、次に掲げる事項に留意した上で、互いに協力・連携しつつ、ストレスチェック制度をより効果的なものにするよう努力していくことが重要であること。

- ① 全ての労働者がストレスチェックを受検することが望ましいこと。
- ② 面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、できるだけ申出を行い、医師による面接指導を受けることが望ましいこと。
- ③ ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、事業者は、できるだけこれらを実施することが望ましいこと。  
(指針案概要)

# ストレスチェック制度の導入

## ■ 衛生委員会等における調査審議

第18条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項 (安衛法)

第22条 法第18条第1項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。 (安衛則)

○ 事業者は、ストレスチェック制度に関する基本方針を表明した上で、衛生委員会等において、ストレスチェック制度について調査審議を行わせることが必要であること。

○ 調査審議に当たっては、ストレスチェック制度の実施体制、実施方法及び不利益取扱いの防止等の事項を含めるものとすること。また、事業者は、当該調査審議の結果を踏まえ、法令に則った上で、当該事業場におけるストレスチェック制度の実施に関する規程を定め、これをあらかじめ労働者に対して周知すること。 (指針案概要)

# ストレスチェック制度の導入

## ■ ストレスチェック制度の実施体制の整備

- ストレスチェック制度は事業者の責任において実施するものであり、事業者は、実施体制の整備に当たって、衛生管理者又は事業場内メンタルヘルス推進担当者に担当させ、当該事業場の産業医等の助言又は指導を得ながら、実施計画の策定及び実施の管理等の実務を行わせることが望ましいこと。

(指針案概要)

事業者

ストレスチェック制度の実施責任  
方針の決定

ストレスチェック制度担当者

(衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者など)

ストレスチェック制度の実施計画の策定  
実施の管理 等

実施者(産業医など)



実施事務従事者

(産業保健スタッフ、事務職員など)

ストレスチェックの実施(企画及び結果の評価)  
面接指導の実施

実施者の補助(調査票の回収、データ入力等)

# ストレスチェックの実施

## ■ ストレスチェックの実施方法

第66条の10 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。（安衛法）

○ 事業者は、常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回、定期的に、次の事項について検査を行うこと。

- ・ 職場におけるストレスの原因に関する項目
- ・ ストレスによる心身の自覚症状に関する項目
- ・ 職場における他の労働者による支援に関する項目

（省令案概要）

○ ストレスチェックは、ストレス要因、心身のストレス反応及び周囲の支援に関する3つの領域に係る項目が含まれている調査票を用いて行うこと。調査票は、事業者の判断により選択することができるものとするが、「職業性ストレス簡易調査票」を用いることが望ましいこと。

○ ストレスチェックの結果、心身のストレス反応の評価点数が高い者又は心身のストレス反応の評価点数が一定以上であって、ストレス要因及び周囲の支援の評価点数が著しく高い者を高ストレス者として選定すること。

（指針案概要）

# 「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

**A** あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない
2. 時間内に仕事が処理しきれない
3. 一生懸命働かなければならない
4. かなり注意を集中する必要がある
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
7. からだを大変よく使う仕事だ
8. 自分のペースで仕事ができる
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
12. 私の部署内で意見のくい違いがある
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない
14. 私の職場の雰囲気は友好的である
15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない
16. 仕事の内容は自分にあっている
17. 働きがいのある仕事だ

**B** 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 活気がわいてくる | 7. ひどく疲れた     |
| 2. 元気がいっぱいだ | 8. へとへとだ      |
| 3. 生き生きする   | 9. だるい        |
| 4. 怒りを感じる   | 10. 気がはりつめている |
| 5. 内心腹立たしい  | 11. 不安だ       |
| 6. イライラしている | 12. 落ち着かない    |

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 13. ゆううつだ        | 22. 首筋や肩がこる   |
| 14. 何をするのも面倒だ    | 23. 腰が痛い      |
| 15. 物事に集中できない    | 24. 目が疲れる     |
| 16. 気分が晴れない      | 25. 動悸や息切れがする |
| 17. 仕事が手につかない    | 26. 胃腸の具合が悪い  |
| 18. 悲しいと感じる      | 27. 食欲がない     |
| 19. めまいがする       | 28. 便秘や下痢をする  |
| 20. 体のふしぶしが痛む    | 29. よく眠れない    |
| 21. 頭が重かったり頭痛がする |               |

**C** あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

1. 上司
  2. 職場の同僚
  3. 配偶者、家族、友人等
- あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？
4. 上司
  5. 職場の同僚
  6. 配偶者、家族、友人等

あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？

7. 上司
8. 職場の同僚
9. 配偶者、家族、友人等

**D** 満足度について

1. 仕事に満足だ
2. 家庭生活に満足だ

【回答肢(4段階)】

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| A | そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう                 |
| B | ほとんどなかった/ときどきあった/しばしばあった/ほとんどいつもあった |
| C | 非常に/かなり/多少/全くない                     |
| D | 満足/まあ満足/やや不満足/不満足                   |

※労働省委託研究「労働の場におけるストレス及びその健康影響に関する研究」(平成7年度～11年度)(班長 加藤正明)

# ストレスチェックの実施

## ■ ストレスチェックの実施者等

第66条の10 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。（安衛法）

○ 医師又は保健師のほか、厚生労働大臣が定める一定の研修を修了した看護師又は精神保健福祉士とすること。

○ 検査を受ける労働者について、解雇等の直接的な人事権を持つ監督者は、検査の実施の事務に従事してはならないこととすること。（省令案概要）

○ ストレスチェックを実施した医師等（以下「実施者」という。）は、調査票の選定及び高ストレス者の選定基準等について事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認すること。

○ 調査票の配布又は回収等の実施の事務は実施者が直接行う必要はなく、実施事務従事者に行わせることができること。

○ 事業者は、実施者に対し、労働者のストレスチェックの受検の有無を確認し、受検していない労働者に対して受検を勧奨することができること。

（指針案概要） 1c

## ■ ストレスチェック結果の通知

### 第66条の10

2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者<sub>(安衛法)</sub>に提供してはならない。

19 ○ 検査結果は、検査の実施者から、遅滞なく、労働者に通知されるようにしなければならないこととする。 (省令案概要)

○ ストレスチェックの結果の通知に当たっては、結果のほか、セルフケアに関する助言・指導、面接指導の申出窓口及び方法並びに申出窓口以外の相談窓口も通知させることが望ましいこと。

○ 事業者は、実施者にストレスチェックの結果を労働者に通知させるに当たっては、封書又は電子メール等で当該労働者に直接通知させる等、結果を当該労働者以外が把握できない方法で通知させなければならないこと。

(指針案概要)

# ストレスチェックの実施

## ■ ストレスチェック結果の事業者への提供に関する同意取得

### 第66条の10

2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。(安衛法)

○ 検査の結果を事業者に提供することについての労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならないこととすること。(省令案概要)

○ 事業者は、ストレスチェックの実施前又は実施時に労働者の同意を取得してはならないこととし、結果通知後に個別に同意を取得しなければならないこと。

○ 面接指導の申出があった場合には、その申出をもって同意がなされたものとみなして差し支えないこと。(指針案概要)

同意取得のタイミング

× 実施前(実施前にメールで確認等)

× 実施時(調査票に同意の有無のチェック欄を設ける等)

○ 結果を個々人に通知後

× 同意しない旨の申出がない限り、同意したとみなす方法

## ■ ストレスチェック結果通知後の対応

- 実施者は、面接指導の対象となる労働者の要件に該当する労働者に対して、面接指導の申出を行うよう勧奨することができることとすること。

(省令案概要)

- ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者のうち、面接指導の申出を行わない労働者に対しては、実施者が、申出の勧奨を行うことが望ましいこと。

- 事業者は、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者に対して、相談の窓口を広げ、相談しやすい環境を作ることで、高ストレスの状態では放置されないようにする等適切な対応を行う観点から、当該事業場の産業医等と連携しつつ、保健師又は看護師等による相談対応を行う体制を整備することが望ましいこと。

(指針案概要)



# ストレスチェックの実施

## ■ ストレスチェック結果の記録・保存

○ 事業者は、労働者の同意を得て、検査の結果を把握した場合には、当該結果の記録を作成し、5年間保存しなければならないこととする。それ以外の場合には、事業者は、検査を行った実施者による検査結果の記録の作成及び検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならないこととする。 (省令案概要)

○ ストレスチェックの結果を事業者に提供することについて労働者の同意が得られていない場合であっても、事業者は、実施者によるストレスチェックの結果の記録の作成及び当該実施者を含む実施事務従事者による当該記録の保存が適切に行われるよう、記録の保存場所、保存期間の設定及びセキュリティの確保等必要な措置を講じる必要があること。記録の保存は実施者が行うことが望ましく、それが困難な場合には、事業者が指名した実施事務従事者が行うことが望ましいこと。また、記録は5年間保存することが望ましいこと。 (指針案概要)

本人が同意し事業者に提供された結果



事業者が5年間保存(義務)

本人が同意せず実施者が保有する結果



実施者が5年間保存(望ましい)

事業者は保存が適切に行われるよう必要な措置(義務)

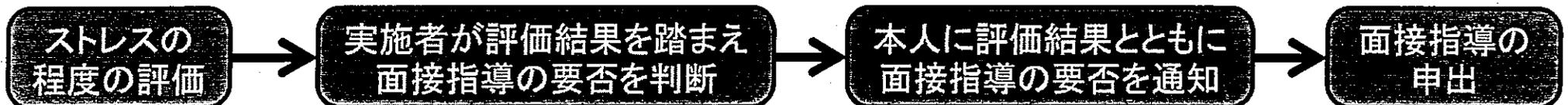
## 面接指導の対象者の要件

### 第66条の10

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。  
(安衛法)

23 ○ 検査の結果、ストレスの程度が高い者であって、検査を行った実施者が面接指導の実施が必要と認めたものとすること。  
(省令案概要)

○ 事業者は、申出をした労働者が面接指導の対象となる者かどうかを確認するため、当該労働者からストレスチェックの結果を提出させる方法のほか、実施者に当該労働者の要件への該当の有無を確認することができること。  
(指針案概要)



# 面接指導の実施

## ■ 面接指導の実施方法等

### 第66条の10

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、医師による面接指導を行わなければならない。  
(安衛法)

- 労働者が検査の結果の通知を受けた後、**面接指導の申出を遅滞なく行うとともに、事業者は、申出があったときは、遅滞なく、面接指導を実施しなければならないこととする**こと。
- 医師は、面接指導を行うに当たっては、当該労働者の勤務の状況や心理的な負担の状況等を確認することとする。  
(省令案概要)

## 面接指導の実施

### ■ 面接指導の結果の記録

#### 第66条の10

4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。 (安衛法)

○ 事業者は、面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならないこととする。 (省令案概要)

### ■ 医師の意見聴取

#### 第66条の10

5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。 (安衛法)

○ 面接指導の結果に基づく医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならないこととする。 (省令案概要)

○ 事業者が医師から必要な措置についての意見を聴くに当たっては、面接指導実施後遅滞なく、就業上の措置の必要性の有無、講ずべき措置の内容及び職場環境の改善その他の必要な措置に関する意見を聴くこと。 (指針案概要)

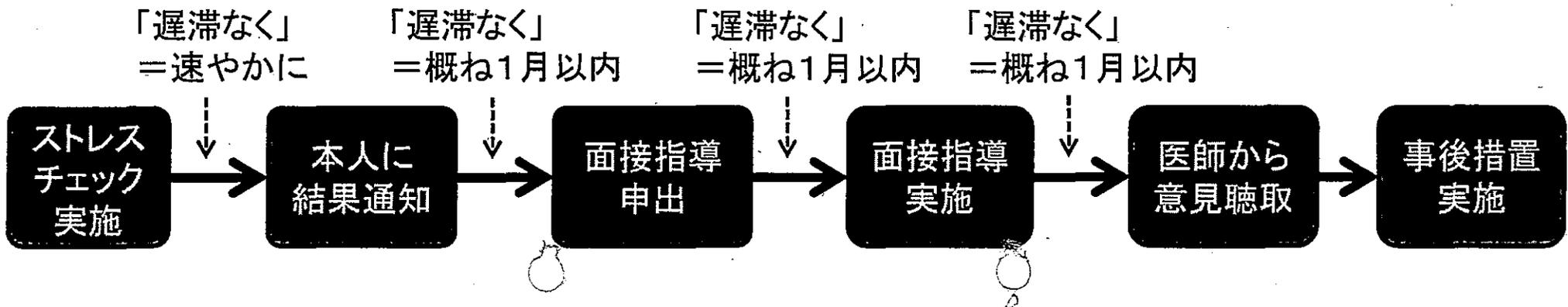
## ■ 就業上の措置の実施

### 第66条の10

6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。(安衛法)

- 事業者が労働者に対して面接指導の結果に基づく就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じて、その労働者の了解が得られるよう努めるとともに、労働者に対する不利益な取扱いにつながらないように留意しなければならないこと。

(指針案概要)



## ■ 集団ごとの集計・分析の実施等

- 事業者は、実施者に、検査の結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めるとともに、当該分析結果を勘案し、必要があると認めるときは、その集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。  
(省令概要案)

- 事業者は、実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析させた場合には、その結果に基づき、記録を作成し、これを5年間保存することが望ましいこと。
- 事業者が集団ごとの集計・分析の結果に基づく措置を検討するに当たっては、管理監督者による日常の職場管理、労働者からの意見聴取及び産業保健スタッフによる職場巡視等で得られた情報も勘案し、勤務形態又は職場組織の見直し等の様々な観点から措置を講ずることが望ましいこと。
- 集団ごとの集計・分析の結果を事業者に提供するに当たっては、集計・分析の単位が10人を下回る場合には、全ての労働者の同意を取得しない限り、事業者の結果を提供してはならないこと。

(指針案概要)

## 不利益な取扱いの防止

### ■ 法の規定により禁止されている不利益な取扱い

#### 第66条の10

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。 (安衛法)

28

- 事業者は、労働者が面接指導の申出をしたことを理由とした不利益な取扱いをしてはならず、ストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いについても、当然にこれを行ってはならないこと。

(指針案概要)

### ■ 禁止されるべき不利益な取扱い

- 事業者は、ストレスチェックを受けないこと、ストレスチェック結果の提供に同意しないこと又は面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱いを行ってはならないこと。
- 事業者は、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの等法令上求められる要件を満たさない不利益な取扱いを行ってはならないこと。
- 事業者は、面接指導の結果を理由として、解雇、契約の不更新、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換若しくは職位の変更又は労働関係法令に違反する措置を行ってはならないこと。

(指針案概要)

## ■ 守秘義務

第104条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。 (安衛法)

- 事業者が、監督的地位にある者以外の者であって労働者の解雇、昇進又は異動の人事を担当する職員をストレスチェックの実施の事務に従事させる場合には、守秘義務があること及び実施者の指示により行う事務であることを当該職員に周知させなければならないこと。 (指針案概要)

### 人事を担当する職員

人事・総務課長  
人事課長

人事課長  
人事課長

ストレスチェックの実施の事務への従事禁止

ストレスチェックの実施の事務への従事可能

※ただし、上司を含めて他の者に情報を漏らすことは禁止(罰則あり)

## ■ その他の情報取扱い上の留意点

(事業者へ提供するストレスチェック結果の範囲)

- 事業者へのストレスチェック結果の提供についての労働者の同意が得られた場合には、実施者は、事業者に対して当該労働者に通知する情報と同じ範囲内の情報についてストレスチェック結果を提供することができること。

(ストレスチェック結果等の共有範囲)

- 事業者は、本人の同意により事業者へ提供されたストレスチェックの結果を、当該労働者の健康確保のための就業上の措置に必要な範囲を超えて、当該労働者の上司又は同僚等に共有してはならないこと。
- 集団ごとの集計・分析の結果は、当該集団の管理者等の評価にもつながり得るため、事業場内で制限なく共有してはならないこと。

(生データ等の提供制限)

- 面接指導の結果に関する情報を医師が事業者へ提供するに当たっては、就業上の措置を実施するため必要な情報に限定して提供しなければならないこととし、診断名、検査値若しくは具体的な愁訴の内容等の生データ又は詳細な医学的情報は事業者へ提供してはならないこと。

(指針案概要)

# 産業医の役割と外部委託する場合の留意事項

## ■ ストレスチェック制度における産業医の役割

第13条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。 (安衛法)

○ 産業医の職務に、ストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することを追加。 (省令案概要)

○ 産業医がストレスチェックや面接指導を実施する等、産業医が中心的役割を担うことが望ましいこと。 (指針案概要)

## ■ 外部機関にストレスチェック等を委託する場合の留意事項

○ 外部機関において、ストレスチェック又は面接指導を適切に実施できる体制及び情報管理が適切に行われる体制が整備されているか等について、事前に確認することが望ましいこと。 (指針案概要)

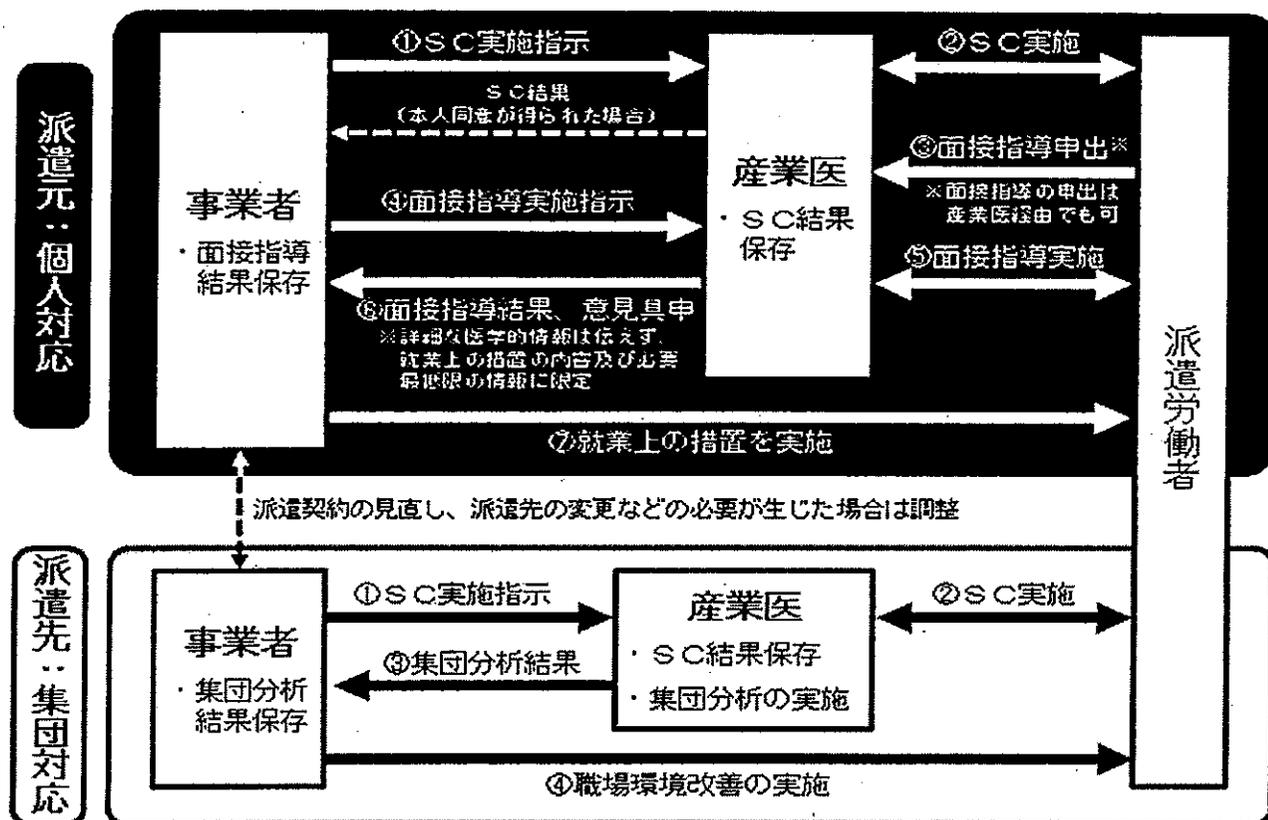
# 派遣労働者に関する留意事項

## ■ 派遣労働者に関する留意事項

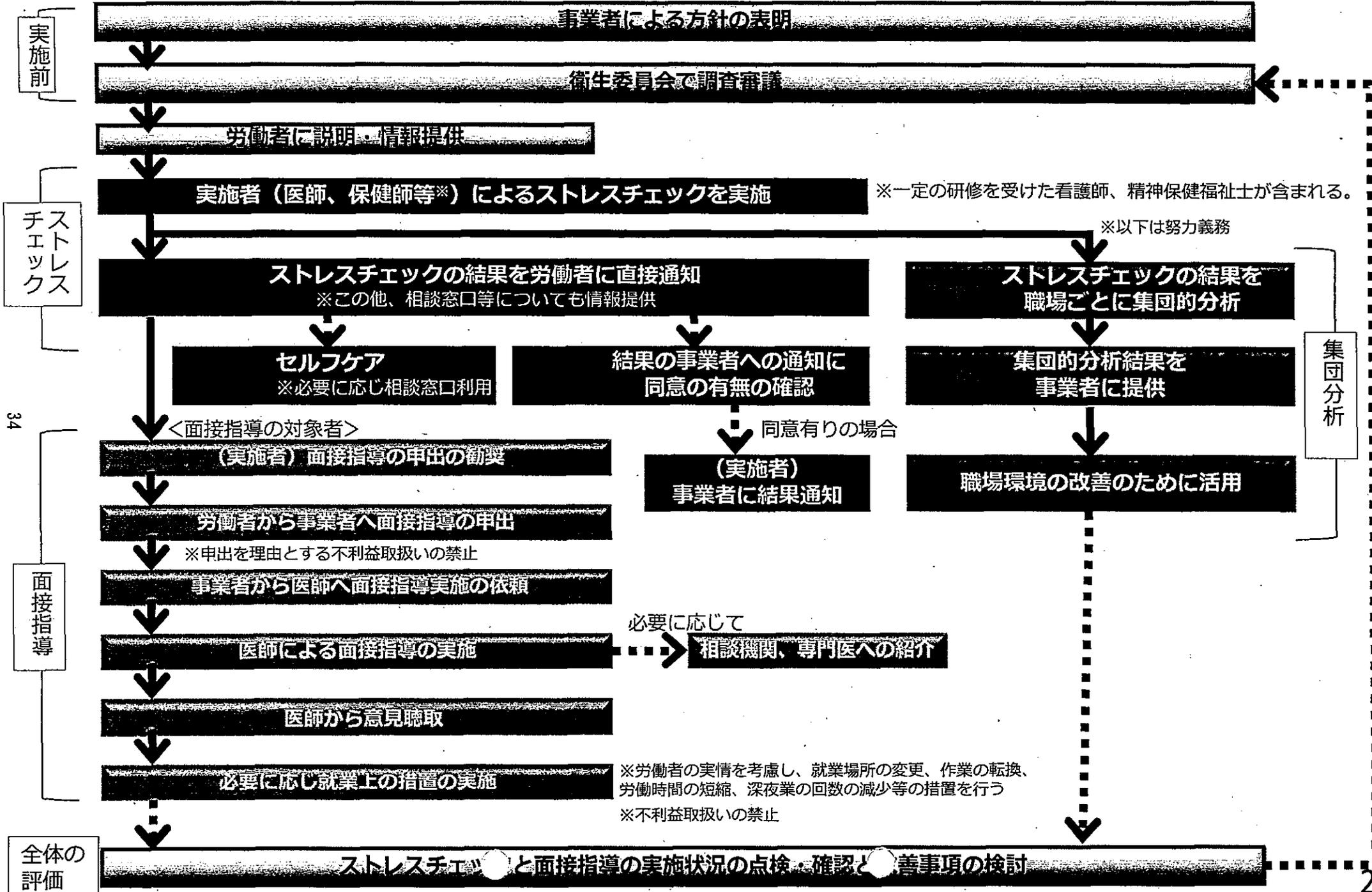
- 派遣労働者に対するストレスチェック及び面接指導については、**派遣元事業者に実施義務**があること。
- 集団ごとの集計・分析については、職場単位で実施することが重要であることから、**派遣先事業者において実施することが望ましいこと**。
- 派遣元事業者が、派遣労働者に対して就業上の措置を講じるに当たっては、必要に応じて派遣先事業者と連携し、適切に対応することが望ましいこと。

(指針案概要)

＜産業医が実施者となる場合の例＞



# ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

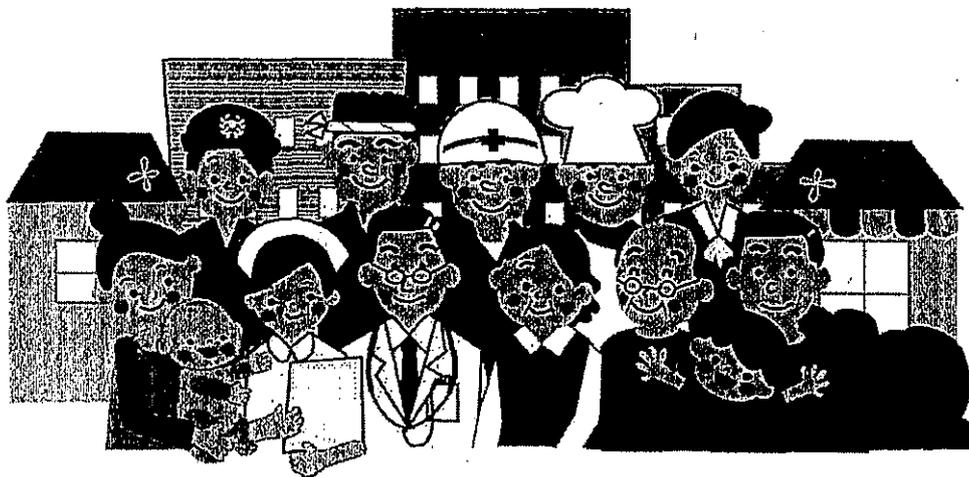


平成 26 年度厚生労働省委託事業「治療と職業生活の両立等支援対策事業」

治療を受けながら安心して働き続けることができる職場づくり

検討事例集(オク)

モデル事業参加企業 10 社の両立支援マニュアル  
にみる取組みのポイント



厚生労働省

# データヘルス計画 作成の手引き

厚生労働省 保険局  
健康保険組合連合会



平成26年12月

---

---

## まえがき

---

---

超高齢社会が急速に進展している我が国では、生活習慣の変容などに伴う疾病構造の変化に対応した取組がより一層求められてきております。

国民の健康増進の重要性が高まる中で、21世紀に入ってから「健康日本21」の提唱、特定健診・特定保健指導の実施、健康日本21（第二次）のスタートなど、健康づくりを視점에据えた様々な取組が段階的に進められてきました。そして、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「すべての健保組合に対し、レセプト等のデータ分析に基づくデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組」が求められ、さらにその方針を踏まえて、厚生労働省は平成26年3月に保健事業の実施指針を改正しました。

一方、健保組合を取り巻く環境をみると、過重な拠出金負担により、保険者機能の発揮が最大限に期待されるはずの保健事業をやむなく縮小せざるを得ない健保組合もみられるなど、今まさに、これからの保健事業、健康づくりのあり方の見直しが求められております。

こうした状況の中で今回、国から提唱された「データヘルス計画」の構想は、従来、健保組合が構築してきた保健事業におけるノウハウの集大成を図り、データの活用などの科学的なアプローチを通じて、保健事業の実効性をさらに高めていくための最大のチャンスが与えられたともいえます。

そのため、全組合がデータヘルス計画を無理なくかつ効率的に作成することを目指し、厚生労働省と健康保険組合連合会（健保連）は共同で、7名の有識者で構成される会議体（「データヘルス計画」推進会議）を設置して平成26年6月より検討を進め、この度、「データヘルス計画作成の手引き」を取りまとめました。

本書は、①データヘルス計画の目的と構造、②データヘルス計画作成のステップ（現状分析・把握、健康課題の抽出とそれに対応した事業の選定、目標・評価指標の設定、評価結果に基づいた事業の見直し等）、③委託事業者の活用上の留意点、④健康情報（個人情報）の取扱いなどで構成されております。

各組合におかれましては、モデル組合事例集と本書を併せてご活用いただくことにより、それぞれの健保組合の状況に対応したデータヘルス計画を作成し、さらに、平成27年度から平成29年度までの間に、PDCAサイクルを通じたバージョンアップを図るための一助としていただければ幸いです。

平成26年12月

厚生労働省 保険局  
健康保険組合連合会

## 「データヘルス計画」推進会議委員

- 座長 辻 一郎 東北大学大学院医学系研究科 教授
- 副座長 古井 祐司 東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教
- 荒木田美香子 国際医療福祉大学小田原保健医療学部 教授
- 岡村 智教 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
- 岡山 明 国立循環器病研究センター予防健診部 客員部長
- 津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター センター長
- 堀江 正知 産業医科大学産業生態科学研究所 所長

(敬称略)

---

---

# 目次

---

---

はじめに	これからの健康づくりの意義と背景	p.04
	本書の構成	p.08
第1章	データヘルス計画の背景とねらい	
	1 データヘルス計画の背景	p.09
	2 データヘルス計画のねらい	p.12
	3 他の施策・計画との関係	p.14
	4 計画の期間および公表・周知	p.16
	5 提出物	p.17
第2章	データヘルス計画の構造	
	1 事業の構造	p.25
	2 関係機関との協働	p.30
第3章	データヘルス計画の策定	
	STEP1 現状を把握する	p.36
	STEP2 健康課題を抽出する	p.58
	STEP3 課題に対応した事業を選定し、目標・評価指標を設定する	p.61
	STEP4 事業の運営を通じて計画の見直しを図る	p.70
第4章	委託事業者の活用時の留意点	
	1 外部委託の考え方と課題	p.73
	2 外部委託の留意事項	p.77
第5章	データヘルス計画における健康情報(個人情報)の取扱い	
	1 個人情報を取り巻く社会環境	p.81
	2 遵守すべき法令・ガイドライン等	p.82
	3 健康課題を共有する場合の健康情報(個人情報)の取扱い	p.82
	4 事業主との協働(コラボヘルス)で保健事業を実施する場合の 健康情報(個人情報)の取扱い	p.85
	(参考) 事業主が実施する「健康管理」とは	p.86
	参考資料	p.89
付録	1 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	p.91
	2 メタボリックシンドロームの判定基準	p.99
	3 健診検査項目の保健指導判定値および受診勧奨判定値	p.100
	4 第3章掲載帳票とレセプト管理・分析システムの対応表	p.101

## 第5章

# データヘルス計画における 健康情報（個人情報）の取扱い

1. 個人情報を取り巻く社会環境……………81
  2. 遵守すべき法令・ガイドライン等……………82
  3. 健康課題を共有する場合の  
健康情報（個人情報）の取扱い……………82
  4. 事業主との協働（コラボヘルス）で  
保健事業を実施する場合の  
健康情報（個人情報）の取扱い……………85
- （参考）事業主が実施する「健康管理」とは…86

## 第5章

データヘルス計画における  
健康情報(個人情報)の取扱い

## 1: 個人情報を取り巻く社会環境

## 拡大する電子化、オンライン化〜リスクの極小化が重要に〜

健診・レセプト情報の電子化や近年のIT化の進展に伴い、健保組合の業務の電子化やオンライン化は、今後ますます拡大していくことが予想されます。

データヘルス計画の策定においても、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されることとなります。特に、健保組合が保有する健診結果やレセプト情報等の健康情報は、その性質上ひとたび誤った取扱いが行われると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

また、健康情報ではありませんが、実際に、企業からの顧客情報の流出や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、健保組合は、加入者のプライバシー保護の観点から安心して保健事業等が実施・運営されるよう努めなければなりません。したがって、常に、健康情報を取り扱うすべての具体的な業務について、業務を細分化し、モニタリング、見直しをすることで、リスクを極小化していくことが重要となります。

## 加入者の利益を損なわないよう適切な措置を

健保組合では、これまでも各種法令・ガイドライン等に基づいて健康情報に対する適切な取扱いを行ってきたところですが、データヘルス計画の策定・実行に当たっては、活用するデータの種類や活用方法が多岐にわたること等から、より慎重な対応を行う必要があります。

特に、事業主との協働(コラボヘルス)を推進する上では、事業主側が遵守すべき個人情報の取扱いに関する各種法令・ガイドライン等を理解することはもちろん、労働安全衛生法等に基づく産

業保健活動に関する取組の目的や意義を双方の立場で正しく理解した上で取組を進めることが必要です。

本章では、コラボヘルスを推進する上で健康情報の取扱いに関する留意すべき事項を中心にまとめています。

各種法令・ガイドライン等に加え、本手引きを参考に、正しい理解の下、加入者の利益を損なうことのないように適切な措置が講じられることを期待します。

## 2：遵守すべき法令・ガイドライン等

### 健康情報を取り扱う者の特定、明示が望ましい

健保組合や事業主は、健診やレセプトの情報を  
含む健康情報を活用する場合、以下の図表5-1  
に掲げる法令・ガイドライン等を遵守した措置を  
講じなくてはなりません。

医師、保健師等の医療職には刑法、医師法およ  
び保健師助産師看護師法において刑事罰を伴う守  
秘義務が課されているため、健保組合で健康情報

を活用する場合には、その取扱いに関して慎重を  
期す観点から、可能な限り医師、保健師等の医療  
職が行うことが考えられます。医師、保健師等の  
医療職が当該健保組合にいない場合には、健康情  
報を取り扱う者を特定し、加入者に対して明示し  
ておく等の対応をとることが望ましいと考えられ  
ます。

図表5-1 遵守すべき法令・ガイドライン等

<p><b>健保組合・事業主 共通</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)</li> <li>● 匿名データの作成・提供に係るガイドライン (平成21年2月総務省作成)</li> </ul>
<p><b>健保組合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (平成16年12月27日保発第1227001号)</li> <li>● 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集 (平成17年3月厚生労働省作成)</li> </ul>
<p><b>事業主</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン (平成24年厚生労働省告示第357号)</li> <li>● 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 (平成24年6月11日付基発0611第1号)</li> <li>● 雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン：事例集 (平成24年5月厚生労働省作成)</li> </ul>

## 3：健康課題を共有する場合の 健康情報(個人情報)の取扱い

### 匿名化された健康情報を用いた健康課題の共有

健保組合が事業主と健康課題を共有する場合や  
ポピュレーションアプローチを実施する場合には、  
集計情報等の匿名化された健康情報を用いる  
ことが有効な手段となります。

ここで、個人情報の匿名化とは、個人情報に加  
工を施すことにより、その情報が誰に関するもの  
であるかわからないよう(特定の個人を識別でき  
ないよう)にすることをいいます。匿名化された

情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「個人情報」には該当せず、当

該情報の取扱いについては同法の対象外となりますが、匿名化に当たっては、以下の点に留意することが必要です。

#### 〈匿名化の留意点①〉

- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人の識別が可能となっていないかどうか

個人情報保護法では、匿名化処理されていても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するとされています。

健保組合が有する個人の健康情報は、氏名等の個人を識別する情報を単純に取り除いたとしても、例えば事業主が有している個人情報のリスト等と照合することにより個人が容易に特定できる場合は、個人情報に該当することになります。ま

た、健保組合が有する個人情報（健康情報）は、身体の特徴を表すことがよくあり（例えば、身長・体重・腹囲等）、これらが組み合わさることによって個人が特定できる場合は個人情報となるため、留意する必要があります。

したがって、匿名化処理された情報であったとしても、匿名化されているかどうかの判断に迷う時には、個人情報と同様に取り扱うことが望ましいといえます。

#### 〈匿名化の留意点②〉

- 保険者や事業所の規模が小さい場合や希少疾患等に係る情報の取扱い

分析する集団の人数が少ない場合や、希少疾患等の分析を行う場合は、個人が特定される可能性が高いことや、個人の数値が全体に与える影響が大きくなり集団の特徴を正しく把握できない可能性があることに留意する必要があります。

集団の規模等がどの程度であれば適切な分析が

可能となるかについては、一律にその基準を設定することは難しいですが、以下の例1や例2の取扱いを参考に、加入者のプライバシーにも配慮し、特定の個人が特定されないかという観点から個別に判断することが必要となります。

#### 例1 レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン

同ガイドラインでは、厚生労働省が全国から収集したレセプト情報および特定健診・特定保健指導の情報であるNDBデータを活用した研究の成果を公表する際には、「患者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと」、「年齢区分が原則として5歳ごとにグルーピングして集計されていること」等の配慮が必要とされています。

#### 例2 全国健康保険協会での事業所ごとの分析における小規模事業所の取扱い

全国健康保険協会では、事業所ごとの分析のうち、月平均医療費の比較は50人以上の事業所に限ることを基本としています。また、健診受診者数が少ない場合は、生活習慣病のリスク保有率の比較表は空欄にする等の配慮がなされています。

## 個人が識別される健康情報の共有

健保組合と事業主とが健康課題を共有するに際して、個人が識別される情報を用いることは基本的には想定されませんし、加入者の権利利益の侵害が生じるおそれがある取扱いは適当ではありません。特に、個人が識別されるレセプト原票データ（およびこれに類するもの）については、加入者の権利利益が侵害されるおそれが大きいいため、原則として事業主と共有することは適当ではありません（※1）。

個人が識別できる健診データを事業主と共有する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることが必要です。（なお、健診の実施形態や

健診項目によってはその取扱いが変わりますので、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」および同ガイドラインを補完する事例集の間326（図表5-2）を参照し、事業主と共有しようとする目的や態様等がどのような場合に該当するのか等をよく踏まえて、適切な手続きをとることが必要になります。）

※1健康情報の不適切な取扱いにより加入者の権利利益が侵害される主なリスク

- 雇用や就業上の合理的な理由のない不利益取扱い（解雇、契約打ち切り、昇格停止、役職罷免等）
- 同僚や上司からの偏見（不当な病因や経過の予想等）
- 医療や保健サービスの利用障害（事業主への情報漏洩の懸念等）
- 不要な営業・勧誘（医療関連商品のダイレクトメール等）
- 不安や精神的苦痛（他人に病名や病状を知らされる不安等）

図表5-2 健保組合と事業主が健診情報を共有する上での要件

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集」〈厚生労働省〉より

### （問326）

以下の場合について、事業者と健保組合において、健診結果について共有することができるか。

- ①事業者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行う健診及び同法の法定項目を超える健診を実施する場合
- ②事業者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行う健診を実施し、健保組合が、同法の法定項目を超える健診を実施する場合
- ③健保組合が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行う健診及び同法の法定項目を超える健診を実施する場合
- ④事業者と健保組合が共同（健保組合が費用を一部負担（共同出資）している場合を含む。⑤において同じ。）で、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行う健診及び同法の法定項目を超える健診を実施する場合
- ⑤事業者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行う健診を実施し、事業者と健保組合が共同で、同法の法定項目を超える健診を実施する場合

### （答）

事業者と健保組合とは異なる主体であるので、①、②、③及び⑤の前段の健診について、健診実施者が他に健診結果を提供する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意が必要である。

ただし、④及び⑤の後段の健診を実施する場合や、①、②及び⑤の前段の健診であっても健診結果に基づく事後指導を両者で共同で実施する場合は、「個人データを共同で利用する旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、本人の同意は不要となる。（法第23条第4項第3号）

なお、②及び⑤の場合において、両者で健診結果を提供しあう場合について、本人の同意を要する場合においては、例えば、事業者と健保組合が連名で本人に同意を求めるなどの手続きを行っても差し支えない。

## 4：事業主との協働（コラボヘルス）で保健事業を実施する場合の健康情報（個人情報）の取扱い

### 本人同意が原則。オプトアウトによる第三者提供は限定的

生活習慣病のリスクがある者に対して、特定健診の結果に基づき、健保組合と事業主とが共同して生活習慣病に関する保健指導（医療機関への受診勧奨）を行う場合に健康情報を活用することも考えられます。このような場合には、必要な最低限の情報を事業主に提供するとしても、その取扱いによって加入者の権利利益が侵害されないよう、利用目的を明確に限定した上で、保健事業に必要な極めて限定された範囲の情報について取り扱うとともに、個人情報保護法第23条第1項に基づき、原則として本人の同意を得ることが必要です。

個人情報保護法第23条第2項に基づく個人情報の提供（いわゆるオプトアウトによる第三者提供）については、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」においても、オプトアウトでよいと考えられる例とし

て、「被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、又は医療費通知等保険者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが被保険者等にとっても合理的であるとはいえないもの」と例示されているように、その取扱いは限定的とすることが適当であり、その具体的な基準を一律に示すことは困難です（※2）。

なお、レセプトに記載された受療情報や医療費情報は、加入者が保険診療を受け、その費用を医療機関が請求するために記載した個人情報であり、必ずしも、加入者の疾病への罹患の有無やその病態を正確に評価するデータではありません。このため、レセプトデータはあくまでも参考にとどめ、実際の病名や病態を把握する必要があるれば、加入者自身に照会することが必要であると考えられます。

※2 個人情報保護法第23条2項の規定および同項に係る「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に記述されているオプトアウトの要件を満たすことが具体的に想定し得る事例

健保組合と事業主が共同で又は事業主が特定保健指導等（医療機関への受診勧奨）を実施することを目的に、健保組合が対象者の医療機関の受診の有無をレセプトデータにより把握し、事業主の求めに応じて当該情報を提供する場合。



具体的には、

- ① 特定健診が主たる対象としている疾病の範囲（糖尿病、高血圧症、脂質異常症およびこれらに起因する合併症）において医療機関への未受診の疑いがある者のリストを健保組合が作成し、
- ② 健保組合が本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止することや、事業主があらかじめこれらの情報を取得することおよびその利用目的を本人に通知又は公表すること等の個人情報保護に関する必要な措置を両者が講じた上で、
- ③ 医師・保健師等の医療職に当該リストを提供する場合が考えられます。



## (参考) 事業主が実施する「健康管理」とは

### 異なる成り立ちや根拠法

「第1章 データヘルス計画の背景とねらい」にもあるように、データヘルス計画の特徴の一つとして、「事業主との協働（コラボヘルス）」が挙げられます。事業主との協働によって、保健事業の実効性を高め、医療費の適正化のみならず生産性の維持・向上につながることを期待されます。

健保組合が実施する「保健事業」と事業主が実施する「健康管理」とは、被保険者（労働者）の疾病予防・健康保持増進を目指すことに関しては、広く捉えれば同じといえますが、両者の対象、目的、方法等は実際には少しずつ異なります（図表5-3）。

これは、健保組合が実施する「保健事業」が健康保険法に基づいているのに対して、事業主の実施する「健康管理」は主に労働安全衛生法に基づいている等、その成り立ちや根拠法が異なることに起因するものです。このため、個人情報の取扱いに関するガイドラインも別々に定められています。

したがって、今後、健保組合がコラボヘルスを進める上で、適切な個人情報の取扱いを行うためには、事業主が遵守すべき個人情報の取扱いに関する各種法令・ガイドライン等を正しく理解することが必要不可欠となります。

図表5-3 「保健事業」と「健康管理」の法令・ガイドライン上の比較

	健保組合が実施する 「保健事業」	事業主が実施する 「健康管理」
適用法令	健康保険法	労働安全衛生法
実施責任者	健保組合	事業者（企業等）
費用負担者	健保組合	事業者（企業等）
目的	健康の保持増進	職場における労働者の安全と健康の確保
対象者	被保険者、被扶養者	労働者
専門職の選任義務	なし	産業医 <sup>*1</sup> 、衛生管理者 <sup>*1</sup>
事業等の実施者	医療職ほか	総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、作業環境測定士ほか
強制実施の内容	特定健診等	作業環境測定、職場巡視、健康診断、衛生委員会ほか
罰則	なし	有 <sup>*2</sup>
対象者の参加義務	なし	有 <sup>*3</sup>
個人情報の保存義務	特定健診等のみ有	有 <sup>*3</sup>
個人情報の守秘義務	有	有 <sup>*3</sup>

\*1 いずれも常時50人以上を使用する事業場のみ適用され、産業医は大規模事業場を除いて非専属の者でよいが、衛生管理者は事業場に専属の者でなければならない  
 \*2 専門職の選任、作業環境測定、健康診断、衛生委員会等  
 \*3 健康診断および面接指導

### 「健康管理」における個人情報の取扱い

事業主が実施する「健康管理」においては、労働安全衛生法に基づいて、健康診断を実施し、その結果に所見があった場合、または長時間労働の面接指導を実施した場合には、個人ごとの結果に基づく就業上の措置の要否に関して医師に意見を求め、その意見を勘案し、必要と認めるときは必要な就業上の措置を実施しなければなりません。加えて、労働者にとって機微に触れる個人情報である健康診断および面接指導の結果を通知する義務、結果に所見がある労働者に対して保健指導を実施する努力義務等があります。

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年厚生労働省公示第1号）では、事業主が労働者の健康情報の保護に特に留意し、「就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限」とする必要があるとしています（図表5-4）。

事業主は、「健康管理」を実施するに当たり、「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年厚生労働省告示第357号）および「雇用管理に関する個人情報のうち健康情

報を取り扱うに当たっての留意事項」（平成24年6月11日付基発0611第1号厚生労働省労働基準局長通知）を踏まえた措置を講じる必要があります（図表5-5）。

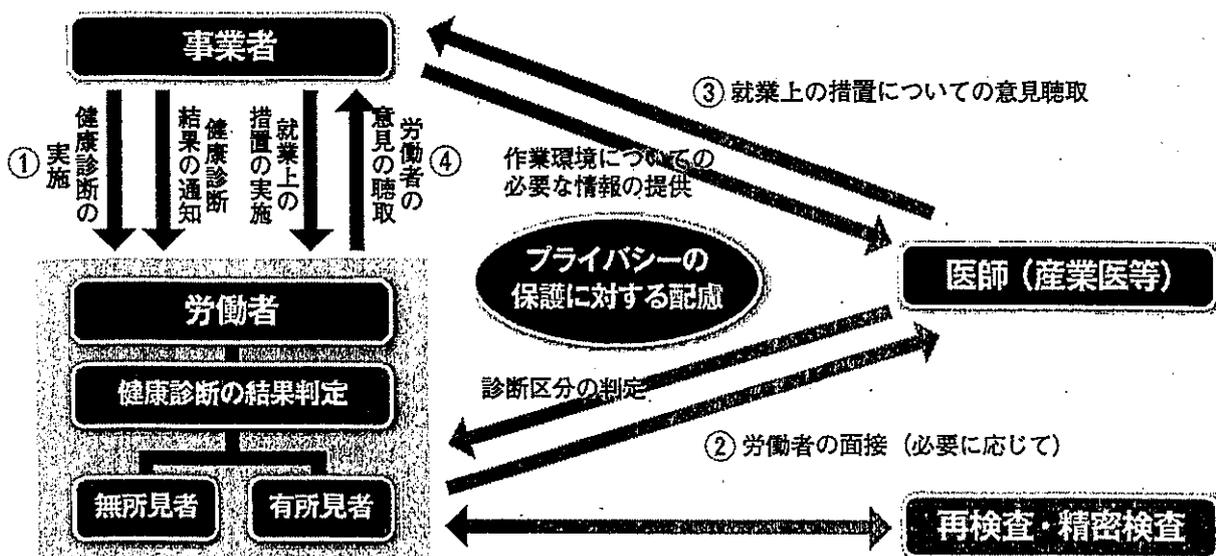
特に、後者の行政通達においては、「診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱い」は「医学的知識に基づく加工・判断等を要することから、産業医や保健師等の産業保健業務従事者に行わせること」を指導しています。

また、職場が取得した診断書や労働者の申出によって実施した健康相談の記録等の利用についても同様の取扱いが必要となります。その際、事業主が使用する医療職が知り得た健康情報も事業主が取得した個人情報に含まれると判断される場合があります。

職場における健康情報の取扱いでは、個人の健康情報が「健康管理」の目的を超えて利用されないことがないよう、対策を徹底する必要があります。

なお、事業主が知り得た健康情報は、労働安全衛生法が規定する「健康管理」を遂行する等、労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮を行うために利用すべきものと考えられます。

図表5-4 健康診断結果に基づく就業上の措置に関する健康情報等の流れ



図表5-5 「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」の要点  
(平成24年6月11日付基発0611第1号厚生労働省労働基準局長通知)

### 1 第三者提供に関する事項

- 1) 事業者が、提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。また、事業者はあらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。
- 2) 事業者は、医療機関に健康診断の実施を委託することがある。その際、事業者は、その結果の記録、当該結果に係る医師等からの意見聴取、当該結果の労働者に対する通知が義務付けられているので、健康診断の結果が医療機関から事業者へ報告（提供）されなければならない。これらのことから、事業者が健康診断を委託するために必要な労働者の個人データを医療機関に提供し、また、医療機関が事業者に対して労働者の健康診断の結果を報告（提供）することは、それぞれ法に基づく事業者の健康診断実施義務を遂行する行為であり、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。
- 3) 事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、個人情報保護法第23条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。また、事業者はあらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等において、個人情報保護法第23条第4項第3号の要件を満たしている場合は、第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。
- 4) 事業者が、医療保険者からの提供の求めがあった場合に健康診断に関する記録の写しを提供することは、個人情報保護法第23条第1項第1号に該当し、本人の同意なく提供できる。なお、特定健康診査等の項目に含まれない定期健康診断の結果の情報（業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査）については、労働者に対して医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となる。ただし、同意は、受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものでよい。

### 2 安全管理措置及び従業員の監督に関する事項

- 1) 事業者は、健康診断の結果のうち診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業医や保健師等の産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。
- 2) 事業者は、産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲内に限定されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させた上で提供する等の措置を講ずること。

### 3 苦情の処理に関する事項

健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。

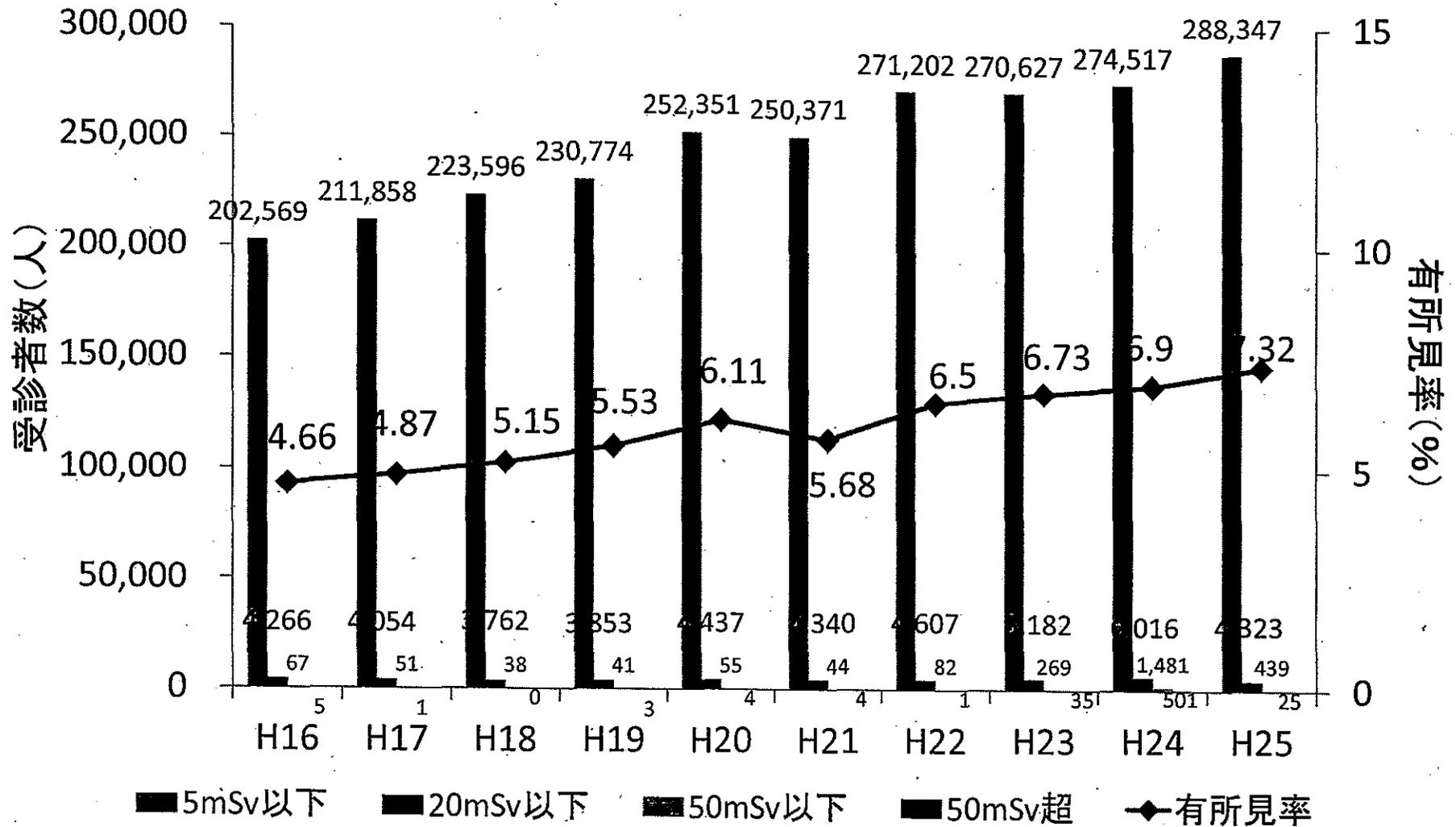
### 4 その他事業者が配慮すべき事項

- 1) 以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。
  - (1) 健康情報の利用目的
  - (2) 健康情報に係る安全管理体制
  - (3) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲
  - (4) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除（廃棄）の方法
  - (5) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理
- 2) 事業者は、この規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行い、労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。
- 3) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。

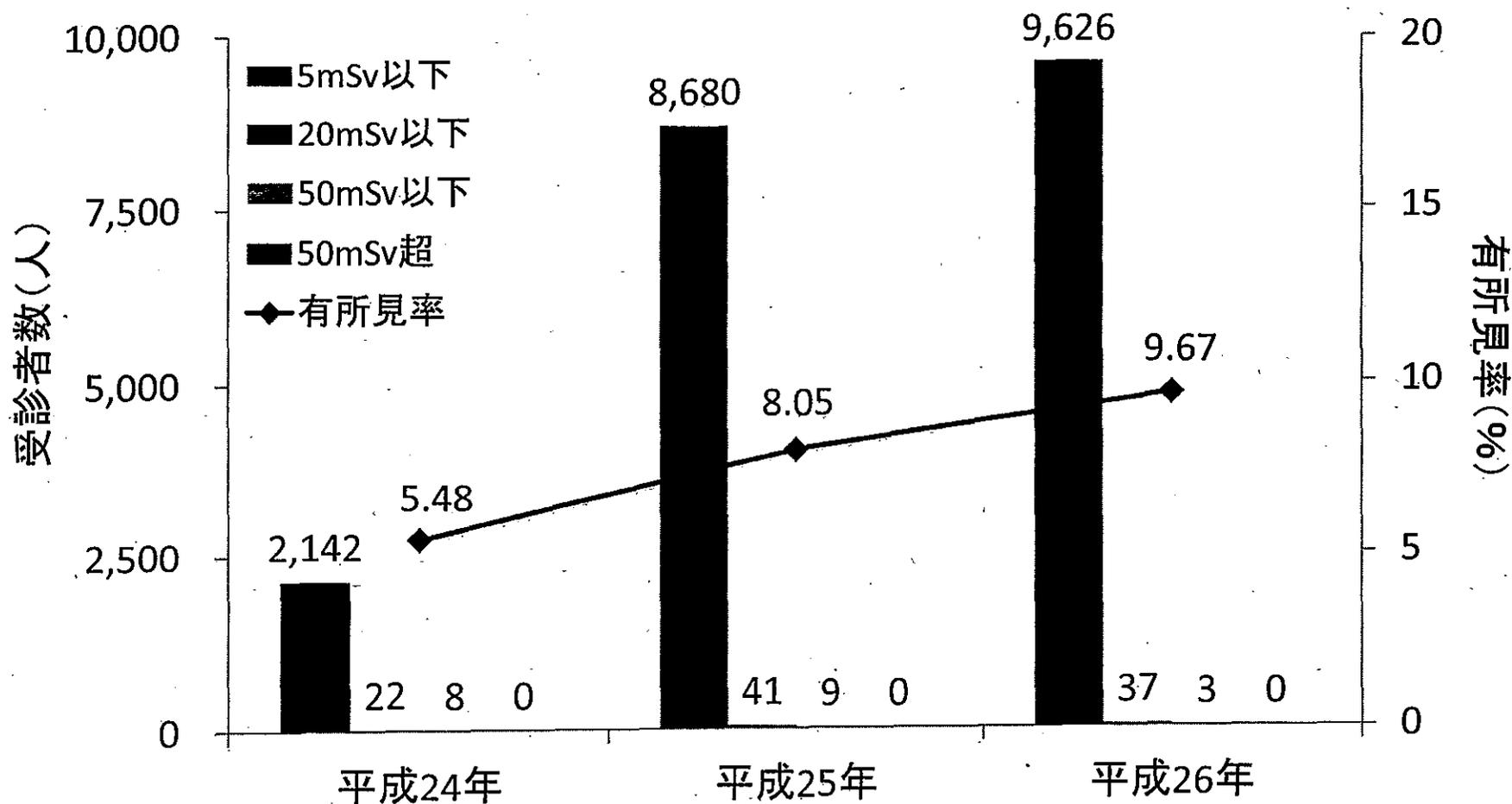
## 参考資料

- 1) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働省告示第430号；平成24年7月10日）
- 2) 厚生労働省「平成25年人口動態統計（確定数）」
- 3) 厚生労働省「厚生労働白書」（平成25年版）
- 4) Boles, M., Pelletier, B., & Lynch, W. (2004) . The relationship between health risks and work productivity. *Journal of Occupational and Environmental Medicine*46 (7) , 737-745.
- 5) 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示第308号；平成16年7月30日）
- 6) 日本再興戦略（平成25年6月14日）  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)
- 7) 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>
- 8) 厚生労働省「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会」（平成26年）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou.html?tid=202724>
- 9) 経済産業省「企業の『健康投資』ガイドブック～連携・協働による健康づくりのススメ～」（平成26年10月）  
[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenko\\_keiei\\_guidebook.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei_guidebook.html)
- 10) 厚生労働科学研究循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「集団特性に応じた効果的な保健事業のあり方に関する研究」（平成24～25年）
- 11) 厚生労働省「人口動態統計特殊報告」（平成22年）
- 12) 厚生労働省「健康意識に関する調査」（平成26年）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052548.html>
- 13) 厚生労働省「第5次循環器疾患基礎調査」（平成12年）
- 14) 厚生労働省「第4回健診・保健指導の在り方に関する検討会」（平成24年）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023zzr.html>
- 15) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会「健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料」（平成24年7月）  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf)

# 電離放射線健康診断実施状況



# 除染等電離放射線健康診断実施状況



※ 平成26年の数値は速報値

# 事業場数(平成25年)(抜粋)

## 放射線源別(抜粋)

対象事業場数	(10) 医療用のエックス線装置	(11) 工業用のエックス線装置	(15) 荷電粒子を加速する装置	(18) 医療用のガンマ線照射装置	(19) 工業用等のガンマ線照射装置	(20) ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装備している機器	(21) 放射性物質	(22) 原子炉	
製造業	2,785	236	2,414	186	15	329	352	338	374
建設業	3,282	14	77	15	5	32	34	254	2,928
商業	245	128	54	20	32	4	16	34	65
教育研究	864	167	746	159	41	63	88	414	56
保健衛生	8,065	8,047	78	339	414	8	73	639	3
全業種	16,668	8,853	3,956	789	553	622	614	1,985	3,914

※ 括弧内の数字は電離則様式第2号における線源コード

※ 線源コードは複数選択できるため、各コードの合計と事業場数は一致しない

# 法88条に基づく計画届

労働安全衛生法第88条第1項(改正前第1項及び第2項)に基づき、以下の機械等を設置する際には、事前に計画届の提出が必要。

※ 整備省令の施行日:平成26年12月1日

## 労働安全衛生規則別表第7(抄) 機械等の種類の欄

改正後	改正前
<p>二十一 電離則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付き認証機器又は同条第3項に規定する表示付き特定認証機器を除く。以下この項において同じ。)</p>	<p>二十一 電離則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付き認証機器又は同条第3項に規定する表示付き特定認証機器を除く。)、電離則第15条第1項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は電離則第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設</p>

旧法第88条第1項の規定に基づく届出の際に一定の書面、図面等を提出すべき機械等として整備省令による改正前の労働安全衛生規則別表第7の21の項に規定されていた放射線装置室、放射性物質取扱作業室及び放射性物質に係る貯蔵施設については、改正法による改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第88条第1項の厚生労働省令で定める機械等に含まれないことから、別表第7から削除し、計画の届出を要しないものとしたこと。

(H26.11.28基発1128第7号)

# 東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後、東電福島第一原発で働いた作業員は約4万1千人（平成26年12月末日までの入場者）。緊急作業で250mSv超が6人、100mSv超が174人。ステップ2完了後も被ばく線量の高い作業があるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

## ●東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後からの全作業員の累積被ばく線量

区分(mSv)	H23.3~H26.12月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超~250	1	2	3
150超~200	26	2	28
100超~150	117	20	137
75超~100	290	175	465
50超~75	327	1,253	1,580
20超~50	618	5,342	5,960
10超~20	581	4,958	5,539
5超~10	487	4,667	5,154
1超~5	807	8,734	9,541
1以下	1,132	11,024	12,156
計	4,392	36,177	40,569
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80
平均(mSv)	23.11	10.85	12.17

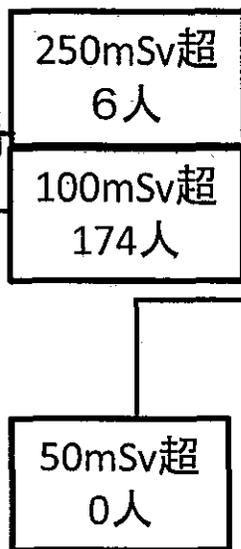


表2. 平成26年度の作業員の累積被ばく線量

区分(mSv)	H26.4~H26.12月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
100超	0	0	0
75超~100	0	0	0
50超~75	0	0	0
20超~50	5	604	609
10超~20	17	1,651	1,668
5超~10	130	2,340	2,470
1超~5	573	5,015	5,588
1以下	898	6,954	7,852
計	1,623	16,564	18,187
最大(mSv)	24.18	39.85	39.85
平均(mSv)	1.74	4.27	4.05

注1 法定被ばく限度は、通常時は50mSv/年かつ100mSv/5年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSv

注2 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令を施行

注3 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令を廃止し、原則として通常時の被ばく限度を適用(50mSv/年かつ100mSv/5年)。(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約500人)は、引き続き緊急作業時の被ばく限度(100mSv)を適用)

# 東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組

① 緊急作業従事者（約2万人）については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」（平成23年10月11日公表）に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

## 1 データベースの整備

- ・ 個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- ・ 被ばく線量、作業内容
- ・ 健康診断結果等の情報
- ・ 健康相談、保健指導等の情報
- ・ その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

電離則第59条の2等

提出  
(データベース  
での管理)

## 厚生労働省

- ・ データベースの運用・管理
- ・ 健康相談、健康診断等の事務
- ・ データの照会業務

## 2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（※1）。

### 具体的な健康診断等の実施事項

- 全ての緊急作業従事者に実施
  - ・ 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
  - ・ メンタルヘルスケアを含めた健康相談、保健指導を実施
- 50mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施
  - ・ 上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施
- 100mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施
  - ・ 上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施

委託事業による

申請に基づき  
手帳を交付  
(線量情報の記  
載、健診受診の  
際の証明)

データベー  
ス登録証を  
交付  
(データ照会の  
際の証明)

※1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担

※2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

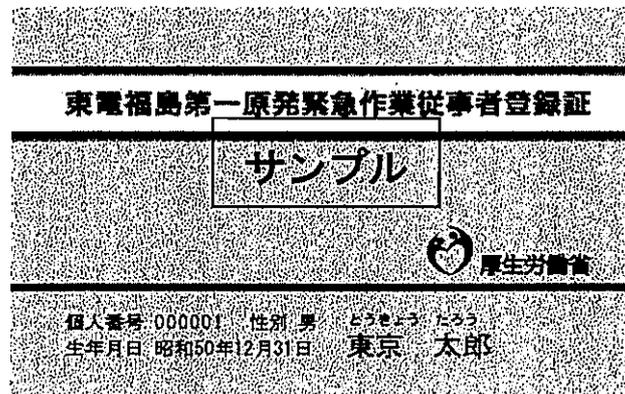
② 緊急作業従事者以外の者（主に平成23年12月16日以降に作業に従事）（約5千人）について

- ・ 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- ・ 法令に基づく健康相談、保健指導を実施

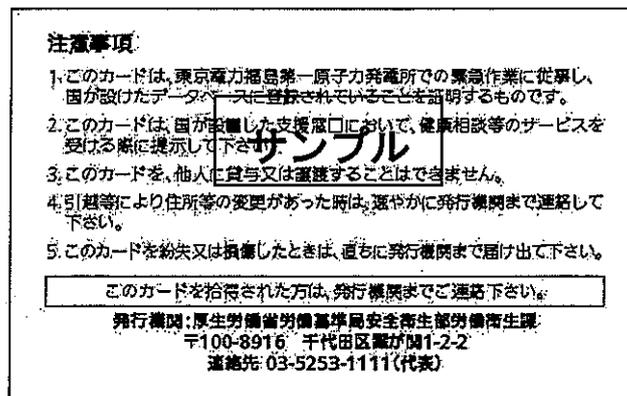
平成24年6月19日付け基安労発0619第5号別添の参考2

東電福島第一原発緊急作業従事者登録証イメージ

(表面)



(裏面)



## 第1回東電福島第一原発作業者の長期健康管理等に関する検討会資料

東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

平成26年12月26日

厚生労働省では、法令及び指針<sup>(注1)</sup>に基づき、東電福島第一原発での緊急作業従事者<sup>(注2)</sup>を対象に、被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施するとともに、その管理を効率的に行うため、被ばく線量、健康診断結果等を登録したデータベースの整備を行っています。

今般、各事業者からの報告等をもとにデータを整理し、長期的健康管理の実施状況を取りまとめました。

(注1)「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日 公示第5号)

(注2) 緊急時被ばく限度(100ミリシーベルト。H23.3.14～H23.12.16の間は250ミリシーベルト)適用労働者。原則としてH23.12.15以前に作業に従事した者。

### 1 登録証の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」(以下「登録証」といいます。)を発行しています。

登録証は、緊急作業従事者 19,675人(平成26年11月現在)のうち、19,338人(98.3%)に登録証を送付済みです。登録証を送付できていない 337人(内住所不明等28人)については、引き続き住所の確認等を実施していきます。

### 2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量(実効線量)が50mSvを超える緊急作業従事者(以下「特定緊急作業従事者」といいます。)に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」<sup>(注)</sup>(以下「手帳」といいます。)を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成24年9月に全ての対象者に申請書を送付し申請を勧奨しました(全員に届いたことを確認済み)。今後とも、申請勧奨等を行うこととしています。

現在までのところ、特定緊急作業従事者 904人(平成26年11月現在)のうち、781人(86.4%)に手帳を発行済みです。さらに、平成25年7月5日に発表した内部被ばく線量の再評価により、新たに手帳交付対象となった方12名に対しても、申請勧奨を行いました。

(注) 申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

### 3 健康診断実施結果のデータベース登録状況等

#### (1) 緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果

厚生労働省では、平成24年10月から平成25年9月に実施された、緊急作業従事者に係る健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を平成26年7月に実施しました。その結果は表1のとおりです。

表1 緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果  
(平成24年10月から平成25年9月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数（人）	1,586	5,205	6,791	1,586	5,149	6,735
対象者数 <sup>(注1)</sup> （人）	1,586	5,739	7,325	1,586	5,739	7,325
実施率（%）	100.0%	90.7%	92.7%	100.0%	89.7%	91.9%

(注1) 平成24年10月から平成25年9月までに、放射線業務に従事したとして2回以上被ばく線量の報告のあった者を集計したが、健康診断が義務づけられている「常時放射線業務に従事する者」に該当しない者が含まれている可能性がある。

(2) 緊急作業従事者に対する健康診断<sup>(注1)</sup>結果のデータベース登録状況

平成24年10月から平成25年9月に実施された健康診断のうち、平成26年10月末までに登録されたものを取りまとめた結果は表2のとおりです。

表2 電離放射線特殊健康診断等結果のデータベース登録状況  
(平成24年10月から平成25年9月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録数（人）	1,541	4,166	5,707	1,573	3,642	5,215
対象者数 <sup>(注2)</sup> （人）	1,586	5,739	7,325	1,586	5,739	7,325
登録率（%）	97.2%	72.6%	77.9%	99.2%	63.5%	71.2%

(注1) 事業者は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）及び労働安全衛生規則に基づき、放射線業務に従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、電離放射線特殊健康診断及び一般健康診断（特定健診）を実施することが規定されている。緊急作業従事者については、電離則第59条の2に基づき、放射線業務に従事している間、健康診断の結果を厚生労働省に提出することが定められ、その結果はデータベースに登録される。

(注2) 表1の対象者と同じ。

(注3) 平成26年6月に健康診断実施状況及び結果の報告状況について調査及び提出督促を行っており、当該督促後に提出された健診結果報告については、現時点でデータベースに未反映のものがある。

4 指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

(1) 指針に基づくがん検診等<sup>(注)</sup>の実施勧奨

厚生労働省では、特定緊急作業従事者を雇用する事業者に対して、対象となる特定

緊急作業従事者の一覧を示した上で、平成 24 年度は 6 月から 11 月にかけて複数回にわたって、平成 25 年度は 10 月に、がん検診等の適切な実施を要請しました。

さらに、転居、転職等を行った場合でも、がん検診等を適切に受けることができるよう、年に 1 回、特定緊急作業従事者全員を対象に、現在の住所、所属事業場等を調査します（本年度は平成 26 年 6 月に実施済み）。

（注）「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」といいます。）は、緊急作業従事期間の被ばく線量が 50mSv を超える緊急作業従事者に対して、白内障に関する眼の検査を、100mSv を超える緊急作業従事者に対して、がん検診等の実施をおおむね 1 年ごとに 1 回、事業者を実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

## (2) 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 24 年 10 月以降、平成 25 年 9 月末までに特定緊急作業従事者に対する健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表 3 のとおりです。

表 3 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果  
（平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月まで）

	白内障に関する眼の検査 （細隙灯顕微鏡による）			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数（人）	370	154	524	135	14	149
対象者数 <sup>(注1)(注2)</sup> （人）	547	230	777	138	16	154
実施率（％）	67.6%	67.0%	67.4%	97.8%	87.5%	96.8%

（注 1）眼の検査の対象者は緊急作業期間中 50mSv 超の者、がん検診等は 100mSv 超の者。

（注 2）①放射線業務に従事している者又は②放射線業務以外の業務に従事している者（緊急作業時から引き続き大規模事業者に雇用されている者に限る。）（平成 25 年 9 月時点）

## (3) 緊急作業従事者に対する指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

平成 24 年 10 月以降、平成 25 年 9 月末までに実施されたがん検診等の結果のうち、厚生労働省に報告があり、平成 26 年 10 月末までにデータベースに登録されている件数を取りまとめた結果は表 4 のとおりです。また、離職者に対して国が実施したがん検診等の結果で、厚生労働省に報告があった件数は表 5 のとおりです。

表4 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果のデータベース登録状況  
(事業者実施分)

(平成24年10月から平成25年9月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録者数 <sup>(注1)</sup> (人)	317	108	425	86	12	98
対象者数 <sup>(注2、注3)</sup> (人)	547	230	777	138	16	154
登録率 (%)	58.0%	47.0%	54.7%	62.3%	75.0%	63.6%

(注1) 東京電力の白内障検査、がん検診等登録数は、データベースへの登録不同意者が除外されている。協力会社については、平成26年6月に督促を行っており、当該督促後に提出された健診結果報告については、現時点でデータベースに未反映のものがある。

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注3) ①放射線業務に従事している者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者には雇用されている者に限る。)(平成25年9月時点)

表5 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果の報告状況  
(国による援助分)

(平成25年4月から平成26年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
報告数 (人)	67	9
対象者数 <sup>(注1)(注2)</sup> (人)	166	20
報告率 (%)	40.4%	45.0%

(注1) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注2) 国による援助の対象は、特定緊急作業従事者のうち、①職業に就いていない者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者には雇用されている者を除く。)に限る。(平成26年3月時点)

#### 5 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成25年度の健康相談実施状況は、以下のとおりです。

表6 実施件数（平成25年4月から平成26年3月まで）

総数	電話相談	窓口における 対面相談	文書による相 談
214件	193件	16件	5件

表7 相談内容分類（平成25年4月から平成26年3月まで）（延件数）

<b>1 被ばくと健康被害について</b>	<b>53</b>
・現在の健康状態と被ばくの関係	37
・現在の健康状態についての労災適用の可能性	8
・その他	8
<b>2 長期的健康管理システムについて</b>	<b>42</b>
・登録証に関する問い合わせ（用途・変更手続き・未送達など）	19
・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	23
<b>3 被ばく被害の照会</b>	<b>35</b>
・本人からの照会	29
・家族からの照会	6
<b>4 今後の健康管理方法</b>	<b>49</b>
・健康維持管理方法	21
・病気治療についての指導・相談	28
<b>5 企業からの相談</b>	<b>4</b>
<b>6 その他</b>	<b>40</b>

## 東京電力福島第一原子力発電所において 緊急作業に従事された皆様へ

厚生労働省委託事業受託者

公益社団法人 全国労働衛生団連合会（全衛連）

厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事された方（緊急作業従事者）の健康管理に役立てていただくため、フリーダイヤル及び対面による健康相談窓口を設置しています。

健康相談窓口では、緊急作業従事者ご本人の放射線被ばく線量等の照会にも対応します。

### ① 健康相談窓口

緊急作業従事者及びその家族の方からの電話や対面による健康相談に、医師、保健師等の専門スタッフが、無料で対応します。

#### ○ 電話による健康相談

電話番号 **フリーダイヤル 0120-808-609** (全衛連本部)

相談時間 9:00～17:00 (平日)

#### ○ 対面による健康相談

相談場所 裏面に掲載しているお近くの健康相談窓口

相談時間 9:00～17:00 (平日)

- 注) ・健康相談窓口では、医師、保健師等の専門スタッフが、放射線被ばくと健康への影響、心身の不安、将来における健康管理等に関する相談に応じます。  
・窓口にお越しになる場合はあらかじめ電話での予約をお願いいたします。  
・窓口には相談室を用意しており、プライバシーは守られます。

### ② 放射線被ばくデータベース情報の提供

緊急作業従事者ご本人からの求めに応じ、厚生労働省に設置されたデータベースに蓄積されている放射線被ばく線量等の情報を全国の相談窓口で提供します。

#### ◎ 提供方法

##### ● 健康相談窓口で本人が直接受け取る場合

裏面に掲載しているお近くの健康相談窓口に予め電話をし、受け取り日時を確認してから窓口においでください。なお本人確認のため「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」と公的書類（運転免許証、健康保険証等）の提示が必要です。

##### ● 郵送での受け取り

フリーダイヤルにお電話ください。申請手続き書類を送付します。  
書類が整っていることを確認した後に書留郵便で送付します。

# 平成26年度放射線健康相談窓口一覧

県名	機関名	住所	相談専用電話	県名	機関名	住所	相談専用電話
北海道	北海道労働保健管理協会	札幌市白石区本郷通3南2-13	011-862-5605	愛知	半田市医師会健康管理センター	半田市神田町1-1	0569-27-7887
	北海道核子防衛会	札幌市北区北8条西3-28札幌エルアラゲ5F	011-700-1389		愛知	愛知集団検診協会愛知検診所	津島市麻里町2-3-1
青森	八戸市総合健診センター	八戸市青葉2-17-4	0176-45-9151		愛知	日本予防医学協会東海事業所	名古屋市中区新栄町1-3日丸名古屋ビル118
	シルバー・リハビリテーション協会八戸西健診プラザ	八戸市大字豊苗代中野74-1	090-5236-1060	三重	三重県産業衛生協会	桑名市中央町3-29桑名シティホテル	0594-22-1010
岩手	岩手県予防医学協会	盛岡市北藤町4-8-50	019-638-4886		滋賀	滋賀保健研究センター	野洲市永原上町664
宮城	社の産業保健協会	仙台市宮城野区小野1-21-8	022-251-7261	京都	京都工健保協会	京都市宇治市広野町成田1-7	0774-48-1275
	宮城県成人病予防協会市名坂診療所	仙台市泉区本町8-12	022-375-7113		京都	京都健康管理研究会	京都市中京区三条通高倉架入町屋町5B-56
秋田	秋田県総合保健事業団	秋田市千秋保田町6-6	018-831-2011	大阪	関西労働衛生技術センター	大阪市北区浪花町13-83	06-6371-4121
山形	日本健康管理協会山形健康管理センター	山形市松町4-8-30	023-681-7760		厚生会 健康管理事業部	東大阪市鶴岡町7-4	072-982-5501
	福島県労働保健センター	福島市沖高字北原町1-2	024-554-1133		愛仁会総合健康センター	高槻市幸町4-3	072-692-9281
茨城	いいわき好隣コミュニティ健診プラザ	いわき市好隣工業団地27-7	0246-94-6602	兵庫	兵庫県予防医学協会	神戸市灘区岩屋北町1-8-1	078-855-2740
	全日本労働福祉協会茨城支部	茨城県土浦市東1-615-1	0299-37-8855		姫路市医師会	姫路市西今津3-7-1	079-295-3320
群馬	日本健康管理協会北関東支部	伊勢崎市戸谷家町629-1	0270-31-1004		西宮市医師会	西宮市栄町8-3	0798-26-9497
	埼玉県健康づくり事業団	埼玉県北企部古貝町江和井410-14	0493-91-6094	神崎病院 健診センター	神戸市中央区臨浜町1-4-47	078-261-6773	
千葉	ちば県民保健予防財団	千葉市美浜区新港32-14	043-246-8664	兵庫健康財団	神戸市兵庫区荒田町2-1-12	078-579-2211	
	全日本労働福祉協会茨の台健診センター	東京都品川区旗の台6-16-1	03-3783-9411	奈良	奈良県健康づくり財団	奈良県磯城郡田原本町吾古404	0744-32-0230
東京	健康医学協会 東都クリニック	東京都千代田区紀尾井町4-1	03-3261-4110		和歌山	NS・メディカルヘルスケアサービス	和歌山市湊1-850
	東京都予防医学協会	東京都新宿区市谷砂土原1-2-1	03-3269-2171	鳥取	中国労働衛生協会鳥取検診所	鳥取市鶴山町東4-95-1	0857-31-6668
日本予防医学協会 付属診療所	東京都江東区毛利1-19-10	03-3635-1162	鳥取	鳥根 豊根県境保健公社	鳥根県松江市古志原1-46	0852-24-0038	
	産業保健協会	東京都大田区多摩川1-31-8		03-5482-0801	岡山	岡山県労働衛生協会労働衛生センター	岡山市北区大井2-3-1
同友会 春日クリニック	東京都文京区小石川1-12-16	03-5803-2831	中国労働衛生協会 岡山検診所	津山市戸島634-25-1		0868-28-7311	
とさどとからなの元来プラザ	東京都千代田区飯田橋3-8-5	03-5210-6616	広島	広島県労働衛生協会	広島市中区大手町1-5-17	082-248-4164	
桜友会	東京都新宿区西早稲田2-20-15	03-3200-1540		中国労働衛生協会福山本部	福山市引野町5-14-2	084-941-8259	
青葉会 総合健診センター	東京都台東区根岸2-19-19	03-3873-9272	徳島	徳島県労働衛生協会連合会	徳島市北佐古1-51-2	088-634-1268	
神奈川	神奈川県予防医学協会	横浜市中区日本大通58		045-641-3697	香川	香川労働衛生協会	高松市郷東町436-3
	神奈川県労働衛生福祉協会	横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9	045-335-6900	愛媛	愛媛県総合保健協会	松山市味酒町1-10-5	089-987-8202
	相和会 産業健診センター	相模原市中央区矢部4-10-13	042-756-2666	高知	高知県総合保健協会	高知市浅瀬通6-7-43	088-833-4649
	神奈川県核子防衛会	横浜市南区中村町3-19-17	045-251-6592		福岡	西日本産業衛生会 北九州産業衛生診療所	北九州市八幡東区山王1-11-27
新潟	新潟県労働衛生医学協会	新潟市西区北通1185-3	025-370-1945	福岡労働衛生研究所		福岡市南区那の川1-11-27	082-526-1036
	新潟県健康管理協会	新潟市中央区新光町11-1	025-283-3939	九州健康総合センター		北九州市八幡東区平野1-11-1	093-672-6210
富山	健康医学予防協会	新潟市東区はなみずき2-10-35	025-279-1110	香の聖母会 マリア病院		久留米市平河本町422	0942-36-0722
	北陸予防医学協会	富山市西二袋277-3	076-436-1281	医療情報健康財団		福岡市博多区店屋町4-15	092-272-6421
石川	石川県予防医学協会	金沢市神野町東115	076-249-7222	厚三信病院	福岡市博多区大博町1-8	092-291-3132	
	洋和会 末病医学センター	野々市市新庄2-10	076-248-7222	福岡県核子防衛会 福岡核子防衛センター	福岡市中央区大宮2-4-7	092-761-2567	
福井	福井県予防医学協会	福井市和町2-1006	0776-23-4810	佐賀	佐賀県産業医学協会	佐賀市鍋島町八戸1B94-1	0952-22-6729
	福井県労働衛生センター	福井市日光1-3-10	0776-25-2206	熊本	熊本県総合保健センター	熊本市東区東町4-11-1	096-365-2586
長野	中部公衆医学研究所	飯田市高羽町8-2-2	0265-24-1507		日本赤十字社 熊本健康管理センター	熊本市東区豊嶺南2-1-1	096-387-8331
	岐阜県産業保健センター	多治見市東町1-9-3	0572-22-0115	大分	大分健康管理協会 大分総合健診センター	別府市上人ヶ浜町9	0977-66-4113
岐阜	岐阜労働衛生協会連合会 びび総合健診センター	岐阜市白鷺江4-47	058-279-3399	宮崎	宮崎県健康づくり協会	宮崎市錦島1-1-2	0985-27-2684
	聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター	浜松市中区住吉2-35-8	053-473-5529		鹿児島	鹿児島県労働衛生協会ヘルスリポートセンター鹿児島	鹿児島市東開町4-96
愛知	公衆保健協会	名古屋市中村黄金通2-45-2	052-481-2161	沖縄		那覇市医師会 生活習慣病検診センター	那覇市東町26-1
	愛知健康増進財団	名古屋市中区清水1-18-4	052-951-3338				
	オリエンタル労働衛生協会	名古屋市中区今池1-8-4	052-746-6550				

※健康相談窓口の未設置の県についても今後設置される可能性があります。H26.4.21現在

## 東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会

### 開催要綱

#### 1 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、多くの労働者が緊急作業に従事しており、放射線への被ばくによる健康障害の発生が懸念されることから、これらの労働者に対し、離職後も含めた長期的な健康管理を行うことが必要となっている。

また、緊急被ばく限度を一時的に引き上げていた間に、通常5年間の被ばく限度である100ミリシーベルトを超えた者がいるため、次期線量管理期間における線量管理の方法について検討を行う必要がある。

このため、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の下に有識者の参集を求め、緊急作業従事者の線量管理や健康管理等の在り方について検討するものである。

#### 2 検討項目

- (1) 健康診断等、離職後も含めた長期的な健康管理の在り方
- (2) 緊急作業時の被ばく線量が100ミリシーベルトを超えた緊急作業従事者に係る次期線量管理期間以降（平成28年4月以降）の線量管理のあり方
- (3) 緊急作業従事期間中の健康管理の在り方
- (4) その他

#### 3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することが出来る。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることが出来る。

#### 4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部電離放射線労働者健康対策室において行う。

## 参集者（五十音順）

明石真言	独立行政法人放射線医学総合研究所理事
児玉和紀	公益財団法人放射線影響研究所主席研究員
杉浦紳之	公益財団法人原子力安全研究協会 放射線環境影響研究所長
祖父江友孝	大阪大学大学院医学系研究科社会環境医学講座 環境医学教授
伴 信彦	東京医療保健大学東が丘看護学部教授
前川和彦	東京大学名誉教授 認定特定非営利活動法人災害人道医療支援会理事長
道永麻里	公益社団法人日本医師会常任理事（産業保健）
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 産業医実務研修センター長

## オブザーバー

佐藤 暁	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課長
------	-----------------------------------

# 東電福島第一原発等施設内での労災被災者への対応強化への支援

## 背景

### 現状

- 原子力施設内の労災被災者への対応体制は事業者責任で整備すべき
- しかし、東電福島第一原発事故では、医師等を確保できず
- 業務上災害（死亡事案）の発生に伴い、官邸の指示により、厚労省が産医大、労災病院から医師を派遣し、医師の24時間常駐を実現
- 現在は、日本救急医学会等による「ネットワーク」が医師等を斡旋

## 問題

- 「ネットワーク」はボランティアであるため、継続性は不透明
- 他の原発には同様のネットワークがない
- 事故時対応の専門人材が不足
- 原発外医療機関との連携や搬送訓練が不足



### 今後、東電福島第一原発では高線量、高濃度下での作業が増加

- 医師等24時間常駐体制が維持できなくなる
- 大量被ばくを伴う事故時に混乱の可能性
- 放医研への搬送に手間取るおそれ
- 他の原発で緊急事態が発生した場合、施設内に派遣される医師が確保できない

## 対応の方向

- 東電福島第一原発の廃炉作業は事業者任せにせず、国が前面に立つのが政府の方針
- 厚労省として、労災被災者対応に関して、コミットする必要がある
- 電気事業者の責任を明確にしつつ、一定の支援を行う

## 事業内容

### 1 緊急時に原発内に派遣される専門人材の育成

- 事故時に施設内に派遣される人材育成に特化
- 実地研修を含む複数回の研修＋生涯研修
- 研修内容
  - ①被ばく線量評価、②防護服・マスク、③除染・養生、④トリアージ・搬送先、⑤内部被ばく予防の薬剤投与等

### 2 原発内外の連携を強化するための協議組織の開催

- 施設内からの患者の搬送と受け入れ病院の特定に特化

### 3 労災被災者搬送訓練等

- 施設内から医療機関への搬送と受け入れに特化

### 4 「ネットワーク」の永続性確保及び他原発への対象拡大

- 関連機関（P）にワーキンググループ設置
- コーディネータの選任

## 支援のあり方

- 26年度中に電気事業者、救急医学会等関係者と協議
- 27年度に、事業委託により対象を限定したモデル的取組の試行
- 28年度以降、モデル試行をふまえ、全原発に対象を広げるとともに、事業費の一部補助へ移行を検討

# 除染等業務に係る作業現場に対する監督指導・個別指導付表取りまとめ(全局分)

集計期間:平成26年1月～平成26年12月

項目	被ばく限度	線量測定	測定結果の 確認、 記録、通知	作業指揮者	汚染検査	保護具 及びその 汚染除去	特別教育	特殊健診	墜落等による 危険の防 止	車両系建設 機械	就業制限	
除染電離則	3、4条	5条	6条	9条	14、15条	16、17条	19条	20条	安衛則 518条、519条	安衛則158条	安衛法61条	
指導実施現場数	426											
違反件数	122	0	56	7	5	16	32	3	3	25	13	13
違反率	0.0%	0.0%	13.1%	1.6%	1.2%	3.8%	7.5%	0.7%	0.7%	5.9%	3.1%	3.1%

## 福島局実施分

指導実施現場数	420											
違反件数	169	0	56	7	4	16	32	2	2	25	12	13
違反率	0.0%	0.0%	13.3%	1.7%	1.0%	3.8%	7.6%	0.5%	0.5%	6.0%	2.9%	3.1%

## 福島局以外実施分

指導実施現場数	6											
違反件数	4	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0
違反率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%

# 事業者団体による除染等事業に従事する労働者の被ばく線量の一元化

## 制度の概要

### 1 放射線管理手帳の統一運用

- ① 関係請負人が作成した発行申請書に基づき、手帳の発行申請
- ② 定期的に関係請負人に被ばく線量を通知するとともに手帳に記載
- ③ 関係請負人が提出する除染・電離健康診断記録、特別教育記録を確認し、手帳に記載

### 2 線量の登録、経歴照会等の実施

- ① 四半期ごとに全ての労働者の被ばく線量等を電子媒体で中央登録センターに登録(定期線量登録)
- ② 専用端末から除染従事者等の過去の被ばく線量等を照会可能(経歴照会)
- ③ 除染従事者等について、原子力システムの経歴情報を照会可能(システム間相互照会)

### 3 線量記録及び健診結果の引き渡し

- ① 工期の完了時に線量記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)
- ② 工期の完了時に、関係請負人が提出した除染・電離健康診断記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)

## 新規(除染)のシステム

## 既存(原子力)のシステム

### 除染事業者

被ばく線量の登録  
(個人ID別)  
(3ヶ月ごと)

被ばく線量の  
照会・回答  
(雇入れ時等)

手帳発行申請

手帳発行  
(個人ID番号)

放射線管理手帳発効機関

中央登録番号(個人ID番号)の発給

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理システム  
(除染作業での被ばく線量の管理)

データ相互照会

原子力被ばく線量登録管理システム  
(原子力施設の被ばく線量の管理)

中央登録センター

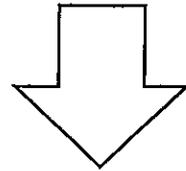
安  
衛  
No.16

※ 新(除染)システム参加者の放射線管理手帳の発行は、既存(原子力)システムの放射線管理手帳発効機関で行う。

# 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導

## 背景

除染電離則が適用される業種は、これまで  
①放射線防護の経験がなく、かつ、  
②中小・零細企業がほとんどを占め、  
適切な放射線管理等の防護措置の実施が困難。



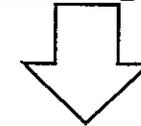
## 放射線被ばくに対する不安が事業再開への隘路

・避難区域の円滑な復旧・復興を促進するため、  
中小・零細企業が会員となっている団体等に対して線量測定、記録、汚染検査等の放射線管理に関する支援策の実施が必要

## 事業内容

### 国(委託先)

線量管理指導員



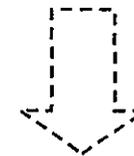
指導員の派遣等

### 中小・零細事業者が会員となっている団体等

#### 指導員による放射線管理担当者の育成等

- ・空間線量率、土壌等の放射能濃度測定
- ・被ばく線量の測定・記録管理（指定保存機関への引き渡し方法を含む）
- ・汚染検査の方法
- ・教育用資材（放射線測定器）貸与

例：商工会議所、事業協同組合、農業協同組合



団体等による取組  
(自主事業)

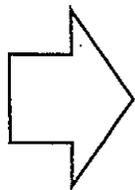
中小・零細事業者

# 東電福島第一原発作業等に係る放射線関連情報の国際発信の強化

## 背景

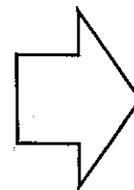
### 現状

・東電福島第一原発作業や除染作業に対する放射線被ばく状況やその対策について、国際機関等が作成する報告書等に、事実誤認や厚生労働省と相容れない見解



### 問題

・我が国の被ばく管理規制に対する国際的な信頼感の喪失  
・事業者の遵法意識の低下



### 対策

・英語版ホームページへの情報掲載や、国際機関への情報発信など、英語による国際発信の強化が必要。

### ① 厚生労働省英語版ホームページの拡充

- ・英語原稿の作成（専門家やネイティブによる翻訳チェック）  
（東電福一原発作業者の被ばく分布等、関連報道発表、関連ガイドライン等、関連法令、関連行政通達）
- ・わかりやすいデザイン

### ② 配布用英語資料の作成

- ・英語原稿の概要  
（東電福一原発作業者の被ばく分布等、関連報道発表、関連ガイドライン等、関連法令、関連行政通達）

### ③ 国際機関への情報提供支援

- ・WHO, ILO, IAEA, UNSCEAR等の国際機関への情報提供
- ・国際機関と連携した会議を通じた国際発信の支援
- ・専門家のリスト化、ネットワーク化

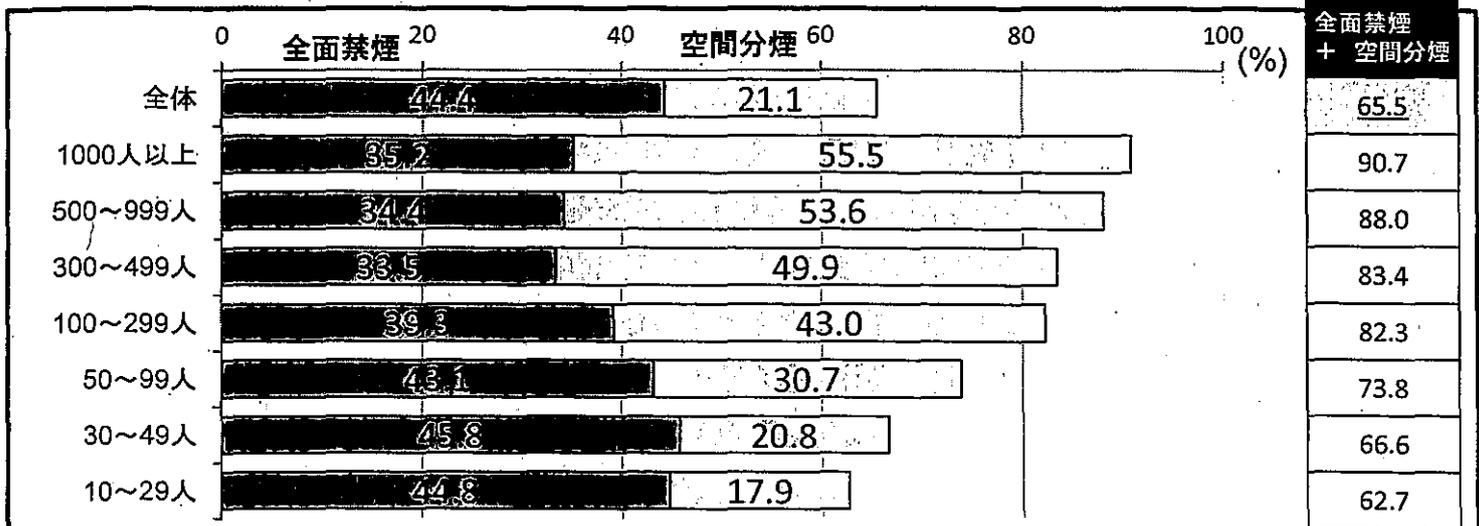
事業内容

# 受動喫煙防止対策に関する事業場の取組状況

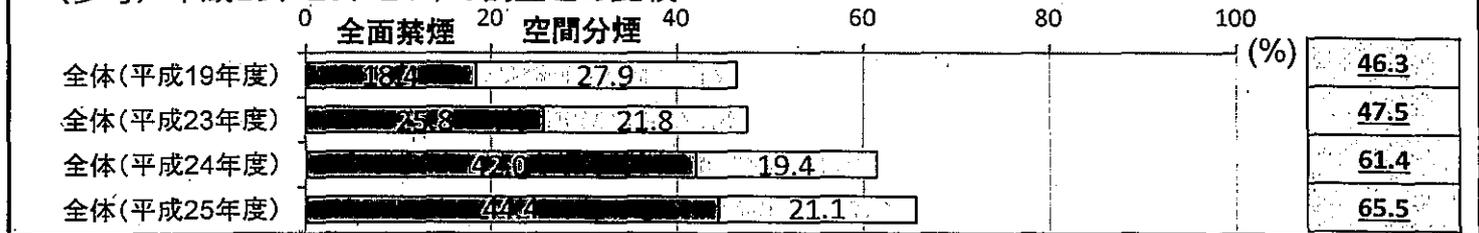
安 衛  
衛 No.18

## ○ 事業所規模別取組状況

- ・ H24→H25で全面禁煙・空間分煙で対策を行っている事業主が微増。
- ・ 事業場規模が大きいほど、対策は進んでいるが、事業場規模が小さくなるほど、全面禁煙を行っている事業場は多い傾向。

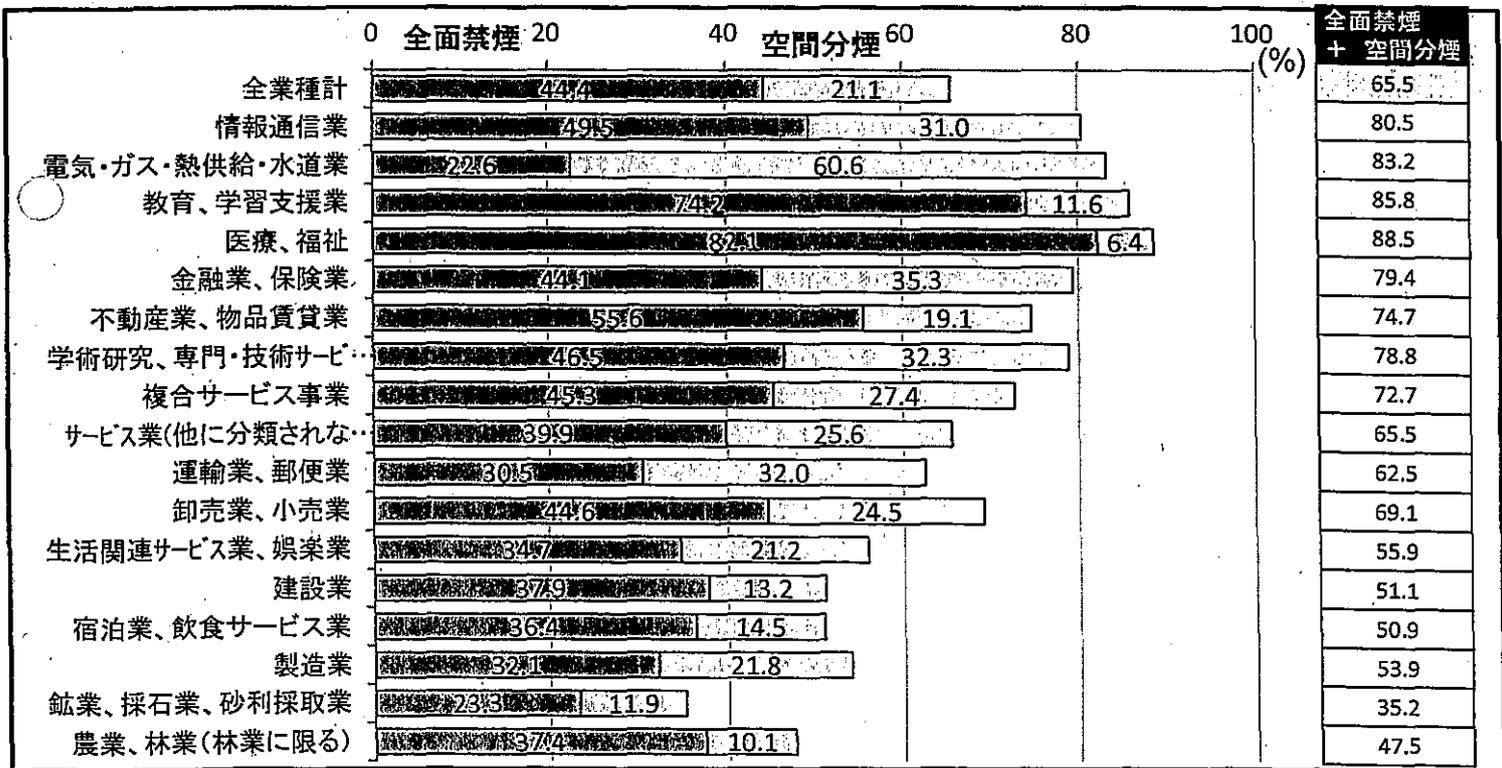


## ○ (参考) 平成19、23、24年の調査との比較



## ○ 業種別取組状況

- ・ 業種によって、取組み状況に差がある。
- ・ 接客系、土木系の業種と製造業について、対策が遅れている傾向にある。



### 【出典】 平成25年労働安全衛生調査(実態調査)

- ・ 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部 (統計法に基づく一般統計調査)
- ・ 調査の範囲

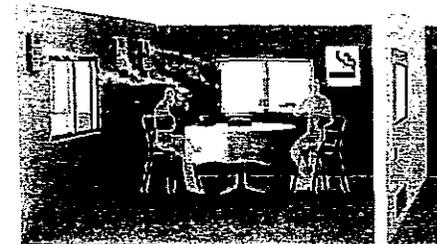
[事業所] 約13,000事業所 (常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出)

[労働者] 約17,000人 (上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化二段抽出法により抽出)

# 職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の支援事業

## (1) 受動喫煙防止対策助成金

- 対象事業主 : すべての業種の中小企業事業主
- 助成対象 : 喫煙室の設置のための費用  
換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置のための費用(飲食店・宿泊業を営む事業場に限定)
- 助成率、助成額: 受動喫煙防止対策のための費用の1/2(上限200万円)
- 問い合わせ先 : 各都道府県労働局健康主務課
  - ※ 平成25年度から以下のとおり支給要件を見直した。  
対象事業主: 飲食店、宿泊業等に限定→すべての業種に拡大  
助成率 : 1/4→1/2に拡充
  - ※ 平成26年7月から以下のとおり支給要件を見直した。  
助成対象 : 「換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置」を追加

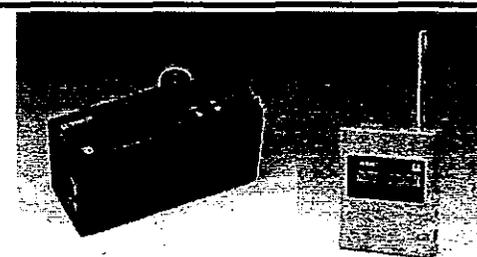


## (2) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施。
- 依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。
- 平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。
- 企業の研修や団体の会合に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について出前講座を行います。
- 費用は無料(電話相談、実地指導及び説明会参加のいずれも)  
(平成26年度事業受託業者: 株式会社 インターリスク総研)

## (3) たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

- 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器(粉じん計、風速計)の貸し出しを実施。
- 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方を電話・実地で説明。
- 貸出費用は無料(平成26年度から機器の往復の送料も無料)  
(平成26年度事業受託業者: 柴田科学株式会社)



受動喫煙防止対策支援制度 都道府県別利用状況

平成27年2月10日 現在

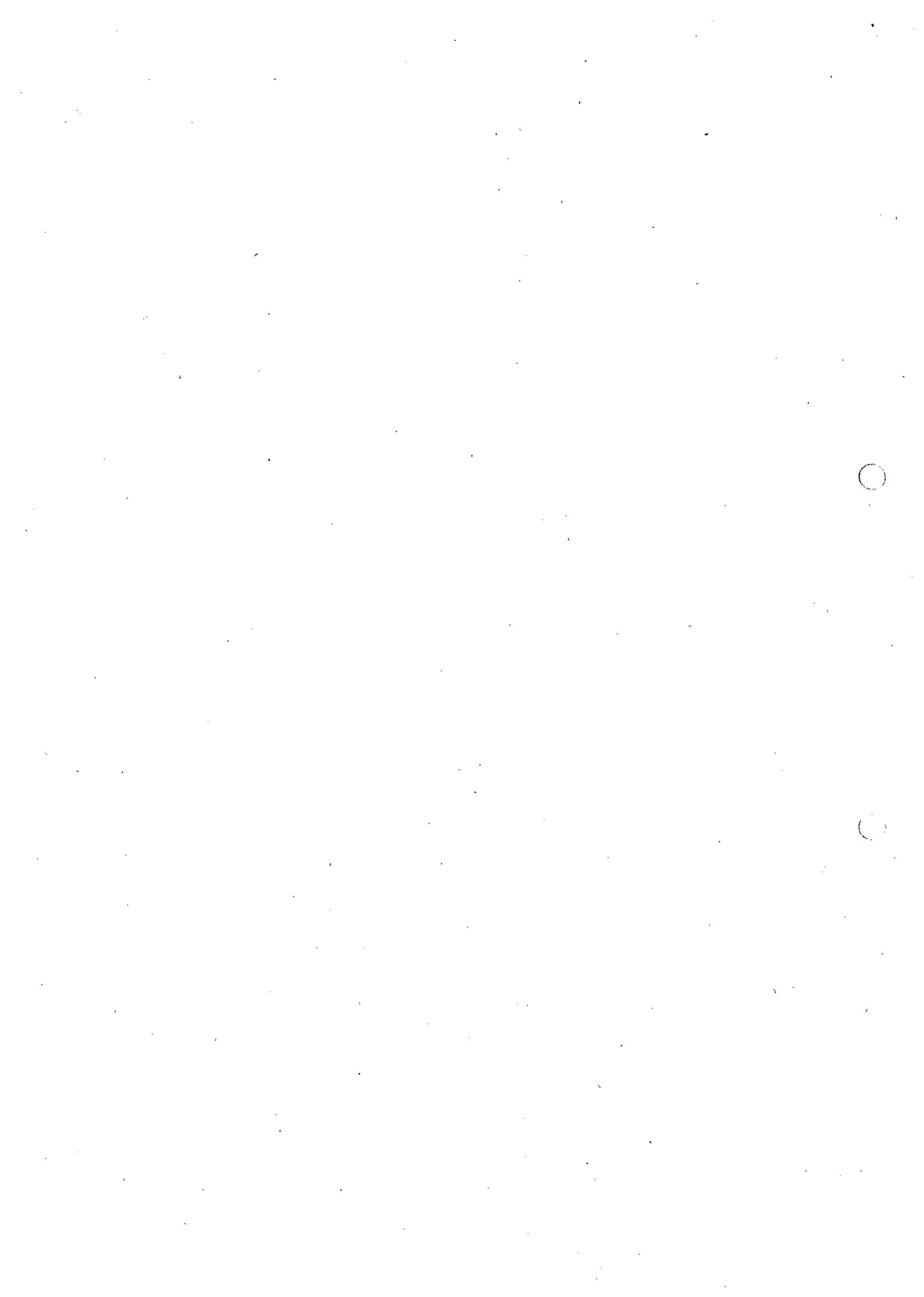
安 衛  
衛 No.20

	受動喫煙防止対策助成金								相談支援								機器貸出							
	【H23】支給実績		【H24】支給実績		【H25】支給実績		【H26】支給見込み		相談電話				実地指導				貸出数				実地指導			
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	申請数	交付見込額	H23	H24	H25	H26												
1 北海道	1	207	1	2000	22	25589	② 51	64338	14	6	25	7	2	1	1	3	2	5	19	26	0	0	3	0
2 青森	0	0	0	0	2	2808	5	6530	0	2	4	4	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0
3 岩手	0	0	0	0	6	5798	4	2515	0	1	3	5	0	0	0	3	0	0	2	4	0	0	0	0
4 宮城	1	551	3	3018	6	8416	14	12146	6	4	22	11	0	1	0	0	0	0	0	2	18	0	0	0
5 秋田	0	0	0	0	1	1000	6	4799	1	1	3	4	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0
6 山形	3	891	3	1859	8	4492	15	13961	2	1	12	9	0	0	0	2	0	2	3	8	0	0	0	0
7 福島	0	0	2	507	17	15623	19	17943	2	0	21	14	0	0	0	1	1	0	13	10	0	0	0	0
8 茨城	0	0	5	7923	10	9817	15	16212	1	4	15	24	0	1	2	0	1	5	11	18	0	0	0	0
9 栃木	0	0	2	1703	12	18168	15	21425	0	2	11	7	0	0	0	1	0	1	14	9	0	0	1	0
10 群馬	0	0	1	268	5	6828	17	22091	0	6	14	13	0	0	0	0	1	5	5	8	0	0	0	1
11 埼玉	1	393	0	0	7	6974	4	5320	1	8	40	34	0	2	5	3	2	8	16	11	0	0	0	0
12 千葉	1	1037	2	2513	12	12219	5	6428	5	9	32	28	0	1	3	1	3	11	25	8	0	0	2	0
13 東京	3	2014	7	5384	21	24137	③ 35	41822	40	46	202	152	10	3	8	25	19	67	43	85	0	0	7	5
14 神奈川	0	0	2	651	6	7437	12	15438	9	3	34	41	1	0	1	5	0	13	17	18	0	0	3	0
15 新潟	0	0	2	1311	9	8069	12	7307	4	1	27	12	1	0	2	0	0	3	5	7	0	0	1	0
16 富山	0	0	0	0	4	3672	10	8601	1	0	9	10	0	0	1	1	0	0	2	9	0	0	0	0
17 石川	0	0	1	200	4	2818	9	7441	5	1	18	13	0	0	3	1	0	2	1	7	0	0	0	0
18 福井	0	0	1	523	15	14110	9	7202	2	2	15	12	1	0	0	0	42	0	13	5	0	0	0	0
19 山梨	0	0	2	2400	2	2891	0	0	1	0	4	3	1	0	2	0	0	3	4	1	0	0	1	0
20 長野	1	587	4	2394	11	9435	17	15598	10	10	26	24	0	2	0	2	0	4	7	18	0	0	2	0
21 岐阜	1	662	0	0	3	1619	4	3686	0	0	11	8	0	0	0	0	1	0	3	6	0	0	0	0
22 静岡	0	0	0	0	4	4954	14	20811	6	4	29	31	1	1	0	6	0	2	5	18	0	0	0	0
23 愛知	1	228	0	0	12	11937	19	15726	9	14	57	66	1	2	1	4	2	4	12	27	0	0	2	0
24 三重	0	0	2	537	4	4700	4	4573	3	4	11	12	0	0	1	4	0	2	2	5	0	0	0	0
25 滋賀	0	0	1	570	2	2247	7	10493	1	3	10	16	0	0	1	5	0	1	0	8	0	0	0	0
26 京都	1	747	0	0	3	4144	8	7796	7	8	27	20	1	2	1	1	0	4	3	12	0	0	0	0
27 大阪	1	1477	2	1660	41	46068	① 63	93284	26	14	103	111	4	4	5	15	0	55	28	110	0	0	2	2
28 兵庫	0	0	32	23760	18	26880	30	33993	5	16	38	29	0	9	0	5	1	2	8	14	0	0	0	0
29 奈良	0	0	0	0	4	5052	2	3246	0	1	8	2	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0
30 和歌山	0	0	0	0	2	2455	4	4321	1	1	6	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
31 鳥取	0	0	0	0	3	2129	6	6096	0	4	9	8	0	0	0	2	0	1	3	4	0	0	0	0
32 島根	1	2000	1	500	4	3381	2	2600	1	1	7	5	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0
33 岡山	0	0	0	0	1	472	9	8100	1	3	6	12	0	1	0	1	1	0	4	7	0	0	1	0
34 広島	0	0	1	583	8	6657	6	7128	9	6	27	23	2	1	0	0	0	1	6	6	0	0	1	0
35 山口	0	0	0	0	23	21266	7	6524	4	2	7	12	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
36 徳島	0	0	0	0	2	2081	1	432	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川	0	0	0	0	3	2839	4	3839	0	0	4	16	0	0	0	1	0	2	3	4	0	0	1	0
38 愛媛	0	0	1	918	1	454	0	0	1	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知	0	0	0	0	1	2000	1	880	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
40 福岡	1	448	2	1239	11	13699	11	11809	5	3	43	23	2	0	1	1	0	0	6	16	0	0	0	1
41 佐賀	0	0	0	0	0	0	5	4699	2	0	6	16	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
42 長崎	0	0	0	0	2	948	4	2527	2	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本	1	740	2	382	8	10394	9	10424	0	3	3	8	0	0	1	2	1	2	9	8	0	0	0	0
44 大分	0	0	0	0	1	1083	8	6489	1	0	2	7	0	0	0	2	0	4	0	14	0	0	0	0
45 宮崎	0	0	0	0	1	593	4	7104	0	2	1	3	0	0	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0
46 鹿児島	0	0	0	0	5	5107	7	8340	6	3	11	6	0	1	0	0	0	2	27	18	0	0	0	1
47 沖縄	0	0	0	0	0	0	1	594	2	0	2	7	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	26	20	13	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	11982	82	62779	347	373460	514	582631	222	227	984	870	29	32	40	99	77	214	334	571	0	0	27	10

【助成金実績】支給額の単位は千円。申請が実行されたもののみ計数。交付申請後、取り下げ及び不交付の処理をしたものを除く。

※：平成23年度は10/1～3/31の半年間、平成25年度は5/16～3/31の約10ヶ月半の実績。

なお、平成26年度は平成27年1月10日時点の暫定値である。



# 全国健康安全主務課長会議資料

平成27年2月19日（木）

労働基準局安全衛生部計画課



# 目次

- 1 特別安全衛生改善計画制度関連省令イメージ（平成 27 年 2 月 16 日  
審議会資料抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 安全衛生優良企業制度パンフレット（イメージ）・・・・・・・・・・ P 3
- 3 全国のアスベスト訴訟提起状況について・・・・・・・・・・ P 5
- 4 平成 27 年度予算案 安全衛生関係主要事項・・・・・・・・・・ P 6



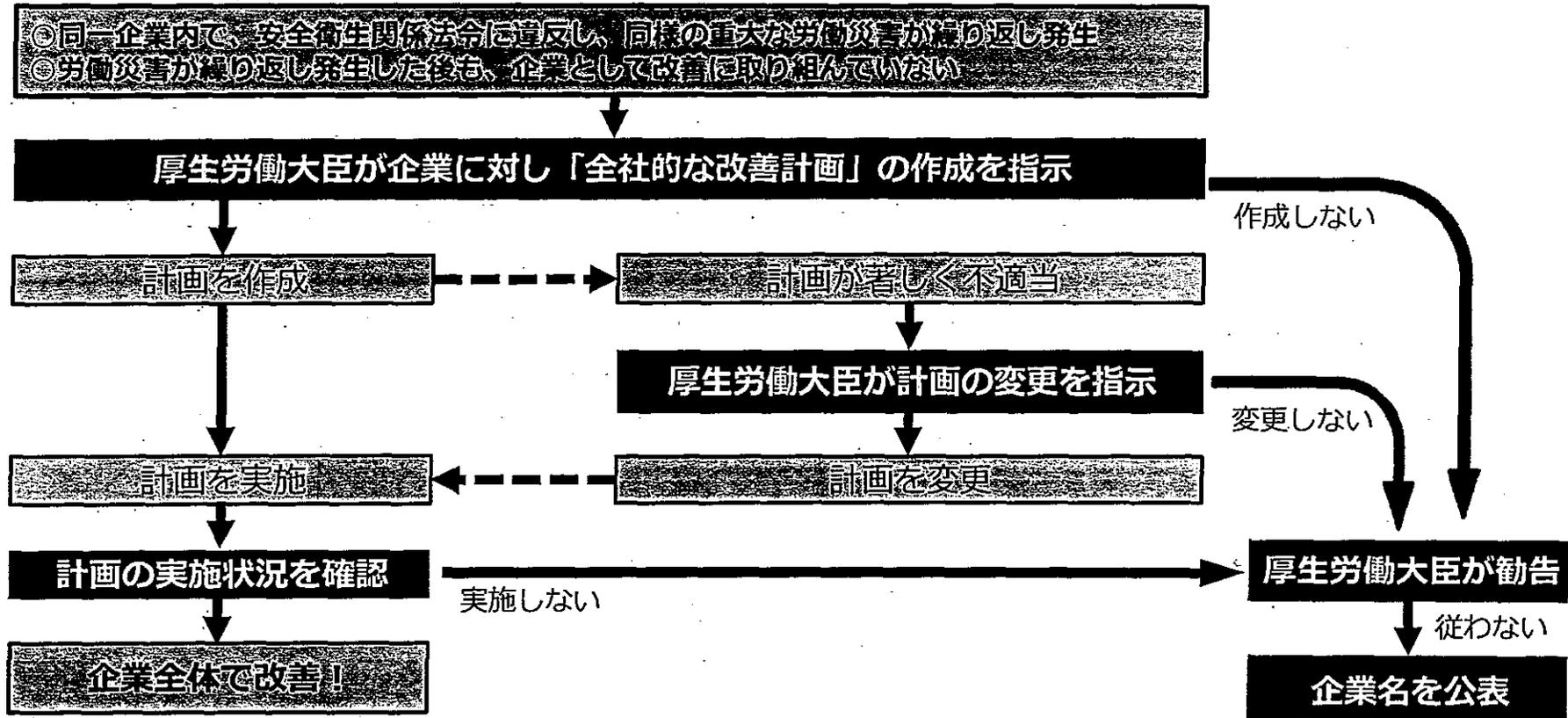
# 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

## 第78条（特別安全衛生改善計画）

厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

企業が計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。

### 【特別安全衛生改善計画の流れ】



# 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 に関する省令案の概要（特別安全衛生改善計画関係）

## 1. 特別安全衛生改善計画の概要

法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場において発生させた企業に対して、当該企業の事業場において再び同様の重大な労働災害を発生しないようにするための必要な再発防止対策について計画を作成するよう、厚生労働大臣が指示することができるもの。

## 2. 改正の概要 ※労働安全衛生規則の改正

### (1) 「重大な労働災害」の定義

- ①死亡災害
- ②負傷又は疾病により、障害等級第1級から第7級までの障害に該当するものが生じたもの又は生じるおそれのあるもの

### (2) 「再発を防止するため必要がある場合」の要件

同一企業において、次の法令違反により、同様の『重大な労働災害』を3年以内に複数の事業場で発生させた場合

- ・ 労働安全衛生法、作業環境測定法又はじん肺法及びこれらの法律に基づく政省令
- ・ 労働基準法第36条第1項但書及び労働基準法施行規則第18条 (坑内労働等有害業務制限)
- ・ 労働基準法第62条並びに年少者労働基準規則第7条及び第8条 (年少者の有害業務制限)
- ・ 労働基準法第63条 (年少者の坑内労働等禁止)
- ・ 労働基準法第64条の2及び女性労働基準規則第1条 (女性の坑内労働等禁止)
- ・ 労働基準法第64条の3及び女性労働基準規則第2条及び第3条 (女性の危険有害業務の禁止)

### (3) 事業者が提出する改善計画の内容

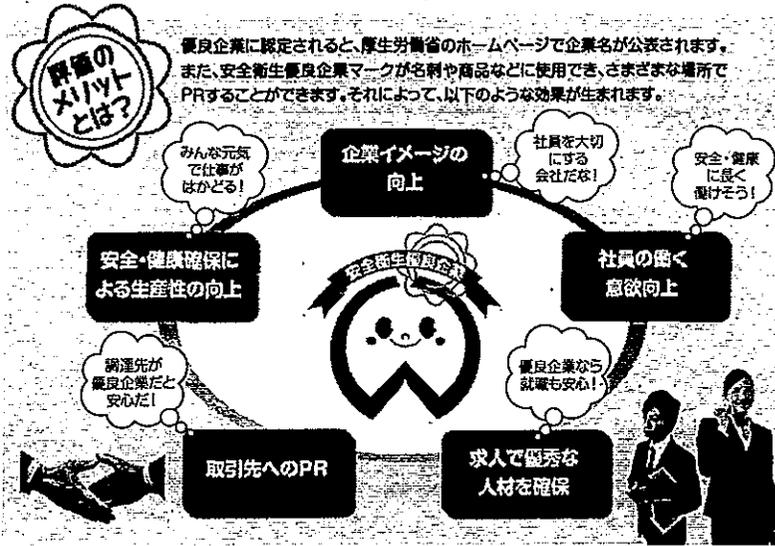
特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、指示書に記載された期限までに、①計画の対象とする事業場、②計画の期間・実施体制、③重大な労働災害の再発防止のための措置等を記載した計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

### (4) その他

計画の指示、計画の変更指示に係る所定の様式を定める。

# リーフレットイメージ

安全衛生優良パンフ (420x297mm)



お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで (土曜日・祝日・休日・年末年始を除く)



働く人の安全と健康こそ企業の業績  
認定制度を活用しましょう!

## 安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—安全衛生優良企業認定を受けませんか?



### 安全衛生優良企業とは?

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。認定を受けるためには、労働者の健康管理、労働時間管理、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組が求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、様々なメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部  
都道府県労働局(労働基準部健康安全主務課)

安全衛生

# リーフレットイメージ

・安全衛生優良HP (420x297mm)



評価項目の詳細は、安全衛生優良企業ホームページをご覧ください。

## STEP 1

必要な項目を全て満たす

### 第1

企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうか確認します

### 第2

企業の取組として満たしていることが必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組ができていないか確認します

## STEP 2

評価項目全てを満たした場合は、申請書類として提出し、労働局へ申請します。労働局から認定書が発行され、HPに掲載されます。

### 第3

企業の積極的な取組を評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進、メンタルヘルズ対策、過重労働防止対策、長時間労働防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します

安全衛生優良企業

## 安全衛生優良企業公表制度の背景



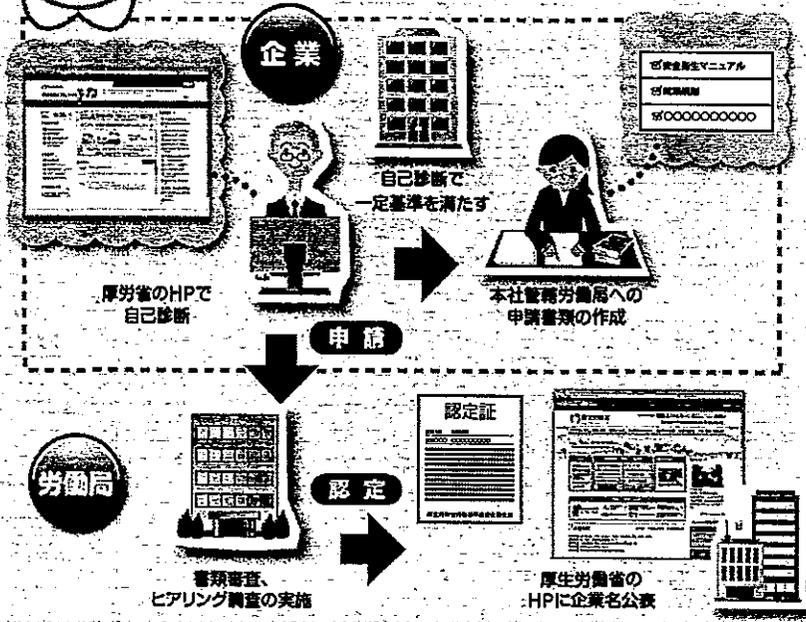
社員の健康増進のため、社長自ら声がかけさまざまな取組を行い、社内の労働環境が良くなったことをPRしたい。

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、認知度が低いとは言えません。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。

法令を遵守していれば十分なわけではない。社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。

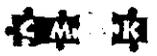


まずは、安全衛生優良企業公表制度のホームページにある自己診断サイトで、自社の安全衛生対策についてチェックしていただきます。自己診断の結果、認定を受けられるレベルに達している場合、各項目を満たしていることを示す資料をそろえ、本社を管轄する都道府県労働局（労働基準部健康安全主務課）へ持参または郵送で申請していただきます。申請に際しては、安全衛生優良企業公表制度のホームページをご覧ください。



## 申請 Q&A

- Q どの企業が申請できるのですか？  
A 労働者を雇用するすべての企業、法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？  
A 企業単位での申請となります。認定申請の際には、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の要件を満たしていることが必要です。
- Q 自己診断の際に、指標を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？  
A ホームページに掲載した各指標に、取り組み事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていない場合は指標を満たしている、というものではありません。
- Q 認定期間は何年ですか？  
A 3年です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。
- Q 認定を受けた後、要件を満たさない評価項目が発生した場合、どうすればよいですか？  
A 何らかの事例により満たさない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、指定区を通知していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。



# 全国のアスベスト訴訟

訴訟名 (提起年月)	裁判所 (1) 係属裁判所	類型	原告(代表者)	被告	請求金額	進行状況
神戸アスベスト訴訟(第2陣) (平成21年7月提訴)	神戸地裁 (1)	工場 労働者型	運輸業の元労働者等 (4名)	厚労省 石綿含有製品製造 企業1社	約1億350万円	平成26年3月26日 結審 判決日 平成27年3月23日(月)午後1時15分(予定)
さいたまアスベスト訴訟(第1陣) (平成25年12月提訴)	さいたま地裁 (1)		被告企業の製品を加工して石 綿含有製品の製造を行って いた会社の元労働者の遺族 (2名)	厚労省 石綿含有製品製造 企業1社	4,950万円	平成26年10月9日 第4回口頭弁論期日
さいたまアスベスト訴訟(第2陣) (平成27年1月提訴)	さいたま地裁 (1)		石綿含有製品の製造を行っ ていた会社の元労働者の遺 族 (12名)	厚労省	約7,800万円	平成27年1月8日 新規提訴
東京建設アスベスト訴訟(第1陣) (平成20年5月提訴)	東京高裁 (1)	建設 労働者型	建設業の元労働者等 (335名)	厚労省 国交省 建材メーカー42社	約117億3,290万円	平成24年12月5日 地裁判決(国一部敗訴) 平成24年12月17日 国側控訴 同年12月18日 原告側控訴 平成26年9月29日 第4回口頭弁論期日
東京建設アスベスト訴訟(第2陣) (平成26年5月提訴)	東京地裁 (1)		建設業の元労働者等 (115名)	厚労省 国交省 建材メーカー42社	約43億9,860万円	平成27年1月23日 第3回口頭弁論期日
横浜建設アスベスト訴訟(第1陣) (平成20年6月提訴)	東京高裁 (1)		建設業の元労働者等 (89名)	厚労省 国交省 建材メーカー43社	28億8,750万円	平成24年5月25日 地裁判決(国全部勝訴) 平成24年6月8日 原告側控訴 平成26年12月12日 第5回口頭弁論期日
横浜建設アスベスト訴訟(第2陣) (平成26年5月提訴)	横浜地裁 (1)		建設業の元労働者等 (52名)	厚労省 国交省 建材メーカー43社	17億3,250万円	平成26年12月11日 第2回口頭弁論期日
静岡建設アスベスト訴訟 (平成22年11月提訴)	静岡地裁 (1)		建設業の元労働者の遺族 (3名)	厚労省 国交省	3,850万円	平成26年9月11日 第13回口頭弁論期日
札幌建設アスベスト訴訟 (平成23年4月提訴)	札幌地裁 (5)		建設業の元労働者等 (30名)	厚労省 国交省 建材メーカー42社	9億6,250万円	平成26年12月3日 第16回口頭弁論期日
京都建設アスベスト訴訟 (平成23年6月提訴)	京都地裁 (5)		建設業の元労働者等 (26名)	厚労省 国交省 建材メーカー43社	10億100万円	平成26年12月17日 第21回口頭弁論期日
大阪建設アスベスト訴訟 (平成23年7月提訴)	大阪地裁 (5)		建設業の元労働者等 (30名)	厚労省 国交省 建材メーカー43社	6億9,300万円	平成27年1月26日 第19回口頭弁論期日
福岡建設アスベスト訴訟 (平成23年10月提訴)	福岡高裁 (1)		建設業の元労働者等 (51名)	厚労省 国交省 建材メーカー42社	約11億1,650万円	平成26年11月7日 地裁判決(国一部敗訴) 平成26年11月20日 原告側、国側控訴
神戸アスベスト訴訟(第1陣) (平成19年5月提訴)	最高裁 (1)		環境型	被告企業の工場の近隣住民 等 (4名)	環境省 厚労省 石綿含有製品製造 企業1社	約7,820万円

原告総数: 計753名

請求総額: 約248億7,220万円

(平成27年1月27日更新)

## 平成27年度予算案 安全衛生関係主要事項

**安全衛生関係予算案総額**

平成27年度予算案 196億7,000万円  
(平成26年度予算額 182億0,000万円)

**【労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり】****改正労働安全衛生法の円滑な施行****44億円(40億円)**

ストレスチェック制度の創設に向けて、周知や研修を実施するとともに、相談体制の充実・強化を図るなど、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するための「こころの元気応援プラン」を実行する。

また、職場における受動喫煙防止対策の推進や外国に立地する検査検定機関の登録制度の厳格な運用のための対応など、改正労働安全衛生法の円滑な施行に向けた取組を進める。

さらに、化学物質のリスクアセスメントについても、その義務化に向け、中小企業が実施しやすい環境整備のため、支援措置の充実強化を図る。

**第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進****47億円(47億円)**

建設業、社会福祉施設を始めとして各業種の特性に応じた労働災害の防止対策を実施するとともに、化学物質のリスク評価などにより、職場における化学物質管理対策を推進する。

## 【東日本大震災からの復興への支援】

### 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 2億円(2.1億円)

被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

## 【原子力災害からの復興への支援】

### 東京電力福島第一原発作業員や復旧・復興従事者への対応 9.6億円(6.7億円)

東京電力福島第一原発作業員の被ばく防護措置等について、立入調査等による適切な指導を行う。

また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対し、健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた場合には、がん検診等を実施する。

さらに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするため、緊急作業従事者を対象にした疫学的研究を実施する。

加えて、事業主が原発事故からの復旧・復興従事者の放射線管理を適正に行えるよう、中小零細企業の団体に対する指導を行う。





# STOP!

# 転倒災害

職場で転んでケガすること、多くないですか？

仕事中に転んで、4日以上仕事を休んだ方は年間25,000人を超え、労働災害全体の1/5強を占めています！  
仕事も含めて一般生活で、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多いのです。



今や、転倒災害の防止は、国民的課題です。  
「STOP!転倒災害」職場から転倒災害をなくしましょう!

## 【STOP!転倒災害プロジェクト2015】とは？

厚生労働省と中央労働災害防止協会をはじめとする労働災害防止団体が主唱者となり、休業4日以上死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、今年1年をプロジェクト期間として「STOP!転倒災害プロジェクト2015」を開始します。

昨年は、記録的な大雪により、2月の転倒災害の発生件数が大幅に増加しました。今年もすでに多くの地域が大雪に見舞われています。

また、高齢労働者が転倒した場合には、休業日数が長くなる傾向が見られ、労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められています。

このプロジェクトでは、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備月間である6月を重点取組期間として、安心して働ける職場環境の実現を目指します。

# 転倒を防ぐコツ!

「スべる」「つまづく」「踏みはずす」これが転びの3タイプ。転倒災害を防ぐには、

- 1 転びを予防する基礎知識やノウハウを学び、職場に活かす
- 2 職場巡視、4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を展開し、転びの要因を取り除く
- 3 KY(危険予知)で転ぶ危険を感じ取り、日々KY活動を実践する
- 4 転び多発場所にステッカーを貼るなど危険の「見える化」を進める
- 5 作業に適した転びにくい安全靴を使う
- 6 筋力アップや体力づくりの運動を行う

などの対策が望まれます。

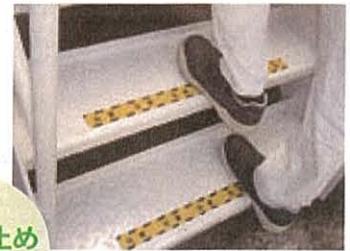
中央労働災害防止協会(中災防)は、みなさんの職場から転倒災害をなくすため、「転びの予防セミナー」など関連する研修・セミナー、企業への専門家派遣(安全診断、教育講師等)、ポスター・ステッカー等いろいろなツールを取り揃えています。



テキスト  
の例



ポスター  
の例



すべり止め  
テープ

中央労働災害防止協会(中災防)は、「STOP!転倒災害プロジェクト2015」の特設サイトを開設し、みなさんからのアクセスお待ちしております。

詳しくはこちら →  で

「どうにかして転びの災害・事故を減らしたい」…ここに相談(無料)してください!

**【中災防本部相談窓口】 TEL…03-3452-6296 メール…koho@jisha.or.jp**

北海道安全衛生サービスセンター	011-512-2031	近畿安全衛生サービスセンター	06-6448-3450
東北安全衛生サービスセンター	022-261-2821	大阪労働衛生総合センター	06-6448-3464
関東安全衛生サービスセンター	03-5484-6701	中国四国安全衛生サービスセンター	082-238-4707
中部安全衛生サービスセンター	052-682-1731	同 四国支所	087-861-8999
同 北陸支所	076-441-6420	九州安全衛生サービスセンター	092-437-1664

皆でつながろう 安全と健康を守る日本の現場へ

2015

in

名古屋

徳川家康

織田信長

豊臣秀吉

第74回

# 全国産業安全衛生大会

開催期間 平成27年 **10月28日(水) → 30日(金)**

会場 **総合集会：10月28日 愛知県体育館**  
**分科会：10月29日、30日**

名古屋国際会議場、名古屋市中小企業振興会館ほか

特別講演 トヨタ自動車(株) 取締役会長 **内山田 竹志氏 (総合集会)**

同時開催

入場無料

**緑十字展2015 in 名古屋**

～働く人の安心づくりフェア～

期日 **10月28日(水) → 30日(金)**

会場 名古屋市中小企業振興会館 (晚上ホール)

お問合せ先：中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課 TEL：03-3452-6402 <http://www.jisha.or.jp/>

主催：中央労働災害防止協会 協力：(公社)愛知労働基準協会

**JISHA** 中災防

# 第74回 全国産業安全衛生大会

## 総合集会

期日 10月28日(水) 13:15~17:00

安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、トヨタ自動車(株) 取締役会長 内山田竹志氏の特別講演を行います。

## 分科会

期日 10月29日(木)・30日(金) 各会場とも9:30開会

労働災害防止に関連するテーマごとに分科会を設けています。全国の事業場からの改善事例や研究発表をはじめ、安全衛生の専門家や幅広いジャンルの講師による講演、シンポジウム等多彩なプログラムをご用意しています。

### リスクアセスメント／マネジメントシステム

労働安全衛生マネジメントシステムの導入による安全衛生活動の改善事例、企業におけるリスクアセスメント事例等

### 労働衛生管理活動

職場の作業環境管理、作業管理および健康管理に関する事例等

### 安全管理活動 (第1～第3会場)

作業方法、作業手順等による安全対策をはじめとする安全管理活動事例等

### 化学物質管理

化学物質に関する安全衛生活動事例等

### 機械・設備等の安全

機械・設備に関するリスクアセスメント事例、機械・設備の安全対策事例等

### メンタルヘルス／健康づくり

職場のメンタルヘルス対策に関する事例、健康づくり活動に関する事例等

### 安全衛生教育

企業内における安全衛生教育の取り組み事例等

### 交通安全

職場の交通安全対策事例等

### ゼロ災運動

ゼロ災害全員参加運動による安全衛生活動事例、危険予知活動による安全衛生活動事例

### 第三次産業

第三次産業における安全衛生活動や健康づくり活動に関する事例等

### 中小事業場

中小事業場の安全衛生活動や健康づくり活動に関する事例等

分科会名	日程		会場名
	10/29	10/30	
リスクアセスメント／ マネジメントシステム	●	●	名古屋国際会議場
安全管理活動 (第1～第3会場)	●	●	名古屋国際会議場
機械・設備等の安全		●	名古屋国際会議場
安全衛生教育	●	●	名古屋市中小企業振興会館
ゼロ災運動	●		ウインクあいち
労働衛生管理活動	●		名古屋市中小企業振興会館
化学物質管理		●	名古屋市中小企業振興会館
メンタルヘルス／ 健康づくり	●	●	名古屋国際会議場
交通安全		●	ウインクあいち
第三次産業	●		名古屋商工会議所
中小事業場	●		名古屋国際会議場

**参加費** 一般 1名 12,900円(税込)  
中災防賛助会員 1名 6,400円(税込)

※上記参加費にて3日間いずれの会場にもお入りいただけます。  
※中災防賛助会員料金による参加申込みは、会員事業場ご担当者様あてにお送りする専用申込書をご活用ください。

**申込み方法** 全国の労働基準協会(連合会)に申込書付きの案内書を6月にご用意しますので、お問合せの上、こちらによりお申し込みください。

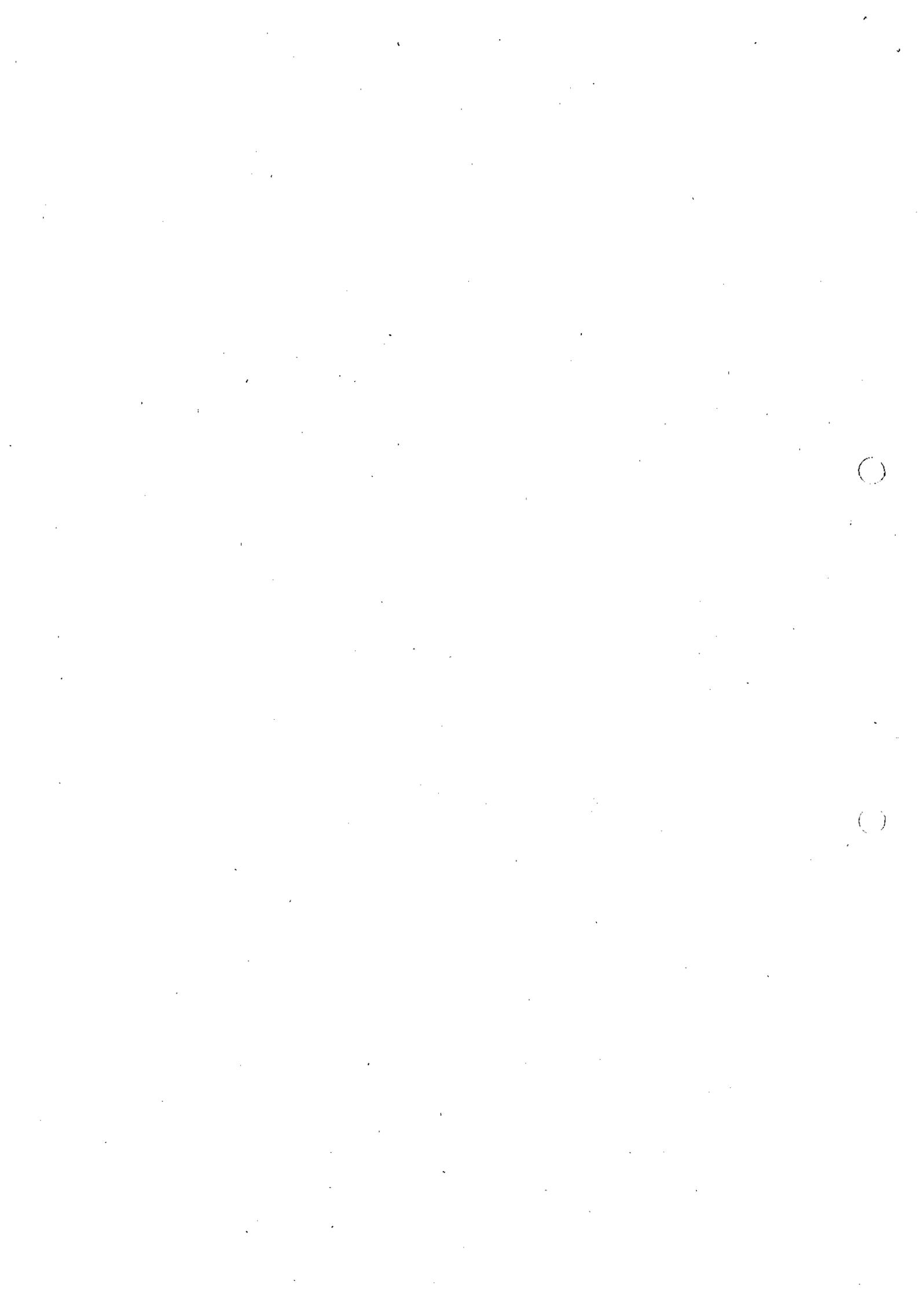
### お問合せ先

中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課  
TEL:03-3452-6402(直通) FAX:03-5443-1019  
大会事務局メールアドレス taikai@jisha.or.jp  
大会HP <http://www.jisha.or.jp/taikai/index.html>

# 全国健康安全主務課長会議資料

平成27年2月19日（木）

労働基準局安全衛生部安全課



# 目次

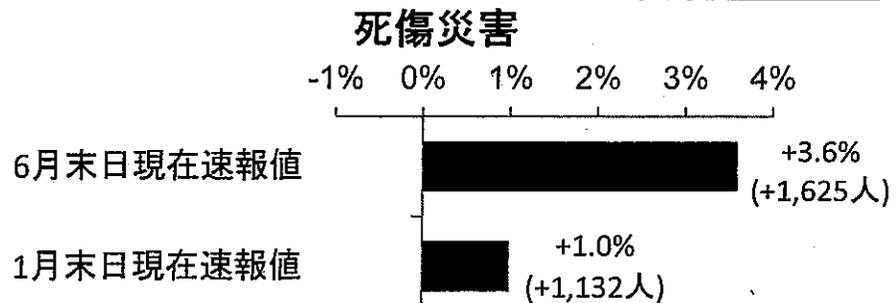
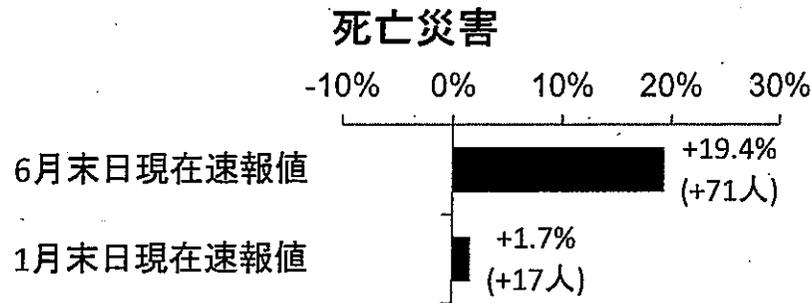
- 1 労働災害の発生状況について . . . . . P 1
- 2 STOP！転倒災害プロジェクト 2015 . . . . . P 2
- 3 中小事業主等に対する特別労働災害防止対策 . . . . . P 3
- 4 交通労働災害防止対策 . . . . . P 4
- 5 新聞販売業における労働災害発生状況 . . . . . P 7
- 6 派遣労働者の労働災害発生状況 . . . . . P 10
- 7 技能実習生の労働災害発生状況 . . . . . P 14
- 8 食料品製造業に係る自主点検表 . . . . . P 15
- 9 機械の本質安全化を進めるためのリーフレットの概要 . . . . . P 16
- 10 陸上貨物運送事業における死亡災害 . . . . . P 17
- 11 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（足場からの墜落  
防止対策の強化関係） . . . . . P 18
- 12 足場からの墜落防止対策の強化等に関して今後予定される施  
策 . . . . . P 23
- 13 建設業法令遵守ガイドラインの改訂について . . . . . P 24
- 14 公共工事における月別の労働災害（死亡災害）発生状況と要  
因 . . . . . P 25

- 15 「登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等  
について」の一部改正について・・・・・・・・・・ P 27
- 16 安全衛生業務に係る行政文書の適正な管理の徹底につい  
て・・・・・・・・・・・・・・・・ P 33

# 労働災害の発生状況について

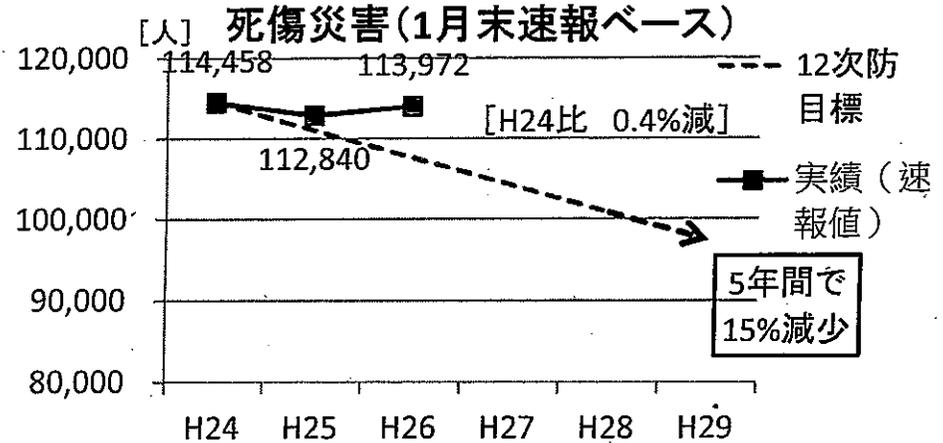
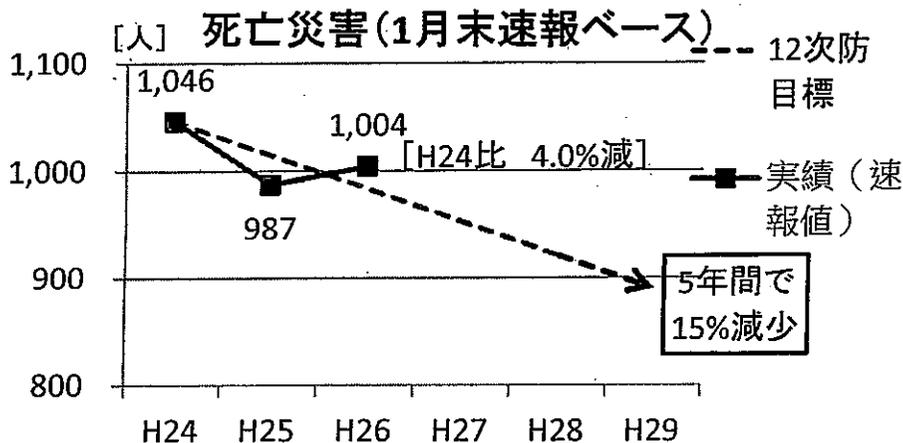
## 1 平成26年の労働災害発生状況(前年同期との比較 平成27年1月末日現在速報値)

- ◎ 平成26年は、上半期(6月末日現在速報値)時点で、死亡・死傷ともに前年同期より大幅に増加。
- ◎ このため、8月に業界団体に対する緊急要請(職場巡視、自主点検等)を実施。
- ◎ 労働災害の増加に一定の歯止めがかかったものの、依然として前年同期を上回っている。



## 2 第12次労働災害防止計画の進捗状況(H24との比較 平成27年1月末日現在速報値)

- ◎ 平成25年開始の第12次労働災害防止計画では5年で△15%(年△3%)が目標。
- ◎ 2年経過時点で死亡が△4.0%、死傷が△0.4%。(本来は「2年×△3%=△6%」)
- ◎ 計画の中間年である平成27年は、目標の達成に向けて取組の強化が必要。



# STOP！転倒災害プロジェクト2015

## 趣旨

転倒災害は休業4日以上<sup>○</sup>の死傷災害の2割以上を占め災害の種類の中では最も件数が多い。特に、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合にその災害の程度が重くなる傾向にある。

今後、労働力人口の高齢化の一層の進行が見込まれることから、事業場における転倒災害防止対策の徹底により、安心して働ける職場環境を実現する。

## 期間

平成27年1月20日から12月31日まで

(転倒災害が多発する2月と、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。)

主 唱 者		実 施 者
厚生労働省	労働災害防止団体	各事業場
<b>【実施事項】</b> ① 周知啓発資料等の作成、配布 ② STOP！転倒災害特設サイトの開設 (i) 効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む) (ii) 保護具等・セミナーの案内 (iii) 積雪、凍結期等の対策 ③ 業界団体等への協力要請 ④ チェックリストを活用した事業場への指導【主に2月、6月】	<b>【実施事項】</b> ① 会員等への周知啓発 ② 事業場への指導援助 ③ セミナー等の開催、教育支援 ④ テキスト、周知啓発資料等の提供 ⑤ 保護具等の普及促進	重点取組期間(2月、6月)を中心に、チェックリストを活用した職場の総点検を行い、安全委員会等での調査審議等を経て、職場環境を改善する。 <b>【主な転倒防止対策】</b> ① 段差・継ぎ目等の解消、4Sの徹底(床面の油汚れや水濡れ、障害物の除去) ② 照度の確保、危険箇所の表示等の「見える化」の推進 ③ 安全な歩き方、作業方法の推進 ④ 作業内容に適した保護具の着用の推進 <b>【冬季における転倒災害防止対策】</b> 気象情報を活用したリスクの低減、危険マップの作成等

# 中小事業主等に対する特別労働災害防止対策

## 概要

- 平成24年は、死亡災害、死傷災害、重大災害がいずれも増加し、特に死傷災害と重大災害は3年連続の増加という緊急事態。
- 製造業では障害が残るような重篤な災害が多発していることや、建設業では下請人の管理を行う中小総合工事業者の人材の質の維持や現場管理に支障が生じていること等、業種ごとの労働災害発生要因に対するきめ細やかな指導・援助を行うことが必要。
- また、中小事業場では、労働災害取組意識が希薄な傾向、取組のノウハウも十分に蓄積されていない。
- 「第12次労働災害防止計画(H25～)」では、行政のみならず、労働災害防止団体、事業者団体等を含め協働して労働災害防止対策を推進することとしており、専門的なノウハウを有する労働災害防止団体の役割はますます重要。

労働災害防止のノウハウを有する労働災害防止団体において、コンサルティング形式による指導援助を行うことが有効

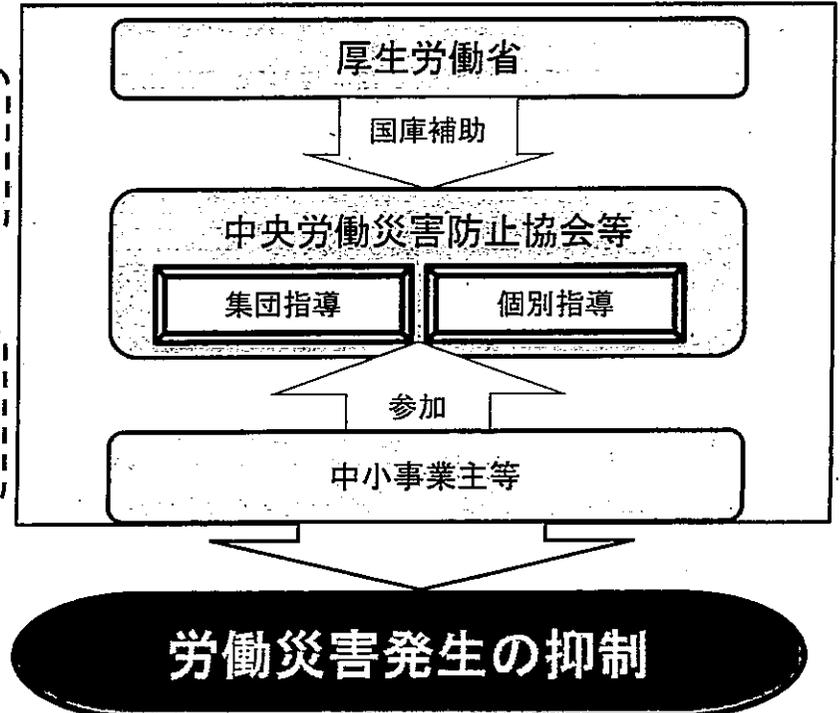
### 中小事業主等に対する集団指導

- ▼専門家による労働災害防止の基礎的内容を講義形式で開催
- ▼1開催あたり20～30名を参集。

### 中小事業主等に対する個別指導

- ▼専門家による労働災害防止の個別内容をコンサルティング形式で開催
- ▼各事業場を訪問し、個別に指導を実施。

実施団体： 中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・林材業木造製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会  
補助方式： 定額補助



# 交通労働災害の発生状況（その1）

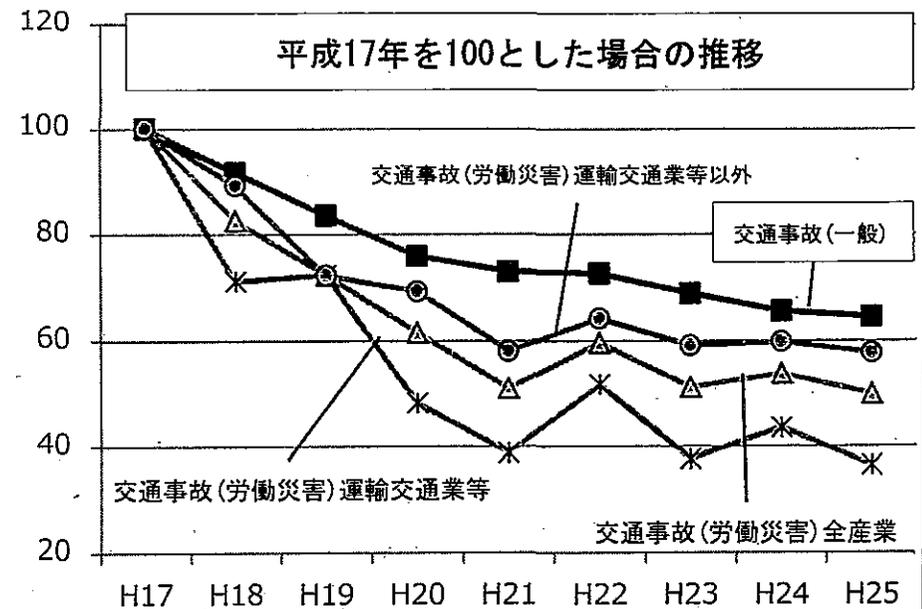
## 交通事故全体による死亡者数と交通労働災害による死亡者数の推移

- 交通事故全体による死亡者数は、この10年で約3分の2に減少。交通労働災害による死亡者数はこれを上回るペースで減少
- しかしながら、ここ5年間の交通労働災害は横ばいで推移し、依然、交通事故に占める死亡労働災害の2割を占める状況にある。

【表1：交通事故全体による死亡者数と交通労働災害による死亡者数の推移】

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
交通事故	7,990	7,326	6,681	6,067	5,831	5,806	5,507	5,237	5,152
労働災害	1,514	1,472	1,357	1,268	1,075	1,195	1,024	1,093	1,030
交通労働災害	466	385	337	287	238	278	239	251	233
交通労働災害の割合	30.8%	26.2%	24.8%	22.6%	22.1%	23.3%	23.3%	23.0%	22.6%

交通事故は、警察庁発表のもの（事故後30日以内に死亡したもの）。  
労働災害、交通労働災害は死亡災害報告によるもの



# 交通労働災害の発生状況（その2）

## 業種別にみた交通労働災害（死亡）の発生状況

- 平成25年と平成17年で比較すると、交通労働災害（死亡）のうち、運輸交通業等は3分の1に減少し、運輸交通業等以外では、6割弱に減少した。
- 平成26年（速報）は全業種で増加している。（2.8%増加）
  - 運輸交通業等以外の業種への対策、特に平成26年度増加している建設業、新聞販売業を中心に全業種を対象とした取組を進める必要がある。

【表2：業種別にみた交通労働災害（死亡）の発生状況】

(人)

	H17	H21	H22	H23	H24	H25	H25.12	H26.12
運輸交通業等	188	72	97	68	81	73	64	72
ハイヤー・タクシー業	13	6	6	4	5	7	4	7
バス業	2	0	0	0	1	1	1	4
陸上貨物運送事業	170	66	88	64	74	62	56	61
その他	3	0	3	0	1	3	3	0
上記以外	278	166	181	171	170	160	147	146
製造業	28	15	18	12	13	16	16	12
建設業	60	39	39	51	29	33	32	43
小売業	88	44	52	37	53	37	34	38
新聞販売業	58	32	41	27	36	25	25	30
警備業	29	19	14	14	15	24	20	10
その他	73	49	58	57	60	50	45	43
合計	466	238	278	239	251	233	211	217

# 交通労働災害の減少に向けた対策

## 全業種共通の対策

【本省】

○交通安全のポータルサイトの立ち上げ（4月中旬メド）

【都道府県労働局・労働基準監督署】

○春の交通安全運動（5月11日～20日）期間中、事業者が参集する機会を捉えた周知

○安全週間準備月間（6月）中に局署が開催する説明会に、警察等からの説明機会を設ける等、連携した取組

## 業種別の対策

### 運輸交通業

○国土交通省陸運支局との連絡協議会開催、合同監査実施等の取組。（年間を通じて実施）【局署】

○陸上貨物運送事業労働災害防止協会によるパトロールの実施。（年間を通じて実施）

### 新聞販売業

○新聞協会、新聞販売業協会に対し取組要請（正式要請）（3月下旬）【本省】

○新聞協会や新聞販売業協会と連携した周知・啓発 【局署】

→地域協会や各新聞社の系統販売組織が実施する大会やセミナーへの出席付など）（年間を通じて実施）

### 建設業

○建設業界団体に対し取組要請（春の交通安全運動実施要綱発表後。4月初旬メド）【本省】

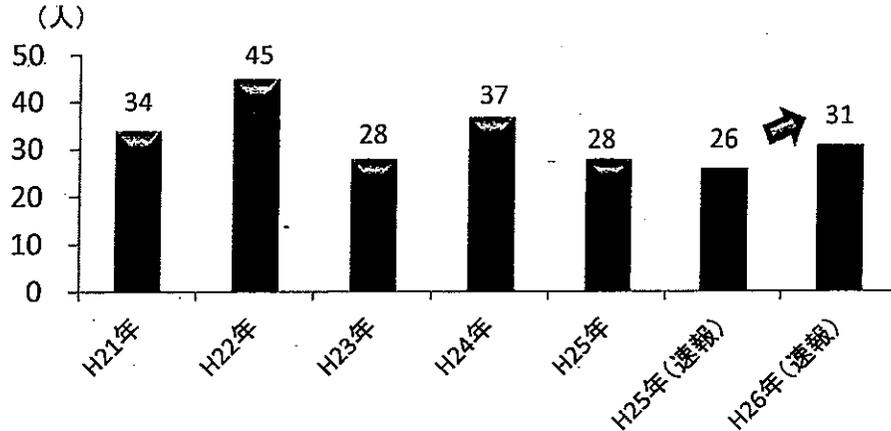
→運転業務を行わせる労働者について現場での建設作業等の身体的負担の軽減、誘導員の配置の徹底等を重点

# 新聞販売業における労働災害発生状況

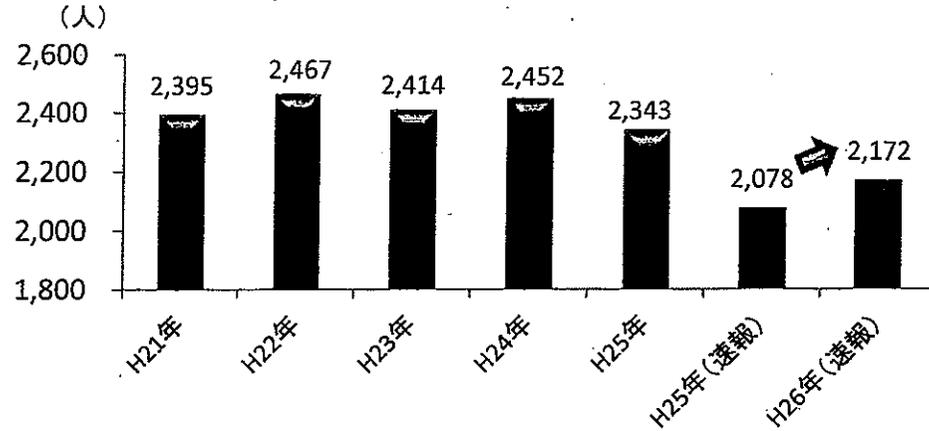
## 平成26年の労働災害発生状況

- 新聞販売業における平成26年(速報)の労働災害発生状況は、死亡が31件(対前年同月比19%増)、休業4日以上死傷災害が2,172件(対前年同月比5%増)となっている。
- このうち、原因が「交通事故」によるものは、死亡災害が30件(97%)、また、休業4日以上死傷災害が1,008件(46%)となっている。

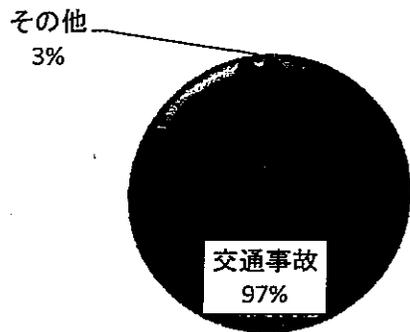
死亡災害の推移



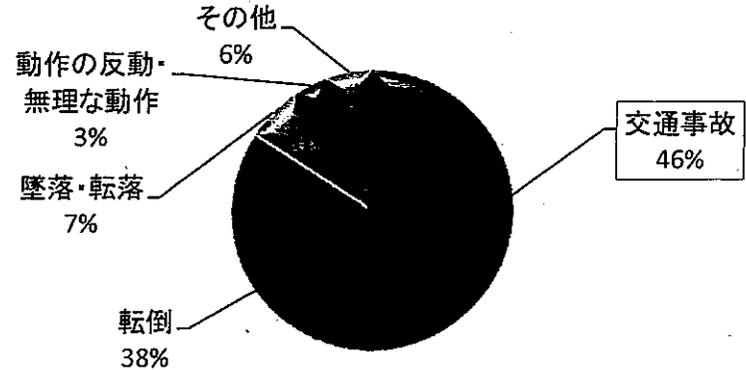
休業4日以上死傷災害の推移



事故の型別(死亡災害)



事故の型別(休業4日以上死傷災害)

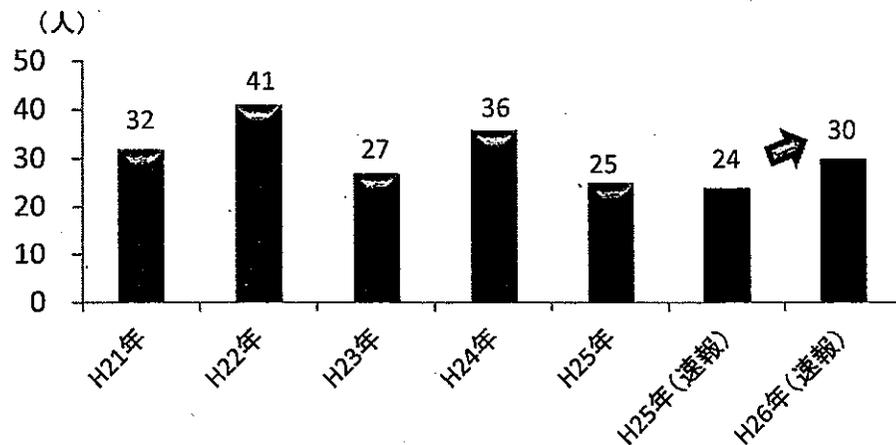


# 新聞販売業における交通災害発生状況

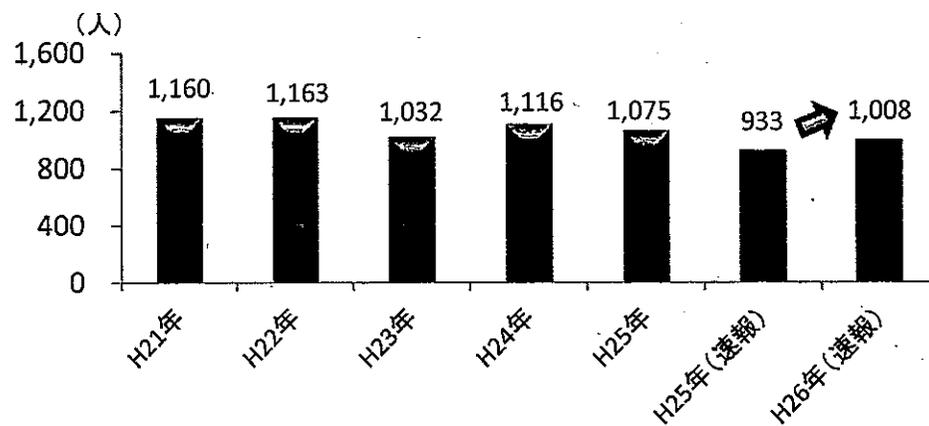
## 交通災害の推移

- 新聞販売業における交通事故による死亡災害、休業4日以上之死傷災害の経年推移、及び月別発生状況(過去5年間の累積)は、それぞれ下表のとおり。
- 交通事故による死亡災害は1月、6月、12月に多く、休業4日以上之死傷災害は1月、2月に多い。

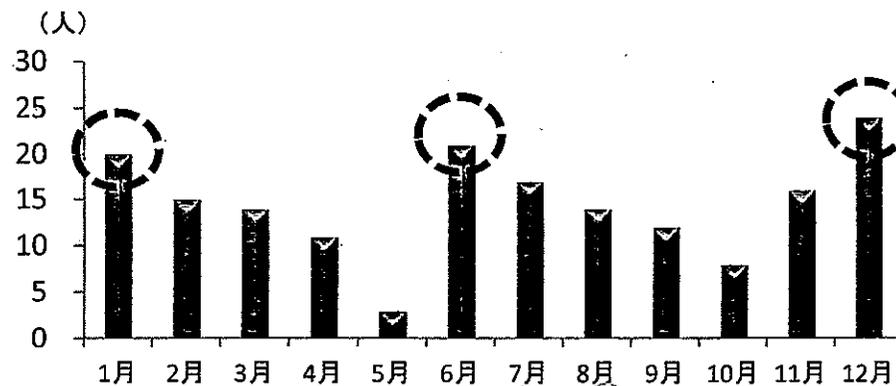
### 交通事故の推移(死亡災害)



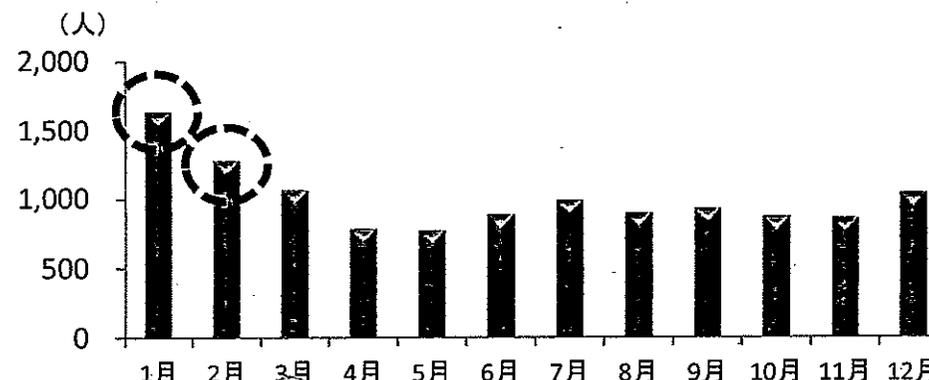
### 交通事故の推移(休業4日以上之死傷災害)



### 月別(死亡災害:5年間累計)



### 月別(休業4日以上之死傷災害:5年間累計)

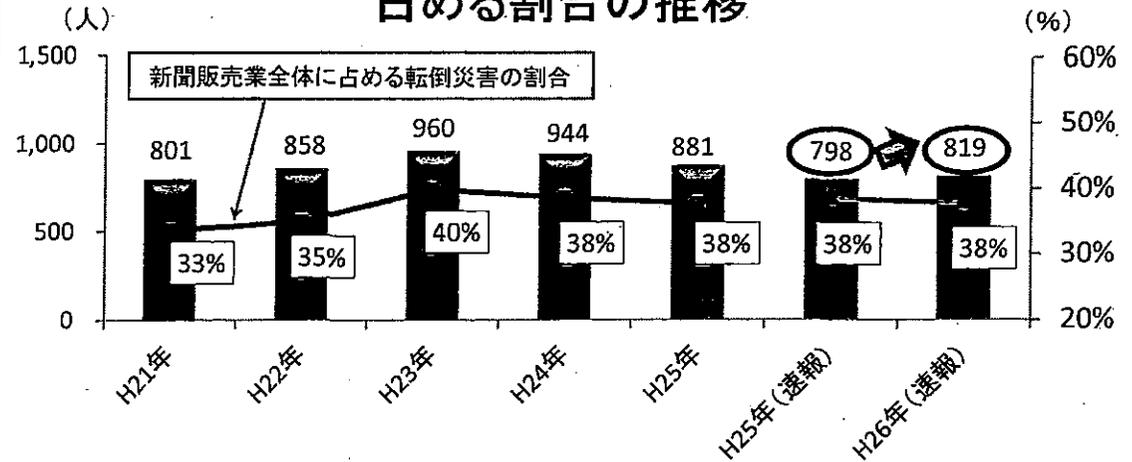


# 新聞販売業における転倒災害

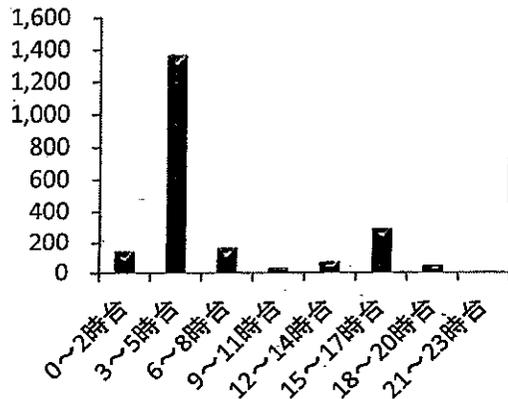
## 転倒災害の推移

- 転倒災害は平成26年(速報)が819件で全体の38%を占め、前年同期(798件)に比べ3%増加。
- 新聞販売業における転倒災害の特徴は
  - ・ 3～5時台に多く発生。
  - ・ 50歳以上の災害が7割超。
  - ・ 休業見込1月以上の災害が約7割。

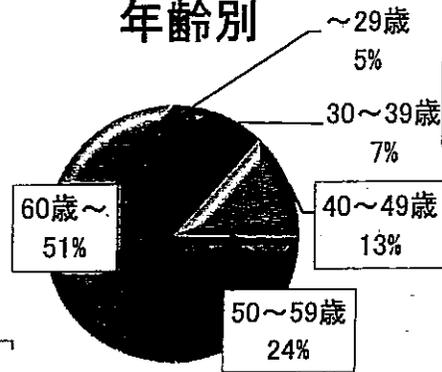
## 休業4日以上の災害及び転倒災害の占める割合の推移



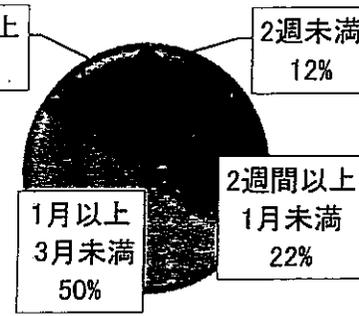
## 時間帯別



## 年齢別



## 休業見込別



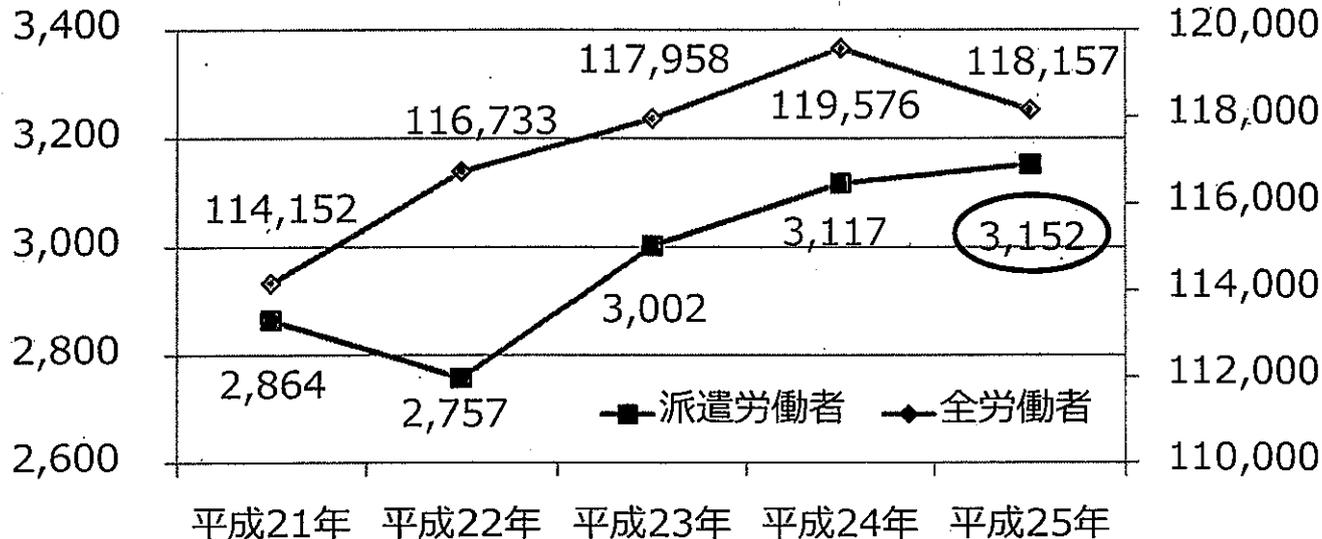
## 災害事例

朝刊配達のため、新聞をバイクに積み発進し、左折して大通りに出ようとしたところ、バランスを崩して転倒した。(26歳、休業1ヶ月)

新聞配達の業務中、ポストに朝刊を入れようとしたところ、ポストの前の段差につまづき転倒した。(55歳、休業1ヶ月)

# 派遣労働者の労働災害発生状況の推移

## 1. 派遣労働者と全労働者の死傷者数の推移

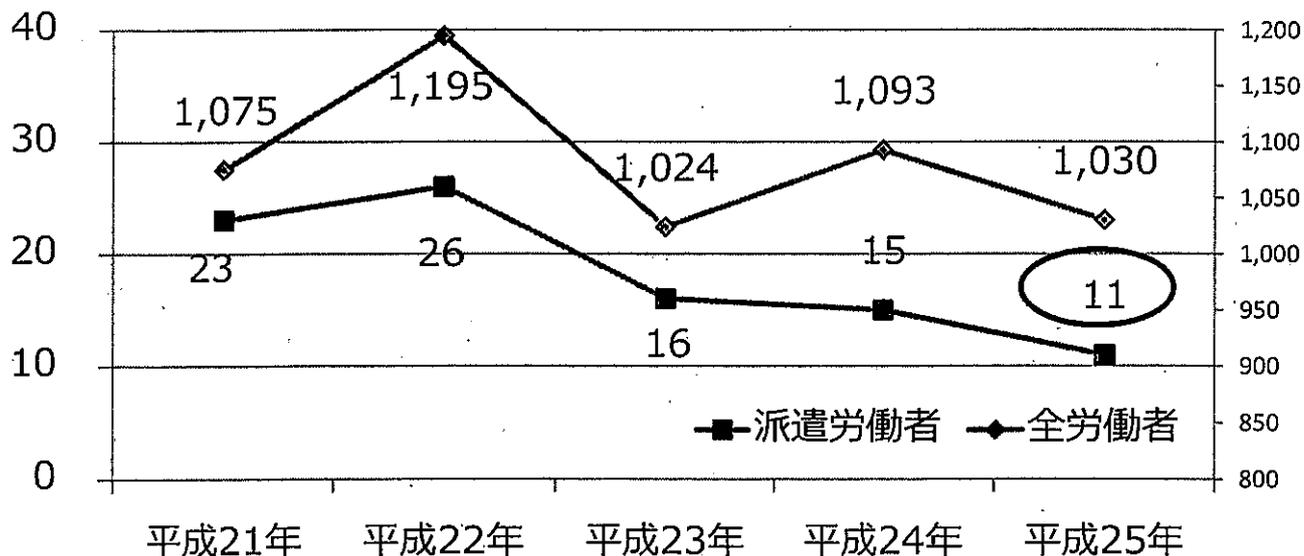


注1：全労働者の死傷者数は、労働者死傷病報告から集計した死傷者数（休業4日以上）である。

注2：派遣労働者の死傷者数は、派遣元から提出された労働者死傷病報告から集計した死傷者数（休業4日以上）である。

派遣労働者の労働災害による死傷者数は平成21年から平成25年で288人（10.1%）増加している。

## 2. 派遣労働者と全労働者の死亡者数の推移



注：死亡者数は、死亡災害報告から集計した死亡者数である。

派遣労働者の労働災害による死亡者数は平成21年から平成25年で12人（52.2%）減少している。

# 派遣労働者の業種別労働災害発生状況の推移

## 1. 派遣労働者の業種別の死傷災害の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
製造業	1,299	1,412	1,628	1,749	1,642
建設業	24	29	34	29	57
陸上貨物 運送事業	311	371	399	397	397
商業	214	217	217	210	254
全産業	2,337	2,518	2,764	2,884	2,885

注：派遣労働者の死傷者数は、派遣先から提出された労働者死傷病報告から集計した死傷者数（休業4日以上）である。

製造業における派遣労働者の労働災害による死傷者数は平成25年では、1,642人であり、平成21年と比べ343人（26.4%）増加している。  
また、製造業における死傷者数が全産業における死傷者数に占める割合も増加している。（平成21年 55.6% → 平成25年 56.9%）

## 2. 死亡災害の推移

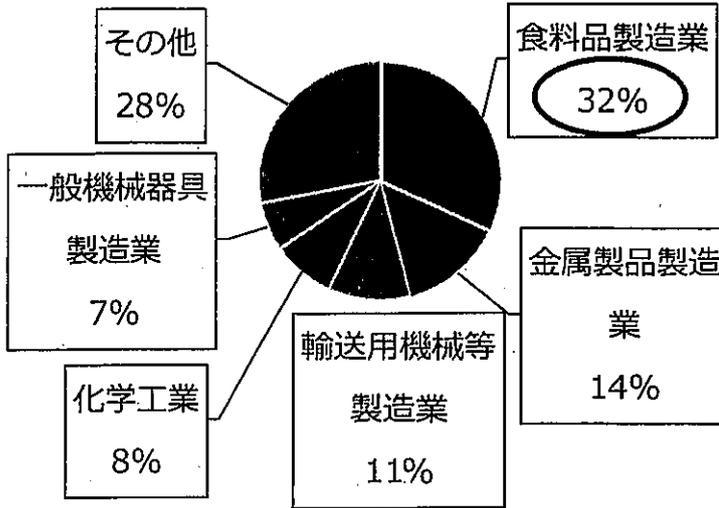
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
製造業	7	6	4	3	5
建設業	8	12	6	4	2
陸上貨物 運送事業	2	3	2	3	0
商業	2	1	0	0	3
全産業	23	26	16	15	11

注：死亡者数は、死亡災害報告から集計した死亡者数である。

製造業における派遣労働者の労働災害による死亡者数は平成25年では、5人であり、平成21年と比べ2人（28.6%）減少している。  
また、製造業における死亡者数が全産業における死亡者数に占める割合は増加している。（平成21年 30.4% → 平成25年 45.5%）

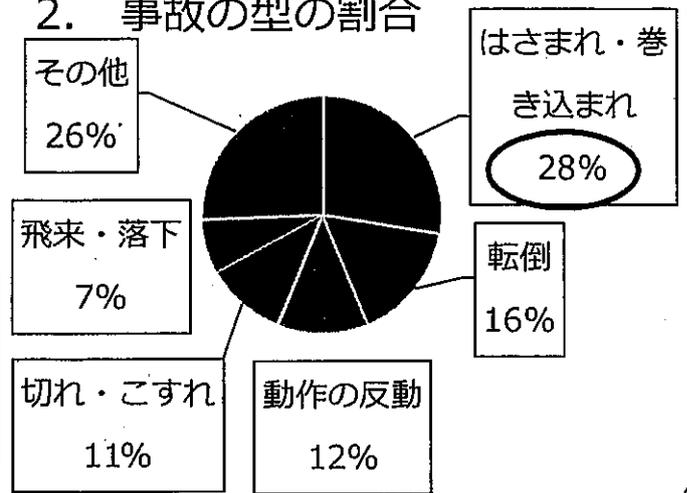
# 製造業における派遣労働者の 労働災害発生状況（平成25年）

## 1. 業種中分類別の割合



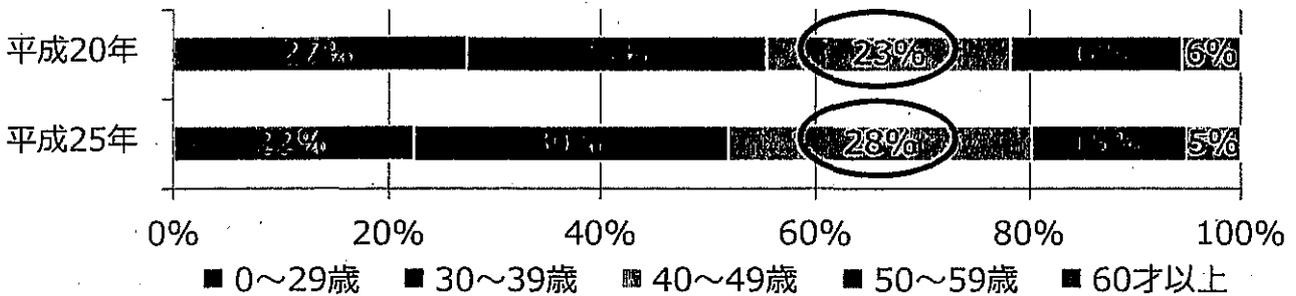
食料品製造業が32%を占めている。

## 2. 事故の型の割合



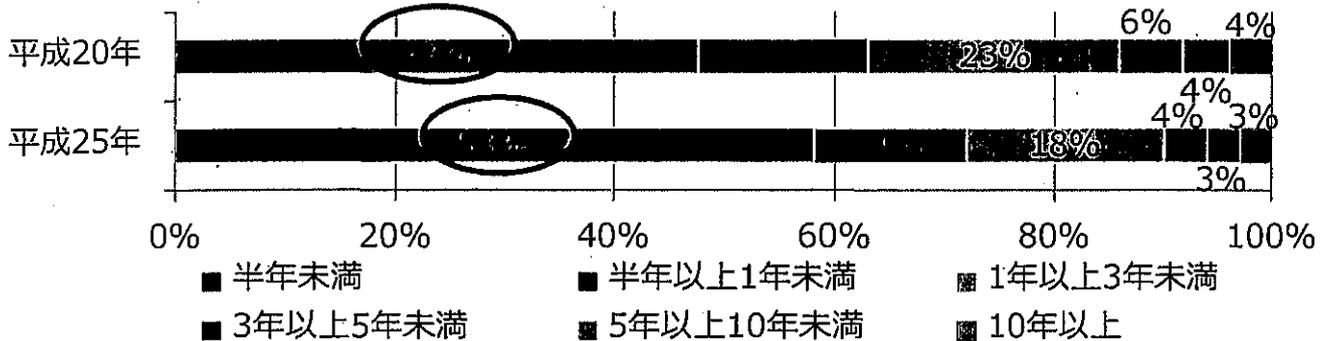
はさまれ・巻き込まれが28%を占めている。

## 3. 年齢別の割合（平成20年と平成25年の比較）



40～49歳の派遣労働者の死傷者の割合は平成20年から平成25年で5%増加している。（平成20年 23% → 平成25年 28%）

## 4. 経験年数別の割合（平成20年と平成25年の比較）



経験年数半年未満の派遣労働者の死傷者の割合は平成21年から平成25年で10%増加している。（平成20年 48% → 平成25年 58%）

注：派遣労働者の死傷者数は、派遣先から提出された労働者死傷病報告から集計した死傷者数（休業4日以上）である。

# 製造業における派遣労働者の 労働災害発生率の推移

## 1. 派遣労働者と全労働者の死傷年千人率の推移

全労働者	派遣労働者
2.8	4.8

注1：全労働者の年千人率は、労働者死傷病報告から集計した死傷者数（休業4日以上）及び労働力調査（総務省）の基本集計から抽出した役員を除く雇用者数から計算したものの。

注2：派遣労働者の年千人率は、**派遣先**から提出された労働者死傷病報告から集計した死傷者数（休業4日以上）及び労働力調査（総務省）の基本集計から抽出した役員を除く雇用者数から計算したものの。

## 2. 派遣労働者と全労働者の死亡年十万人率の推移

全労働者	派遣労働者
2.1	1.5

注1：全労働者の年十万人率は、死亡災害報告から集計した死亡者数及び労働力調査（総務省）の基本集計から抽出した役員を除く雇用者数から計算したものの。

注2：派遣労働者の年十万人率は、死亡災害報告から集計した死亡者数及び労働力調査（総務省）の基本集計から抽出した役員を除く雇用者数から計算したものの。

# 技能実習生の労働災害【現状編】

※ 数値は平成25年のもの。  
括弧内は全労働者の割合。

※死傷者数は休業4日以上

25年の労働災害発生件数

死傷者数 436人  
死亡者数 2人

【うち製造業】

死傷者数 288人  
死亡者数 0人

製造業の内訳

(死傷者数上位)

- ①金属製品製造業 89人
- ②食料品製造業 61人
- ③輸送用機械等製造業 19人

【うち建設業】

死傷者数 57人  
死亡者数 1人

## 年齢別

	全産業	製造業	建設業
29歳以下	74.3% (15.7%)	77.4% (17.4%)	66.7% (18.5%)
30～39歳	23.2% (17.8%)	20.1% (19.4%)	29.8% (19.3%)
40歳以上	2.6% (66.6%)	2.4% (63.3%)	3.5% (62.2%)

・ 技能実習生は全労働者に比べて、若年者の割合が高い。

## 経験期間別

	全産業	製造業	建設業
3月未満	10.6% (8.2%)	8.7% (9.6%)	7.0% (5.3%)
3～6月	12.6% (5.7%)	11.5% (6.1%)	15.8% (3.5%)
6月～1年	18.3% (7.2%)	20.1% (7.6%)	14.0% (4.0%)
1～3年	52.1% (17.7%)	52.8% (17.8%)	54.4% (12.4%)
3年以上	6.4% (61.3%)	6.9% (58.9%)	8.8% (74.8%)

・ 技能実習制度上は、実習実施期間が3年以内であるが、母国での経験も含めて経験年数としている者も含まれていると考えられる。

## 休業見込日数別

	全産業	製造業	建設業
4日～2週間	22.2% (20.8%)	20.8% (21.0%)	22.8% (12.8%)
2週間～1月	24.8% (24.7%)	28.1% (25.3%)	17.5% (20.6%)
1～3月	41.3% (40.3%)	41.0% (41.1%)	43.9% (44.1%)
3～6月	10.1% (11.1%)	9.4% (9.9%)	14.0% (16.7%)
半年以上	1.6% (3.1%)	0.7% (2.8%)	1.8% (5.8%)

・ 建設業では、全労働者と比べ軽傷の割合が高い。

## 事故の型別の発生状況

	全産業	製造業	建設業
はさまれ、巻き込まれ	35.3% (12.9%)	42.4% (28.2%)	3.5% (11.0%)
切れ、こすれ	17.7% (7.6%)	20.1% (11.0%)	7.0% (9.5%)
飛来、落下	11.2% (6.0%)	10.4% (8.0%)	21.1% (10.5%)
転倒	9.2% (21.9%)	8.0% (17.6%)	8.8% (9.4%)
墜落、転落	7.1% (17.1%)	2.8% (10.1%)	22.8% (34.8%)
その他	19.5% (34.5%)	16.3% (25.1%)	36.8% (34.8%)

・ 「はさまれ巻き込まれ」、「切れ、こすれ」及び「飛来、落下」では技能実習生の方が割合が高い。

25年の死傷年千人率

全災害 3.8

【うち製造業】 3.4

【うち建設業】 6.5

参考)全労働者の年千人率

全産業 2.3※1

・ (経験期間3年未満 3.1※1,2)

うち製造業 2.8

(経験期間3年未満 5.8※2)

うち建設業 5.0

(経験期間3年未満 6.0※2)

※1 技能実習生及び全労働者の業種ごとの労働者数割合が異なるため、単純に比較することはできない。

※2 経験期間3年未満の年千人率は平成24年度のもの

# 食料品製造業に係る自主点検表

点検実施日 平成 年 月 日

～平成 25 年 10 月 1 日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正労働安全衛生規則が施行されています～

事業場の名称	(TEL — — )					
事業場の所在地	都道府県	市区				
代表者職氏名		点検者職氏名		労働者数	名	
貴事業場の食品加工用機械の種類 (概数で可)	食品加工用切断機	台	食品加工用切削機	台	食品加工用圧縮機	台
	食品加工用粉砕機	台	食料品加工用混合機	台		
	食品加工用ロール機	台	食品加工用成形機	台	その他食品加工用機械	台

貴事業場において該当するものに✓をつけてください。

	点検項目	該当条文等	1 良	2 否	3 非該当	備考
共通項目	雇入れ時又は作業内容の変更時に安全衛生教育を実施しているか。	安衛則第35条				
	食品加工用機械の取扱いについて作業手順書を整備しているか。					
	食品加工用機械についてリスクアセスメントを実施しているか。	安衛法第28条の2				
	機械のそうじ、給油、検査、修理又は調整を行う場合に、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しているか。	安衛則第107条				
機・切削機	刃の切断等に必要部分以外の部分に覆い等が設けられているか。	安衛則第130条の2				
	原材料を供給する場合又は取り出す場合に、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止し、又は用具等を使用しているか。	安衛則第130条の3 第130条の4				
食品加工用粉砕機	開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等が設けられているか。	安衛則第130条の5				
	原材料を供給する場合又は内容物を取り出す場合に、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止し、又は用具等を使用しているか。	安衛則第130条の6 第130条の7				
ロール機	労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等が設けられているか。	安衛則第130条の8				
形機・圧縮機	身体の一部が挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等が設けられているか。	安衛則第130条の9				

記入いただいた自主点検表は所轄の都道府県労働局宛てFAX ( ) 又は郵送にて9月30日(火)までに送付いただきますよう、お願い申し上げます。

※送付先は依頼文書「食料品製造業における労働災害防止対策の推進について～自主点検実施のお願い～」に記載する「問い合わせ・提出先の都道府県労働局」を参照ください。

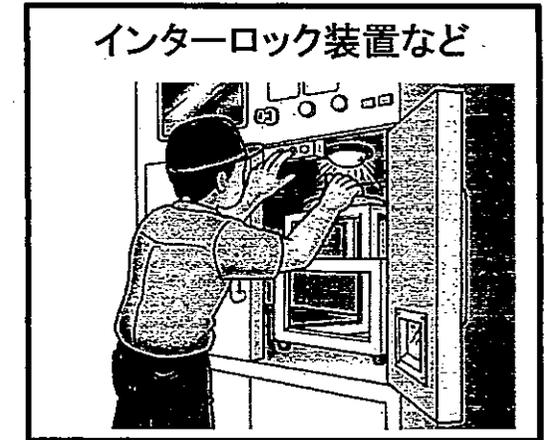
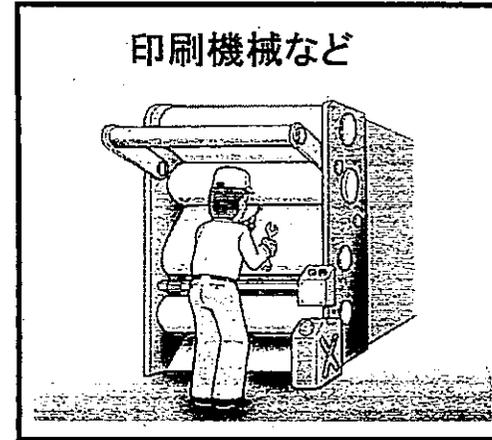
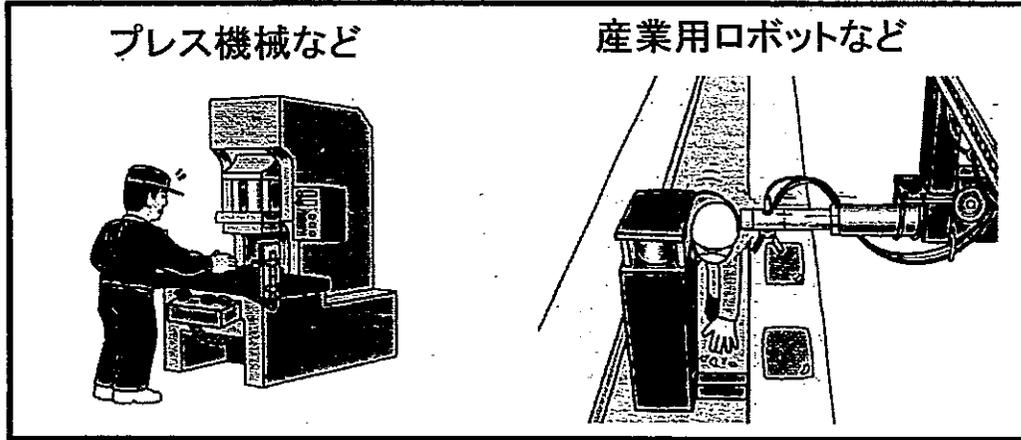
# 機械の本質安全化を進めるためのリーフレットの概要

＜背景＞産業現場で用いられる機械による労働災害は休業4日以上死傷災害の約4分の1を、死亡災害の約3分の1を占めるなど、重篤な災害につながりやすく、その多くは安全防護措置が講じられていないことで発生している。

規制のある機械

未規制機械

機械共通規格



JIS規格、ISO規格、EN規格  
など各種機械安全規格の調査

災害の多い又は重篤な災害を発生  
させる産業機械等約100種類を対象

## ＜リーフレットの内容＞

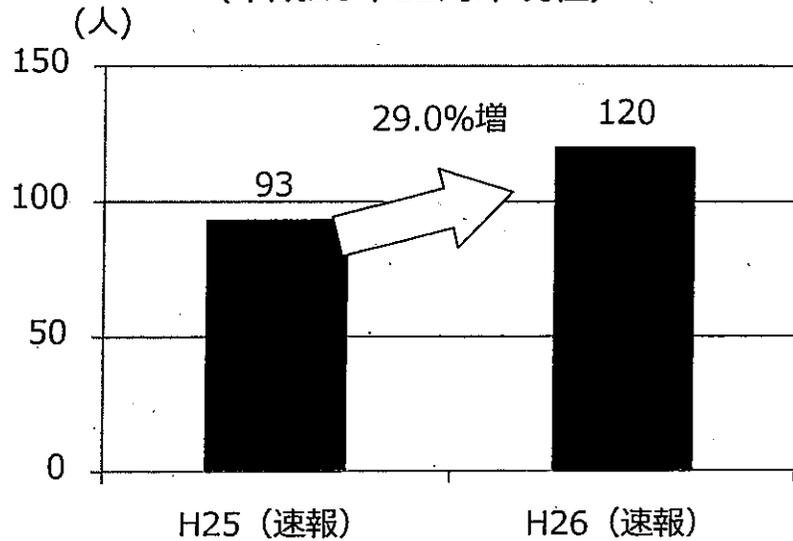
- メーカー 機械の設計、製造時に必要な安全規格(JIS等)、安全設計方策の手順など
- 設置業者 機械の設置時、特に複数の機械を並べる生産ラインを構成する際に必要な安全規格(JIS等)
- ユーザー 事業者が機械の発注時に又は労働者が知っておくべき機械の安全方策行政が製造メーカーに推奨することで、機械の設計・製造時における機械安全化が促進される  
→ 産業機械の安全性向上
- 安全化が図られた機械を労働者が使用することにより、機械による労働災害が減少する  
→ 労働者の労働安全環境の向上

※欧州等の先進国においては、これら国際規格水準の安全措置が図られており、平成25年度からスタートした第12次労働災害防止計画において、本事業内容が課題とされている。

# 陸上貨物運送事業における死亡災害

陸上貨物運送事業の死亡者数の推移

(平成26年12月末現在)

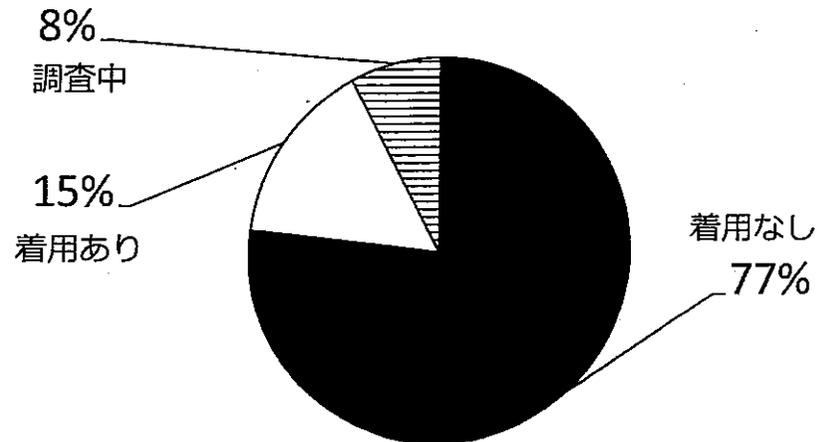


陸上貨物運送事業の死亡者数の事故の型の推移

(平成26年12月末現在)

	H24 (速報)	H25 (速報)	H26 (速報)	H26- H25	H26- H24
交通事故 (道路)	67	56	61	5	-6
墜落・転落	10	9	16	7	6
はさまれ巻き込まれ	15	9	15	6	0
激突され	6	5	8	3	2
飛来・落下	6	2	6	4	0
崩壊・倒壊	11	3	5	2	-6
その他	7	9	9	0	2
合計	122	93	120	27	-2

陸上貨物運送事業の墜落・転落による死亡災害における保護帽の着用状況



自主点検の結果でも、陸上貨物運送事業において、保護帽を着用させている割合は高いが、労働災害発生時に保護帽を着用していた割合は低い。

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その1

## 1. 趣 旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)を改正し、足場等の墜落防止措置等の強化を図ってきた。その改正の際、施行後3年を目途に措置の効果を把握し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていたことから、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で検討を行い、その検討結果(平成26年11月)を踏まえ、必要な改正を行うものである。

## 2. 背 景

### (1) 足場からの墜落災害発生状況の推移

- 足場からの墜落災害は長期的には減少傾向であったが、近年、増加傾向となっている。
- 死傷墜落転落災害における足場からの墜落災害の割合も、近年、増加傾向となっている。

### (2) 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

- 安衛則に基づく墜落防止措置が実施されていなかったものが約9割を占める。

表 足場からの墜落災害発生状況の推移

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建設業全体	22,809 (594)	22,386 (508)	19,280 (430)	16,143 (365)	16,983 (342)	17,073 (367)	17,189 (342)
うち、① 墜落、転落	8,312 (260)	7,819 (190)	6,629 (172)	<b>5,408</b> (159)	5,802 (154)	5,892 (157)	<b>5,983</b> (160)
うち、② 足場から	1,521 (47)	1,398 (26)	1,133 (31)	<b>713</b> (45)	847 (25)	853 (24)	<b>958</b> (31)
②/① 割合(%)	18.3%	17.9%	17.1%	<b>13.2%</b>	14.6%	14.5%	<b>16.0%</b>
	18.1%	13.7%	18.0%	28.3%	16.2%	15.3%	19.4%

※ 「労働者死傷病報告」に基づく休業4日以上死傷災害  
( )内は、「死亡災害報告」に基づく死亡災害

図 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況



※ 平成21年度から平成23年度の足場からの墜落災害(休業4日以上死傷災害)を分析したもの。

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その2

## 3. 改正の概要

### (1) 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

<現行>

足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

<改正後>

足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。

### (2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

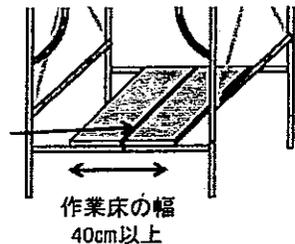
<現行>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

① 幅は40cm以上、

床材間のすき間は3cm以下

床材間の  
すき間3cm以下

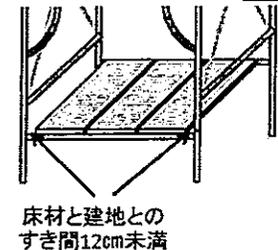


② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。

<改正後>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

① 現行①に加え、床材と建地とのすき間は12cm未満とすることを追加する。



② 現行②の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することを追加する。

③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。

④ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その3

## (3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

### <現行>

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること

ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること

ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること

ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること

ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

### <改正後>

① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。

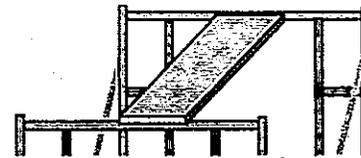
② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。

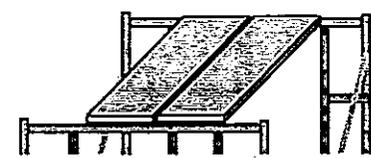
#### <現行>

足場板の幅  
20cm以上



#### <改正後>

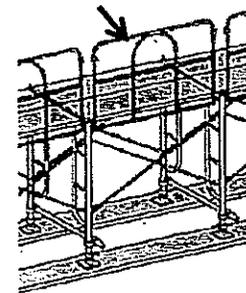
作業床の幅  
40cm以上



ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

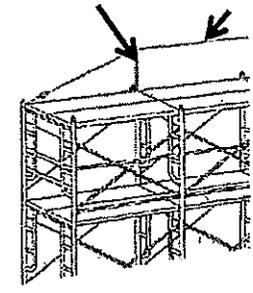
※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

手すりわく



親綱支柱

親綱



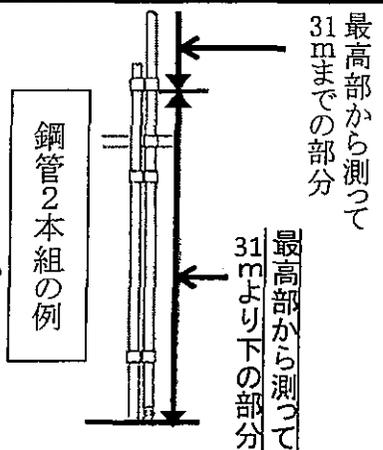
安全帯取付け設備の例

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その4

## (4) 鋼管足場に係る規定の見直し

### <現行>

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。



### <改正後>

建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。)が最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないものとする。

## (5) 注文者の点検義務の充実

### <現行>

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であって、強風等の悪天候、中震以上の地震の後ににおいては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

### <改正後>

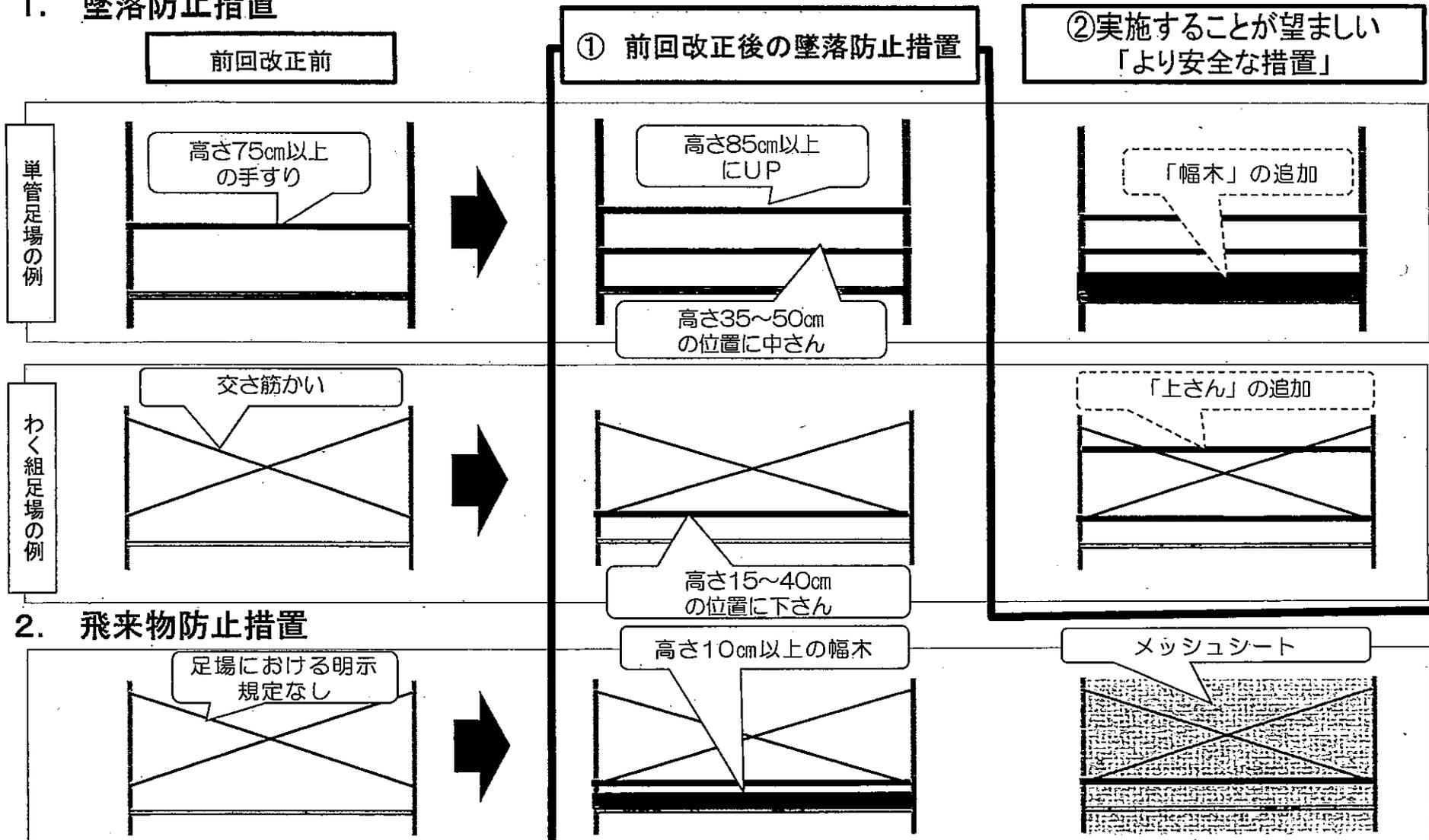
足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとする。

## 4. 施行日等

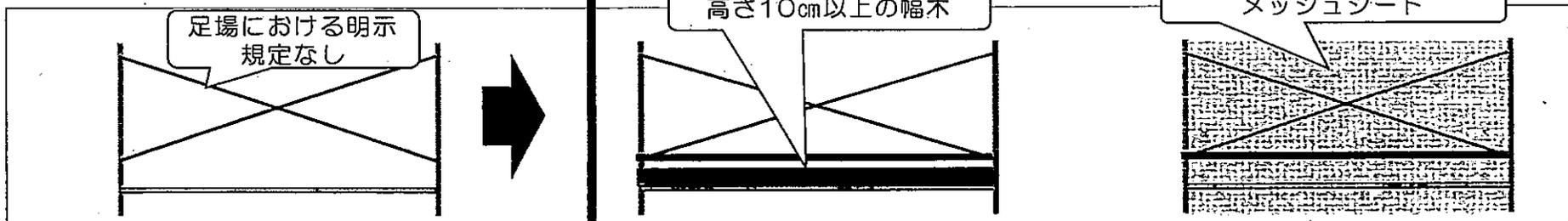
平成27年7月1日施行(予定)。  
ただし、特別教育等に関し、必要な経過措置を定める。

# (参考) 前回(平成21年6月)の足場からの墜落防止措置等の強化の概要

## 1. 墜落防止措置



## 2. 飛来物防止措置



## 3. 事業者による足場の点検

- つり足場を除き作業開始前の点検義務なし
- 悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検義務

- 作業開始前の点検を義務化
- 悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検結果の記録・保存を義務化

- 足場の組立て等の後の点検は、一定の知識・経験を有する者が実施

# 足場からの墜落防止対策の強化等に関して今後予定される施策

平成27年2月 建設安全対策室

- 労働安全衛生規則の改正・公布・施行
- 改正労働安全衛生規則の施行通達(解釈例規)の発出
- 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の改正
- 安全衛生特別教育規程の改正・公布・適用
- 安全週間・同準備期間等における行政、災防団体、業界団体等による周知活動の展開
- 安全衛生経費の確保等に関する発注者団体・建設業団体への要請

## 建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

国土交通省では、平成19年6月に、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」を策定し、その周知に努めてきたところ。

今般、これを改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図る。

### 改訂の概要

次の事項について明確化

- ① 下請負人が労働災害防止対策を講ずることに要する経費は、義務的に負担しなければならない費用であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであること
- ② 元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ③ 下請負人は、元請負人により明確化された労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者の区分を踏まえ、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積ったうえ、見積書に明示すべきこと
- ④ 元請負人は、労働災害防止対策経費が明示された見積書を尊重し、下請負人と対等な契約交渉を行うこと
- ⑤ 元請負人と下請負人は、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ⑥ 下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要
- ⑦ 下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあること
- ⑧ あらかじめ見積条件や契約書面に、下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、「赤伝処理」に該当し、建設業法第○条、第20条第3項等に違反すること○

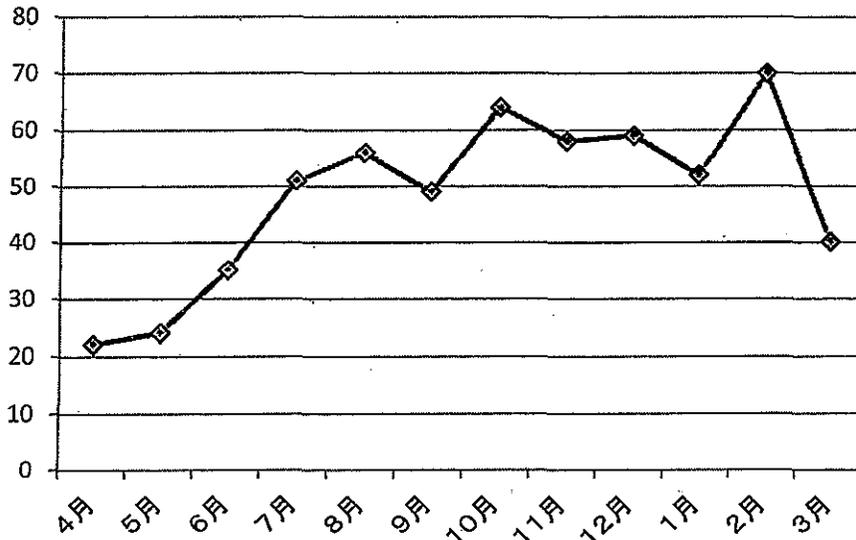
# 公共工事における月別の労働災害(死亡災害)発生状況と要因

## 1 労働災害発生状況

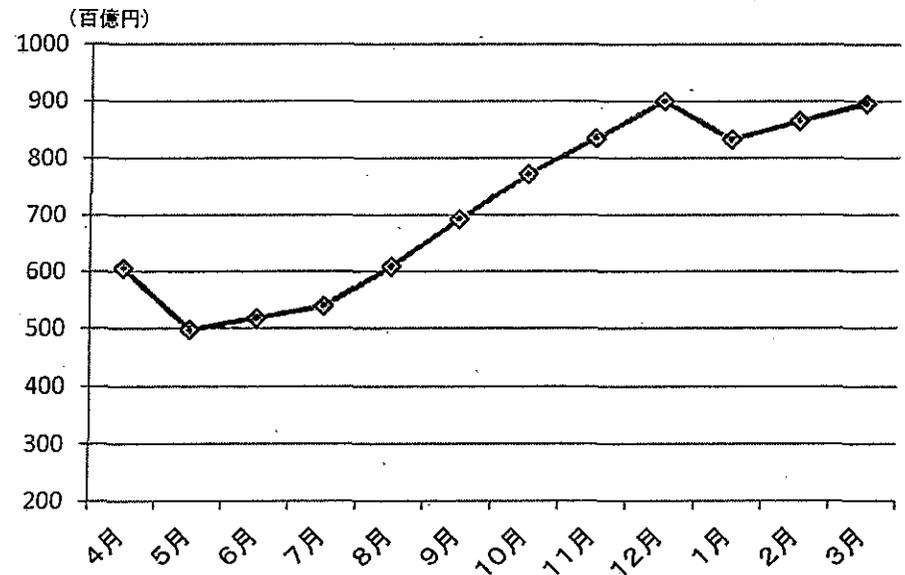
- 公共工事における死亡者数は、4月から(翌年)2月まで漸次増加する傾向にあり、2月に最多となる。

2月の件数(70件)は、月平均48件の1.4倍、少ない時期(4月22件、5月24件)の約3倍
- この傾向は、建設活動の大小を表す建設総合統計出来高の月別の動向と概ね一致する。

過去5年間(平成20年度～平成25年度)の月別の死亡者数(人)

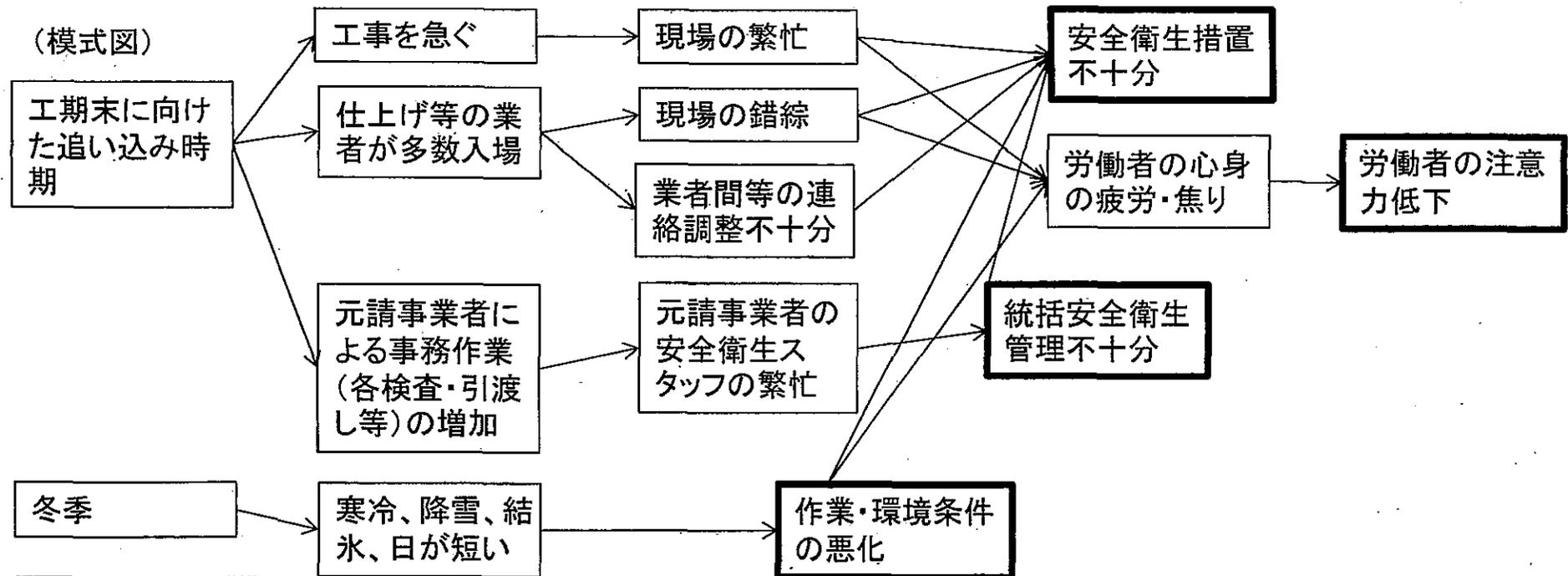


同期間の月別の建設総合統計出来高(百億円)



## 2 2月に多発する要因(建設業界からのヒアリングに基づくもの)

➤ 工期末に向けた追い込み時期であり、工事を急ぎ、現場が繁忙になる、業者が多数入場し、現場が錯綜することなど(下記模式図参照)により、現場の危険性が高まること



## 3 要因に関連する労働災害事例(2月発生)

道路側溝工事の施工ミス手直し作業をしていた作業者が、後退してきたドラグ・ショベルに轢かれた。

建設中の清掃工場ベンチレーター内部の塗装作業のために内部に入った作業者が、手すりのない開口部から墜落した。

団地の解体工事で平屋住宅屋根作業に従事していた作業者がパワーショベルのバケットに搭乗して屋根間を移動中、墜落した。

污水管敷設工事において、敷設した污水管の位置が誤っていたため、土砂を再掘削、位置調整、一部埋め戻し、土止め支保工の撤去をした後、掘削溝に立ち上がった作業者が、崩壊した地山に生き埋めになった。

国道進入道路のアスファルト剥ぎ取りのためのマーキング作業をしていた作業者が、後退してきたダンプトラックに轢かれた。

基安計発1029第1号  
基安安発1029第1号  
基安労発1029第1号  
基安化発1029第1号  
平成26年10月29日

都道府県労働局労働基準部  
健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
計 画 課 長  
安 全 課 長  
労 働 衛 生 課 長  
化学物質対策課長  
(公印省略)

「登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について」  
の一部改正について

登録教習機関等の登録に係る事務処理等については、平成17年3月31日付け基安計発第0331001号・基安安発第0331001号・基安労発第0331001号「登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について」（以下「平成17年内かん」という。）において示しているところであるが、一部の都道府県労働局において、登録に係る事務処理誤りが生じたことから、再発防止を図る観点から、平成17年内かんを別紙のとおり改正するので、遺漏のないよう取り扱われたい。

併せて、改正通達の別添「労働安全衛生関係法令に基づく登録等機関の登録等申請に係る登録免許税額及び手数料額一覧」を都道府県労働局HPに掲載する等により、申請者等に周知されたい。

## ○「登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について」

(平成17年3月31日付け基安計発第0331001号・基安安発第0331001号・基安労発第0331001号) 新旧対照表  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 登録免許税について</p> <p>1 納税義務者 登録を受ける者は、登録免許税を納めなければならないこと（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」という。）第3条）。ただし、国及び法別表第2に掲げる者については、登録免許税が課されないこと（法第4条第1項）。</p> <p>2 納税額</p> <p>(1) 第一種作業環境測定士の登録（※）一件当たり3万円、第二種作業環境測定士の登録一件当たり1万5千円（法別表第1第32号）が課せられること。 ※ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第5条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第7条の第一種作業環境測定士の登録とみなされる。</p> <p>(2) 検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関の登録一件当たり9万円（法別表第1第83号）、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録一件当たり9万円（法別表第1第84号）が課されること。 ただし、平成18年4月1日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に係る登録免許税は課されないこと（法別表第1第84号（1））。</p>	<p>第1 登録免許税について</p> <p>1 納税義務者 登録を受ける者は、登録免許税を納めなければならないこと（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」という。）第3条）。ただし、国及び法別表第2に掲げる者については、登録免許税が課されないこと（法第4条第1項）。</p> <p>2 納税額</p> <p>(1) 第一種作業環境測定士の登録（※）一件当たり3万円、第二種作業環境測定士の登録一件当たり1万5千円（法別表第1第32号）が課せられること。 ※ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第5条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第7条の第一種作業環境測定士の登録とみなされる。</p> <p>(2) 検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関の登録一件当たり9万円（法別表第1第83号）、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録一件当たり9万円（法別表第1第84号）が課されること。 ただし、平成18年4月1日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に係る登録免許税は課されないこと（法別表第1第84号（1））。</p>

また、平成18年3月31日までに第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に対して一件当たり3万円の登録免許税が課されること（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第61条第6項）。

なお、区分ごとにより登録が行われる登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関については、一区分の登録を一件の登録とされること。

### 3 納税方法

登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出しなければならないこと（法第21条）。納付方法は、現金納付が原則であり、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付するものであること（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条）。

ただし、当該登録につき課される登録免許税の額が3万円以下である場合その他特別の事情があると認められる場合は、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を登録の申請書にはり付けて納付ができること（法第22条）。印紙納付を認めることができる特別の事情には、登記申請人が現金納付によって登録免許税を納付すべきことを知らずに登録免許税を納付してきた場合が含まれること。

### 4 その他

登録免許税の納付地は、検査業者、登録教習機関、作業環境測定機関又は登録講習機関（検査業者、登録講習機関又は作業環境測定機関については都道府県労働局長登録の場合に限る。）の登録にあつては都道府県労働局の所在地、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、作業環境測定機関又は登録講習機関（検査業者、作業環境測定機関又は登録講習機関については厚生労働大

また、平成18年4月1日前に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に対して一件当たり3万円の登録免許税が課されること（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第61条第6項）。

なお、区分ごとにより登録が行われる登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関については、一区分の登録を一件の登録とされること。

### 3 納税方法

登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出しなければならないこと（法第21条）。納付方法は、現金納付が原則であり、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付するものであること（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条）。

ただし、当該登録につき課される登録免許税の額が3万円以下である場合その他特別の事情があると認められる場合は、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を登録の申請書にはり付けて納付ができること（法第22条）。印紙納付を認めることができる特別の事情には、登記申請人が現金納付によって登録免許税を納付すべきことを知らずに登録免許税を納付してきた場合が含まれること。

### 4 その他

登録免許税の納付地は、検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録にあつては都道府県労働局の所在地、作業環境測定士の登録にあつては社団法人日本作業環境測定協会の所在地であること（法第8条第1項）。

臣登録の場合に限る。)の登録にあつては厚生労働省の所在地、作業環境測定士の登録にあつては公益財団法人安全衛生技術試験協会の所在地であること(法第8条第1項)。

## 第2 登録に係る事務処理について

### 1 事前相談への対応

登録申請を希望する者から事前相談があつた場合、別添の「労働安全衛生関係法令に基づく登録等機関の登録等申請に係る登録免許税額及び手数料額一覧」を確認の上、申請に課される登録免許税額及び手数料額を教示すること。

### 2 登録申請の受け付け

#### (1) 登録免許税等の納付の確認について

登録申請書を受け付けたときは、下記の事項を確認すること。

① 登録免許税に係る領収証書又は手数料に係る収入印紙がちょう付されていること。また、その額が適正であること。

② 収入印紙の場合は消印されていないこと。

③ 納付金額に過不足があつた場合は、ただちに申請を受理せずに、適切な納付金額とすることを求めること。

#### 2 収入印紙の消印について

収入印紙をちょう付した登録申請書について、収入印紙の納付金額に過不足がないことを複数職員で確かめた上で、速やかに収入印紙に消印すること。

また、消印の方法は、消印のおおむね4分の1ないし2分の1が収入印紙にかかるようにすること。

#### 3 登録及び登録免許税の納付に係る情報の管理について

登記機関は、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間内(以下「前年度」という。)にした登録に係る登録免許税の納付額を、その年7月31日までに財務大臣に通知しなければならないこととされている(法第32条)。

## 第2 登録に係る事務処理について

### 1 登録免許税の納付の確認について

登録申請書を受け付けたときは、下記の事項を確認すること。

① 登録免許税に係る領収証書又は収入印紙がちょう付されていること。

② 収入印紙の場合は消印されていないこと。

③ 登録につき課されるべき登録免許税の納付がされていること。納付金額に不足があつた場合は、不足分の追加納付を求めること。

#### 2 収入印紙の消印について

収入印紙をちょう付した登録申請書について、収入印紙の納付金額に過不足がないことを確かめた上で、速やかに収入印紙に消印すること。

また、消印の方法は、消印のおおむね4分の1ないし2分の1が収入印紙にかかるようにすること。

#### 3 登録及び登録免許税の納付に係る情報の管理について

登記機関は、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間内(以下「前年度」という。)にした登録に係る登録免許税の納付額を、その年7月31日までに財務大臣に通知しなければならないこと(法第32条)。

したがって、検査業者、登録教習機関、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録（検査業者、作業環境測定機関又は登録講習機関については都道府県労働局長登録の場合に限る。）については、本省より都道府県労働局に対して、登録の区分ごとに前年度の登録件数及び登録免許税の納付額に係る情報を求めることになるため、当該情報の管理を適正に行うこと。

### 第3 その他

#### 1 登録に係る手数料の取扱いについて

従来、検査業者、登録教習機関、作業環境測定機関及び登録講習機関の登録申請時に徴収していた登録に係る手数料は、廃止されること。

なお、作業環境測定士、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録については、従前通りの手数料に加え、登録免許税が課されること。

#### 2 登録の更新に係る手数料の取扱いについて

登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関又は登録講習機関が登録の更新を行うときは、登録免許税の納付は不要であり、従前通り、手数料を徴収すること。

#### 3 その他の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る指定及び登録機関についての取扱い

登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関、指定労働災害防止業務従事者講習機関、指定就業制限業務従事者講習機関の登録及び登録の更新については登録免許税及び手数料は課されないこと。

したがって、検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録については、本省より都道府県労働局に対して、登録の区分ごとに前年度の登録件数及び登録免許税の納付額に係る情報を求めることになるため、当該情報の管理を適正に行うこと。

### 第3 その他

#### 1 登録に係る手数料の取扱いについて

従来、検査業者、登録教習機関、作業環境測定機関及び登録講習機関の登録申請時に徴収していた登録に係る手数料は、廃止されること。

なお、作業環境測定士、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録については、従前通りの手数料に加え、登録免許税が課されること。

#### 2 登録の更新に係る手数料の取扱いについて

登録教習機関等（登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関又は登録講習機関をいう。以下同じ。）が登録の更新を行うときは、登録免許税の納付は不要であり、従前通り、手数料を徴収すること。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号。以下「公益法人改革法」という。）附則第5条第2項及び第6条第2項の規定により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等については、公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新時に登録免許税が課されること（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第14条第3項及び第5項）。

## 労働安全衛生関係法令に基づく登録等機関の登録等申請に係る登録免許税額及び手数料額一覧

## ○ 労働安全衛生法関係(労働局長の登録等を受けるもの)

登録機関等の種類	登録の根拠条文 (いずれも「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」による)	新規登録 (登録免許税)	更新 (手数料)	有効期間
登録衛生工学衛生管理者講習機関	新規 第1条の2 更新 第1条の2の2の3	納付不要	納付不要	5年
登録安全衛生推進者等養成講習機関	新規 第1条の2の2の16 更新 第1条の2の4	納付不要	納付不要	5年
検査業者(特定自主検査)	第19条の14	90,000円	更新規定なし	—
登録発破実技講習機関	新規 第19条の24の17 更新 第19条の24の20	納付不要	納付不要	5年
登録ボイラー実技講習機関	新規 第19条の24の32 更新 第19条の24の35	納付不要	納付不要	5年
登録教習機関(技能講習・実技教習)	新規 第21条 更新 第22条	90,000円	16,700円	5年
指定労働災害防止業務従事者講習機関	第68条	納付不要	更新規定なし	—
指定就業制限業務従事者講習機関	第82条	納付不要	更新規定なし	—

※登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。

ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。

※登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。

## ○ 作業環境測定法関係(労働局長の登録を受けるもの)

登録機関等の種類	登録の根拠条文 (いずれも「作業環境測定法」による)	新規登録 (登録免許税)	更新 (手数料)	有効期間
登録講習機関	新規 第32条 更新 第32条	90,000円	20,900円	5年
作業環境測定機関	新規 第33条	90,000円 (申請者が下記括弧書き以外の者の場合) 30,000円 (申請者が平成18年3月31日までに 登録を受けた作業環境測定士の場合) 納付不要 (申請者が平成18年4月1日以後に 登録を受けた作業環境測定士の場合)	更新規定なし	—

※登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。

ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。

※登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。

安 衛
安 No.16

基安計発 0219 第 1 号  
平成 27 年 2 月 19 日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課長  
(公 印 省 略)

### 安全衛生業務に係る行政文書の適正な管理の徹底について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）又は行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき、行政機関の保有する行政文書について開示決定等を適切に行うためには、行政文書が種別ごとに適切に区分して管理されていることが前提となる。

行政文書の管理については、これまでも厚生労働省文書管理規則（平成 23 年厚生労働省訓第 20 号）、厚生労働省行政文書管理規則運用マニュアル（平成 23 年 4 月 1 日）等に基づき実施するよう指示がなされているところであるが、安全衛生業務に係る行政文書には、職員の職務権限に基づいて収集した、事業場や個人の重要な情報が記載されていることが多く、より慎重な管理が求められる。

このため、災害調査復命書、安全衛生指導復命書等の安全衛生業務に係る主要な行政文書（以下「災害調査復命書等」という。）については、下記事項に留意の上、各局において、その実情に応じた具体的な管理方法を定めるとともに、その確実な運用を期されたい。

### 記

#### 1 行政文書の編綴及び廃棄の方法

行政文書の編綴及び廃棄については、行政事務の目的に沿って具体的な方法を定め、その方法により行うこと。この際、行政文書の編綴は、標準文書保存期間基準に示している行政文書の類型を基本として、行政文書を種別ごとに区分して行うべきであり、例えば、事業場に対する安全衛生指導を目的に交付した安全衛生指導書、事業場から提出された改善報告書等の関係書類

(以下「安全衛生指導書等」という。)は、安全衛生指導復命書に添付して綴り、労働災害の原因等の調査を目的とした災害調査復命書とは区分して綴ることに留意すること。

## 2 災害調査復命書等の完結綴の編綴方法

災害調査復命書等の保存期間は、事案が完結した年度を起点として算定すべきものである。災害調査復命書等は、事案の完結日（署長等が当該事案の処理について意見を記載した年月日）の属する年度の綴に編綴すること。その際、災害調査、安全衛生指導等（以下「安全衛生指導等」という。）を実施した日の属する年度の翌年度以降に完結した事案（以下「繰越事案」という。）に係る災害調査復命書等は、繰越事案用の綴を別に作成して編綴する等、区分して管理する必要があること。

## 3 未完結の事案に係る災害調査復命書等の管理方法

人事異動する者が、自らの担当していた未完結の事案に係る災害調査復命書等を、後任者に引き継ぐ方法及び当該災害調査復命書等が後任者に引き継がれたことを組織的に確認する方法を、具体的に定めること。

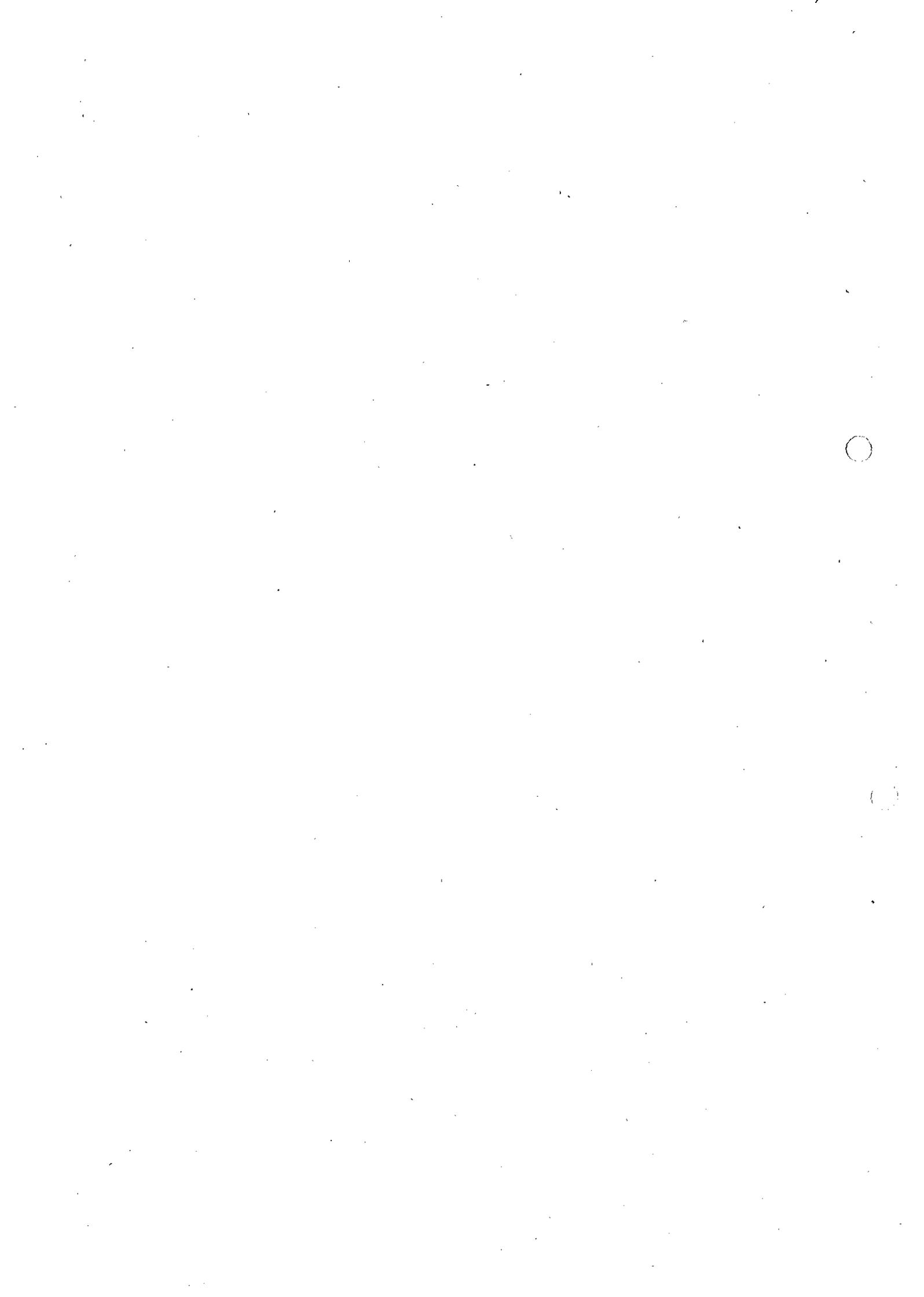
## 4 行政文書の編綴状況の定期的な把握

編綴した行政文書の管理状況を人事異動が行われる年度末等の適当な時期に定期的かつ組織的に確認する方法を具体的に定めること。またその方法は、整理簿と突合するなどの方法により、管理している行政文書と安全衛生指導等の実績との整合を確実に確認できるものとする。

# 全国健康安全主務課長會議資料

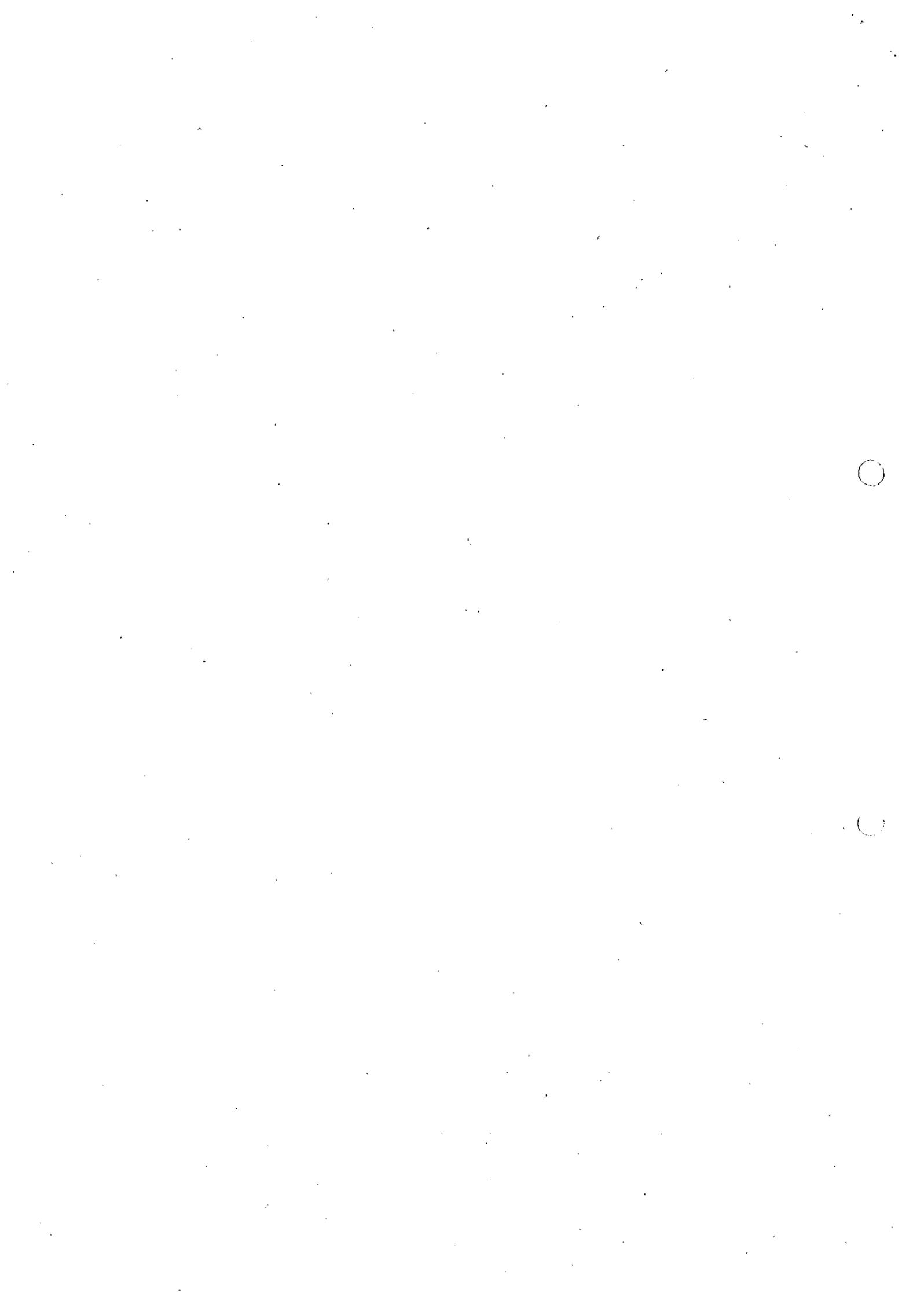
平成27年2月19日（木）

労働基準局安全衛生部化学物質対策課



# 目次

- 1 ラベル・SDS 活用促進事業（化学物質管理に関する相談窓口）・P 1
- 2 塗料・インキ等の販売事業者に対する安全データシート（SDS）交付  
の要請事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 一酸化炭素中毒事案の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 4 化学物質情報提供サイトの情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6



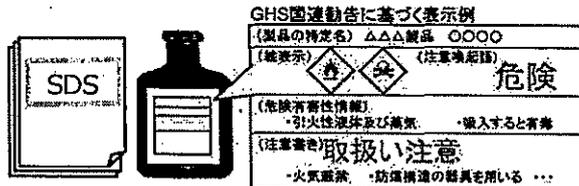
〔職場で使用する化学物質の適正な管理について技術的な支援を受けたい〕

## 化学物質のリスクアセスメント等に対する支援

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際に実施することが求められるリスクアセスメント等、適正な化学物質管理に向けた取組について、無料で技術的な支援を受けることができます。

### 対象となる方

化学物質を取り扱う中小規模事業者、  
化学物質のリスクアセスメントやラベル・SDSの読み方、  
適切な化学物質管理について知りたい方



### 支援内容

中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報の読み方、又、その情報に基づくリスクアセスメントの進め方など、現場の化学物質管理の手法等について、下記（予定）により専門家からの助言等を無料で実施します。

#### ①電話等による相談窓口

電話、メール等による**無料の相談窓口**で、化学物質管理に関する照会・相談にお答えするとともに、簡易な手法によるリスクアセスメントの実施を支援します。

#### 窓口開設期間：

平成27年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（年末年始は除く。）

電話／平日10時～17時

メール／受付は24時間、原則として2営業日以内にご回答。



#### ②事業場への訪問指導

相談窓口にお問い合わせいただいた中小規模事業場のうち、訪問指導を希望される事業場に対し、**安全衛生指導の専門家を無料で派遣**し、各事業場での化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用していく手法等についての訪問指導を行います。

### ご利用方法

相談窓口にご連絡ください。

なお、平成27年度委託先は〇月現在未定ですが、

詳細が決まりましたら、厚生労働省の下記のページでお知らせします。



#### お問い合わせ先

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

電話：03-5253-1111（内線5514又は5386）

（化学物質管理に関する相談窓口）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>

平成 27 年 1 月 27 日

塗料・インキ等の販売事業者の皆様へ

広島労働局労働基準部健康安全課長

製品購入者に対する安全データシート(SDS)の交付について(要請)

平素から、労働行政の運営に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、事業活動の場では様々な化学物質が使用されていますが、その危険有害性や適切な取扱方法等を知らなかったことで、爆発や中毒等の労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。

このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性等の情報が確実に伝達され、情報を入手した事業者は、その情報を活用してリスクアセスメント(※)を実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要です。

そのため、化学物質に関しては、別紙 1「化学物質に係る安衛法関係法令(イメージ図)」のとおり、労働安全衛生法等に基づく各種手続が定められており、特に、製品購入者に対する SDS の交付義務が適切に講じられることが必要ですが、今般、広島県内の事業場を監督指導した際、一部の塗料等の販売事業者において、SDS の交付が適切になされていない事案が認められたところです。

つきましては、塗料等の販売に際し適切に SDS を交付していただくため、別紙 2 の「製品購入者に対する安全データシート(SDS)交付義務の概要」を参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

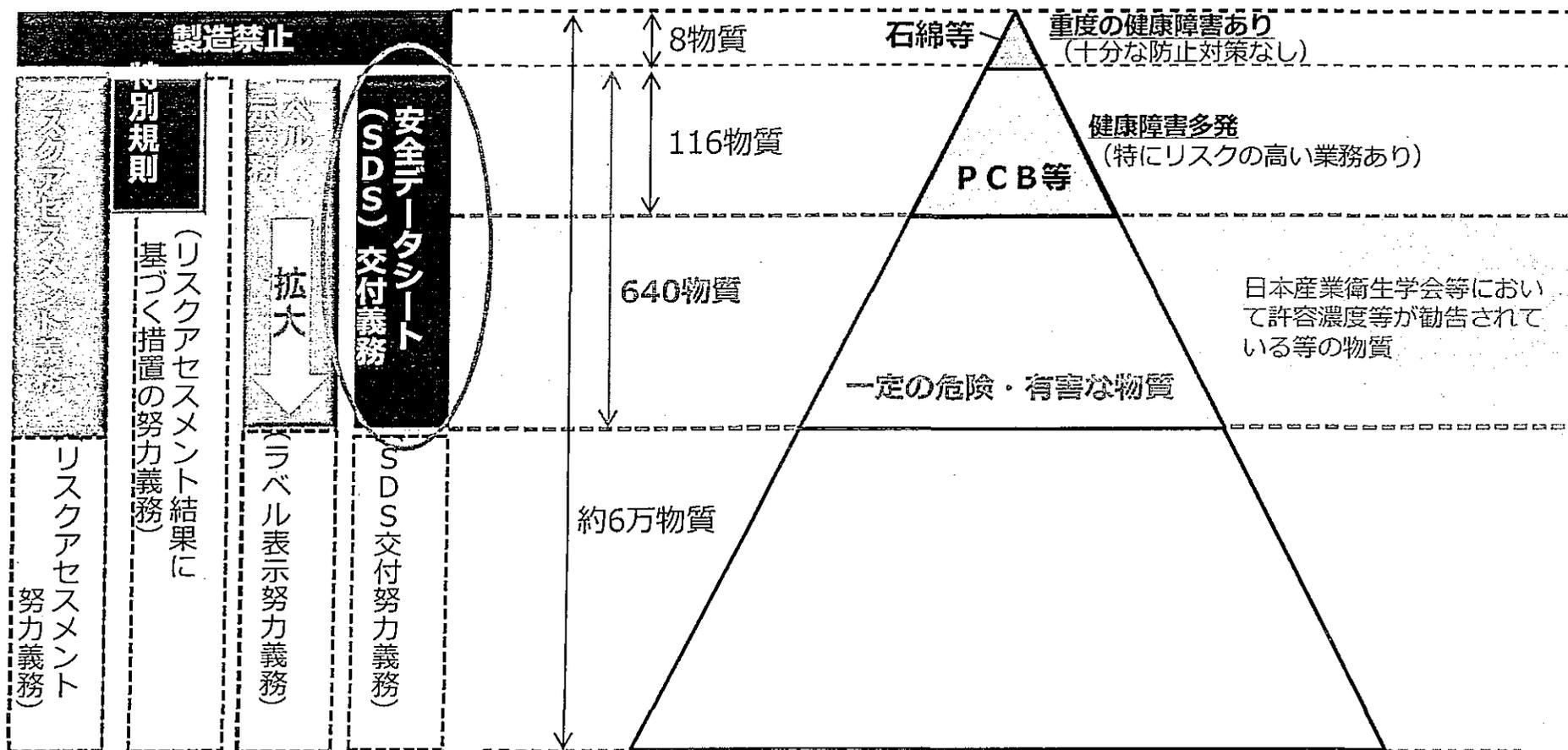
※ リスクアセスメント

職場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。

※ 貴事業場が塗料・インキ等を取り扱っていない場合は、御容赦をいただきますようお願い申し上げます。

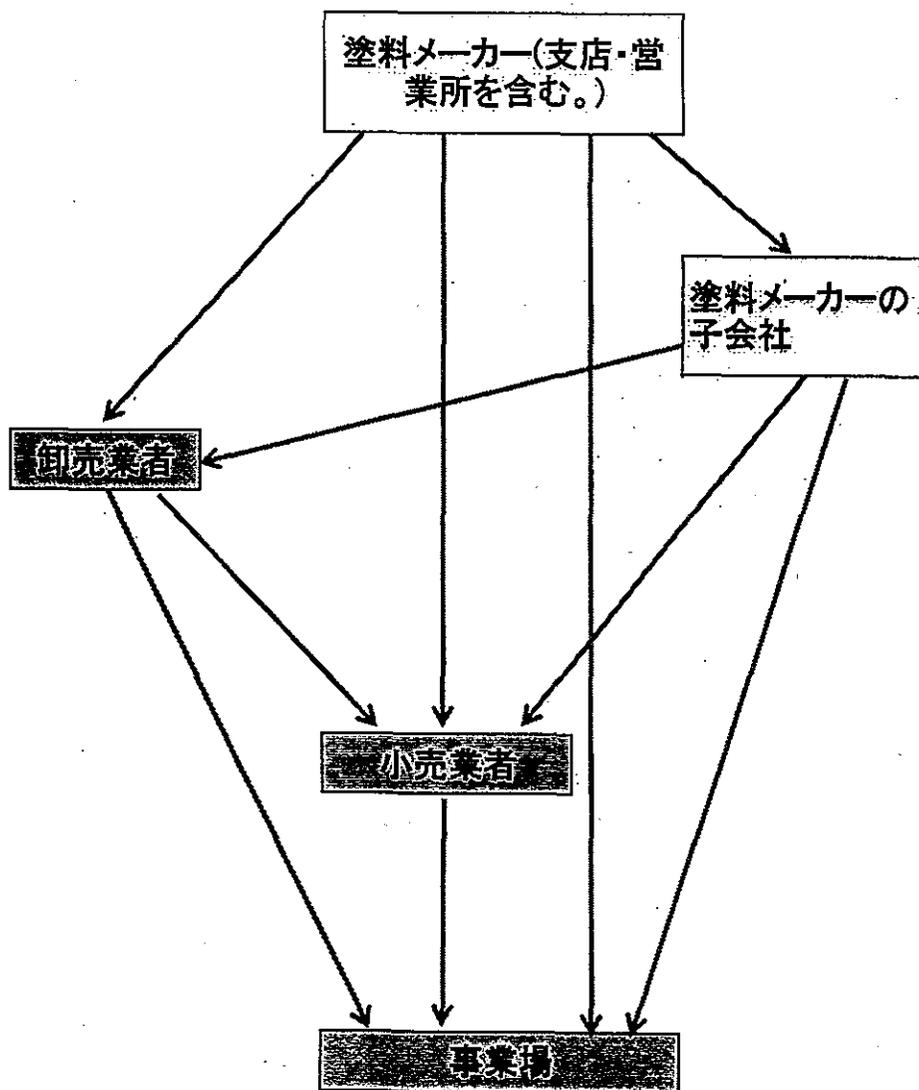
なお、貴事業場が、塗料・インキ等以外の SDS 交付義務対象物質を取り扱っている場合は、その物質について、SDS の交付義務が生じていますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

- ①石綿等8物質は製造禁止物質です。
- ②法による管理が必要な物質には、特別規則（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）がかけられています。
- ③一定の物質にはラベル表示義務が課せられています。（今後640物質まで拡大される予定です。）
- ④640物質にはSDSの交付義務が課せられています。また、リスクアセスメントの実施も義務化されました。（施行日未定。平成28年6月までの政令で定める日から施行されます。）



# 製品購入者に対する安全データシート(SDS)交付義務の概要

別紙2

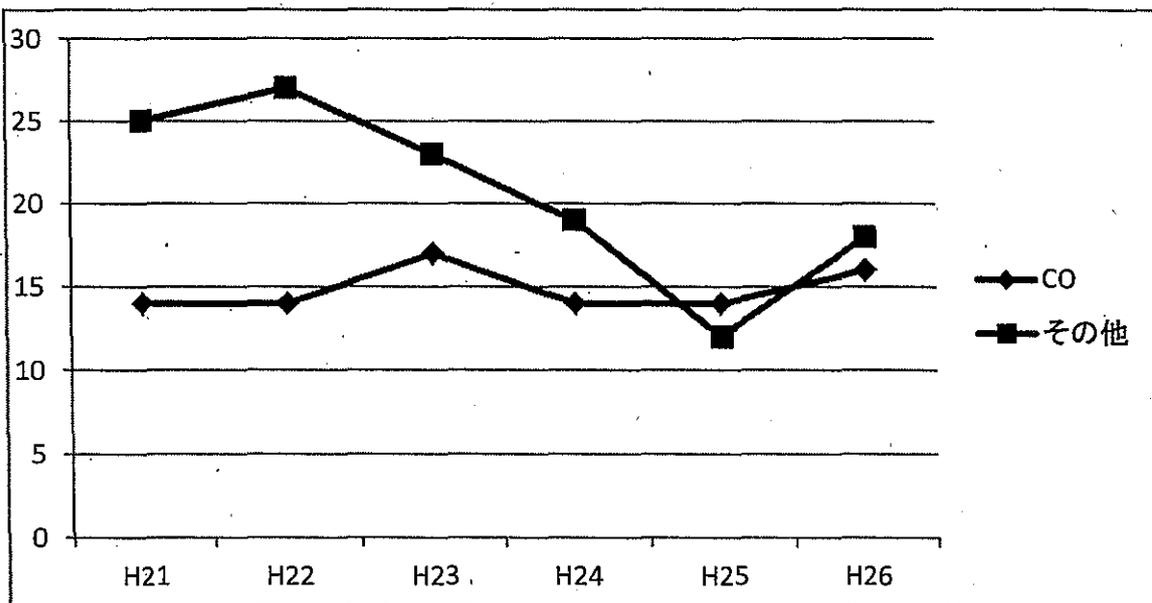


- ☆ 塗料等の販売は、様々なルートで行われますが、赤色の矢印すべてについてSDSの交付が必要です。
- ☆ 対象は別添640物質とそれを含有する混合物です。  
(主として一般消費者の生活の用に供される製品は除く。)
- ☆ SDSの通知方法は「文書の交付」が基本ですが、磁気ディスクの交付、FAXIによる送信、相手方が了承したその他の方法によることもできます。
- ☆ 通知事項は、「①名称、②成分と含有物、③物理的・化学的成分、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵又は取扱い上の注意、⑥流出等の事故発生時の応急措置、⑦通知を行う者の氏名、住所、電話番号、⑧危険有害性の要約、⑨安定性と反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項」です。
- ☆ 通知の時期は、「譲渡・提供する時」までです。  
(同一の者に同一の物を継続的に譲渡・提供するときは、一度通知しておけば足りませんが、通知の事実を明らかにするため、台帳整備することが望ましいものです。)

重大災害のうち一酸化炭素中毒、その他中毒・薬傷の発生状況  
(酸欠・硫化水素、食中毒等を除く。)

一酸化炭素	月												CO
発生年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
H26暫定	3	1	1	0	0	3	1	1	2	2	1	1	16
H25確定	0	2	0	0	0	1	2	2	2	1	1	3	14
H24確定	0	2	0	2	0	2	3	2	0	2	0	1	14
H23確定	2	1	1	2		2	3	2	1	1	1	1	17
H22確定	2	0	0	0	2	2	2	0	2	1	1	2	14
H21確定	2	0	1	1	0	2	4	0	1	1	1	1	14
21-25平均	1.2	1	0.4	1	0.5	1.8	2.8	1.2	1.2	1.2	0.8	1.6	14.6
総計	6	5	2	5	2	9	14	6	6	6	4	8	73

その他中毒・薬	月												その他
発生年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
H26暫定	1	3	1	1	5	1	0	2	1	2	1	0	18
H25確定	0	0	1	0	1	2	0	5	0	1	0	2	12
H24確定	0	1	2	2	2	1	1	1	0	4	2	3	19
H23確定	2	1	0	0	0	2	3	3	3	4	2	3	23
H22確定	1	1	1	2	2	3	3	1	7	2	3	1	27
H21確定	0	0	3	7	4	2	2	3	0	1	1	2	25
21-25平均	0.6	0.6	1.4	2.2	1.8	2	1.8	2.6	2	2.4	1.6	2.2	21.2
総計	3	3	7	11	9	10	9	13	10	12	8	11	106



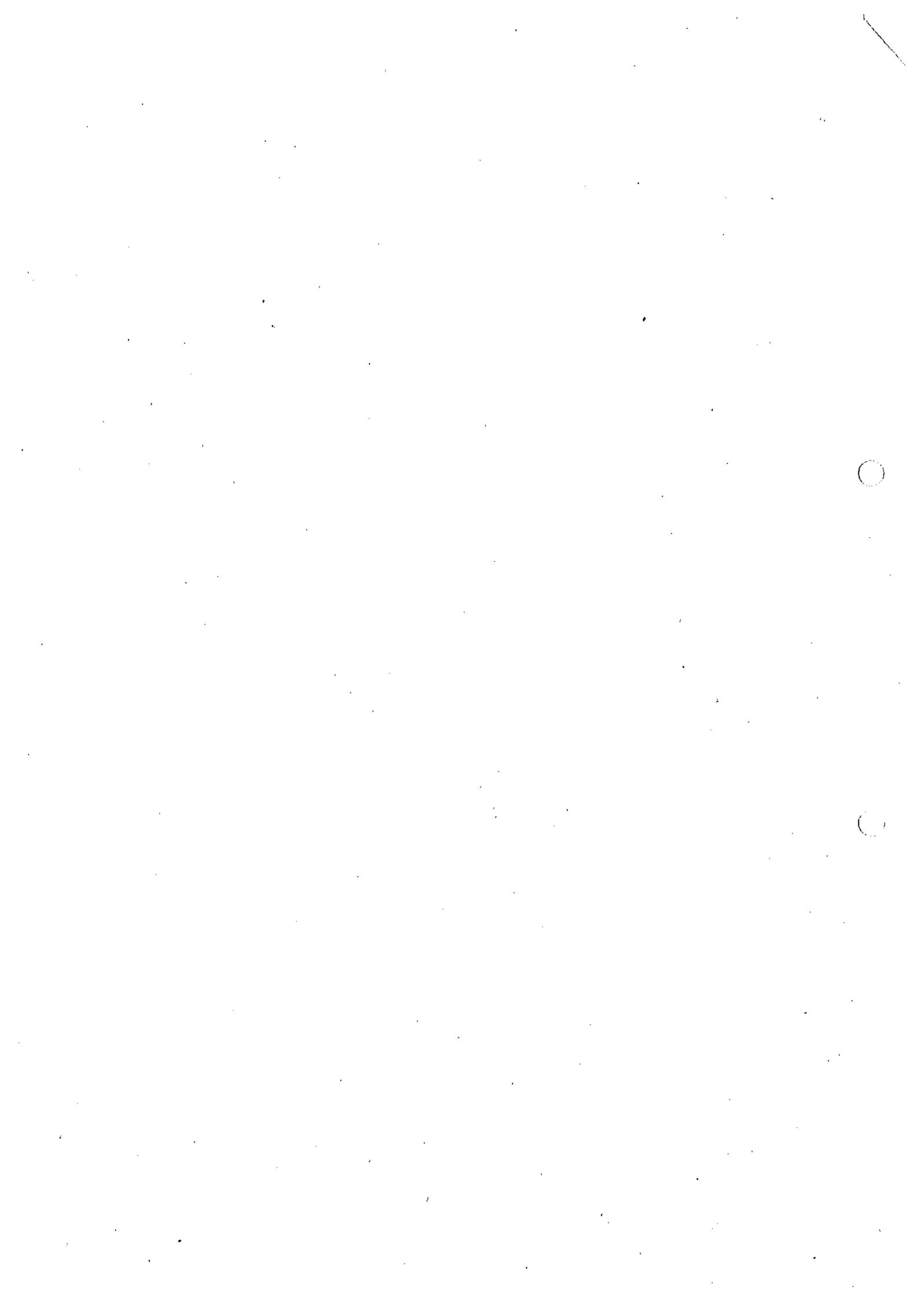
## 化学物質情報提供サイトの情報

●名称／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト ■厚生労働省	✓ モデルラベル・SDS（約 2500 物質） ✓ 強い変異原性が認められた物質 ✓ がん原性に係る指針対象物質 ✓ リスク評価実施物質 ✓ 化学物質による災害事例 ✓ がん原性試験実施結果 ✓ 変異原性試験（エームス・染色体異常）結果 ✓ リスクアセスメント実施支援システム（コントロール・バンディング） 等
●JCLIA BIGDr ■（一社）日本化学品工業協会	✓ 有害性情報 DB ポータル ✓ 国内外法規制情報 ✓ リスクアセスメントツール 欧州化学物質生態毒性センター（ECETOC）が開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）ベースの日本語版ツール。コントロール・バンディングより詳細な評価が可能。 ✓ ICCA 掲載安全性要約書 等
●化学物質総合情報提供システム（CHRIP）※クリップと発音 ■（独）製品評価技術基盤機構	✓ 国内法規制情報 ✓ 各国インベントリ、規制等情報 ✓ 暴露情報 化審法製造輸入数量、PRTR 排出・移動量等 ✓ 各国有害性評価情報 GHS 分類結果、リスク評価書等 ✓ 物理化学性状情報 ✓ 環境毒性情報 ✓ 健康毒性情報 日本産業衛生学会許容濃度・発がん分類、IARC 等の発がん性評価等

# 全国健康安全主務課長会議資料

平成27年2月19日（木）

労働基準局労働条件政策課



# 目次

- 1 今後の労働時間法制等の在り方について（報告）・・・・・・・・・・ P 1



平成 27 年 2 月 13 日 (金)  
労働政策審議会建議

## 今後の労働時間法制等の在り方について (報告)

今後の労働時間法制等の在り方については、労働政策審議会労働条件分科会において、平成 25 年 9 月 27 日以降 22 回にわたり検討を行い、精力的に議論を深めてきたところである。

我が国の労働時間をめぐる平成 25 年時点の状況をみると、一般労働者の年間総実労働時間が 2000 時間を上回る水準で推移する中、雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の者の割合は低下傾向にあるものの 8.8%と平成 32 年時点の政労使目標である 5%を上回っており、特に 30 歳代男性では 17.2%となっている。また、年次有給休暇の取得率は 48.8%であり、平成 32 年時点の政労使目標である 70%を下回っている状況にある。

こうした中、過労死等防止対策推進法が制定されるなど、労働者の健康確保に向けた一層の取組が求められるとともに、次世代育成支援や女性の活躍推進等の観点からも、長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和のとれた働き方を拓げていくことが喫緊の課題となっている。

また、経済のグローバル化の進展等に伴い、企業において創造的な仕事の重要性が高まる中で、時間ではなく成果で評価される働き方の下、高度な専門能力を有する労働者が、その意欲や能力を十分に発揮できるようにしていくことなどが求められており、健康確保措置を前提に、こうした働き方に対応した選択肢を増やしていくことも課題となっている。

このような考え方にに基づき、当分科会において労働時間法制等の在り方について検討を行った結果は、下記のとおりである。

この報告を受けて、厚生労働省において、平成 28 年 4 月の施行に向けて、通常国会における労働基準法等の改正をはじめ所要の措置を講ずることが適当である。

### 記

#### 1 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

法制度の整備の前提として、過重労働等の撲滅に向けた監督指導の徹底とともに、長時間労働抑制や年次有給休暇取得促進等に向けた労使の自主的取組の促進等に、引き続き積極的に取り組むことが適当である。

その上で、労働者の健康確保を図る観点から、以下の法制度の整備を行うことが適当である。

なお、時間外労働に係る上限規制の導入や、すべての労働者を対象とした休息时间（勤

務間インターバル) 規制の導入については、結論を得るに至らなかった。

労働者代表委員から、長時間労働の抑止が喫緊の課題となる中、過労死その他長時間労働による労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るため、実効的な労働時間法制を整備すべきであり、とりわけ、すべての労働者を対象に労働時間の量的上限規制及び休息时间（勤務間インターバル）規制を導入すべきとの意見があった。

### (1) 長時間労働抑制策

- ① 中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し
  - ・ 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが適当である。
  - ・ 上記の環境整備を図りつつ、中小企業労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率を 5 割以上とする労働基準法第 37 条第 1 項ただし書きの規定について、中小企業事業主にも適用することが適当である。
  - ・ 中小企業の経営環境の現状に照らし、上記改正の施行時期は他の法改正事項の施行の 3 年後となる平成 31 年 4 月とすることが適当である。
- ② 健康確保のための時間外労働に対する監督指導の強化
  - ・ 時間外労働の抑制のため、行政官庁は、時間外限度基準に関する助言指導を行うに当たっては、労働者の健康が確保されるよう配慮する旨を労働基準法に規定し、当該規定に基づき、長時間労働の実態に即した的確な助言及び指導を行うことが適当である。
  - ・ 上記の法整備の趣旨を踏まえ、時間外労働の特別条項を労使間で協定する場合の様式を定め、当該様式には告示上の限度時間を超えて労働する場合の特別の臨時的な事情、労使がとる手続、特別延長時間、特別延長を行う回数、限度時間を超えて労働した労働者に講ずる健康確保措置及び割増賃金率を記入することとすることが適当である。
  - ・ 併せて、時間外労働の特別条項を労使間で協定する場合、限度時間を超えて労働した労働者に講ずる健康確保措置を定めなければならないことを時間外限度基準告示において規定し、健康確保措置として望ましい内容を通達で示すことが適当である。
  - ・ 健康確保措置の確実な履行を図る観点から、使用者は、措置の実施状況等に係る書類を作成し、3 年間確実に保存しなければならない旨を時間外限度基準告示に規定することが適当である。
- ③ 所定外労働の削減に向けた労使の自主的取組の促進

- ・ 労使の自主的な取組を促進する労働時間等設定改善指針に、週 60 時間以上の長時間労働が恒常的なものにならないようにする等の現行の規定に加え、「脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の水準も踏まえ、『1 か月に 100 時間』又は『2 か月間ないし 6 か月にわたって、1 か月当たり 80 時間』を超える時間外・休日労働が発生するおそれのある場合、適切な健康確保措置を講じるとともに、業務の在り方等を改善し、特別延長時間の縮減に向けて取り組むことが望ましい」旨を盛り込むことが適当である。
- ・ 上記の内容について、都道府県労働局に配置している働き方・休み方改善コンサルタント等による助言や各種の啓発の取組を通じ、周知徹底していくことが適当である。

## (2) 健康に配慮した休日の確保

- ・ 週休制の原則等を定める労働基準法第 35 条が、必ずしも休日を特定すべきことを求めていることに着目し、月 60 時間超の時間外労働に対する 5 割以上の割増賃金率の適用を回避するために休日振替を行うことにより、休日労働の割増賃金率である 3 割 5 分以上の適用を推奨する動向については、法制度の趣旨を潜脱するものであり、本分科会として反対する。
- ・ 上記の趣旨について、(1) ①の割増賃金率の適用猶予の見直しに先立ち、通達に記載し、周知徹底を図ることが適当である。

## (3) 労働時間の客観的な把握

- ・ 過重労働による脳・心臓疾患等の発症を防止するため労働安全衛生法に規定されている医師による面接指導制度に関し、管理監督者を含む、すべての労働者を対象として、労働時間の把握について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を省令に規定することが適当である。
- ・ 併せて、面接指導制度の運用に当たり、管理監督者について、自らが要件に該当すると判断し申し出た場合に面接指導を実施することとしている現行の取扱いを、客観的な方法その他適切な方法によって把握した在社時間等に基づいて要件の該当の有無を判断し、面接指導を行うものとする通達に記載することが適当である。

## (4) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 年次有給休暇の取得率が低迷しており、いわゆる正社員の約 16%が年次有給休暇を 1 日も取得しておらず、また、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者については長時間労働者の比率が高い実態にあることを踏まえ、年 5 日以上年次有給休暇の取得が確実に進むような仕組みを導入することが適当である。
- ・ 具体的には、労働基準法において、年次有給休暇の付与日数が 10 日以上である労働者を対象に、有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季指定しなけ

ればならないことを規定することが適当である。

- ・ ただし、労働者が時季指定した場合や計画的付与がなされた場合、あるいはその両方が行われた場合には、それらの日数の合計を年5日から差し引いた日数について使用者に義務づけるものとし、それらの日数の合計が年5日以上に達したときは、使用者は時季指定の義務から解放されるものとするのが適当である。
- ・ なお、この仕組みを設けることに伴い、労使において計画的付与制度の導入の促進の取組が一層進むよう、行政としてさらなる支援策を講じていくことが適当である。
- ・ 使用者は時季指定を行うに当たっては、①年休権を有する労働者に対して時季に関する意見を聴くものとする、②時季に関する労働者の意思を尊重するよう努めなければならないことを省令に規定することが適当である。
- ・ また、以上のような新たな仕組みを設けることに伴い、使用者が各労働者の年次有給休暇の取得状況を確実に把握することが重要になるため、使用者に年次有給休暇の管理簿の作成を省令において義務づけるとともに、これを3年間確実に保存しなければならないこととするのが適当である。

#### (5) 労使の自主的取組の促進

##### <労働時間等設定改善法>

- ・ 各企業における労働時間、休日及び休暇等の改善に向けた労使の自主的取組を一層促進するため、企業単位での取組の促進に向けた法令の整備を行うことが適当である。
- ・ 具体的には、労働時間等設定改善法に、企業単位で設置される労働時間等設定改善企業委員会を明確に位置づけ、同委員会における決議に法律上の特例を設けるとともに、同法に基づく労働時間等設定改善指針においても、働き方・休み方の見直しに向けた企業単位での労使の話し合いや取組の促進を新たな柱として位置づけることが適当である。
- ・ このうち、労働時間等設定改善企業委員会における決議に関する特例は、労働基準法第37条第3項（代替休暇）、第39条第4項（時間単位年休）及び第6項（計画的付与）について設けることが適当である。また、この特例に係る手続としては、各事業場でこれらの条項について「労働時間等設定改善企業委員会に委ねること」を労使協定で定めた上で、同委員会で委員の5分の4以上の多数による決議を行うことを要することとするのが適当である。そして、特例の効果としては、当該決議を関係事業場における当該条項に係る労使協定に代えることができるものとするのが適当である。
- ・ 併せて、労働時間等の設定の改善を図るための措置についての調査審議機会をより適切に確保する観点から、一定の衛生委員会等を労働時間等設定改善委員会にみなす規定（労働時間等設定改善法第7条第2項）を廃止することが適当である。  
なお、廃止に当たっては、みなし規定の対象となっている衛生委員会等に関して

一定の経過措置を設けることが適当である。

#### <労働時間等設定改善指針>

- ・ 労働時間等設定改善指針について、既に1 (1) ③において記述した内容や、以下の内容を盛り込むことも含め、改めて労働政策審議会における調査審議の上で改正することが適当である。

その上で、都道府県労働局に配置する働き方・休み方改善コンサルタント等を活用し、指針に盛り込まれた内容の周知や関連の支援策の活用を促進することが適当である。

- ① 上記の法改正の趣旨を踏まえ、働き方・休み方の見直しに向けた企業単位での労使の話合いや取組の促進を、指針の新たな柱として追加すること（再掲）
- ② 現行指針における多岐にわたる取組の例示について、基本的な内容（例：労使の話合いの機会の整備、具体的な改善目標の設定及び取組のフォローアップ等）と応用的な内容（例：③に掲げるもの）、さらに企業・事業場の実情に応じて考慮すべき内容（例：特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者が存在する場合の対応等）に整理するなど、労使にとって活用しやすいものとする
- ③ 労働者の健康確保の観点から、新たに「終業時刻及び始業時刻」の項目を設け、具体策として、深夜業の回数の制限のほか、「前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息時間を確保すること（勤務間インターバル）は、労働者の健康確保に資するものであることから、労使で導入に向けた具体的な方策を検討すること」や、同様の効果をもたらすと考えられる「一定の時刻以降に働くことを禁止し、やむを得ない残業は始業前の朝の時間帯に効率的に処理する『朝型の働き方』」を追加すること
- ④ 所定外労働を前提としない勤務時間限定の正社員制度を含む「多様な正社員」、適切な労働環境の下でのテレワーク等について追加すること

## 2 フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制の下で、子育てや介護、自己啓発など様々な生活上のニーズと仕事との調和を図りつつ、メリハリのある働き方を一層可能にするため、その導入及び活用の促進に向けた労使の取組に対する支援策を講じるとともに、より利用しやすい制度となるよう、以下の見直しを行うことが適当である。

### (1) 清算期間の上限の延長

- ・ フレックスタイム制により、一層柔軟でメリハリをつけた働き方が可能となるよう、清算期間の上限を、現行の1か月から3か月に延長することが適当である。
- ・ 清算期間が1か月を超え3か月以内の場合、対象労働者の過重労働防止等の観点から、清算期間内の1か月ごとに1週平均50時間（完全週休2日制の場合で1日あ

たり2時間相当の時間外労働の水準)を超えた労働時間については、当該月における割増賃金の支払い対象とすることが適当である。

- ・ 制度の適正な実施を担保する観点から、清算期間が1か月を超え3か月以内の場合に限り、フレックスタイム制に係る労使協定の届出を要することとすることが適当である。
- ・ 清算期間が1か月を超え3か月以内のフレックスタイム制においては、労働者が自らの各月の時間外労働時間数を把握しにくくなることが懸念されるため、使用者は、労働者の各月の労働時間数の実績を通知等することが望ましい旨を通達に記載することが適当である。
- ・ 併せて、今般の清算期間の上限の延長は、仕事と生活の調和を一層図りやすくするための改正であるという趣旨を通達に明記し、周知徹底を図ることが適当である。
- ・ 同時に、清算期間が1か月を超え3か月以内の場合、上記の1週平均50時間を超える労働時間という考え方を前提に月60時間を超えた労働時間に対する割増賃金率の適用があることはもとより、3か月以内の清算期間を通じた清算を行う場合においても月60時間相当の時間を超えた労働時間についての対応が必要になることや、月当たり一定の労働時間を超える等の要件を満たす場合に医師による面接指導等の実施が必要となることは同様であることも踏まえつつ、長時間労働の抑制に努めることが求められる旨、通達に明記し、周知徹底を図ることが適当である。

## (2) 完全週休2日制の下での法定労働時間の計算方法

- ・ 完全週休2日制の下では、曜日のめぐり次第で、1日8時間相当の労働でも法定労働時間の総枠を超え得るという課題を解消するため、完全週休2日制の事業場において、労使協定により、所定労働日数に8時間を乗じた時間数を法定労働時間の総枠にできるようにすることが適当である。

## (3) フレックスタイム制の制度趣旨に即した運用の徹底等

- ・ 通達において、フレックスタイム制が、始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ね、仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことを可能にするものであるという制度趣旨を改めて示し、使用者が各日の始業・終業時刻を画一的に特定するような運用は認められないことを徹底することが適当である。

なお、フレックスタイム制における「決められた労働時間より早く仕事を終えた場合も、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組み」については、年次有給休暇の趣旨に照らして慎重に考えるべき等の意見が労使双方から示されたことを踏まえ、引き続き慎重に検討することとする。

## 3 裁量労働制の見直し

裁量労働制について、企業における組織のフラット化や、事業活動の中核にあるホワイトカラー労働者の業務の複合化等に対応するとともに、対象労働者の健康確保を図り、仕事の進め方や時間配分に関し、労働者が主体性をもって働けるようにするという制度の趣旨に即した活用が進むよう、以下の見直しを行うことが適当である。

なお、労働者代表委員から、企画業務型裁量労働制の対象業務に新たな類型を追加することについて、みなし労働時間制のもとに長時間労働に対する抑止力が作用せず、その結果、長時間労働となるおそれが高まる労働者の範囲が拡大することとなることから認められないとの意見があった。

#### (1) 企画業務型裁量労働制の新たな枠組

- ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務要件のうち、現行では「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている部分について、近年のホワイトカラーの働き方の変化を踏まえ、以下の新たな類型を追加することが適当である。

- ① 法人顧客の事業の運営に関する事項についての企画立案調査分析と一体的に行う商品やサービス内容に係る課題解決型提案営業の業務（具体的には、例えば「取引先企業のニーズを聴取し、社内で新商品開発の企画立案を行い、当該ニーズに応じた課題解決型商品を開発の上、販売する業務」等を想定）
- ② 事業の運営に関する事項の実施の管理と、その実施状況の検証結果に基づく事業の運営に関する事項の企画立案調査分析を一体的に行う業務（具体的には、例えば「全社レベルの品質管理の取組計画を企画立案するとともに、当該計画に基づく調達や監査の改善を行い、各工場に展開するとともに、その過程で示された意見等をみて、さらなる改善の取組計画を企画立案する業務」等を想定）

- ・ なお、新たに追加する類型の対象業務範囲の詳細（肯定的要素及び否定的要素）に関しては、法定指針で具体的に示すことが適当である。否定的要素として掲げる内容は、例えば、「店頭販売やルートセールス等、単純な営業の業務である場合や、そうした業務と組み合わせる場合は、対象業務とはなり得ない」、「企画立案調査分析業務と組み合わせる業務が、個別の製造業務や備品等の物品購入業務、庶務経理業務等である場合は、対象業務とはなり得ない」といったものが考えられる。

- ・ 企画業務型裁量労働制の対象労働者の健康確保を図るため、同制度の健康・福祉確保措置について、一定の措置を講ずる旨を決議することが制度上の要件とされている。この健康・福祉確保措置について、現行の法定指針に例示されている事項（代償休日又は特別な休暇の付与、健康診断の実施、連続した年次有給休暇の取得促進、心とからだの健康窓口の設置、配置転換、産業医の助言指導に基づく保健指導）を参考にしつつ、長時間労働を行った場合の面接指導、深夜業の回数の制限、勤務間インターバル、一定期間における労働時間の上限の設定等を追加することも含め検討の上、省令で規定することが適当である。

## (2) 手続の簡素化

- ・ 企画業務型裁量労働制が制度として定着してきたことを踏まえ、①労使委員会決議の本社一括届出を認めるとともに、②定期報告は6か月後に行い、その後は健康・福祉確保措置の実施状況に関する書類の保存を義務づけることが適当である。

## (3) 裁量労働制の本旨の徹底

- ・ 裁量労働制を導入しながら、出勤時間に基づく厳しい勤怠管理を行う等の実態があることに対応するため、始業・終業の時刻その他の時間配分の決定を労働者に委ねる制度であることを法定し、明確化することが適当である。
- ・ 併せて、労働基準法第38条の4第3項に基づく指針において、「当該事業場における所定労働時間をみなし時間として決議する一方、所定労働時間相当働いたとしても明らかに処理できない分量の業務を与えながら相応の処遇の担保策を講じないといったことは、制度の趣旨を没却するものであり、不適当であることに留意することが必要である」旨を規定することが適当である。

## 4 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため、一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、長時間労働を防止するための措置を講じつつ、時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の適用を除外した労働時間制度の新たな選択肢として、特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）を設けることが適当である。

なお、使用者代表委員から、高度プロフェッショナル制度は、経済活力の源泉であるイノベーションとグローバル化を担う高い専門能力を有する労働者に対し、健康・福祉確保措置を講じつつ、メリハリのある効率的な働き方を実現するなど、多様な働き方の選択肢を用意するものである。労働者の一層の能力発揮と生産性の向上を通じた企業の競争力とわが国経済の持続的発展に繋がることを期待でき、幅広い労働者が対象となることを望ましいとの意見があった。

また、労働者代表委員から、高度プロフェッショナル制度について、既に柔軟な働き方を可能とする他の制度が存在し、現行制度のもとでも成果と報酬を連動させることは十分可能であり現に実施されていること及び長時間労働となるおそれがあること等から新たな制度の創設は認められないとの意見があった。

### (1) 対象業務

- ・ 「高度の専門的知識、技術又は経験を要する」とともに「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」といった対象業務とするに適切な性質を法定した上で、

具体的には省令で規定することが適当である。

- ・ 具体的には、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務（企業・市場等の高度な分析業務）、コンサルタントの業務（事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務）、研究開発業務等を念頭に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で適切に規定することが適当である。

## (2) 対象労働者

- ・ 使用者との間の書面による合意に基づき職務の範囲が明確に定められ、その職務の範囲内で労働する労働者であることが適当である。
- ・ また、対象労働者の年収について、「1年間に支払われることが確実に見込まれる賃金の額が、平均給与額の3倍を相当程度上回る」といったことを法定した上で、具体的な年収額については、労働基準法第14条に基づく告示の内容（1075万円）を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当である。
- ・ 労使委員会において対象労働者を決議するに当たっては、本制度の対象となることによって賃金が減らないよう、法定指針に明記することが適当である。

## (3) 健康管理時間、健康管理時間に基づく健康・福祉確保措置（選択的措置）、面接指導の強化

### <健康管理時間>

- ・ 本制度の適用労働者については、割増賃金支払の基礎としての労働時間を把握する必要はないが、その健康確保の観点から、使用者は、健康管理時間（「事業場内に所在していた時間」と「事業場外で業務に従事した場合における労働時間」との合計）を把握した上で、これに基づく健康・福祉確保措置を講じることとするのが適当である。
- ・ なお、健康管理時間の把握方法については、労働基準法に基づく省令や指針において、客観的な方法（タイムカードやパソコンの起動時間等）によることを原則とし、事業場外で労働する場合に限って自己申告を認める旨を規定することが適当である。

### <健康管理時間に基づく健康・福祉確保措置（選択的措置）>

- ・ 健康管理時間に基づく健康・福祉確保措置について、具体的には、制度の導入に際しての要件として、以下のいずれかの措置を労使委員会における5分の4以上の多数の決議で定めるところにより講じることとし、決議した措置を講じていなかったときは制度の適用要件を満たさないものとするのが適当である。
  - ① 労働者に24時間について継続した一定の時間以上の休息時間を与えるものとし、かつ、1か月について深夜業は一定の回数以内とすること。

- ② 健康管理時間が1か月又は3か月について一定の時間を超えないこととすること。
- ③ 4週間を通じ4日以上かつ1年間を通じ104日以上 of 休日を与えることとすること。

上記①、②の「一定の時間」及び「一定の回数」については、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当である。また、その審議に当たっては、各企業における現在の健康確保措置の取組実態も十分踏まえつつ、対象労働者の健康の確保に十分留意することが適当である。

#### <面接指導の強化>

- ・ 本制度の適用労働者であって、その健康管理時間が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、医師による面接指導の実施を法律上義務づけることが適当である。
- ・ 具体的には、労働安全衛生法に上記の趣旨を規定した上で、労働安全衛生規則において、健康管理時間について、1週間当たり40時間を超えた場合のその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者について、一律に面接指導の対象とする旨を規定することが適当である。
- ・ なお、本制度の適用労働者に対する面接指導の確実な履行を確保する観点から、上記の義務違反に対しては罰則を付すことが適当である。
- ・ また、本制度の適用労働者に対し、面接指導の結果を踏まえた健康を保持するために必要な事後措置の実施を法律上義務づけることや、上記の時間が1月当たり100時間以下の労働者であっても、その申出があれば面接指導を実施するよう努めなければならないものとするのが適当である。

#### (4) 対象労働者の同意

- ・ 制度の導入に際しての要件として、法律上、対象労働者の範囲に属する労働者ごとに、職務記述書等に署名等する形で職務の内容及び制度適用についての同意を得なければならないこととし、これにより、希望しない労働者に制度が適用されないようにすることが適当である。

#### (5) 労使委員会決議

- ・ 制度の導入に際しての要件として、労使委員会を設置し、以下の事項を5分の4以上の多数により決議し、行政官庁に届け出なければならないこととすることが適当である（一部再掲）。
  - ① 対象業務の範囲
  - ② 対象労働者の範囲
  - ③ 対象業務に従事する対象労働者の健康管理時間を使用者が把握すること及びそ

#### の把握方法

- ④ 健康管理時間に基づく健康・福祉確保措置の実施
- ⑤ 苦情処理措置の実施
- ⑥ 対象労働者の不同意に対する不利益取扱の禁止

#### (6) 法的効果

- ・ 以上の要件の下で、対象業務に就く対象労働者については、労働基準法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用除外とすることが適当である。

#### (7) 制度の履行確保

- ・ 対象労働者の適切な労働条件の確保を図るため、厚生労働大臣が指針を定める旨を法定することが適当である。
- ・ 届出を行った使用者には、健康・福祉確保措置の実施状況を6か月後に報告すること、その後は健康・福祉確保措置の実施状況に関する書類を保存することを義務づけることが適当である。

#### (8) 年少者への適用

- ・ 本制度は年少者には適用しないこととすることが適当である。

### 5 その他

#### (1) 特例措置対象事業場

- ・ 週44時間特例対象事業場の所定労働時間の現状をみると、79.7%の事業場で所定労働時間が週40時間以下となっているが、一部の業種では過半の事業場で所定労働時間が週44時間前後という状況にある。
- ・ こうした状況や労働基準法第40条の趣旨を踏まえ、必要に応じさらに詳細な実態の調査を行った上で、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、法案成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当である。

#### (2) 過半数代表者

- ・ 過半数代表者の選出をめぐる課題を踏まえ、「使用者の意向による選出」は手続違反に当たるなど通達の内容を労働基準法施行規則に規定する方向で検討を続けることが適当である。また、監督指導等により通達の内容に沿った運用を徹底することが適当である。
- ・ 使用者は、過半数代表者がその業務を円滑に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない旨を、規則に規定する方向で検討を継続することが適当である。
- ・ 以上については、法案成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行う

ことが適当である。

(3) 管理監督者

- ・ 管理監督者の範囲について、引き続き既往の通達等の趣旨の徹底を図るとともに、その健康確保の観点から1(3)の労働時間の客観的把握を徹底することが適当である。

(4) 電子的手法による労働条件明示

- ・ 労働条件明示の方法は引き続き書面明示によることを原則とするが、労働者が希望する場合には、①ファクシミリの送信、②電子メールの送信(当該労働者が記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。)により明示することを認める方向で検討を継続することが適当である。
- ・ 併せて、労働条件明示が事実と異なるものであってはならない旨を省令に規定する方向で検討を継続することが適当である。
- ・ 以上について、法案成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当である。

## 6 制度改正以外の事項

(1) 労働基準監督機関の体制整備

- ・ サービス経済化の進展や企業間競争の激化、就業形態の多様化といった経済社会の変化の中で、我が国労働者の最低労働条件の履行確保や労働条件の向上を図るために労働基準監督機関が所期の機能を発揮できるよう、不断の業務の見直しを行うとともに、その体制整備に努めることが適当である。

(2) 労働基準関係法令の周知の取組等

- ・ 労働基準関係法令が十分周知されていないことに伴う法令違反が依然として多数みられることから、一層の周知徹底に取り組むことが適当である。また、使用者は、時間外・休日労働協定等を労働者に周知させなければならないとしている法の規定を踏まえ対応するよう、徹底を図ることが適当である。

以上

# 全国健康安全主務課長会議

## 机上配付資料

平成27年2月19日（木）

労働基準局安全衛生部安全課

労働基準局安全衛生部労働衛生課

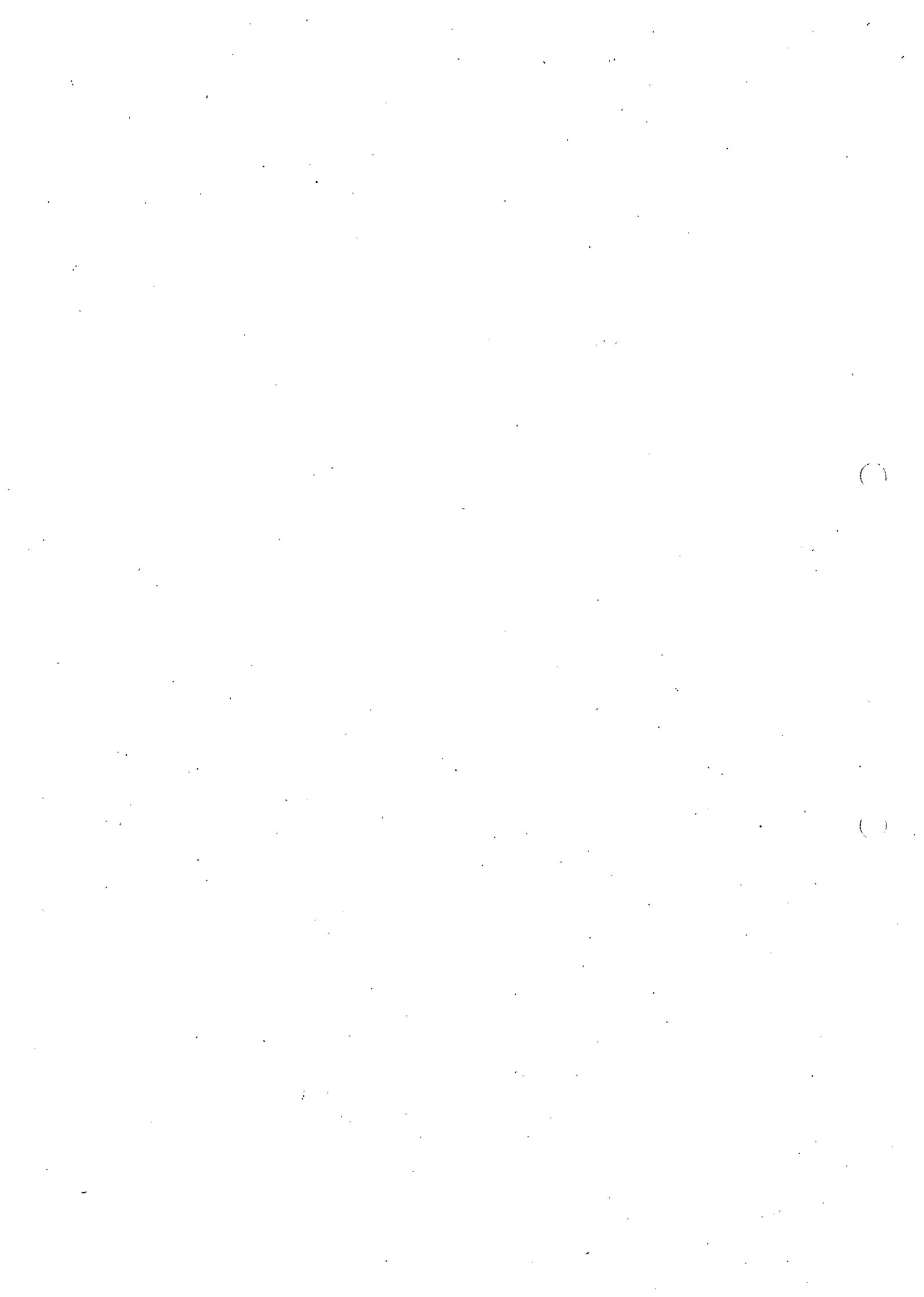
労働基準局監督課

労働基準局労働条件政策課賃金時間室



# 目次

- 1 登録教習機関等に対する行政処分事案について・・・P 1
- 2 平成 26 年度 腰痛予防対策講習会申込状況・・・P 3
- 3 東電福島第一原発緊急作業従事者等に係る指定医療機関一覧・P 4
- 4 原発自主点検結果の報告に係る主な課題と指導のポイント・・・P 6
- 5 東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者 所在地・・・P 9
- 6 平成 26 年度中央労働基準監察結果の概要（業務参考資料）・P 10
- 7 監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について・・・P 41
- 8 平成 27 年度 職場のパワーハラスメント対策に係る事業スケジュール（案）・・・P 60



## 登録教習機関等に対する行政処分事案について

### 1 概要

平成 26 年度に都道府県労働局が登録教習機関等に対して登録の取消等の行政処分を行った事案は、登録教習機関については6 件、検査業者については3 件であり、その概要は以下のとおりである（平成 27 年 1 月までに本省に報告があったものに限る）。

### 2 登録教習機関における事例

No	局 (法人の種別)	処分対象区分	概 要	処分内容
1	東京 (株式会社)	足場の組立等作業主任者	[Redacted]	[Redacted]
2	岡山 (協同組合)	車両系建設機械（基礎工事用）		
3	北海道 (地方自治体)	玉掛け		
4	北海道 (一般社団)	ガス溶接		
5	東京 (一般社団)	足場の組立等作業主任者		
6	東京 (株式会社)	小型移動式クレーン		

### 3 検査業者における事例

No	局 (法人の種別)	処分対象区分	概 要	処分内容
1	岐阜 (有限会社)	フォークリフト	[Redacted]	[Redacted]

2	神奈川 (株式会社)	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削及び解体用）	
3	大阪 (株式会社)	動力プレス	

#### 4 過去の行政処分件数

(年度)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26*
登録教習機関	31	38	11	6	20	31	16	6	5	6
検査業者	4	4	4	6	6	2	5	3	1	3

※ H26年度については平成27年1月末日現在の処分件数

平成26年度 腰痛予防対策講習会申込状況

安 衛

衛 No.1

回数	開催日	開催地	社会福祉施設向け	医療保健業向け
第1回	2014/9/24 (水)	福島	45	19
第2回	2014/9/30 (火)	大分	79	53
第3回	2014/10/9 (木)	徳島	79	23
第4回	2014/10/17 (金)	千葉	57	56
第5回	2014/10/21 (火)	東京	109	46
第6回	2014/10/21 (火)	愛知	40	33
第7回	2014/10/28 (火)	北海道	70	69
第8回	2014/10/29 (水)	石川	64	33
第9回	2014/10/29 (水)	兵庫	96	24
第10回	2014/10/30 (木)	山形	32	16
第11回	2014/11/7 (金)	栃木	94	19
第12回	2014/11/11 (火)	秋田	23	38
第13回	2014/11/13 (木)	岐阜	75	22
第14回	2014/11/13 (木)	愛媛	36	28
第15回	2014/11/13 (木)	鹿児島	96	46
第16回	2014/11/14 (金)	島根	78	25
第17回	2014/11/14 (金)	長崎	41	25
第18回	2014/11/18 (火)	沖縄	58	33
第19回	2014/11/19 (水)	和歌山	22	40
第20回	2014/11/20 (木)	鳥取	51	9
第21回	2014/11/21 (金)	群馬	98	81
第22回	2014/11/26 (水)	青森	95	15
第23回	2014/11/28 (金)	熊本	59	48
第24回	2014/12/1 (月)	三重	46	20
第25回	2014/12/2 (火)	長野	115	50
第26回	2014/12/2 (火)	香川	71	17
第27回	2014/12/5 (金)	新潟	80	77
第28回	2014/12/5 (金)	滋賀	59	23
第29回	2014/12/10 (水)	岩手	50	21
第30回	2014/12/10 (水)	奈良	74	10
第31回	2014/12/11 (木)	山梨	44	27
第32回	2014/12/12 (金)	広島	87	33
第33回	2014/12/16 (火)	神奈川	60	57
第34回	2014/12/16 (火)	福岡	77	50
第35回	2014/12/17 (水)	高知	54	16
第36回	2015/1/14 (水)	富山	50	40
第37回	2015/1/16 (金)	福井	73	8
第38回	2015/1/20 (火)	埼玉	58	60
第39回	2015/1/20 (火)	佐賀	69	35
第40回	2015/1/21 (水)	茨城	81	15
第41回	2015/1/21 (水)	大阪	69	65
第42回	2015/1/27 (火)	山口	75	62
第43回	2015/1/28 (水)	静岡	97	27
第44回	2015/1/28 (水)	宮崎	41	15
第45回	2015/2/4 (水)	宮城	54	55
第46回	2015/2/5 (木)	京都	89	42
第47回	2015/2/18 (水)	岡山	92	34
第48回	2015/1/7 (水)	東京	15	26
			3177	1686
			4863	

※目標人数：都道府県ごとに、社会福祉施設向け50人、医療保健業向け50人

東電福島第一原発緊急作業従事者等に係る指定医療機関一覧\*

平成26年2月12日現在

	県名	実施可能検査						医療機関名	連絡先	住所
		一般健診	白内障	甲状腺	胃がん	肺がん	大腸がん			
1	北海道	○	○	○	○	○	○	市立旭川病院	0166-24-3181	旭川市金星町1丁目65
		○		○	○	○	○	(公財)北海道結核予防会札幌複十字総合健診センター	011-700-1331	札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ5階
			○					(医社)札幌エルプラザ眼科	011-757-0015	札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ6階
2	青森	○	○	○	○	○	○	(医法)三良会 村上新町病院	017-723-1111	青森市新町2-1
		○	○	○	○	○	○	十和田市病院事業	0176-23-5121	十和田市西十二番町14-8
		○	○	○	○	○	○	(医法)同仁会 浪打病院	017-741-4341	青森市合浦2-11-24
3	岩手	○	○	○	○	○	○	岩手県立中央病院	019-653-1151	盛岡市上田1-4-1
		○	○	○	○	○	○	岩手県立大船渡病院	0192-26-1111	大船渡市大船渡町字山馬越10-1
		○	○	○	○	○	○	岩手県立胆沢病院	0197-24-4121	奥州市水沢区字龍ヶ馬場61
		○	○	○	○	○	○	岩手県立久慈病院	0194-53-6131	久慈市旭町10-1
		○	○	○	○	○	○	岩手県立中部病院	0197-71-1511	北上市村崎野17-10
		○	○	○	○	○	○	岩手県立二戸病院	0195-23-2191	二戸市堀野字大川原毛38-2
4	宮城	○	○	○	○	○	○	(独法)東北労災病院	022-275-1534	仙台市青葉区台原四丁目3-21
5	秋田	○	○	○	○	○	○	秋田県厚生連 由利組合総合病院	0184-27-1200	由利本荘市川口字家後38
6	山形	○	○	○	○	○	○	(医法)篠田好生会 篠田総合病院	023-623-1711	山形市桜町2番68号
7	福島	○	○	○	○	○	○	(独法)福島労災病院	0246-26-1111	いわき市内郷綱町沼尻3番地
			○					(医法)明誠会 小林眼科医院	0244-24-1234	南相馬市原町区南町1丁目155番地
8	茨城		○					(株)日立製作所 日立総合病院	0294-23-8333	日立市城南町2-1-1
		○						(財)全国労働福祉協会茨城県支部	0299-37-8855	笠間市泉1651-1
9	栃木	○	○	○	○	○	○	足利赤十字病院	0284-21-0121	足利市五十部町284-1
10	群馬	○	○	○	○	○	○	(独法)群馬中央病院	027-221-8185	前橋市紅雲町1-7-13
		○	○	○	○	○	○	富士重工業健康保険組合 太田記念病院	0276-55-2200	太田市大島町455-1
11	埼玉	○	○	○	○	○	○	(医法)協友会 吉川中央総合病院	048-982-8311	吉川市平沼111
		○	○	○	○	○	○	(医法)壮幸会 行田総合病院	048-552-1111	行田市持田376

12	千葉	○	○					(公社)ちば県民保健予防財団(眼の検査は契約病院で)	043-246-8664	千葉市美浜区新港32-14
13	東京	○	○	○	○	○	○	(独法)東京労災病院	03-3742-7301	大田区大森南4-13-21
14	神奈川	○	○	○	○	○	○	(独法)横浜労災病院	045-474-8111	横浜市港北区小机町3211
15	新潟	○	○	○	○	○	○	(独法)新潟労災病院	025-543-3123(内)	上越市東東雲町1-7-12
		○	○	○	○	○	○	(社)新潟県労働衛生医学協会	025-370-1945	新潟市中央区川岸町1-39-5
16	石川	○	○	○	○	○	○	金沢社会保険病院	076-251-1113	金沢市沖町ハ-15
17	福井		○					(医法)三宅眼科医院	0770-23-0028	敦賀市津内町3-8-12
		○	○	○	○	○	○	(独法)国立病院機構 福井病院	0770-25-1600	敦賀市桜ヶ丘町33-1
18	岐阜	○	○					(一財)岐阜県産業保健センター	0572-22-0115	多治見市東町1丁目9番地の3
19	静岡	○	○	○	○	○	○	静岡済生会総合病院	054-280-5031	静岡市駿河区小鹿1-1-1
			○					なめり牧野眼科	055-999-1113	駿東郡長泉町納米里67-3
			○					むらまつ眼科医院	055-933-8855	裾野市深良804-1
20	滋賀	○	○	○	○	○	○	(一財)滋賀保健研究センター	077-587-3588	野洲市永原上町664
21	京都	○		○	○	○	○	(一財)京都工場保健会	075-823-0526	京都市中京区西ノ京北壺井町67
		○	○	○	○	○	○	宇治武田病院	0774-25-2075	京都府宇治市宇治里尻36-36
22	大阪	○	○	○	○	○	○	(一財)住友病院	06-6443-1281	大阪市北区中之島5丁目3番20号
23	兵庫	○	○	○	○	○	○	(独法)関西労災病院	06-6416-1221	尼崎市福葉荘3-1-69
24	福岡	○	○	○	○	○	○	産業医科大学病院	093-891-7304	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
25	大分	○	○	○	○	○	○	(社医)天心堂健診・健康増進センター	097-597-5254	大分市大字中戸次5185-2
26	熊本	○	○	○	○	○	○	健康保険 熊本総合病院	0965-32-7111	熊本県八代市通町10-10
		○	○	○	○	○	○	(医法)酒心会 熊本セントラル病院	096-293-7939	熊本県菊池郡大津町大字室955
27	鹿児島	○	○	○	○	○	○	(公社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島労働衛生センター	099-267-6292	鹿児島市東開町4-96

\* 指定医療機関: 国の援助対象者(緊急作業従事期間中の被ばく線量が50mSvを超える者であって、現に職業に就いていない等一定の要件に該当する者)が、がん検診等を受診する医療機関として都道府県労働局長が指定した医療機関。

原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）  
記の第 5 の 6 自主点検結果の報告に係る主な課題と指導のポイント



自主点検の実施状況

[単位：件]

		実施済み		実施準備中		未実施	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
1-1 被ばく線量管理部門の体制強化	①一元管理組織の設置	31	100%	0	0%	0	0%
	②線量管理要員	30	97%	1	3%	0	0%
1-2 線量計の確保	①APDの確保	30	97%	1	3%	0	0%
	②貸借協定	31	100%	0	0%	0	0%
1-3 線量計貸し出し管理体制の確保	①バックアップシステム	26	84%	4	13%	1	3%
	②臨時の管理方法	29	94%	1	3%	1	3%
	③定期訓練	25	81%	5	16%	1	3%
1-4 労働者への被ばく線量の通知	①レシート発行機能	28	90%	2	6%	1	3%
	②元方への伝達	29	94%	1	3%	1	3%
1-5 内部被ばく測定の適切な実施	①WBCの設置場所	29	94%	1	3%	1	3%
	②評価方法策定	28	90%	2	6%	1	3%
1-6 連絡先不明者への対応	①	(再掲)					
	②連絡先確認方法	29	94%	2	6%	0	0%
2-1 被ばく線量限度超え事案を踏まえた対応	①測定器確保、操作手順	31	100%	0	0%	0	0%
	②マスクの確保	30	97%	1	3%	0	0%
	③マスク着用再教育	31	100%	0	0%	0	0%
	④	(再掲)					
2-2 女性の被ばく線量限度超え事案を踏まえた対応	①	(再掲)					
	②	(再掲)					
	③	(再掲)					

2-3 マスクの適切な装着の確保	①マスクの種類	30	97%	1	3%	0	0%
	②電動ファン付きマスク	25	81%	6	19%	0	0%
	③新規入場者教育	30	97%	1	3%	0	0%
2-4 保護衣の適切な着用の確保	①保護衣の確保	30	97%	1	3%	0	0%
	②	(再掲)					
3. 適切な労働者教育の実施	①教育教材、講師の確保	26	84%	5	16%	0	0%
	②災害発生時の対応教育	28	90%	3	10%	0	0%
	③	(再掲)					
4-1 医療体制の整備	①医療体制連絡協議会	28	90%	2	6%	1	3%
	②臨時診療室の確保	26	84%	5	16%	0	0%
	③保健医療体制	28	90%	3	10%	0	0%
4-2 熱中症対策	①熱中症対策	29	94%	2	6%	0	0%
	②情報共有体制	31	100%	0	0%	0	0%
4-3 臨時の健康診断の実施		26	84%	4	13%	1	3%
4-4 患者搬送体制の構築	①緊急搬送体制	28	90%	2	6%	1	3%
	②ドクターヘリ	30	97%	0	0%	1	3%
4-5 適切な長期健康管理の実施		23	74%	6	19%	2	6%
5-1 作業計画作成体制の構築		30	97%	1	3%	0	0%
5-2 適切な作業計画の作成		28	90%	1	3%	2	6%
5-3 請負体制の把握		29	94%	1	3%	1	3%
5-4 適切な宿泊施設と食事の確保	①仮眠設備	22	71%	9	29%	0	0%
	②非常食	29	94%	2	6%	0	0%

(注)平成26年4月～平成27年1月に報告があった原子力施設33件について、最新の報告時点の実施状況を計上

**【取扱注意】**

**東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者 所在地**

平成27年2月12日時点

都道府県番号	件名	人数
1	北海道	553
2	青森県	651
3	岩手県	108
4	宮城県	344
5	秋田県	87
6	山形県	51
7	福島県	5679
8	茨城県	1004
9	栃木県	269
10	群馬県	196
11	埼玉県	1101
12	千葉県	1381
13	東京都	2305
14	神奈川県	1961
15	新潟県	1259
16	富山県	17
17	石川県	55
18	福井県	109
19	山梨県	88
20	長野県	77
21	岐阜県	52
22	静岡県	264
23	愛知県	166
24	三重県	56
25	滋賀県	25
26	京都府	62
27	大阪府	252
28	兵庫県	220
29	奈良県	8
30	和歌山県	26
31	鳥取県	19
32	島根県	78
33	岡山県	25
34	広島県	121
35	山口県	66
36	徳島県	7
37	香川県	56
38	愛媛県	83
39	高知県	21
40	福岡県	300
41	佐賀県	77
42	長崎県	139
43	熊本県	43
44	大分県	43
45	宮崎県	35
46	鹿児島県	38
47	沖縄県	40
99	不明	16
100	海外	76
総計		19709

# 平成 26 年度中央労働基準監察結果の概要

平成 27 年 1 月

厚生労働省労働基準局

- ・本資料では、事例を参照しやすいよう、それぞれの事例に見出しを入れて  
います。
- ・○は各局の行政運営上参考になると考えられる事項、  
●は行政を的確に運営するため早急に改善を図ることが必要な事項です。

## 目 次

概況	1
第1 重点化を指向した総合的かつ効果的な労働行政の展開	2
1 局幹部の主導による組織的な業務運営	2
2 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況	2
3 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況	3
4 一般労働条件の確保・改善対策における推進計画、労働衛生対策における中長期計画等の策定状況	4
(1) 一般労働条件の確保・改善対策における推進計画の策定状況	4
(2) 労働衛生対策における中長期計画等の策定状況	4
5 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況	5
第2 主要対策の推進	6
1 一般労働条件の確保・改善対策	6
(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策	6
(2) 賃金不払残業の防止	8
(3) 労働時間等の設定の改善	8
(4) 労働基準関係法令の周知徹底等	9
2 申告・相談等への的確な対応(倒産事案等に対する迅速な対応を含む。)	9
3 未払賃金立替払の適切な処理	10
4 特定の労働分野における労働条件確保対策	10
(1) 自動車運転者	10
(2) 技能実習生等外国人労働者	11
(3) 障害者である労働者	11
(4) 有期契約労働者	12
(5) 介護労働者	12
5 最低賃金制度の適正な運営 (最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業場への支援事業を含む。)	13
(1) 最低賃金額の改正及び周知	13

(2) 最低賃金の履行確保のための監督指導	14
(3) 最低賃金の減額の特例許可制度の適正な運用	14
6 職場のパワーハラスメント対策及びメンタルヘルス対策	14
7 労働者の安全と健康確保対策	15
(1) 管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害防止対策	15
(2) 業種別労働災害防止対策	15
ア 第三次産業に対する労働災害防止対策	15
イ 陸上貨物運送業に対する労働災害防止対策	16
ウ 建設業に対する労働災害防止対策	16
(3) 災害時監督の確実な実施	17
(4) 労働衛生に係る監督指導等	17
ア 化学物質による健康障害防止対策	17
イ 職業性疾病の予防対策（アの化学物質による健康障害防止対策を除く。）	19
8 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策（関係局）	19
(1) 東京電力福島第一原子力発電所に対する監督指導等	19
(2) 除染等業務従事者、除染廃棄物等の処分従事者の放射線障害防止対策等	19
(3) 復旧・復興工事における労働災害の防止	20
第3 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況	20
1 監督指導業務の運営状況	20
(1) 監督指導の実施状況	20
ア 事案管理の状況	20
イ 基礎資料の整備状況	21
ウ 各種指導等の状況	21
エ 監督指導に係る文書の管理状況	22
(2) 司法処理の実施状況	22
ア 厳正かつ積極的な司法処理の状況	22
イ 迅速処理の状況	23
2 安全衛生業務の運営状況	24
3 実効ある地方労働基準監察監督官制度の運営状況	25
4 労働基準監督官の資質・能力向上に係る取組状況	25
第4 効果的な情報発信の取組	26

## 概 況

平成 26 年度の労働基準行政（労災補償行政に係るものを除く。）に係る中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）については、東京、大阪を始めとする 24 の都道府県労働局（以下「局」という。）及びその管下の 32 の労働基準監督署（以下「署」という。）に対し実施した。監察の重点事項は、①一般労働条件の確保・改善対策及び労働衛生対策について、中長期的見通しの上に立った計画の策定状況、②主要課題について、地方労働行政運営方針等を踏まえた管内状況に応じた的確な重点対象の選定状況、③実効性のある年間監督指導計画（以下「年間監督計画」という。）及び年間安全衛生業務計画（以下「年間安全衛生計画」という。）の策定状況、④各種行政手法の実施方法に係る改善・工夫状況、⑤監督権限を始めとする各種権限についての公正かつ斉一的な行使と遵法状況の定着の指導状況、⑥局幹部による業務運営の把握・指導、署の各級管理者による進行管理等の状況、⑦新任の労働基準監督官（以下「監督官」という。）等に対する資質・能力向上のための取組状況、⑧自主的な労働環境の改善を促進するための行政活動のPRの状況、⑨各種相談員や委託事業の活用状況、⑩地方労働基準監察監督官制度の運営状況等とした。

その結果をみると、行政課題が増大し複雑・困難化している中、重点的に取り組む課題に対して、局内各部署間、局署間、署内各部署間等の連携を図りながら、効果的かつ効率的に行政を展開している状況がみられる。

しかしながら、一方では、社会的に対応が強く求められる対策をより優先的に推進するという観点、各種重点対策を着実に、かつ、斉一的に推進するという観点等から、なお改善を要する事項が認められる。

今般、中央監察結果の概要として、下記のとおり、独自に創意工夫を凝らして行政課題に取り組んでいる事項等、各局の行政運営上参考になると考えられる事項及び行政を的確に運営するため早急に改善を図ることが必要な事項を取りまとめたところである。

本年度、中央監察の対象となった局はもとより、対象とならなかった局においても、今後の行政運営において、より効果的かつ効率的な行政展開を図るため、取り入れるべき事項は積極的に取り入れ、また、改善を図ることが必要な事項については同種の問題点が認められるか否かを精査し、これが認められた場合には、早期かつ確実に改善を図ることが求められる。

## 第1 重点化を指向した総合的かつ効果的な労働行政の展開

### 1 局幹部の主導による組織的な業務運営

総じて各局とも、業務運営に当たっては、局幹部の主導により、局内各部署間  
はもとより、局署間での情報の共有化を図るなどにより的確な行政運営に努めて  
いる状況がみられる。

中には、

#### 【○ 行事予定表を活用した局署所の業務連携の実施】

ア 局、署及び公共職業安定所（以下「所」という。）の行事予定一覧表につい  
て、行事を主催する部署が、例えば「リーフレット配付可」、「15分程度説明  
可」等、他部署との連携可能な内容を記載し、毎週開催される局内連絡会議に  
提示し、局長が必要な調整を行うなど、効果的な連携が図られるよう努めてい  
るもの

#### 【○ 行政課題解消に向けた労働基準部長から課室長への具体的指示】

イ 年度当初に、労働基準部長が部内各課室長に対し、新年度における行政課題  
に取り組むに当たっての対応方針、留意点、検討事項等について、書面により  
具体的に示すことにより、行政課題の解消に向けて職員が有しておくべき問題  
意識及び目的意識を組織的に共有した上で、的確な行政運営に努めているもの  
がみられる。

### 2 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活 用状況

総じて各局とも、署が作成する監督指導等の実施結果等に係る行政効果把握表  
を分析するなどにより、的確に行っている状況がみられ、中には、局監督課にお  
いて、総合労働相談コーナー等に寄せられた約2万件の相談について、業種別、  
相談内容別等に詳細に分析することにより、管内の一般労働条件を巡る状況を把  
握し、一般労働条件の確保・改善対策に係る推進計画をより効果的に策定しよう  
としている、などの的確な対応に努めているものがみられる。

#### 【● 翌年度の行政課題の分析が不適切】

しかしながら、一部の局においては、①重点対策の推進状況の管理及び監督指  
導等の行政効果の把握について、

②労働災害防止を主眼とす

る重点対象について、労働災害防止に係る労働基準関係法令違反（以下「法違反」という。）と直接因果関係の希薄な一般労働条件に係る法違反とを区分せず、行政目標に係る違反率を算定している、など翌年度の行政課題の把握のための分析が適切に行われていない状況がみられる。

中には、

【● 行政効果把握表の記載内容が不十分】

ア 行政効果把握表について、行政課題の解消状況等の必須事項が未記入であるにもかかわらず、局がこれを受領したまま署に対して必要な確認、指示等を行っていないため、翌年度の行政課題の把握に資するものとなっていないもの

【● 行政効果把握の分析・評価の実施が翌年度まで遅滞（遅延）】

イ 行政効果把握の分析・評価について、特段の理由なく、翌年度の6月に行っていることから、翌年度以降の行政課題に対する対処方針等の検討に活用されていないものがみられる。

3 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

各局とも、労働基準行政の業務運営に当たっては、職業安定行政及び雇用均等行政と必要な連携を図り、総合的な労働行政を展開するという視点に立った業務運営に努めている状況がみられ、また、局が主催する各行事に県知事の出席を働きかけるなど関係行政機関との連携に努めている状況がみられる。

中には、

【○ 助成金不正受給事案に対する関係部署の連携した対応】

ア 中小企業雇用安定助成金を不正受給した事案について、休業手当の不払や、その場合の労働保険料徴収への影響、また、当該事業場が受給していた業務改善助成金の不正受給の疑いから、署、局総務部労働保険徴収室及び局労働基準部賃金室が合同で調査を実施したところ、労働条件を始め多くの問題が認められ、その後、中小企業緊急雇用安定助成金の不正受給が疑われる事案を把握した場合の情報共有が、各部署連携の下でなされ、署は、必要に応じ監督指導を実施するなど問題事業場への対応に努めているもの

【○ 実際の労働条件と求人の内容との相違による紛争の発生防止への署所の連携】

イ 実際の労働条件と求人の内容との相違による紛争の発生防止について、署は

労働条件通知書の交付を呼び掛けるリーフレットを作成・提供し、所は求人事業場に同リーフレットを手交するほか、求職者に対しては求人票に労働条件明示が必要である旨の注意事項を記載して提供するなど、署所が連携して適切に取り組んでいるものがみられる。

#### 4 一般労働条件の確保・改善対策における推進計画、労働衛生対策における中長期計画等の策定状況

##### (1) 一般労働条件の確保・改善対策における推進計画の策定状況

総じて各局とも、中長期的な見通しの上に立った推進計画を策定し、  
の計画的な実施、  
等により、効果的な取組を行っている状況がみられる。

##### 【● 関係通達の不十分な理解による不適切な対象事業場の選定】

しかしながら、中には、  
基本的な労働条件の枠組みの  
確立に係る問題が懸念されないと考えられる  
選定し、法違反等を認めず完結としているなど、  
推進計  
画策定に係る関係通達の理解が十全となっていないものがみられる。

##### (2) 労働衛生対策における中長期計画等の策定状況

総じて各局とも、中長期的な見通しの上に立った年間監督計画、年間安全衛生計画等を策定するとともに、把握した有害業務に係る状況を、  
など、基礎資料の整備に努めている  
状況がみられる。

##### 【○ 局が方針を示し危険・有害情報への登録作業を計画的に実施】

中には、局監督課及び局健康安全主務課において、危険・有害情報への登録に当たって、  
等を定めた要領を策定し、計画的に登録  
作業を行った結果、例えば、

がみられる。

【● 局が方針を明確に示さず [ ] の解消が進まず】

しかしながら、一部の局においては、

[ ] となっている状況にあるにもかかわらず、局は、作業方針等を明確に示さず、当該不一致の解消に向けた取組が計画的に行われていない状況がみられる。

5 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

多くの局において、年間監督計画については、臨検監督業務量を最大限確保することに努めており、局署が十分協議を行い、共通理解に立った的確な策定に努めている状況がみられる。また、年間安全衛生計画についても、管内の労働災害の発生状況等についての的確に分析し、取り組むべき重点対象の優先順位、行政手法等を明確にした上で、的確な策定に努めている状況がみられる。

【● 局の指導調整方針決定のための協議が不十分】

しかしながら、一部の局においては、これら年間計画案に係る署に対する指導調整方針を決定するための局内関係部課室間の協議について、①一部の課室を参加させていない、②署との調整会議当日に短時間で行っているため、指導調整方針が明確となっておらず、件数、必要な業務量等の形式的な調整を行うにとどまっている、などの状況がみられる。

【● 実効ある調整会議となっていない】

また、調整会議について、① [ ]

[ ] 局は、必要な確認を行うことなく看過し、さらに調整会議後、署から再提出された計画案についても確認を行っていない、

② [ ]

[ ] 局は、選定された事業場について、[ ] 等について確認していないため、その適否の判断が行われないままとなっている、などの状況もみられる。

中には、

【●

ア

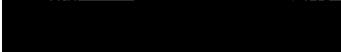
【● 重点対象に係る行政課題が存在しない事業場を監督対象として選定】

イ 調整会議において、署が選定した監督対象事業場の選定理由等について、資料等に基づき確認を行わなかった結果、重点対象に係る行政課題が存在しない事業場が多数選定されているものがみられる。

## 第2 主要対策の推進

### 1 一般労働条件の確保・改善対策

#### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策

多くの局において、 監督指導を計画的に実施し、また、

 監督指導を迅速かつ確実に実施し、長時間労働の抑制や医師による面接指導の実施に向けた指導等に努めている状況がみられる。

中には、

【○

ア

【○

イ

など積極的かつ効果的な取組を行っているものがみられる。

【●

しかしながら、一部の局においては、

①

②

などの状況がみられる。

【●

中には、

がみられる。

【●

また、

①

②

③

などの状況もみられる。

中には、

がみられる。

## (2) 賃金不払残業の防止

総じて各局とも、局署に寄せられる多くの情報の中から問題が認められる事業場を的確に選定して監督指導を実施し、適正な労働時間管理を行わせるための体制の確立について必要な指導を行っている状況がみられる。

中には、

【○

ア

【○

イ

がみられる。

## (3) 労働時間等の設定の改善

各局とも、時間外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等については、働き方・休み方改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）を積極的に活用するなどにより、効果的に取り組んでいる状況がみられる。

### 【○ コンサルタントの活用勧奨に関する工夫】

中には、コンサルタントの活用勧奨について、単にコンサルティングの希望の有無を確認する質問にとどまらず、「コンサルティングの事例を聞いてみたい」、「資料程度は欲しい」等行政と何らかの関わりをもつことを誘引する質問項目を設定して自主点検を実施し、資料の提供を希望した事業場については、電話によりコンサルティングの活用を促すなど、創意工夫した積極的な取組を

行っているものがみられる。

【● コンサルタントの支援活動に係る年間計画の未策定】

しかしながら、一部の局においては、コンサルタントのコンサルティング、ワークショップ等の支援活動について、未だ年間の計画を策定していないため、個別事業場等に対する取組が計画的に実施されておらず、活動実績も極めて低調となっている状況がみられる。

(4) 労働基準関係法令の周知徹底等

各局とも、あらゆる機会をとらえて、各種労働基準関係法令に関するパンフレット等を配付するほか、所の求人窓口においてパンフレット等の配布を依頼する、「新規起業事業場就業環境整備事業」の利用勧奨を行うなど、積極的に取り組んでいる状況がみられる。

【○ 高等学校の進路指導担当主事に対する労働基準関係法令研修の実施】

中には、局が県教育庁高等教育課に働きかけ、高等学校の進路指導担当主事を対象とした県主催の研修に局の講義枠を確保し、アルバイト先や就職先で起こる可能性がある労働基準関係法令上の問題について、具体的事例を挙げながら、労働基準関係法令の周知に努めているものがみられる。

2 申告・相談等への的確な対応（倒産事案等に対する迅速な対応を含む。）

各局とも、申告者等の置かれている状況に意を払い、懇切丁寧な対応に努めているほか、署管理者が、必要の都度具体的な処理方針を指示するとともに、申告情報管理システムを活用するなどによりの確に進行管理を行い、早期解決に努めている状況がみられる。また、倒産事案等を把握した場合には、職業安定行政と連携を図りつつ、速やかに臨検監督を実施し、法違反の未然防止や早期是正を指導し、特に、大型の倒産事案については、関係局間における連携も図りつつ迅速に対応している状況がみられる。

【● 】

しかしながら、一部の局においては、

がみられる。

### 3 未払賃金立替払の適切な処理

総じて各局とも、立替払実地調査員を活用し、迅速かつ適正な事務処理に努め、また、業務の効率的実施や事案の完結に向けた管理を適切に行う観点から、未払賃金立替払情報管理システムを活用している状況がみられる。

#### 【● 立替払事案の完結に向けた管理が不適切・地方監察において把握したにかかわらず適切な指導せず】

しかしながら、一部の局においては、特段の理由なく、認定申請から半年を超過してなお認定に関する事務処理が終了していない事案が複数発生しているにもかかわらず、署管理者が各事案の完結に向けた適切な管理を行っていないだけでなく、地方労働基準監察（以下「地方監察」という。）実施時等にその事態を把握しながら局も署に適切な指導を行っていないなどの状況がみられる。

### 4 特定の労働分野における労働条件確保対策

#### (1) 自動車運転者

総じて各局とも、自動車運転者の労働条件の確保については、労働基準関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等を遵守させるため、地方運輸機関との合同監督・監査も含め、重点的に監督指導を実施するとともに、相互通報制度の適切な運用を図っており、また、  
積極的に司法処分に付している状況がみられる。

#### 【● 】

しかしながら、一部の局においては、

①

②

③

など不適切な状況がみられる。

(2) 技能実習生等外国人労働者

総じて各局とも、技能実習生の労働条件及び安全衛生の確保については、JITCO による巡回指導結果や母国語相談コーナーの相談情報等を参考として、問題があると考えられる実習実施機関を的確に把握し、重点的に監督指導を実施している状況がみられる。

中には、

【○

ア

【○

イ

がみられる。

(3) 障害者である労働者

総じて各局とも、障害者である労働者の労働条件の確保・改善等については、障害者虐待防止法等を踏まえ、関係行政機関と連携の上、的確な対応を行っている状況がみられる。

【○

中には、

[Redacted]

がみ

られる。

【●

[Redacted]

しかしながら、一部の局においては、①

[Redacted]

②

などの状況がみられる。

(4) 有期契約労働者

各局とも、監督指導の際に、有期労働契約の更新の有無及び更新の判断基準並びに「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について確認し、適切な指導を行っている状況がみられる。

(5) 介護労働者

総じて各局とも、介護労働者の労働条件の確保・改善等については、新規設立事業場の的確な把握に努めるとともに、対象事業場の多寡に応じて、中長期計画を策定し、計画的に監督指導等を実施している状況がみられる。

【●

[Redacted]

しかしながら、一部の局においては、本年度からの3か年計画を策定し介護労働者対策に取り組んでいるものの、

[Redacted]

対象事業場の選定が的確なもの

なっていない状況がみられる。

## 5 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業場への支援事業を含む。）

### (1) 最低賃金額の改正及び周知

各局とも、最低賃金額の改正については、地方最低賃金審議会の公労使各委員に対し、過去の影響率等の資料を作成し積極的に情報提供を行うなど、当該審議会の円滑な運営に努めている状況がみられる。

また、改定された最低賃金額の周知については、局のホームページ、市町村の広報誌等への掲載等により、改定の公示日から効力発生日までの期間に集中的に実施するとともに、その後も継続的に取り組んでいる状況もみられる。

さらに、中小企業に対する支援事業である業務改善助成金についても、積極的かつ効果的に利用勧奨を行い、高い交付実績を得ている状況もみられる。

【○

中には、

がみられる。

### 【● 最低賃金額に係る誤った市町村広報誌の掲載記事に対応せず】

しかしながら、一部の局においては、最低賃金額の周知において、市町村の広報誌に掲載された改定後の地域別最低賃金額が誤植により 10 円低いものとなっており、局は広報誌の送付を受けていたにもかかわらず記事の確認を行わなかったため、修正の要請等必要な対応が行われないままとなっている状況がみられる。

(2) 最低賃金の履行確保のための監督指導

多くの局において、

的確な監督対象事業場の選定に努めている状況がみられる。

【●

】

しかしながら、一部の局においては、①

②

などの状況がみられる。

(3) 最低賃金の減額の特例許可制度の適正な運用

多くの局において、減額特例許可については、署管理者が迅速処理に向けた管理を行うとともに、局においても適時署に処理状況を確認するなど、適切な処理に努めている状況がみられる。

【●

】

しかしながら、一部の局においては、①

②

など不適切な処理が行われている状況がみられる。

6 職場のパワーハラスメント対策及びメンタルヘルス対策

各局とも、職場のパワーハラスメント対策については、局のホームページに「あかるい職場応援団」のバナーを掲載する、監督指導等の機会をとらえてリーフレット等を配付するなど、周知に努めている状況がみられる。また、職場のメンタルヘルス対策についても、中長期計画を策定して着実に推進し、また、産業保健総合支援センターの利用について勧奨しているなどの状況もみられる。

【○ 署が効果的な研修会を開催】

中には、署が開催した、職場のパワーハラスメント対策及びメンタルヘルス対

策として実施したメンタルヘルス講話等を内容とする研修会の内容が地元テレビ局で放映されるとともに新聞にも取り上げられ、研修会に参加した事業場から、研修会で使用した資料を社内研修で使用したい旨の申出がなされるなど、職場のパワーハラスメント対策及びメンタルヘルス対策に係る研修会を効果的に推進しているものがみられる。

## 7 労働者の安全と健康確保対策

### (1) 管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害防止対策

各局とも、労働災害防止対策については、局版の第12次労働災害防止推進計画等に基づき、効果的な取組に努めている状況がみられる。

中には、

#### 【○ 実効ある緊急対策の実施】

ア 死傷災害が増加している業種等について、緊急対策として、局長を始め局幹部が自ら十数に上る業界団体、災害防止団体等に対し取組要請を行い、また、マスメディアを通じた周知広報、安全パトロールの実施等に取り組み、特に業界団体等に対する取組要請については、具体的な実施計画や取組結果の報告を求めるなど実効ある取組を行っているもの

#### 【○ 】

イ 

がみられる。

### (2) 業種別労働災害防止対策

#### ア 第三次産業に対する労働災害防止対策

各局とも、飲食店、小売業、社会福祉施設等の事業場に対し、計画的に集団指導、個別指導等を実施している状況がみられる。

【○ 署長が自治体の長の協力を得て小売業における労働災害防止を周知】

中には、署長が、自治体の長を訪問し、その協力を得て、地元の商店街連合組織に対して、小売業における労働災害防止に係るパンフレットを配付し、効果的かつ効率的に周知を行っているものがみられる。

【●

しかしながら、一部の局においては、

適切に対応していない状況がみられる。

イ 陸上貨物運送業に対する労働災害防止対策

多くの局において、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」による対策が講じられるよう集団指導、個別指導等を実施している状況がみられる。

【○ 署、荷主、陸上貨物運送事業者による計画的取組の実践】

中には、署において、荷主を多く含む事業者団体及び陸上貨物運送事業者団体との連絡協議会を立ち上げ、年間安全衛生計画を作成の上、毎年三者合同パトロールを実施し、また、活動結果について同協議会において検討し翌年度の取組内容の向上に努めているものがみられる。

【●

しかしながら、一部の局においては、

がみられる。

ウ 建設業に対する労働災害防止対策

各局とも、管内の労働災害の発生状況等を踏まえ、的確に事業場を選定し、監督指導等を実施するとともに、災害防止に係る緊急要請や安全パトロール等効果的な周知啓発に取り組んでいる状況がみられる。また、建設工事関係者連絡会議を設置するなど、人材不足が深刻となり人材の質の維持や現場管

理に支障を来すことが懸念される状況に対処しながら労働災害防止対策を進めていくことに努めている状況がみられる。

【○ 年少者の就業制限業務に係る積極的な取組の実施】

中には、年少者が足場の組立、解体等の業務を行っていたとして就業制限違反により送致した事件をとらえ、同種の法違反の再発防止について、時機を逸することなく、関係団体に対して署長名で要請するとともに、関係団体との合同による、足場の組立、解体等の現場を対象とした安全パトロールを行い、労働基準関係法令の遵守に対する意識啓発に積極的に取り組んでいるものがみられる。

(3) 災害時監督の確実な実施

多くの局において、必要な業務量を確保しつつ、的確な実施に努めている状況がみられる。

【● [REDACTED]

しかしながら、一部の局においては、①

[REDACTED]  
②

[REDACTED]などの状況がみられる。

(4) 労働衛生に係る監督指導等

ア 化学物質による健康障害防止対策

各局とも、管内状況等を踏まえた中長期計画を策定し推進している状況がみられる。また、監督指導等に必要な知識等の付与については、局監督課と局健康安全主務課が協議を重ね、的確な監督指導等の実施に必要な基礎的知識等を網羅した資料を作成し、若手監督官等を対象とする研修を実施している状況もみられる。

中には、

【○ 対策推進に必要な知識等の付与のための工夫した取組の実施】

(ア) じん肺診査医を講師として、

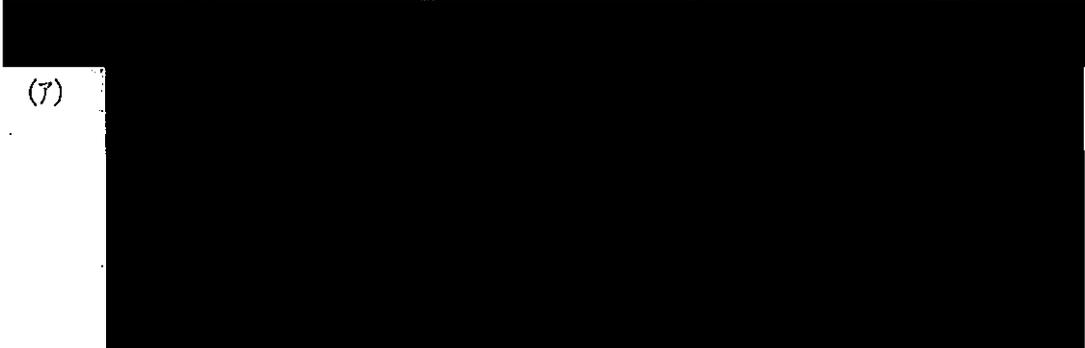
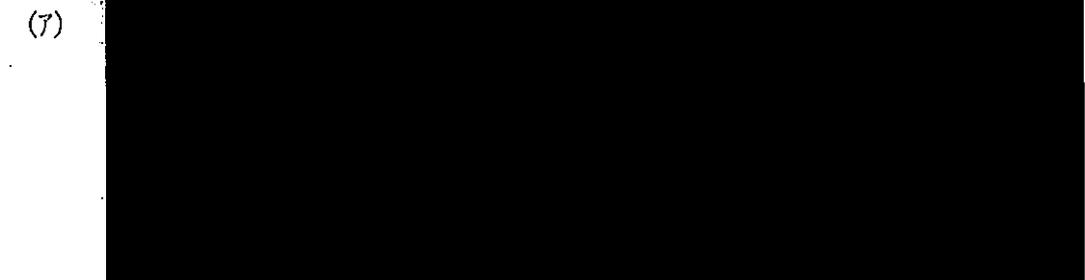
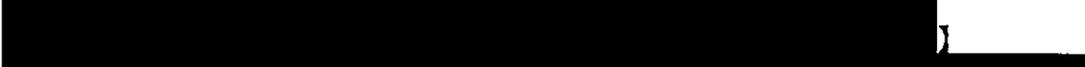
[REDACTED]  
しているもの

(イ) 管内に化学物質取扱事業場が多く、これら事業場に対する監督指導の実績・ノウハウを有する監督官が多く配属された署に、他署の監督官を参集させ、当該署の監督官が行う臨検監督に同行させて、必要な知識・ノウハウの付与に努めているもの  
など効果的に必要な知識等の付与が行われるよう工夫した取組を行っているものがみられる。

【○ SDS（安全データシート）等の交付の徹底】

さらに、化学物質の製造者、流通業者等に対し、通信調査、集団指導等を実施することにより、ラベル表示、SDS（安全データシート）の交付の実施を徹底しているものもみられる。

しかしながら、一部の局においては、

- 【● 】  
(ア) 
  - 【● 】  
(イ) 
  - 【● 】  
(ウ) 
- がみられる。

イ 職業性疾病の予防対策（アの化学物質による健康障害防止対策を除く。）

各局とも、粉じん障害防止対策については、第8次粉じん障害防止総合対策等に基づき推進している状況がみられ、中には、じん肺にかかるおそれがあり呼吸用保護具の使用が必要である粉じん作業に従事していることを現場の労働者に認知させるため、その旨の注意書を記載した表示を局独自に作成し、局ホームページに掲載するとともに、監督指導、集団指導等の機会をとらえ表示の周知を図るなど工夫した取組を行っているものがみられる。

また、石綿による健康障害防止対策については、  
対象事業場を選定し、  
実地調査、個別指導等を実施している状況もみられる。

8 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策（関係局）

(1) 東京電力福島第一原子力発電所に対する監督指導等

監督指導等において、所轄署に対する支援を行う観点から、  
突発的に監督指導等を実施する必要が生じた場合にも迅速な対応が可能となるよう準備している状況がみられる。

また、同原発を始め所轄署管内における復旧・復興工事の労働災害防止のための個別指導、検査等についても、近隣署において本年度は既に10回を超える応援を実施している状況もみられる。

(2) 除染等業務従事者、除染廃棄物等の処分従事者の放射線障害防止対策等

監督指導等において、  
がみられる。

【○ 除染作業現場の効率的な把握及び計画的な監督指導の実施等】

中には、  
市が開催する除染作業受託者を含む除染事業暴力団排除連絡会議等において、事業主等に対し監督

指導等の結果及び労働基準関係法令の内容について説明を行うなど、労働基準関係法令の遵守徹底等を図っているものがみられる。

**(3) 復旧・復興工事における労働災害の防止**

復旧・復興工事における労働災害の防止については、工事の発注状況、災害発生状況等に応じて適時に対応している状況がみられる。

**第3 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況**

**1 監督指導業務の運営状況**

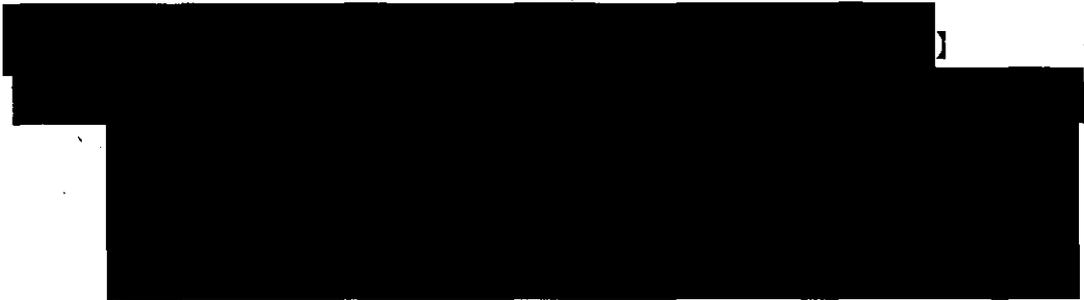
**(1) 監督指導の実施状況**

**ア 事案管理の状況**

総じて各局とも、年間監督計画及び月間計画に基づく着実な監督指導の実施に努めており、個々の監督官においても的確な事案処理に努めるとともに、署管理者においては、監督復命書の決裁時等において、労働基準関係法令等に基づいた適切な処理が行われているかについて確認し、適宜必要な指示を行うなど、事案の適切な管理・指導に努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、

【●



**【● 引継事案である申告事案の完結に向けた引継・管理が不適切】**

(イ) 引継事案となっている申告事案について、申告処理に当たっての具体的な留意点等について引継書に何ら記載がなく、後任者は前任者からその都度確認しながら対応している状況にあり、署管理者においても担当者間の引継事項について確認することなく、その後の進行管理も適切に行っていないもの  
がみられる。

## イ 基礎資料の整備状況

総じて各局とも、36 協定、就業規則等の各種届出時及び監督指導時に入手した事業場に係る情報について、[redacted]に取り組んでいる状況がみられる。

中には、

【○

【○ 基礎資料の整備に向けた管理の徹底】

(1)

[redacted]の入力や記載事項に漏れがないことを確認する「完結チェック表」を作成し、完結した監督復命書の編てつ時に添付させることにより、署管理者は完結チェック表の添付がないもの、又は必要事項の記入がないものについては、担当監督官に返却し、入力漏れ等がないことの確認を行うなど基礎資料の整備に向けた管理を徹底しているもの

がみられる。

【●

しかしながら、少なからぬ局においては、依然として、①

②

などの

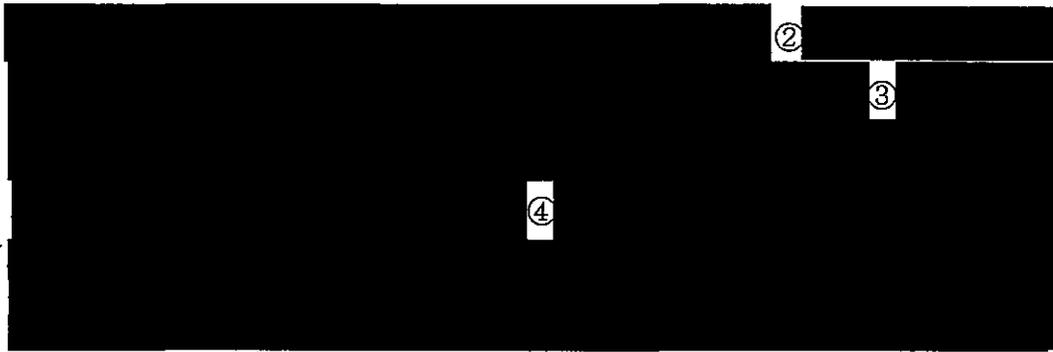
状況がみられる。

## ウ 各種指導等の状況

総じて各局とも、監督権限の公正かつ斉一的な行使に努め、労働基準関係法令、関係通達等に基づき、適切な措置を講じるための必要な対応に努めている状況がみられる。

【●

しかしながら、一部の局においては、①



などの状況がみられる。

#### エ 監督指導に係る文書の管理状況

総じて各局とも、監督復命書等の文書管理方法等を定め、定期的な点検を行うなど、組織的な対応に努めている状況がみられる。

#### 【● 監督復命書等の文書管理が不適切】

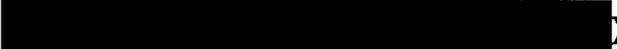
しかしながら、一部の局においては、監督復命書等について、①具体的な管理方法を未だ定めていない、②完結日の属する年度ごとに区分して管理・編てつしていない、③保存期間が異なる行政文書を区分せずに編てつしている、などの状況がみられる。

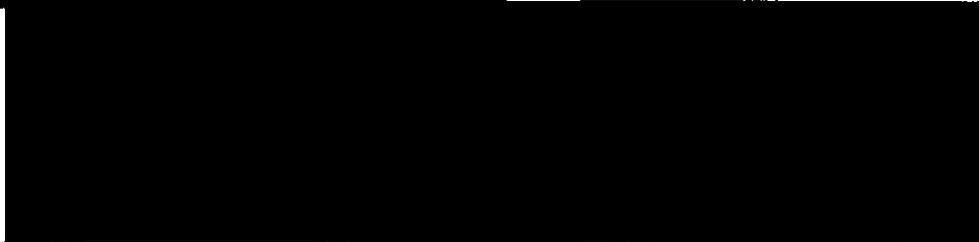
#### (2) 司法処理の実施状況

##### ア 厳正かつ積極的な司法処理の状況

総じて各局とも、対象とすべき重大又は悪質な事案について、積極的に司法処分に付し、必要な場合には捜索・差押え等の強制捜査を行っている状況がみられる。

中には、

【○ 】

(ア) 

【○ 】

(イ) 

【○

】

(ウ)

がみられる。

【● 司法処理に対する姿勢が消極的】

しかしながら、一部の局においては、①

②

③

などの状況がみられる。

イ 迅速処理の状況

総じて各局とも、司法事件の迅速処理に努めている状況がみられ、また、

もみられる。

中には、

【○ 検事に対する労働基準関係法令違反の理解の促進】

- (ア) 労働基準関係法令違反被疑事件を初めて担当する検事が多い状況を踏まえ、検事等を伴い工場視察を実施し、安全衛生管理体制の運用の実態、塗装ブースや玉掛け用具等の実物、産業用ロボットとその周囲における安全装置等についての理解を深めたところ、検事から「法違反の具体的なイメージがつかめ、送致された事件についての的確な裁定ができる」との評価を得ているもの

【○

(イ)

がみられる。

【● 司法事件の長期化に対する必要な対応をせず】

しかしながら、一部の局においては、

がみられる。

2 安全衛生業務の運営状況

各局とも、年間安全衛生計画等に基づく適切な業務運営に努めている状況がみられる。

【○

中には、

がみられる。

【○ 登録製造時等検査機関等の更新手続への対応】

また、同時期に登録の更新時期を迎える多くの登録製造時等検査機関等（以下「検査機関等」という。）に対して、更新手続に係る事前説明会を開催するなどにより、有効期限内に更新手続が円滑に完了している状況もみられる。

【●

しかしながら、一部の局においては、

がみられる。

### 3 実効ある地方労働基準監察監督官制度の運営状況

多くの局において、平成26年2月に発出した「地方労働基準監察監督官制度の運営について」等を踏まえ、監督権限を始めとする各種権限について、労働基準関係法令、関係通達等に基づく適正、公正かつ斉一的な行使の確保に努めており、また、地方監察時はもとより、日ごろから、署の業務運営状況に問題を認められた場合には、署に対し適宜必要な指導・助言を行い、署の業務運営の適切性の確保に努めている状況がみられる。

#### 【● 監察機能が不十分】

しかしながら、一部の局においては、依然として、①過去に同種の指摘を受けている署に対して、繰り返し指摘を行うにとどまり、再発防止のための具体的方策等にまで踏み込んだ地方監察となっていない、②署の改善措置の内容が具体的でない、改善を確認できる資料等が添付されていないなど、改善内容の確認ができない改善報告を受理している、など実効ある地方監察を実施していない状況がみられる。

中には、

#### 【● 口頭指導のため改善されず】

ア

口頭による指導にとどめ文書による指摘を行わなかった結果、改善報告が行われず、改善されないままとなっているもの

#### 【● 指摘文書の発出が翌年度まで遅滞（遅延）】

イ 前年度第3四半期に実施した地方監察について、多くの署について指摘文書の作成及び発出が翌年度4月となっているもの

#### 【● 監察結果が翌年度の監督指導等に活用されず】

ウ 地方監察結果の取りまとめを翌年度に行っているため、翌年度の監督指導計画の策定等に活用できないものとなっているものがみられる。

### 4 労働基準監督官の資質・能力向上に係る取組状況

総じて各局とも、新任監督官に対する実地研修及び実地訓練については、研修実施要綱等に基づき着実な実施に努めており、自局では実施困難な実地研修科目及び実地訓練課程については、近隣局と調整を図るなどにより対応している状況

がみられる。

また、署からの要望を受け、局が新任監督官を対象に実施した研修の翌日に、研修の習熟度を確認するための自己採点方式のテストをメールにより配信し、研修内容の定着に努めるなど工夫した取組を行っている状況もみられる。

中には、

【○ 若手監督官に対する [ ] のための実地研修の実施】

ア 新任監督官及び任官後おおむね7年目までの監督官を中心に、[ ]に係る監督指導を中心に、午前  
は監督指導の具体的な実施方法等について座学形式の講義を行い、午後は先輩監督官が同行して実際に事業場に臨検監督を行うことを内容とする実務研修を実施し、若手監督官の実務能力の向上に積極的に取り組んでいるもの

【○ 任官10年目前後の監督官に対する進行管理能力の付与のための研修の実施】

イ 任官後10年目前後の監督官を対象として、進行管理能力の向上を目的とした研修を計画的に年3回実施し、各回において、中間管理職の役割、司法事件の進行管理及び業務改善の各テーマについて討議を行わせ、地方労働基準監察監督官が調整役として討議を促進することにより、マネジメント能力、意識の向上を図っているもの

がみられる。

#### 第4 効果的な情報発信の取組

各局とも、情報発信の取組については、地元テレビ局や新聞社との良好な関係の構築・維持に努めつつ、積極的に取材を受ける一方、特に紹介したい取組等については、積極的に働きかけを行い、テレビニュースや紙面に取り上げられるなど、効果的な実施に努めている状況がみられる。

中には、

【○ 局長自らの情報発信】

ア 死亡災害が多発している状況にかんがみ、局長自らが地元テレビ局のゴールデンタイムに放映されるニュース番組に出演し労働災害防止に向けての留意点等を訴え、効果的に広く県民の理解を求めているもの

【○ 県のメールサービスを活用した情報発信】

イ 局が、県の総合労働事務所等に働きかけた結果、同事務所等が県内の約2,500

の企業等に対して配信しているメールサービスに、過重労働による健康障害防止対策等労働基準行政の施策に係る記事が掲載されるなど、効果的・効率的に情報発信を行っているもの

【○ 運輸支局長との連携による情報発信（業界紙の活用）】

ウ 局長指示の下、荷主対策の一層の推進を図るため、局長及び地方運輸支局長の連名による労働災害防止及び過労運転防止に係る要請文書を100の荷主団体あて発出するとともに、経営者協会会長に対しては、両局長から直接要請文書を交付したところ、会報誌（会員約1,000社）に掲載され、また、局単独の取組だけでは掲載されにくい運輸関係の業界紙にも掲載されるなど、波及効果を狙った積極的かつ効果的な取組を行っているものがみられる。

1 0 年 保 存

機 密 性 2

[ 画 ] .. 無制限

平成 27 年 2 月 16 日から  
平成 37 年 2 月 15 日まで

基 発 0 2 1 6 第 1 号

平成 27 年 2 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

## 監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成27年度における監督指導業務の運営に当たっては、従来から指示してきた事項に加え、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

## 記

## 1 監督指導業務の運営に当たっての基本的考え方について

## (1) 監督行政を取り巻く環境について

景気は、個人消費等に弱さがみられるものの、緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢についても今後とも改善傾向が続くことが見込まれている。

このような経済・雇用情勢の回復基調の中で、平成 25 年における労働時間等の状況をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者は 474 万人と全労働者の 8.8% を占め、年次有給休暇の取得率も 48.8%にとどまっており、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において 2020 年までの目標とされた「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 割減」や「年次有給休暇取得率 70%」の達成に向けて、積極的な取組が必要な状況にある。

また、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移し、長時間労働及び過重労働等に係る情報や相談は、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）のみならず、「労働基準

関係情報メール窓口」(以下「メール窓口」という。)等にも数多く寄せられている。

さらに、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるとともに、過労死等防止対策推進法(以下「過労死防止法」という。)が平成26年11月1日に施行されるなど、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の強化は喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、昨年9月に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」(以下「削減推進本部」という。)が厚生労働省(以下「省」という。)内に設置され、長時間労働対策等について、省を挙げて取組を進めているところであるが、昨年11月の「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の結果(以下「重点監督結果」という。)をみても、約半数の事業場において違法な時間外・休日労働が認められ、そのうち約3割で1か月当たり100時間を超えるものが認められたところである。

一方、労働災害については、第12次労働災害防止計画(以下「12次防」という。)において、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者数及び休業4日以上死傷者数をともに15%以上減少させること、を目標としている。

しかしながら、平成26年においては、死亡災害及び休業4日以上死傷災害の発生件数がともに前年を上回る結果となり、このままでは12次防の目標の達成が困難な状況にあることから、これまで以上に目標達成に向けた積極的な取組を講じることが必要である。また、事業場におけるストレスチェックの実施、重大な労働災害を繰り返す企業への対応等を内容とする、改正労働安全衛生法の周知及び施行を円滑に図る必要がある。

## (2) 平成27年度における監督行政の重点課題について

以上の状況を踏まえ、平成27年度における労働基準監督行政(以下「監督行政」という。)が全国的に取り組むべき重点課題は、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、②管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止、③局で策定した一般労働条件確保・改善対策及び労働衛生対策に係る各計画の推進とし、これらに係る対策を積極的に推進することにより、労働者の法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図ることとする。

なお、この他の課題についても、局の管内事情を踏まえながら、適切に対応していく必要がある。

また、東日本大震災の被災地域を管轄する局においては、放射性物質の除染業務等及び復旧・復興工事等の現場や寄宿舍における労働災害の防止及び法定労働条件

の履行確保に係る対策についても、引き続き重点課題として取り組むこととする。

## 2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策について

### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導の徹底について

#### ア 過重労働による健康障害防止対策

##### (ア) 計画的な対策の推進

過重労働による健康障害防止対策については、平成26年2月17日付け基発0217第6号「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」に基づき、各局で策定した推進計画（以下「推進計画」という。）において定めたところにより、自主点検、集団指導、監督指導等を実施すること。

なお、

##### (イ) 全数監督の実施

次のa又はbに該当する事業場については、その全数について、監督指導を実施すること。

- a 各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場
- b 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場であって、

(a)

(b)

(c)

(d)

(ウ) 監督指導時における措置

監督指導時における措置は、平成26年4月1日付け基発0401第27号「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について」（以下「措置通達」という。）等に基づき適切に行うこと。

特に、

①

②

③

また、長時間労働は精神障害発病の原因となり得ることから、平成21年3月26日付け基発第0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」等を踏まえ、パンフレット等を活用しメンタルヘルス対策の推進を図ること。

加えて、産業保健総合支援センターの利用についても積極的に勧奨すること。

(エ) 削減推進本部決定を踏まえた平成27年度からの新たな取組について

削減推進本部決定を踏まえ、平成27年度から、①著しい過重労働の実態と労働基準関係法令違反（以下「法違反」という。）が認められた企業の経営トップに対する局長による是正指導の実施、②東京局及び大阪局の労働基準部監督課に過重労働に係る特定の事案に対して指導等を実施する特別チームの設置、③インターネット上の求人情報等の監視による長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に係る情報の収集及び局・署への提供（委託事業）、を実施することとしているので、別途指示するところにより積極的に対応すること。

(オ) 使用者向けパンフレットの活用

長時間にわたる過重な労働に係る送検事例、裁判事例、労災認定事例等をまとめた使用者向けパンフレットを作成し、平成27年度第1四半期に送付するので、監督指導、集団指導等において活用すること。

(カ) 働き方・休み方改善コンサルタントの活用

法違反の是正を確認した事業場であって、長時間労働抑制等への意欲があり、労働時間等の設定改善に向けた支援が必要であるものについては、「働き方・休み方改善コンサルタント」（以下「コンサルタント」という。）の活用を積極的に勧奨すること。

なお、コンサルタントによるコンサルティング、ワークショップ、集団指導等の支援活動については、年間の計画等を策定し、計画的かつ積極的な取組を行うこと。

イ 過労死等防止啓発月間における

過労死防止法において、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月が「過労死等防止啓発月間」と定められたところである。このため、当該月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行うこととし、「過重労働解消キャンペーン(仮称)」を実施する。

については、別途指示するところにより、

(2) 労働時間等の設定の改善について

長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的な取組等を支援していくことが重要であるため、「労働時間等見直しガイドライン」及び平成27年度に新設の予定である特例対象事業場を対象とする「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)(仮称)」等について周知を図ること。また、別途指示するところにより、「年次有給休暇取得促進期間(10月)」及び夏季・年末年始等の時期を捉えた年次有給休暇の取得促進について集中的な広報を実施すること。

(3) 職場のパワーハラスメント対策の推進について

職場のパワーハラスメント対策については、平成24年9月10日付け地発0910第5号・基発0910第3号「職場のパワーハラスメント対策の推進について」に基づき、周知を図ること。特に、別途指示するところにより、平成27年4月に策定する企業内での予防対策等を示した「サポートガイド(仮称)」の周知を図ること。



なお、監督指導時の状況から労働衛生管理が十分に確立されていないなどの専門的支援が必要と考えられる事業場に対しては、リーフレット等を用いて、「産業保健活動総合支援事業」の活用について積極的に勧奨すること。

#### ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 化学物質による健康障害防止対策については、衛生通達に基づき策定した中長期計画の二年度目を迎えることから、

なお、

また、

(イ) 第3四半期に、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質とする労働安全衛生法施行令の改正を予定していることから、監督指導において、当該物質の使用を確認した場合には、リーフレット等を活用して、改正内容の周知等を確実に行うこと。

#### イ 石綿による健康障害防止対策

建築物等の解体時等における石綿ばく露防止対策については、平成17年7月28日付け基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」等に基づき、引き続き監督指導を実施すること。

#### ウ 粉じん障害防止対策

粉じん障害防止対策に係る監督指導については、第8次粉じん障害防止総合対策を踏まえ、安全衛生担当部署と連携の上、管内の遵法水準等の状況を勘案して対象を選定し、効果的に実施すること。

(5) 原子力施設に対する監督指導について

原子力施設に対する監督指導については、平成25年5月17日付け基発0517第7号「原子力施設に対する監督指導等について」に基づき、的確に実施すること。

(6) 改正高圧則の周知等について

減圧表の見直しを主たる内容とする改正高気圧作業安全衛生規則が平成27年4月1日から施行されることから、関係業務を行っている現場等に対して、改正事項についてリーフレット等を活用し、その内容の周知等を行うこと。

(7) 労働安全衛生法の改正について

改正労働安全衛生法が平成26年6月に成立し、改正内容ごとに順次施行していくこととしており、平成27年においては、受動喫煙防止措置の努力義務化、重大な労働災害を繰り返す企業への対応（特別安全衛生改善計画の策定）等が同年6月1日から、ストレスチェック及び面接指導等の実施等が同年12月1日から施行されるので、これらの円滑な施行を期すため、同法の周知を図ること。

なお、特別安全衛生改善計画の策定指示については、

4 東日本大震災に関連する安全衛生及び一般労働条件対策について

(1) 東京電力福島第一原子力発電所に対する監督指導等について

東京電力福島第一原子力発電所に対する監督指導等については、発電所の廃炉に向けた作業が続くことから、引き続き的確に実施すること。

(2) 除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務従事者の放射線障害防止対策等について

除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務従事者の放射線障害防止対策に係る監督指導については、平成26年10月20日付け基発1020第2号「除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進について」等に基づき、引き続き的確に実施すること。

その際、

特に、

(3) 復旧・復興工事における労働災害の防止について

復旧・復興工事については、被災地域の地方自治体が策定する復興計画に基づく工事や除染工事等の本格化に伴い、労働災害の増加が懸念されることから、安全衛生担当部署と連携して、管内の工事の発注状況を逐次把握し、

5 法定労働条件の履行確保等について

(1) 一般労働条件確保・改善対策について

ア 推進計画の進捗状況の把握及び評価等

一般労働条件確保・改善対策については、各局において推進計画を定めて以降の二年度目を迎えることから、初年度の実施状況の把握・分析及び評価を踏まえ、適切に推進すること。

また、本対策の推進に当たっては、推進計画の内容等が労働基準監督官（以下「監督官」という。）が十分理解し、共通認識を持つことにより、的確に取り組むことが肝要である。このため、署管理者が、監督官会議等の機会を活用して、重点対象の選定理由や定着させるべき重点事項等について必要な説明等を行うこと。

イ 時間外労働協定の未届出事業場に対する指導について

重点監督結果をみると、時間外労働協定を所轄署長に届け出ることなく時間外又は休日労働が行われている事業場（以下「時間外労働協定未届出事業場」という。）が、監督実施事業場のうち約2割を占めていることが認められたところである。

時間外労働協定未届出事業場については、

また、

ウ 労働条件相談ダイヤル事業等について

「労働条件相談ダイヤル事業」については、平成27年度も委託事業により実施することを予定しているため、別途指示するところにより、引き続き、情報提供を受けた事業場を管轄する署においては、投書、メール窓口寄せられる情報等

とともに、監督対象事業場の選定等に活用すること。

なお、メール窓口については、平成26年度末をめどに、相談者が入力する項目に過重労働に係る情報を追加する改修を予定していること。

#### エ 労働基準関係法令の周知徹底等について

重点監督結果から、法の不知による法違反が中小零細企業に集中している実態が認められた一方、労働者に対する周知も十分に行き届いているとはいえない状況がみられるところである。このため、労働基準関係法令の周知徹底については、引き続き、推進計画に基づき、積極的に取り組むこと。その際、①労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の周知と利用の促進、②公共職業安定所との連携による求人窓口における労働基準関係法令に関するパンフレット等の配布、③「新規起業事業場就業環境整備事業」の利用勧奨等についても検討すること。

また、学生・生徒に対する労働基準関係法令の周知については、平成27年度に委託事業として「大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー」を実施することとしているので、当該セミナーの周知と参加勧奨を行うとともに、引き続き、教育委員会等に必要な働きかけを行い、講義等に係る要請については、積極的に対応すること。

#### (2) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止について

投書等の各種情報等から賃金不払残業の存在が疑われる事業場に対しては、引き続き監督指導を実施し、労働基準関係法令の遵守のみならず、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（以下「適正把握基準」という。）等を踏まえた取組を行うよう指導を徹底すること。また、リーフレット「賃金不払残業の解消に取り組みましょう」等を活用し、その解消に向けての具体的取組方法を紹介するなどにより、今後の遵法状態の定着に向けた丁寧な指導も併せて行うこと。

なお、

また、

なお、

(3) 申告・相談等への的確な対応について

ア 申告の受理時の対応

申告・相談については、平成6年3月16日付け基発第140号「解雇、賃金不払等に対する対応について」等により、これまでも、労働者の置かれている状況に意を払い、その内容について十分耳を傾け、懇切丁寧な対応を心掛けることについて指示しているところであるが、労働者からの申告・相談において、労働基準監督機関（以下「監督機関」という。）に対して処理を求めている事項が法違反を構成しないことが明白でないにもかかわらず、一律に労働者に対して使用者への請求行為や必要以上の資料提出を要求し、申告を受理しない取扱いを前置している状況が認められたところである。申告の受理については、昭和39年4月20日付け基発秘第5号「監督業務運営要領の改善について」（以下「5号通達」という。）記の第2の3(1)アに基づき、取り扱うこととし、監督機関に対する国民の信頼を揺るがすことのないようにすること。

イ 申告処理における監督権限の厳正な行使

被申告者の所在が不明となり、事案の解決が著しく困難であるとして完結し、未払賃金立替払処理に移行した事案において、認定調査中に被申告者と連絡がついたにもかかわらず、申告処理が完結していることを理由として、申告事項に係る法違反の是正を求めないとする事案が認められたところである。監督機関における申告処理の基本は、被申告者に対して、申告に係る法違反については是正勧告を行い、是正を厳しく迫り、その遵法意識を喚起して自主的に法違反を是正させ、申告者の実質的な権利救済を図るものであることを自覚し、監督権限を厳正に行使すること。

なお、遵法意識に欠ける被申告者に対しては、司法処分も念頭に、毅然とした態度で臨むこと。

(4) 倒産事案等に対する迅速な対応について

各種情報から倒産事案等を把握した場合には、平成15年2月18日付け基監発第0218001号「大型の企業倒産事案に係る賃金の支払等の確保について」等に基づき、速やかに監督指導等を実施して情報収集を図り、法違反の未然防止及び早期解決を指導すること。

また、大量整理解雇等の事案についても啓発指導を行うなど、引き続き必要な対応を行うこと。

(5) 未払賃金立替払の適正な処理について

未払賃金の立替払については、不正受給の防止に配慮しつつ、迅速かつ適正な処理に努めるとともに、未払賃金立替払情報管理システムを使用した事務処理を徹底すること。

また、局においても同情報管理システムを活用して進捗状況を把握するなど、組織的な管理を徹底すること。

6 最低賃金の履行確保に係る監督指導について

最低賃金の履行確保については、

なお、

7 労災かくしについて

労災かくしについては、平成20年3月5日付け基発第0305001号「「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について」等に基づき、安全衛生担当部署及び労災補償担当部署とも連携を図り適切に対応するとともに、事案を把握した場合には、司法処分も念頭に、厳正に対処すること。

8 特定分野における労働条件の確保・改善対策について

(1) 技能実習生等外国人労働者について

技能実習生については、平成22年9月1日付け基監発0901第1号「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導等の実施に当たって留意すべき事項について」等に基づき、引き続き、重点的な監督指導を実施するとともに、出入国管理機関との相互通報制度に該当する事案については、確実に通報すること。

特に、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対しては、平成26年10月3日付け基発1003第1号「強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対

する地方入国管理局との合同監督・調査の実施について」等に基づき、

また、技能実習生等外国人労働者からの申告・相談等に対しては、通訳者等を紹介して解決を求める内容、帰国の時期等を十分に確認の上、迅速に監督指導を実施し、所要の措置を講ずること。

なお、平成27年度から、新たな枠組みで受入れが開始される外国人建設就労者及び外国人造船就労者については、職業安定行政との連携を図りつつ、事業主等に対して労働基準関係法令の周知を行うこと。また、平成27年度第1四半期に、「外国人労働者向け相談ダイヤル（仮称）」を整備することとしているので、別途指示するところにより対応すること。

## (2) 自動車運転者について

ア 自動車運転者は、依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種である。このため、自動車運転者の労働条件確保上の問題があると考えられる事業場を的確に選定し、監督指導を実施すること。

また、「自動車運転者時間管理等指導員」については、年間を通じた計画的かつ積極的な活用を図るとともに、個別訪問による指導・助言の項目に、過重労働による健康障害防止措置に関する事項を加えることとしているので、当該事項を含めた指導・助言等を確実に行わせること。

イ 監督指導、集団指導等の機会において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」について、パンフレット等を活用してこれらの周知を図ること。

ウ タクシー事業者については、平成26年1月24日付け基発0124第1号「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえた累進歩合制度の廃止に係る指導等の徹底について」記の2に基づき、累進歩合制度の廃止について確実に指導すること。

## (3) 障害者である労働者について

障害者である労働者については、平成24年9月24日付け地発0924第3号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行にかかる対応要領について」、同年10月5日付け基発1005第5号「障害者である労働者の労働条件の

確保・改善等について」等に基づき、迅速かつ的確に対応すること。

なお、監督指導においては、最低賃金の減額の特例許可を受けた障害者である労働者が認められた場合には、許可された業務以外の業務に就いていないか、作業の安全衛生等の状況に問題はないかなどについても確認し、労働基準関係法令上の問題を把握したときには、所要の措置を講ずること。

(4) 有期契約労働者について

有期契約労働者については、監督指導において、有期労働契約の更新の有無及び更新の判断基準並びに労働基準法第14条第2項に基づく「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について確認し、問題が認められた場合には所要の措置を講ずること。

また、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第5条の特例を定める省令が平成27年4月1日から施行され、労働基準法第15条第1項に基づき書面により明示しなければならない事項が追加されたことから、施行後に締結された有期労働契約については、監督指導において、必要な点検及び確認を行い、法違反に対しては所要の措置を講ずること。

(5) 介護労働者について

介護労働者については、平成21年4月1日付け基監発第0401001号「当面の介護労働者の労働条件の確保・改善対策における監督指導等について」等に基づき、介護保険事業の許可権限等を有している都道府県、地方自治法に規定する指定都市、中核市又は市区町村と連携の上、対象事業場を的確に把握し、監督指導等を実施すること。

また、監督指導等においては、「職場における腰痛予防対策指針」及び転倒災害防止対策に係るパンフレット等を活用して、その内容について周知を図ること。

なお、平成27年度から新たに委託事業として、介護労働者の労働条件の確保等を図ることを目的とする「介護事業場就労環境整備事業」を実施することとしているので、別途指示するところにより対応すること。

(6) 派遣労働者について

派遣労働者については、平成21年3月31日付け基発第0331010号「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」等に基づき、管内状況を的確に把握し、必要な監督指導等を実施すること。

## 9 年間監督計画の策定について

年間監督計画の策定に当たっては、5号通達等に基づき、引き続き、必要な庁外活動業務量の確保に努めること。

なお、年間監督計画の策定に係る局の指導調整については、局が開催する調整会議において、5号通達 [redacted] に関し署に説明を求め、その根拠を基礎資料等から具体的に確認することにより、年間監督計画案の適否を判断すること。

また、調整会議後に再提出された年間監督計画案については、指導調整における指示に従い修正等が行われているかなどについて確実に確認すること。

## 10 監督指導業務の運営について

### (1) 実効ある監督指導の実施について

重点監督結果において、法違反については是正勧告を行っているものの、適正把握基準の遵守や時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討させること等について指導を行っていない状況がみられたところである。

重点事項に係る問題が解消されるためには、これらの指導事項についても、問題の改善に向けて指導を確実に実施することが必要であり、 [redacted]

また、署管理者は、復命書等の決裁時において、復命書の参考事項・意見欄の記載等から法令・通達等に基づいた適切な指導が行われているかを確認し、必要に応じて監督官に対して、適宜具体的な指導・助言を行うこと。

### (2) 監督指導等により把握した個別事業場の法違反の公表について

司法処分を行った事案の公表において、取材対応の過程で、被疑者の供述内容等まで言及するなど、適切さを欠く事案がみられたところである。監督機関が把握した個別事業場の法違反の状況が無原則に公表した場合、個人や企業の権利、利益を害することのみにとどまらず、監督指導等に対して企業が非協力になるなどにより、監督権限の適正な行使を阻害し、ひいては適正な労働条件の確保等による労働者の保護という監督行政の目的が達成できなくなるものである。

このため、監督機関の監督指導等により把握した個別事業場の法違反の公表については、平成24年2月8日付け基発0208第3号「労働基準監督機関が監督指導等

の権限の行使により把握した法令違反等の事案の公表について」(以下「公表通達」という。)等に基づき対応すること。

(3) 事案の迅速処理と早期完結に向けた的確な管理等について

申告、災害調査、司法、未払賃金立替払業務等に係る事案処理が長期化した場合、一つの事案に対して一定の業務量を継続的に投入することとなり、これが年間監督計画の完遂により解決しようとする多くの行政課題の解決に影響を及ぼしかねず、ひいては、管内における行政課題の解消を困難とするおそれ等も生じさせるものとなる。

このため、署管理者は、各監督官に単に各事案を迅速に処理するよう、指示することにとどまることなく、事案処理において、隘路となっている事項の把握に努め、問題が認められた場合には具体的な解決策を示すなどにより、事案の迅速処理はもとより、早期完結に向けた的確な管理を行うこと。

また、地方労働基準監察監督官は、地方労働基準監察(以下「地方監察」という。)時のみならず、日頃から、署の業務運営状況の把握に努め、事案の迅速処理等について、適宜、署に対して指導・助言を行うこと。

11 企業単位監督について

企業単位監督については、平成23年3月11日付け基発0311第3号「新たな監督指導手法の実施について」記の2に基づき、実施してきたところであるが、今般、

12 司法処理について

(1) 積極的な司法処理

司法処分については、その必要性が認められた場合に捜索・差押等の強制捜査を積極的に実施し、証拠の収集を図った上で一定期間捜査主任官を捜査に集中的に従事させるなど、迅速処理に努めている事案がみられる一方で、常習的に法違反を繰り返す事業場に対して是正勧告するにとどめるなど、積極的に司法処分に付すると姿勢に欠けるものもみられるところである。

このため、

悪質な事案については、積極的に司法処分に付すること。

## (2) 検察庁との意思疎通の促進

捜査の円滑化のためには、検察庁から捜査方針等について適切な時期に的確な指示を受けることが肝要であるが、これを可能ならしめるためには、日頃から局署と検察庁との間の意思疎通が円滑となるよう、その環境作りに意を払う必要がある。

このため、局幹部は、自らが検察庁と意見交換を行う場を設けるなどにより、積極的に検察庁との意思疎通の促進を図ること。

## 13 効果的な情報発信について

監督行政における活動内容の情報発信は、行政に対する理解と信頼を深め、労働基準関係法令の周知・啓発や法令遵守の必要性に対する労使の認識の形成につながるものであるが、これに加え、国民から寄せられる期待に対して、監督行政がどのように応えているのかを具体的に示す機会でもある。

このため、監督指導結果等の活動内容の情報発信において、法違反の態様や指導内容等を示す事案を含める場合に、監督官の指導の結果として、どの程度の改善が図られたかを具体的に示す工夫を行うなど、監督行政が果たしている役割・成果についても積極的な広報に努めること。

なお、その際には、公表通達も踏まえつつ、必要に応じ、署単位ではなく局単位や複数局の合同により広報を行うなどにより、個別の事業場が特定されないよう事案の一般化を図ることも検討すること。

## 14 実効ある地方労働基準監察監督官制度の運営について

地方労働基準監察監督官制度については、平成26年2月17日付け基発0217第1号「地方労働基準監察監督官制度の運営について」等に基づき、厳正かつ効果的な運営を図ること。

特に、署からの改善報告においては、その内容が、署が講じることとしている措置が問題点の確実な解消と同種事案の再発防止のために適切なものであるか、必要な疎明資料が添付されているかを精査し、これが十全を欠く場合には再提出を指示すること。

また、地方監察で指摘した事項のうち、全署に関係する事項と判断したものについては、指摘の対象とならなかった署も含め、同種の問題点の有無について速やかに点

検させ、必要な改善を図らせること。

## 15 監督官の資質・能力の向上について

### (1) 新任監督官の实地研修及び实地訓練について

平成27年度の新任監督官に対する实地研修は、その後の中央研修の前提となるものであるため、中央研修開講までに原則としてその教科の全てを修了させること。

また、实地訓練については、統括訓練指導教官等は、实地訓練の途中又は修了前後に、自らが新任監督官を定期監督等に同行させることにより、その技能の習得状況について確認し、必要に応じて追加の实地訓練を実施すること。

### (2) 若手監督官に対する監督指導の技術・知識の付与等について

若手監督官は、将来の監督行政の中核を担うこととなる人材であり、監督指導に必要な技術・知識を確実に習得させる必要がある。このため、若手監督官に経験が不足していると考えられる分野の監督対象事業場を割り振るなどにより幅広い経験を積ませること。

特に、任官2年目の監督官については、チーム監督を積極的に活用して、監督指導に必要な技術・知識を早期に習得させることに配慮すること。

なお、任官後3年目までの監督官に対しては、引き続き、できる限り早期に司法処理及び未払賃金立替払処理を経験させ、とりわけ、司法処理については、1局目の3年間のうちに賃金不払関係及び安全衛生関係の事案を少なくとも1件ずつは経験させること。

### (3)

## 16 労働契約法等の周知について

労働契約法については、中小事業主に対する監督指導等の機会を捉え、リーフレットや無期転換に関する取組事例集を活用するなどにより、周知を図ること。

また、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法が平成27年4月1日に施行されるので、別途送付するパンフレットにより、同法の内容について周知を図ること。

## 17 労働基準法の改正等について

今通常国会においては、労働基準法等の一部を改正する法律案を提出することを目指しているところである。当該法案が国会に提出され成立した場合、これらの円滑な施行を期すため、別途指示するところにより周知徹底等を図ること。

また、職業安定行政において、労働関係法令違反の求人者からの求人を不受理とする内容を含んだ「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（仮称）」を提出することを目指しているところであり、当該法案が国会に提出され、成立した場合、別途指示するところにより、職業安定行政と一層の連携を図ること。

平成 27 年度 職場のパワーハラスメント対策に係る事業スケジュール (案)

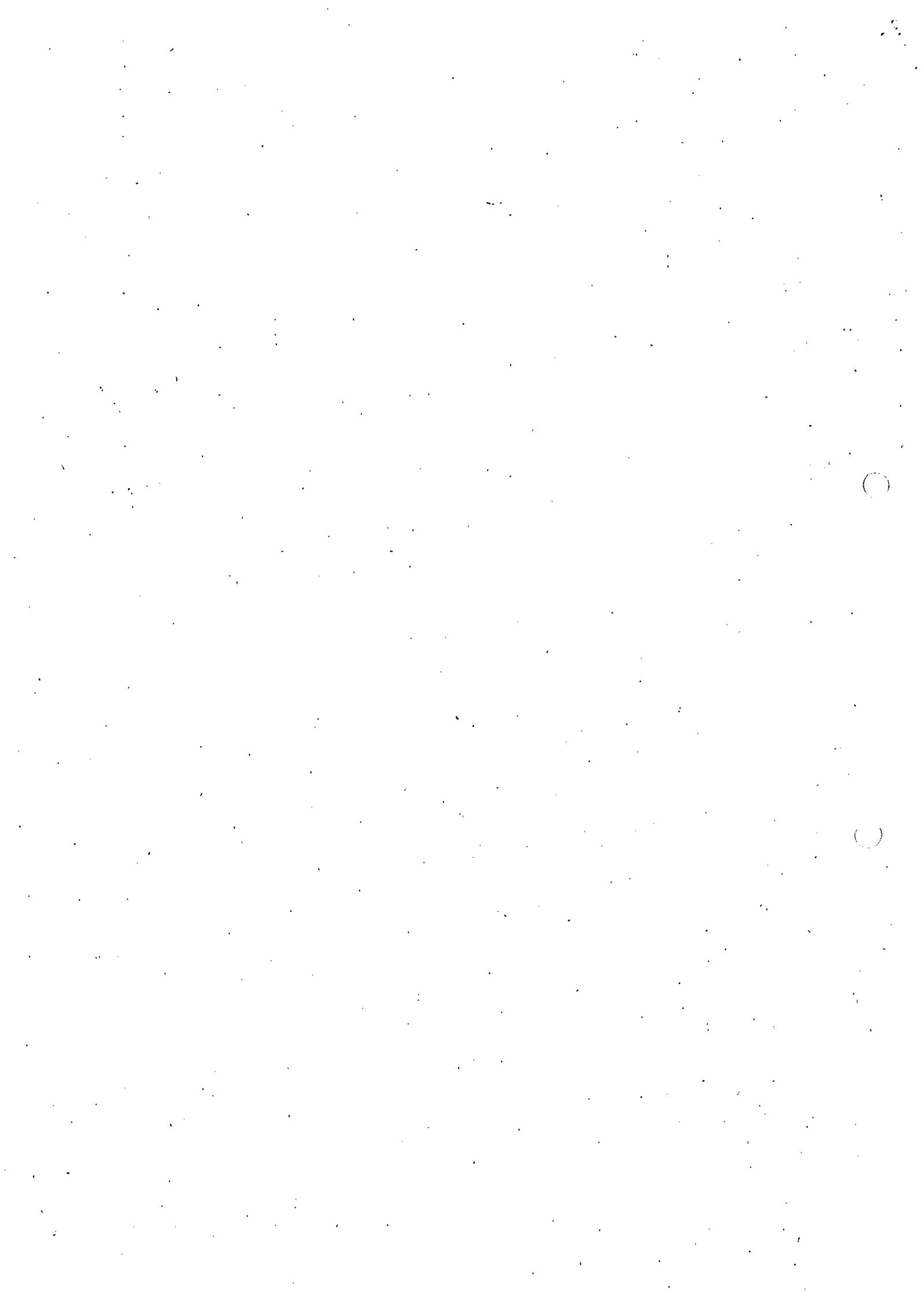
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
周知・広報	4月末 リーフレット配布	5月末 ポスター 配布							・リーフレット配布 *新デザイン ・駅貼り広告 ・雑誌広告の掲載			
	「あかるい職場応援団」の充実、スマートフォン対応サイトの構築 *改修完了											
	ツイッターアカウントの開設、随時情報発信											
サポートガイドの周知・普及	★第1弾 4月初旬 HPにて公表 ★第2弾 4月末 全国へ配布			★第3弾 全国で、企業人事担当者を対象に、サポートガイドの使用方法を中心とした パワハラ対策セミナーを開催								
サポートガイドを用いた好事例集の作成	対象事業場の 選定 (50社程度を想定)	企業におけるサポートガイドを用いた取組の実施							結果取りまとめ、 HPコンテンツ案作成		好事例集 HPへの 掲載完了	
モデル事業を通じたサポートガイド「解決編」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労使、専門家による検討会「研究委員会」の設置</li> <li>・第1回会合開催</li> </ul>											
	対象事業場の選定 *「解決編」の充実のため、コンサルによる個別支援を希望する20社											
	対象事業場の選定 *対策の定着に向けた中長期的・年間を通じたスケジュールを検討するため、昨年度から引き続き支援を希望する10社											
~モデル事業の実施~												
結果のフィードバック												

# 全国健康安全主務課長会議

## 机上配付資料

平成27年2月19日（木）

労働基準局安全衛生部計画課



# 目次

- 1 安全衛生業務の推進について（平成27年2月19日付け基安発0219第1号）・・・・・・・・・・P1
- 2 特別安全衛生改善計画制度運用イメージ・・・・・・・・・・P26



都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

### 安全衛生業務の推進について

平成27年度における安全衛生業務の推進に当たっては、従来から指示してきた事項に加え、特に下記に留意の上、適正な業務の推進に当たられたい。

#### 記

#### 1 基本的な考え方等

##### (1) 平成26年の労働災害の動向と直近の行政課題

ア 労働災害の発生状況については、平成26年上半期（6月末現在速報値）時点で、死亡災害、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）が前年同期比でそれぞれ19.4%増、3.6%増となった。このため、昨年8月に業界団体に対する緊急要請を行い、労働災害の増加に一定の歯止めがかかったものの、平成26年の死亡者数は1,004人（前年同期比1.7%増：平成27年1月末時点速報値）、休業4日以上之死傷者数は113,972人（同1.0%増：平成27年1月末時点速報値）と、前年を上回る結果となった。

また、重大災害の発生件数については、全産業において265件（同40.2%増：平成27年1月末時点速報値）と、前年を大きく上回る結果となった。

イ 第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）では、平成29年時点で労働災害発生件数を平成24年実績よりも15%以上減少させることを目標としているが、2年経過時点で死亡災害が4.0%の減少、死傷災害が0.4%の減少に留まり、目標達成が困難な状況となっている。

これらのことから、12次防の中間年である平成27年度は、推進計画の進捗を確認し、必要な見直しを行った上で、目標の達成に向けて危機感を持ち、労働災害防止に重点的に取り組む必要がある。

ウ 一方、労働者の健康をめぐる状況については、例えば、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者が半数を超えており（平成25年労働安全衛生調査より）、精神障害を原因とする労災認定件数が依然として高水準で推移している等、労働者のメンタルヘルス対策の重要性は引き続き高いと言える。

また、近年の我が国における過労死等が大きな社会問題となっていること等を受け、

昨年6月に過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）が公布され、11月から施行された。

さらに昨年9月には、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたことや、過労死等防止対策推進法の成立を受けて、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、当該本部の下に、過重労働等撲滅チーム、働き方改革・休暇取得促進チーム等が置かれたほか、都道府県労働局（以下「局」という。）にも「働き方改革推進本部」が設置され、これらの対策に取り組んでいるところである。

こうした背景を踏まえ、引き続き過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策に積極的に取り組んでいく必要がある。

エ 東日本大震災からの復旧・復興作業については、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の廃炉に向けた作業をはじめとした、復旧・復興工事に従事する労働者の放射線障害防止対策、重機災害や墜落・転落災害防止対策を徹底する必要がある。

特に東電福島第一原発構内における死亡災害等、重篤な災害が増加傾向にあることに留意する必要がある。

また、東電福島第一原発における緊急作業に従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）に対する長期的健康管理についても、引き続き、実施していく必要がある。

## （2）平成27年度における労働災害防止対策の推進の方向性と単年目標

平成27年度は、12次防の計画期間の中間年に当たるが、平成25、26年の労働災害発生状況を鑑みると、目標達成が困難な状況となっていることを受け、昨年12月の臨時全国労働基準部長会議でも指示した「労働災害防止に向けた平成27年の取組」を念頭に置いた労働災害防止対策を重点としつつ、改正された労働安全衛生法（以下「改正法」という。）の施行に向けた準備を進めるとともに、引き続き、12次防の重点対策等を中心に取り組むこととする。

これらを踏まえ、平成27年の全国目標は、12次防の目標達成に向け、平成27年から平成29年までの3年間で計画的に労働災害を減少させるという視点に立って、数値目標を設定することとし、平成24年と比較した平成26年末の減少率から平成29年までの削減目標を再計算し、死亡災害件数について対前年比で3.8%減、死傷災害件数について対前年比で4.9%減とする。

また、各局の12次防の数値目標達成に向け、管内の各労働基準監督署（以下「署」という。）の状況把握をはじめ、管内の労働災害の発生状況を随時把握・分析し、進行管理を的確に行うこと。併せて、平成27年度第4四半期初旬には、管内の労働災害の発生状況等と数値目標とを分析・評価し、その結果を12次防後半の取組に反映すること。なお、各局の計画の進捗状況については、別途報告を求めることとしていること。

## （3）労働安全衛生法の改正について

昨年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）については、昨年12月1日以降、内容ごとに順次施行されているところである。

平成27年度においては、重大な労働災害を繰り返す企業への対応（特別安全衛生改善計

画制度)、受動喫煙防止対策の充実、外国立地検査・検定機関登録制度が6月1日に、ストレスチェック制度の創設が12月1日に施行されることになっており、さらに平成28年6月までに、化学物質に係るリスクアセスメントの実施義務化が施行される予定であることから、円滑な施行を期すため、改正内容に係る周知徹底を図る必要がある。

各局においては、改正法の円滑な施行のためには、改正内容の周知徹底等、早めの準備が重要であることに留意し、本省からの情報提供等を踏まえ、時機を逸することなく適切に対応すること。

特に本年6月1日に施行されるものについては、年度明け以降、施行までの期間が短いことに留意すること。

## 2 年間安全衛生業務計画の策定等について

平成27年度の行政運営に当たっては、局の管内の状況等を勘案しつつ、行政資源の投入を最適化する観点から、3に掲げる事項について、以下の(1)から(4)までにより、重点とすべき項目を選択し、優先順位付けを的確に行うこと等により、局署で年間安全衛生業務計画(以下「年間計画」という。)を策定し、実施すること。

### (1) 災害動向等の分析及び行政課題の把握による重点対象の設定について

各局においては、管内の労働災害の発生状況について、その傾向やこれまでの取組効果等を十分に分析した上で、12次防の目標達成に資するという観点も踏まえ、3の項目から重点とすべき項目を選択する等により、局の重点対象を設定すること。

ただし、3(1)の業種横断的な取組については、災害発生状況等に関して、全国共通の傾向が見られることから、必須の重点対象として設定すること。

### (2) 平成27年の目標値について

各局においては、死傷災害件数について、各局の労働災害防止に関する5か年計画(以下「推進計画」という。)で定める目標の達成に向けて、年間の具体的な目標値を設定すること。特に平成26年の目標が未達成の局は、1(2)の全国目標も勘案しつつ、推進計画の期間である5か年での目標を達成することができるよう、適切な目標設定に留意すること。

死亡災害件数など推進計画で定めるその他の各目標については、各局の実情に応じて設定すること。

### (3) 年間計画の策定及び実施に当たっての留意事項について

年間計画の策定に当たっては、局として、監督担当部署と一体となった取組方針を定めることとし、当該方針に基づいて、監督担当部署と共同で検討を行い、指導等の対象、実施時期、指導手法等について十分な調整を行うこと。

また、集団指導、個別指導、通信調査(自主点検を含む)、労働基準行政が主体となる説明会での説明、労働基準行政以外が主体となる説明会での説明等、様々な行政手法があるが、例えば、個別指導については、投入できる業務量には限りがあることから、対象の絞り込みのために、通信調査や集団指導等を前置して行う等、これらの手法を的確に組み合わせることで、局署の主体的能力の範囲内で行政効果を大きくすることができるよう留意しつつ、計画を策定すること。なお、前年度までの計画において未消化の対象事業場への

対応方針を検討した上で年間計画を策定すること。

さらに局内の年間計画の調整に当たっては、①局での担当者ごとに指導方針が異ならないよう、局の健康安全主務課において組織的な検討の上、調整を行うこと、②局内で署とともに行う調整会議終了後、当該調整会議での指示どおり修正されているかを十分に確認すること等に特に留意すること。

#### (4) 東日本大震災に関する業務の考え方

東日本大震災関係業務を有する局においては、特に最近、東電福島第一原発構内における労働災害が増加していること等を勘案し、それらの業務に対する業務量を確保しつつ、上記方針に可能な限り留意し、年間計画の策定及び実施に努めること。

### 3 重点対象における留意事項

#### (1) 業種横断的な重点対象における留意事項

昨年12月の臨時全国労働基準部長会議でも指示したとおり、平成27年においては、以下のとおり業種横断的な労働災害防止対策として、転倒災害防止対策、交通労働災害防止対策及び非正規労働者等の労働災害防止対策に取り組むとともに、(2)から(5)に示した業種別の労働災害防止対策についても、管内の状況を踏まえ対応すること。

##### ア 転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト2015」）

転倒災害は、これまで労働災害防止対策の重点対象とはしてこなかったところであるが、現在では死傷災害の中で最も多く発生している災害である。

また、小売業等の第三次産業において発生割合が高く、特に、高年齢労働者は、身体強度や運動機能が低下することから、転倒しやすく、わずかなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向があり、転倒災害の被災者に占める高年齢労働者の割合も高いという特徴もある。

このため、平成27年度は転倒災害を死傷災害の減少に向けた業種横断的な重点課題に掲げ、労働災害防止団体との密接な連携により「STOP！転倒災害プロジェクト2015」として推進するので、特に小売業、社会福祉施設、飲食店に対する指導に際しては、こうした特徴にも留意し、転倒災害防止対策に焦点を絞った4S活動やKY活動の推進など、事業者が着手しやすい切り口から順次パンフレットを活用しながら指導を進めること。

なお、指導に当たっては、単に資料等を手交するだけでなく、業種ごとに身近に想定されうる災害の事例を提供することや、業種ごとの災害統計を客観的なデータで示す等、各事業場が取組を進めやすくなるよう配慮すること。

##### イ 交通労働災害防止対策

交通事故による死亡災害は、陸上貨物運送事業、小売業（特に新聞販売業）で多く発生していることから、交通労働災害防止を死亡災害の撲滅に向けた業種横断的な重点課題として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号。以下「交通ガイドライン」という。）に基づく対策の実施について、周知徹底を図ること。

具体的には、春の交通安全運動期間中に、事業者が参集する機会を捉え、交通労働災害防止の周知を行うこと。さらに、6月の全国安全週間準備月間中に局署が実施する説

明会等に近隣の警察署からの説明の機会を設ける等、連携を図ること。

業種別では、陸上貨物運送事業においては、交通労働災害防止連絡協議会等を活用した関係行政機関との連携や陸上貨物運送事業労働災害防止協会、管内の陸運関係団体との連携により、交通ガイドラインの周知を行い、交通事故防止の意識啓発等を図ること。特に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施するパトロール等を局署の必要に応じて活用するなど、効率的に実施すること。

また、平成26年における陸上貨物運送事業の交通事故による死亡事故は高速道路を運転中のものが半数近くを占めており、さらにその中でも特に、深夜の2時から5時までに発生したものが半数を占めることから、事業者への指導に当たってはこうした点に留意すること。

交通事故による死亡災害の約2割を占める新聞販売業については、関係業界団体（（一社）日本新聞協会、（公社）日本新聞販売協会）が実施する会合等に可能な限り参画するなど連携しつつ、安全推進者等の配置による安全活動の活性化を促し、交通事故防止の意識啓発を図ること。

建設業については、事業所から現場に向かう際又は現場から事業所に戻る際の交通労働災害が多く発生していることから、交通ガイドラインに基づき、運転する労働者の疲労を軽減する措置の実施等を指導すること。

#### ウ 非正規労働者等の労働災害防止対策

就業形態の多様化等により、非正規労働者の割合が高くなっている中、業務経験期間の短さ等から、相対的に労働災害に被災しやすいと考えられる非正規労働者の労働災害防止についても、死傷災害減少に向けた業種横断的な重点課題として取り組むこととし、集団指導、個別指導等あらゆる機会を捉え、①非正規労働者に対する雇入れ時等の教育の徹底・内容の充実、②非正規労働者を含めた安全活動の活性化を重点として周知・指導を行うこと。

特に、非正規労働者の割合が多い小売業及び飲食店については、関係行政機関、業界団体等の協力を得てリーフレットの配布等による周知・指導を行うこと。

また、派遣労働者については、派遣元への指導に当たっては雇入れ時、作業内容変更時の教育の徹底を、派遣先への指導に当たっては、安全衛生教育のカリキュラムの作成支援等の派遣元への協力等を重点に必要な指導を行うこと。さらに、派遣元への指導に当たっては、派遣元事業者の許可、届出等の機会を捉え、リーフレットを活用して労働災害防止対策の実施の重要性の周知など、職業安定部署との連携に配慮して取り組むこと。

さらに、外国人技能実習生を雇用する事業場を指導等するに当たっては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育の実施等について周知・指導すること。

## (2) 製造業

### ア はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

中でも、平成 25 年 10 月に省令改正を行った食品加工用機械については、依然として機械の種類別（小分類）で最も災害発生件数が多いことから、

また、上記以外での死傷災害については、局署管内の災害の傾向を分析しつつ、その結果を踏まえた集団指導等を行うことにより、効率的な労働災害防止対策を推進すること。

個別指導を実施する際は、機械の本質安全化を促進するため、別途配布するリーフレット等を活用して、災害が発生した機械について適切なリスク低減措置が図られるよう指導を行うこと。

また、製造段階におけるメーカー等の取組（リスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知）の徹底を図るため、災害調査、災害時監督又は個別指導の対象となる機械等の製造者等に対して、必要に応じて、「機械の包括的な安全基準に関する指針」及び「機械譲渡者が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」の周知を行うこと。

### イ 荷役作業を伴う製造業における災害防止対策

反復定例的に荷役作業が行われる事業場については、集団指導や個別指導等の機会を捉えて、荷役作業場所の確認や、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。）に基づく荷主等としての対策の必要性を説明し、普及徹底すること。

### ウ 爆発火災災害防止対策

「爆発火災災害防止対策の推進に関する基本方針について」（平成 26 年 6 月 30 日付け基発 0630 第 1 号）及び「爆発火災災害防止対策の推進に当たって留意すべき事項につい



(ウ) 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において足場の設置が困難な場合には、引き続き、本省作成テキストの活用等により、安全帯の適切な取付設備を設置し、安全帯の使用を徹底するよう指導すること。特に、足場の設置が困難な屋根上での改修等の作業では、安全帯の取付設備の位置が低いため、墜落時の衝撃が大きくなることから、ショックアブソーバ付きハーネス型安全帯の使用を勧奨すること。

#### ウ 建設工事関係者連絡会議の運営

建設工事関係者連絡会議の運営に当たっては、「建設工事関係者連絡会議の設置について」(平成26年4月11日付け基安発0411第1号)で指示したところにより、引き続き、安全衛生に配慮した発注の促進、工期の平準化、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロールの実施、新規参入者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育)等の促進を協議し、実行すること。

なお、建設業の職長等の指導力を向上させるため、平成27年度も、委託事業により、建設業の職長等を対象に指導力向上教育研修会(全国114回)を開催する予定であるので、本連絡会議において、同事業の周知についても協力を要請すること。

#### エ 建設工事における安全衛生経費の確保対策

建設工事における安全衛生経費の確保については、平成26年10月に国土交通省が改訂した「建設業法令遵守ガイドライン」の内容も踏まえ、今後作成予定である発注者、建設業団体への要請事項をとりまとめたリーフレット等を活用し、要請を行うとともに、関係する事業者に対するあらゆる指導の機会に要請事項の周知を図ること。

#### オ ずい道等建設工事における災害防止対策

平成24年2月に岡山県倉敷市で発生した海底シールド工事における崩落水没災害に関して、同年8月に水底下のシールドトンネル施工についての留意事項を示しているところであるが、災害原因等を踏まえた再発防止対策を検討することとしているので、別途指示するところにより対応すること。

また、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正する方向で検討しており、その周知については別途指示する予定であること。

なお、ずい等建設工事のうち一部の作業については電動ファン付き呼吸用保護具の使用が義務付けられているところであるが、改正法により、平成26年12月1日から電動ファン付き呼吸用保護具が譲渡制限・型式検定の対象となったことから、当該施行日以降に製造・輸入されたものについては、型式検定に合格したものでなければ使用できない旨、集団指導、個別指導等、機会を捉えて周知すること。

#### カ 一酸化炭素中毒の防止対策

換気が不十分な場所で内燃機関を有する機材等を使用していたことにより、一酸化炭素中毒が発生している事例が散見されることから、建設業における集団指導等の機会を活用し、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平成10年6月1日付け基発第329号)等による一酸化炭素中毒の予防について注意喚起を行うこと。

### (4) 陸上貨物運送事業

#### ア 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策について

平成 26 年 8 月に実施した自主点検の結果、荷役ガイドラインの認知率が依然として低いことから、陸上貨物運送事業者に対し、引き続き荷役ガイドラインの周知・指導を行うこと。その際、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施する集団指導の場等を必要に応じて活用するなど、効率的に実施すること。

特に、墜落・転落災害については、昨年の緊急対策で重点的に取り組んだにもかかわらず、依然として災害が多数発生しており、また、実際に発生した死亡災害の多くで、被災労働者が保護帽を着用していなかったことが判明していることから、指導に当たっては、保護帽の着用等荷役ガイドラインで示す労働災害防止措置に特に留意すること。

#### イ 荷主等への要請等について

荷主等に対しては、「陸上貨物運送事業の荷役災害における安全衛生確保の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」（平成 25 年 3 月 25 日付け基安安発第 1 号）に基づき、関係行政機関と連携し、労働災害発生場所の荷主等に対する要請等を行うこと。

また、製造業や小売業等の事業場に対する周知指導を行う等、荷役作業が発生する業種においては、陸上貨物運送事業に限らず、荷役作業における労働災害防止の推進に配慮すること。

#### ウ 委託事業の活用について

平成 27 年度は、委託事業（「陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害等防止対策推進事業」）により、荷主等を対象に荷役ガイドラインに関する講習会や専門家による個別コンサルティングを実施する予定であるので、

### (5) 小売業、社会福祉施設、飲食店

#### ア 小売業、社会福祉施設、飲食店への指導等について

12 次防で重点業種としている小売業、社会福祉施設、飲食店に対しては、引き続き、「第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（平成 23 年 7 月 14 日付け基安安発 0714 第 2 号。以下「三次産業通達」という。）に基づき集団指導、個別指導等を実施すること。

特に、三次産業通達において、優先対象とされている事業場（小売業、社会福祉施設にあっては 50 人以上、飲食店にあっては 30 人以上の事業場）の労働災害には、依然として減少が見られないことから、

指導に際しては、リーフレット等を活用し、①雇入れ時教育等安全衛生教育の実施、内容の充実、②職場における安全衛生活動の活性化、③これらを実効あるものとするための「労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号の業種の事業場における安全担当者の配置等に係るガイドライン」（平成 26 年 3 月 28 日付け基安安発 0328 第 6 号）に基づく安全担当者の配置の促進を重点として取り組むこと。その際、(1) アでも示しているが、小売業、社会福祉施設、飲食店に共通して多く発生している転倒災害の防止を重点に、安全衛生教育・安全活動の実施、定着を図ること。

このほか、例えば労働者死傷病報告の提出時など事業者と接する機会を捉え、リーフレット等を活用した必要な指導等を行うこと。

#### イ 関係行政機関等との連携等について

局内の連携はもとより、関係行政機関、業界団体と連携し、労働災害発生状況や災害事例を交えた効率的・効果的な周知を通じて、多くの事業者が労働災害防止に関する情報に接する機会を増やすこと。

また、これらの業種における業界団体への安全衛生対策の働きかけ、協働の実施、個別指導や集団指導の実施に当たっては、監督担当部署とも十分に連携すること。

#### ウ 委託事業等の活用について

小売業、社会福祉施設、飲食店に対する集団指導や個別指導の実施に当たっては、中央労働災害防止協会の補助事業である「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を局署が行う指導等との役割分担の上、有効に活用すること。さらに、平成 27 年度は委託事業（「第三次産業労働災害防止対策支援事業」）において、専門家による個別コンサルティング（平成 27 年度は社会福祉施設と飲食店を対象）を実施する予定である。

#### エ 業種ごとの留意点について

上記のほか、次の（ア）から（ウ）までのとおり、業種の特性等に応じて取り組むこと。

##### （ア）小売業

等、効率的かつ効果的な業務の実施に配慮すること。

なお、本省においては、局署等における多店舗展開企業本社等に対する指導事例の収集・提供や、局の求めに応じて、局間をまたがる多店舗展開企業本社等の死傷災害発生状況の提供を予定しているので、多店舗展開企業本社等への指導に当たっては、これらが必要に応じ活用されたい。

また、大規模商業施設等の事業場においては、定例反復的に荷役作業が行われることから、荷役ガイドラインのリーフレットを配布し、荷主としての対策の必要性を説明するとともに、荷役ガイドラインに基づく対策の実施を要請すること。

##### （イ）社会福祉施設

指導に当たっては、三次産業通達の内容はもとより、「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日基発 0618 第 1 号）に基づく腰痛予防対策の推進についても留意すること。

また、社会福祉事業の許可権限を有している都道府県等に対して労働災害発生状況の情報を提供する等により危機感を共有するとともに、都道府県等が社会福祉施設を対象として実施する説明会等の機会を捉え、局署の職員を講師派遣することや当該説明会において、労働災害防止対策の推進等に係る資料を配布する等、都道府県等と連

携を図りつつ周知・指導すること。

なお、平成 27 年度の委託事業「第三次産業労働災害防止対策支援事業」については、上記ウに示した専門家による個別コンサルティングに加え、社会福祉施設と医療保健業（病院や診療所等）の労働衛生管理の担当者を対象とした腰痛予防に関する研修会（それぞれ全国 47 箇所）を引き続き実施することに加え、新たに社会福祉施設の事業者、管理者及び施設長等を対象とした腰痛予防対策に関する啓発セミナー（全国 47 箇所）を実施する予定であることから、

#### (ウ) 飲食店

地域保健法に基づき食品衛生に関する事項を所掌している保健所や食品衛生協会に対して、労働災害発生状況の情報を提供する等により危機感を共有するとともに、都道府県等が飲食店を対象とした説明会を実施する機会を捉え、講師派遣や資料の配布など、都道府県等と連携を図りつつ周知指導すること。

#### (6) 化学物質による健康障害防止対策

改正法により、SDS（安全データシート）交付義務対象の化学物質を取り扱う作業について、化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）が義務付けられ、平成 28 年 6 月までに施行されることとなっている。改正法の円滑な施行に向けて、以下のアにより事業場に対する個別指導、集団指導等を適切に実施すること。

また、平成 26 年度に引き続き、「今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針について」（平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 7 号）及び「労働衛生対策における監督指導等に当たって留意すべき事項について」（平成 26 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 8 号。以下「衛生留意通達」という。）に基づく対策のほか、次の各事項に留意の上、監督担当部署及び労災補償担当部署と連携し、以下のイ（ア）で把握した事業場に対する個別指導、集団指導等を適切に実施すること。

##### ア 化学物質のリスクアセスメント義務化に向けた改正内容等の周知

平成 27 年度第 1 四半期を目途として、上記法改正に伴う政省令等の改正を行う予定であるので、別途指示するところにより、平成 27 年度第 2 四半期以降、改正内容の周知を行うこと。

また、改正法の円滑な施行に向けて、平成 26 年度から委託事業により、リスクアセスメント等に関する相談窓口の設置、中小規模事業場への専門家の派遣、リスクアセスメント等に係る好事例集の作成のほか、「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）の改良（SDS 交付義務対象の化学物質についての自動入力機能の追加）等を実施しているところである。

平成 27 年度は、これらの支援策に加え、ラベル表示に係る労働者教育等も実施する予定であるので、事業者に対する指導の際は、必要に応じ「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）について周知するとともに、各支援策の活用を勧奨すること。

##### イ 衛生留意通達の中長期計画に基づく対策の推進

###### (ア) 化学物質取扱事業場リストの整備



る化学物質のばく露防止対策について」の記の2(4)を踏まえ、有効な呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策について必要な指導を行うこと。

(7) ストレスチェック制度の創設をはじめとしたメンタルヘルス対策の推進

ア ストレスチェック制度の施行について

改正法に基づき創設されたストレスチェック制度（事業者に心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及び面接指導の実施等を義務付け）については、平成27年12月1日の施行に向けて、あらゆる機会を通じて制度の周知徹底を図ること。

また、ストレスチェック等の実施において中心的役割を担う産業医等に対する周知啓発が重要であることから、産業保健総合支援センターにおいて実施する医師、保健師等を対象としたストレスチェック等の実施に係る研修については、事業者のみならず、健康診断機関、医療機関、外部専門機関、医師会等関係団体等に対しても、周知、情報提供等を積極的に行うこと。

(ア) 周知に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- a ストレスチェック制度は、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主たる目的とするものであり、メンタルヘルス不調者の発見を目的とするものではないこと。
- b 法律上、労働者に受検の義務は課されていないが、全ての労働者がストレスチェックを受けることが望ましいこと。
- c 集団ごとの集計・分析は努力義務ではあるが、職場環境の改善につなげるためにも、できるだけ実施することが望ましいこと。
- d ストレスチェックの実施者は医師・保健師等であるが、事業場の状況を日ごろから把握している産業医等が実施者となることが望ましいこと。
- e 制度の導入に当たっては、実施方法等を衛生委員会で調査審議し、その結果を踏まえて内部規程を定める必要があること。
- f ストレスチェック及び面接指導の実施状況については、新たに定める様式により、毎年、所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があること。

なお、当該報告はストレスチェック及び面接指導の実施の有無の把握に用いるものであり、報告においてストレスチェックの受検者数が少ないことや、面接指導を受けた人数が少ないことをもって、受検者等を増やすような指導を行うためのものではないことに留意すること。

(イ) 制度の実施に当たっての支援策等について

労働者数50人未満の事業場については、ストレスチェック結果に基づく面接指導の実施に当たっては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）が利用できるほか、ストレスチェック等の実施体制を整備するために、ストレスチェック及び面接指導について、その費用を助成する仕組みを新たに予定しているので、追って送付予定のリーフレット等を用いて、その旨の周知を行うこと。

また、改正法第66条の10第9項及び過労死等防止対策推進法第10条を踏まえ、平成27年度から、委託事業により、主に労働者を対象として、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談を新たにを行う予定としているので、平成26年度から実施しているメール相談と併せ、これらの各種支援策等について、集団指導

等の機会を捉えて、周知を行うこと。

#### イ メンタルヘルス対策の推進について

一般的なメンタルヘルス対策の推進については、引き続き「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」（平成 21 年 3 月 26 日付け基発第 0326002 号）等に基づき、監督担当部署や労災補償担当部署と連携し、計画的に、メンタルヘルス対策を主眼とする個別指導等を行うこと。

その際、必要に応じ、産業保健総合支援センターの活用等についても検討すること。

一方、メンタルヘルスを主眼とするか否かにかかわらず、事業場を個別指導する際には、少なくとも、ストレスチェック制度の導入を含むメンタルヘルス対策の実施の有無を確認し、取組を全く行っていない場合は、パンフレット等を手交し、取組の意義や必要性について説明すること。

また、当該取組の有無の確認に当たっては、ストレスチェックは本年 12 月 1 日の施行日より平成 28 年 11 月 30 日までの間に 1 回以上実施することが義務付けられているものであるため、本年度中の個別指導実施時点において、ストレスチェックを実施していない場合は是正指導等を行う必要はなく、当面、制度の周知にとどめること。また、既にストレスチェックを実施している事業場に対しては、今後示す予定の指針等に基づき、適切に行われているかについて確認し、必要な助言等を行うこと。

なお、産業保健総合支援センターとその地域窓口では、引き続き、メンタルヘルスに関する中小規模事業場への訪問支援、産業保健スタッフへの研修・相談対応、小規模事業場の労働者や事業者への相談対応などを無料で行う予定であるため、個別指導や集団指導、各種会議等の機会を捉え、その利用を積極的に勧奨するとともに、訪問支援の希望があった場合は同センターへの連絡を行うこと。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」についても、積極的に周知を行い、その利用を勧奨すること。

#### ウ 職場のパワーハラスメント防止対策について

平成 25 年度の精神障害の労災補償状況（具体的出来事別）において「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」は、最も多い支給決定件数となっている。また、職場のパワーハラスメント対策の推進は、過労死等の防止のための対策の一環として位置づけられており、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を行う必要がある。このため、引き続き「職場のパワーハラスメント対策の推進について」（平成 24 年 9 月 10 日付け地発 0910 第 5 号、基発 0910 第 3 号）に基づき、メンタルヘルス対策に係る個別指導・集団指導等において、リーフレット等を活用して、適正な指導とパワーハラスメントの相違を教示し、パワーハラスメント防止対策の必要性について十分に説明すること。特に、平成 27 年 4 月に、企業内での対策メニューを示したサポートガイドを策定するので、この周知徹底に努めること。あわせて、本省では、企業の人事担当者向けのセミナーを全国規模で開催する予定であることから、「あかるい職場応援団」サイトに掲載されている日時等を教示すること。

### (8) 過重労働による健康障害防止対策

#### ア 過重労働による健康障害防止対策について

過重労働による健康障害を防止するためには、時間外・休日労働の削減はもとより、長時間にわたる労働を行った労働者に対する適切な健康管理が極めて重要である。まずは長時間労働を排除することが重要であるが、長時間労働を行わせた場合における医師による面接指導の実施の必要性等について、監督担当部署等とも連携を図りつつ、全国労働衛生週間及びその準備月間や、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用し、集団指導等により、周知等の徹底を図ること。

また、過重労働を主眼とするか否かにかかわらず、個別指導を行った際には、長時間労働者に対する面接指導について、事業場内における時間外・休日労働時間が月100時間を超える者などの制度の対象者の把握や、面接指導の申出の労働者への案内が適切に行われているかを確認し、必要な指導を行うこと。

併せて、小規模事業場に対しては、産業保健総合支援センターにおいて、引き続き平成27年度も無料で面接指導を実施する予定であるので、利用するよう勧奨すること。

#### イ 過労死等防止対策推進法の施行等を受けた対応について

また、昨年11月の過労死等防止対策推進法の施行を受けて、過労死に係る調査研究を行うため、同月1日に労働安全衛生総合研究所に過労死等調査研究センターを設置し、過労死等の事例分析、過労死等の要因及び防止対策のための医学面、保健面からの調査研究を行うこととしている。当該研究に関しては、行政が全面協力することとしており、過労死事案、過労が原因となっていることが疑われる労働災害に係る災害調査復命書や脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定事案における事業場に対する指導状況等の情報提供の依頼や当該センターの研究員の災害調査等への同行等を依頼する場合があるので、必要に応じて労災担当部署と連携の上、必要な協力、配慮をお願いする。

### (9) 石綿による健康障害防止対策

#### ア 建築物等の解体時等における石綿ばく露防止対策

建築物等の解体時等における石綿ばく露防止対策については、引き続き平成17年7月28日付け基発第0728008号「石綿ばく露防止対策等の推進について」(以下「石綿基本通達」という。)に基づき推進することとし、特に次の点を踏まえ、適切に指導等を実施すること。

#### (ア) 石綿の事前調査、適切なばく露防止措置の実施の徹底

署への届出を要しない作業(いわゆる「レベル3」)において、事前調査の未実施、湿潤化せず破碎を行う等の不適切な事案が散見されることから、引き続き石綿基本通達の記の第2に基づき、都道府県等の建設部局及び環境部局と連携して作業現場の把握に努め、必要な指導を行うこと。

また、再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のための3省庁合同パトロールについては、XXXXXXXXXXの実施が予定されているので、都道府県等から要請があった場合には、主体的能力の範囲内で参画すること。

事前調査が不十分なことにより、適切なばく露防止措置が講じられず、石綿粉じんが飛散するおそれもあることから、調査結果にかかわらず、全ての解体現場で防じんマスク等の呼吸用保護具を使用させるよう指導すること。

無届解体工事を把握した場合は、監督担当部署と連携の上、速やかに対応すること。

#### (イ) 都道府県等の建築部局等との連携

平成 27 年 2 月 2 日付け基安化発 0202 第 2 号「都道府県等の建築部局における石綿対策との連携について」のとおり、国土交通省から都道府県あて、石綿対策における都道府県労働局との連携について通達されたので、管内の状況に応じて必要な連携を行うとともに、建設リサイクル法に基づく情報の共有など既存の取組についても、この機を捉え、これまでの管内の指導状況等を踏まえ見直し等を行うこと。

#### (ウ) 改正石綿障害予防規則の周知徹底

平成 26 年 6 月に改正した石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針公示第 21 号）について、引き続き、都道府県等の建設部局及び環境部局とも連携しつつ、その内容の周知徹底を図ること。

特に、吹付けられた石綿等の除去等作業における隔離措置については、法定の事項には対応しているものの、技術的に不適切であることにより、結果的に石綿を漏えいさせている事案が散見されることから、技術的に適切な措置が講じられるよう指導すること。

なお、平成 27 年度においても、引き続き、委託事業により、隔離措置された空間からの漏えい防止対策等の講習会（全国 22 箇所（場所未定））を開催する予定としているので、追って指示するところにより同講習会の活用を図ること。

#### イ 石綿の輸入禁止の徹底等

平成 23 年 1 月 27 日付け基安発 0127 第 1 号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」に基づき、個別指導や集団指導等の機会を捉えて、パンフレットの配布により、輸入業者に対し、海外の輸出業者から、石綿を含有していないことを証する書面や製品の分析結果を求めるよう指導すること。

### (10) 職業性疾病の対策

#### ア 熱中症予防対策

本省において、平成 26 年の熱中症による死亡災害の発生状況等を分析の上、平成 27 年 5 月をメドに概要を公表するとともに、同年の重点対策を指示する予定であるので、平成 26 年の熱中症事案の迅速な確定報告を行うとともに、重点対象事業場に対し必要な集団指導・個別指導を実施すること。

なお、平成 26 年の発生状況の公表においては、これまで公表していた熱中症による死亡者数に加え、労働者死傷病報告をもとにした熱中症による休業 4 日以上労働災害による被災者数も公表する予定である。

#### イ じん肺予防対策

本省策定の第 8 次粉じん障害防止総合対策を踏まえ、各局が定めた重点事項等に基づき、監督担当部署と連携し、指導等を実施すること。特に粉じん作業を重点対象としている局は、基礎資料の整備や対象事業場の把握を徹底すること。

また、平成 27 年度第 2 四半期を目途に、鋳物業における砂型造形作業時の呼吸用保護具の着用の義務付け等を内容とする粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）

及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）の改正が予定されているため、追って指示するところにより、管内への周知等、必要な対応を行うこと。

なお、技術的な援助を必要とする指導に当たっては、粉じん対策指導委員も積極的に活用すること。

#### ウ 健康管理手帳に基づく健康診断の適切な実施について

健康管理手帳を交付された者が受けることができる健康診断の実施に当たっては、手帳所持者の通院時の負担を軽減し、健康診断事業が円滑に実施されるよう、健康診断事業委託医療機関の確保等に努めること。

### (11) 受動喫煙防止対策

平成 27 年 6 月 1 日に施行される改正法の内容を踏まえ、事業場における受動喫煙防止対策に係る取組を推進していく必要がある。事業場への対応等に当たっては、改正法において、受動喫煙防止対策が「健康保持増進」の措置に位置づけられたことを踏まえて対応すること。

また、改正法で事業者の努力義務とされた事業者及び事業場の実情に応じた「適切な措置」については、具体的には追って示すこととしている改正法の施行通達のほか、本省で平成 26 年度に開催した「職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会」の検討結果を踏まえ発出する予定の通達においても、具体的な措置を講じる際の留意点等について示すこととしているため、これらを事業者に対して積極的に周知等することにより、事業場の取組を促すこと。

さらに、同じく改正法で示された「国の支援」については、受動喫煙防止対策助成金、相談支援等の支援事業（「各種支援事業」という。）の活用を促すこととし、その利用促進を図るため、改正法の周知等に留意しつつ、各種支援事業の内容について、引き続き、関係業界や地方自治体における説明会、署での各種届出の受付等の機会を活用して積極的に周知すること。また、受動喫煙防止対策助成金については、併せて、本省ホームページ等で公表している申請方法の Q & A や必要書類の記載要領を案内すること。

なお、個別の労働者から、当該労働者が従事する事業場の受動喫煙防止対策について相談があった場合は、適切に対応するとともに、必要に応じて、各種支援事業の活用等についても促すこと。

平成 27 年度も、委託事業により、引き続き教育啓発の一環として経営者、人事、安全衛生担当者等を対象とした説明会（計約 140 回）を実施する予定としているので、改正法の周知等に留意しつつ、受託者から、局担当者の派遣について要請があった場合は、主体的能力の範囲内で協力する等、効果的に受動喫煙防止対策の推進を図ること。また、同事業においては、平成 27 年度は各種研修・説明会等への専門家派遣の回数を増やすこととしている（計約 55 回）ので、関係団体や保健所等に働きかけ、積極的な活用を促すこと。

### (12) 事業場の産業保健活動への効果的な支援

平成 27 年度においても、昨年からスタートしている産業保健総合支援事業の活用を積極的に進めるため、別途指示するところにより、個別指導や集団指導、各種会議等の機会を捉え、事業者や関係団体等に対して事業の積極的な周知・利用勧奨を図るとともに、産業保健活動に係る取り組み方が分からない小規模事業場等を把握した際には、当該事業場の

支援要望に応じて産業保健総合支援センターに取り次ぐほか、事業の円滑な実施を図るため、機構の開催する事業運営に関する会議に参画する等により、都道府県医師会等の地域の産業保健に係る関係者と連携を図ること。

(13) 特別安全衛生改善計画制度について

改正法により平成27年6月1日から施行されることとなる特別安全衛生改善計画制度については、詳細は追って指示するが、特に次の点について留意すること。

ア 特別安全衛生改善計画の作成指示については、本省において、  
関係局と調整を行うこととするが、それには企業単位での情報等の蓄積が必要となる。このため、改正法第78条第1項の「重大な労働災害」に該当するおそれのあるもの、あるいは、該当するおそれがあるとして災害調査等を行った事業場については、別途指示するところにより、

なお、本省において、

は、別途定期的に報告を求めることを予定しているので留意すること。

イ アにおいて把握した特別安全衛生改善計画の作成対象となり得る企業に関して、重大な労働災害を発生させた当該企業の事業場の管轄局に対して、災害調査復命書等情報の提供を依頼することとなること。

ウ 特別安全衛生改善計画の作成指示等に当たっては、本省指示により、本社事業場の管轄局と連携して行うこととするほか、計画の実施状況の確認のため、必要に応じ関係局にも関係事業場の実地調査を依頼することがあり得ること。

(14) 安全衛生優良企業公表制度について

改正法により創設される特別安全衛生改善計画制度と同時に平成27年6月1日より運用が開始される優良企業評価制度については、詳細は追って指示するが、特に次の点について留意すること。

ア 本制度は、安全衛生水準の高い企業を積極的に公表するものであることから、本年3月を目途に配布予定のパンフレット等を用いて、積極的な周知を行うこと。特に、安全衛生優良企業の認定企業であるという情報は、求職者が、企業を選定するための一助となるほか、事業の発注における企業を選定等の一助となることから、求職者や発注者等にPRする必要がある。このため、大学や発注者会議を活用した周知をするほか、職業安定部署との連携に留意すること。

なお、本年3月には、厚生労働省HPに安全衛生優良企業に該当するか否かの自己診断ができる専用のサイトを立ち上げることを予定していること。

イ 安全衛生優良企業の審査、認定は、本社管轄局において行うこととしているため、別途指示するところにより、審査を行うとともに、認定後、厚生労働省のHPに企業名を掲載することとしていることから、認定後は、当該認定企業について、本省あて報告を行うこと。

(15) 自主的な安全衛生活動の促進

事業場における自主的な安全衛生活動を促進するため、職場に潜む危険要因の「見える

化」など、事業場の実情に応じた対策の実施を積極的に指導すること。その際、創意工夫した効果的な取組の事例として「見える」安全活動コンクールの優良事例を活用し、また、「職場のあんぜんサイト」を積極的に周知すること。

また、リスクアセスメントの普及定着のため、局署幹部が参加する会議や講演などあらゆる機会を捉えて、リスクアセスメントを周知すること。

(16) その他、留意すべき事項について

ア 登録製造時等検査機関によるボイラー等の製造時等検査の実施の調整

登録機関による製造時等検査が実施できるようになった局については、引き続き、本省より時間的余裕をもって情報提供を行うので、登録機関及び管内のボイラー等のメーカーとの必要な調整を行うこと。

イ 登録教習機関等に対する監査指導及び適切な登録等事務の実施

登録教習機関、検査業者等に対する監査指導の結果、行政処分を行った事案は、平成26年度において、登録教習機関は6件、検査業者は3件（いずれも平成27年1月末時点）であった。引き続き、必要に応じて、管内の登録教習機関等に対して注意喚起等を行うとともに、計画的に監査指導を行うこと。なお、行政処分を行う際に疑義がある場合は、具体的事案をもって本省に照会すること。

また、平成26年に、本来、手数料が課されない登録ボイラー実技講習機関等の更新手続において、誤って手数料を徴収する事案が発生したことから、同年4月に適正な事務処理について注意喚起するとともに、同年10月に事務処理要領を改正し、局に通知したところである。これらを踏まえ、登録教習機関等の更新の手続に当たっては、申請者への正確な情報提供に努めるとともに、適正な事務処理に努めること。

ウ 林業における労働災害防止対策

木材伐出機械等に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の周知徹底を図るとともに、個別指導等の機会を捉えて必要な指導を実施すること。

なお、平成26年度中に林業における安全な服装及び防護具等に係るガイドライン（仮称）を策定する予定であるので、別途指示するところにより周知を図ること。

エ 高気圧作業における安全衛生対策

昨年12月に減圧表の見直しを主たる内容とする高気圧作業安全衛生規則の改正が行われ、平成27年4月1日に施行されることから、「高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成27年1月9日付け基発0109第2号）に示す改正の趣旨等を踏まえ、改正内容の周知等を図ること。

オ 産業用ロボットとの協働に係る安全対策

ロボット革命実現会議において、「ロボット新戦略」について議論が行われているが、引き続き、「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正について」（平成25年12月24日付け基発1224第2号）に基づき、リーフレットを活用しながら関係事業場に対して必要な周知を図ること。

また、「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正に当たっての留意事項について」（平成25年12月24日付け基安安発1224第1号）の記の1②において、産業用ロボットのマニプレーター等の力及び運動エネルギーについて

は、国際標準化機構（ISO）の産業用ロボットの規格の技術仕様書（TS15066）において、人に危害を加えないと判断される数値を審議中であるとしているが、当該数値が確定された場合には、別途情報提供する予定である。

#### カ 感染症に関する事業場からの問い合わせへの対応

平成 26 年に海外において流行したエボラ出血熱のように、事業場における影響が小さくない感染症が発生し、事業場等からの問い合わせがあった際は、厚生労働省をはじめ、国立感染症研究所、検疫所、国立国際医療研究センター等の関係機関のホームページなどに有用な情報が掲載されているため、それらを紹介するなどして感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

なお、これらの感染症に関する情報等については、個別の留意すべき感染症が流行した際に、本省から情報提供することを予定している。

#### キ 労働者の健康確保の推進のための取組

平成 25 年度から、厚生労働大臣の下に「健康づくり推進本部」を設置し、健康づくり全般を総合的に推進する一環として、労働者の健康確保についても、全国労働衛生週間準備期間に併せ、9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施等に係る重点的な取組を行ってきたところである。労働者の健康確保の一層の推進のため、平成 27 年度においても、同様の取組を行う予定であり、別途指示するところにより、集団指導や会議等の機会を捉え、当該期間中、健康診断とその事後措置等の徹底を図ること。

加えて、前記強化月間中に限らず、機会を捉えて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知を図ること。

さらに、引き続き地域・職域連携推進事業を効果的に活用することにより、産業保健の一層の推進を図ること。

## 4 東日本大震災に関連する安全衛生対策

### (1) 東電福島第一原発等における安全衛生管理対策の徹底

東電福島第一原発においては、廃炉に向け、放射線業務を含む各種工事等の作業が行なわれているところであるが、これらの作業に従事する労働者が増加し、原発事故に伴う高い放射線環境下において、多数の元方事業者及び関係請負人が混在して同一敷地内で作業している状況にあることを踏まえ、労働者の安全と健康の確保の観点から、以下の点に留意して、安全衛生管理対策の徹底について指導等に当たること。

なお、東電福島第一原発以外の原子力施設においても、原子力施設事業者、元方事業者に対する指導等を行うこと。

#### ア 東電福島第一原発等における放射線障害防止対策の徹底について

東電福島第一原発での廃炉に向けた作業を行う労働者の放射線障害防止については、監督担当部署と連携しつつ、追って指示するところにより、放射線作業届の審査や個別指導等により、東京電力及び元方事業者に対し、被ばく線量の低減措置等を徹底すること。

なお、平成 27 年度から緊急作業従事者等を対象とした疫学研究が本格的に実施される。追って指示するところにより、関係事業者に対する説明等、必要な協力を行うこと。

また、緊急作業従事者を放射線業務等に従事させる事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）については、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 59 条の 2 に基づく被ばく線量及び健康診断結果の報告を徹底させるよう指導するとともに、緊急作業における被ばく線量が 50 ミリシーベルトを超える緊急作業従事者に対する「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日付け健康保持増進のための指針公示第 5 号）に基づくがん検診等の実施についても、併せて指導等を行うこと。放射線業務を行っている事業場を主たる対象とする集団指導等においても、同様に指導等を行うこと。

さらに、東電福島第一原発における事故の教訓等を踏まえ、東電福一原発以外の原子力施設においても、「原子力施設における放射線業務に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）に基づき、監督担当部署と連携しつつ、放射線業務に係る安全衛生管理対策の徹底を図ること。

特に、原子力施設等から半年ごとに提出される自主点検結果については、依然として「未実施」の事項がみられる施設があることから、「実施済み」となっている事項の実施状況を立入等によって確認するとともに、「実施予定」または「未実施」の事項について、事業者から遅延の理由を聴取し、可能な限り早急に実施させるため個別指導を行うこと。

#### イ 東電福島第一原発等の原子力施設における労働災害防止対策

東電福島第一原発における各種工事等に係る労働災害の発生状況をみると、平成 26 年は災害が増加するとともに、平成 27 年 1 月には福島第一原発、福島第二原発において死亡災害が立て続けに発生したところである。このため、東京電力に対して、①各元方事業者との情報共有、②必要な機材の手配、他の工事に係る工程の情報提供など作業計画段階における元請事業者に対する指導援助、③現場巡視の強化、新規入場者教育等の元請事業者に対する指導援助などに留意して、全社的に労働災害防止対策を徹底するよう要請している。これらを踏まえ、元方事業者が実施するリスクアセスメントの実施状況を東京電力に確認させる取組を指導するとともに、元方事業者及び関係請負人に対して、労働災害の防止を図るため、必要な指導等を行うこと。

#### (2) 除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等の処分の業務に従事する者の放射線障害防止対策の徹底

除染等業務、特定線量下業務又は事故由来廃棄物等の処分の業務に従事する労働者の放射線障害防止については、「除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進について」（平成 26 年 10 月 20 日付け基発 1020 第 2 号）に基づき、関係法令・ガイドラインに定める放射線障害防止のための措置が適切に実施されるよう、監督担当部署と連携しつつ、当該業務を行う事業者に対する個別指導等を徹底すること。その際、被ばく線量の測定、記録及び労働者への被ばく実効線量の通知の徹底に特に留意すること。

また、除染等業務及び事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の被ばく線量の一元的管理制度への参加について、ガイドラインに基づき、関係事業者に対し、必要な指導等

を行うこと。

### (3) 復旧・復興工事災害防止対策の徹底

地方自治体及び国の出先機関の発注情報により復旧・復興工事の情報を把握し、監督担当部署と情報共有する等連携しながら、工事の進捗状況に応じて、除染工事、生活基盤の復旧工事、建築物等の解体工事等について、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることにより引き続き効果的・効率的な指導を実施すること。

建築工事については、建築確認申請を受け付ける市町村、東日本大震災復旧復興工事労災防止支援センター、木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会等と連携を図りつつ、必要な指導等を行うこと。

なお、指導等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

#### ア 除染工事、道路、上下水道等生活基盤の復旧工事等における災害防止

本格化している除染工事や生活基盤の復旧工事等に対する指導に当たっては、特に、重機による災害、墜落・転落災害、土砂崩壊災害等重篤な災害につながりやすい労働災害の防止を図ること。このうち道路復旧工事等では、斜面崩壊労災防止ガイドラインで定められた各種措置の実施について、建設工事関係者連絡会議や「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議」等の場を活用し、関係発注機関等の取組を促進すること。

また、復旧・復興工事等における上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削工事においては、土砂崩壊災害を防止するため、引き続き、関係発注機関等に対して「土止め先行工法」の更なる普及に努めるよう働きかけること。

#### イ 連絡会議の開催

「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」（平成 23 年 10 月 21 日付け基安発 1021 第 2 号）に基づき、エリア別協議組織の円滑な運営に資するよう、復旧・復興工事の進捗状況に応じ、適切な時期に県単位の連絡会議を開催すること。

#### ウ 新規参入者等に対する安全衛生教育の徹底

復旧・復興工事には、建設業に初めて就業する者が多い状況が引き続き見込まれること、他地域からの技能労働者等が被災地域に集まっていること等から、個別指導等の機会を捉えて新規参入者に対する安全衛生教育が確実に実施されるよう指導するとともに、委託事業で実施する建設業の職長等に対する指導力向上教育研修会への参加を積極的に勧奨すること。

## 5 的確な業務の推進について

### (1) 安全衛生担当部署における職務能力の向上、専門的・技術的事項に係る継承等について

局署における安全衛生業務のうち、ボイラー、クレーン等の危険な機械に係る検査や安衛法第 88 条に基づく計画届の事前審査といった専門性の高い業務については、技能、ノウハウを適切に引き継いでいくことが重要であり、局署の安全衛生部署が有する専門技術水準を低下させないことが必要となっている。

このため、本省においては、労働大学校で実施する安全衛生分野の中央研修について充実等を図ることとしているが、局署においても、局署幹部職員は、本省指示に基づく地方

研修の適格な実施はもとより、域内各局による合同研修や専門性を有する職員による実地訓練の実施等について、日頃から配意し、取り組む必要があること。

併せて、局署の幹部職員の育成に当たっては、中長期的な観点も踏まえ、局幹部が中心となって、安全衛生業務に係る専門技術的な能力の付与に留まらず、労働行政全般を見渡しながらか安全衛生行政の展開を考える視点や組織を纏めて業務をマネジメントする能力等の付与についても、配意する必要があること。

#### (2) 適切かつ効果的な広報対応、情報発信について

安全衛生行政は、死亡災害等の重篤な労働災害が即時にマスコミ等で報道されるだけでなく、労働者の健康確保に関する話題等、近時、国民の関心が高い分野があることを踏まえ、局署においても、労働災害発生時等における的確な状況の把握や本省等との情報共有、的確なマスコミ対応等を心掛けること。

また、積極的に行政から広報を仕掛けるべき事項については、局署幹部自らも主体的に動き、事案の新規性や季節性（熱中症対策等）などをマスコミに対して的確に訴求して報道に結びつけるなど、創意工夫して施策のPR等を行うこと。その際、内容によっては地方自治体や関係省庁の実施する運動等と連動させるなど、連携に努めること。

また、広く国民一般に対しても、安全衛生施策のPR等を行うこと。

#### (3) 個別指導の実施に当たって留意すべき事項について

効率的な指導を行う観点から、個別指導時に持参すべきリーフレットを定めておくこと。また、個々の個別指導に当たっては、過去の指導内容（第三次産業の多店舗展開企業など本社で統一的に管理する企業にあっては、必要に応じて本社等や企業内の作業態様が類似する別事業場を含む。）を確認し、事前に主眼とすべき指導事項に応じたリーフレットを選定するなどにより、効果的・効率的に実施すること。

#### (4) 事業者以外の主体による労働災害防止対策の推進や安全衛生への意識付けについて

より効果的・効率的に行政運営を行うためには、局署による事業者等への指導等、事業者等による事業場内の自主的な安全衛生活動の推進に加え、各地域における関係団体等との連携や、これらの機関を活用した多角的な労働災害防止対策等の推進が重要である。

例えば、労働災害発生事業場のうち、安全（衛生）管理士による指導が適すると考えられる場合に、3（2）エの中小規模事業場安全衛生サポート事業を活用し、具体的な改善まで求めることや、年間計画の策定等に当たって、都道府県等の自治体、災害防止団体、都道府県・地区労働基準協会等の外部機関と事前に擦り合わせの上、共催での集団指導や資料配付依頼等を実施すること等により、計画的、かつ効率的な連携・協働に努めること。

#### (5) 行政指導や法令の施行事務の適切な実施について

安全衛生業務は、労働安全衛生関係法令に基づく検査や届出の受理等の各種手続きを適正かつ円滑に施行するとともに、主として技術的な観点から、法令事項及び事業場の実情を踏まえた自主的な安全衛生活動に係る指導及び援助を行うことにより、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的としている。

これらを踏まえ、ガイドライン等の法令を上回る取組については、危険・有害作業の種類、安全衛生管理体制、安全衛生に関する知識・経験・能力、現在の安全衛生水準、経営体力・意欲など事業場の実情を勘案した上で、その事業場に適切な内容・時期により、積

極的に指導を行うこと。特に労働災害の発生直後は、事業主も同種災害の再発防止対策の必要性を強く認識していることが想定されることから、例えばガイドラインに基づく対策について、単なる周知等にとどまることなく、書面でその実施を指導するなど、事業場の実情を踏まえた上で、時機を捉えた効果的な指導を行うこと。

他方、法令事項については、公正かつ斉一的に施行すること。

#### (6) 他部署・関係行政機関との調整・連携等について

効果的に行政を展開するため、各局内においては、監督担当部署、労災補償担当部署や労働保険適用徴収担当部署はもとより、職業安定担当部署や雇用均等担当部署とも十分に情報共有する等連携を図ること。

監督担当部署との連携については、監督指導において、リーフレット等を活用して、安全衛生関係法令や法定事項以外も含めて示している指針等の周知等が行えるよう、監督担当部署に対し、各業種別に、配布すべきリーフレットを教示すること。また、安全衛生主眼の監督指導等の際に監督担当部署が入手した事業場に関する情報については、安全衛生担当部署でも共有し、指導対象事業場の選定等に活用できるよう努めること。なお、監督担当部署が行う災害時監督の際には、事業場の安全衛生水準を向上させる観点から、必要に応じて、法令を上回る取組も含め再発防止対策が適切に指導されるよう協力すること。

労災補償担当部署との連携については、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定事案を死傷災害としてシステムに入力していない事例が散見されるが、労災補償担当部署から確実に情報を入手するなど、労働災害統計の作成を的確に行うこと。また、メンタルヘルス対策に関する集団指導を労災補償担当部署による精神障害の労災認定基準の説明と合同で行う等、必要に応じて、労災補償担当部署と協力すること。その他、労災補償担当部署には、新しい疾病に関する請求事案等については、必ず監督・安全衛生担当部署にも情報提供を行うよう徹底すべき旨指示がなされているため、これに係る情報提供があった場合には、適宜事業場に対する調査・指導等を実施すること。なお、労災補償担当部署及び労働保険適用徴収担当部署において特に建設業の一人親方の特別加入制度について周知を行う予定であるので、一人親方が加入しているような建設業の事業者団体が参加する協議会・連絡会議を開催等する際には、事前に連絡する等必要な協力を行うこと。

また、安全衛生行政においては、各業種対策の部分等でも記載しているとおり、社会福祉施設の認可権等を有する都道府県及び市区等の衛生主管部局や、陸運事業、建設業等を所管する各国土交通事務所や都道府県の運輸・建築主管部局、交通安全を所管する各都道府県警、一般住民への石綿ばく露防止対策等を所管する各都道府県の環境主管部局等、地方における関係行政機関が多岐に渡っており、これらの機関との連携・情報共有を密にすること等により、広がりのある行政運営に努めること。

#### (7) 基礎資料の整備等について

危険機械の情報や有害業務等に関する基礎資料の整備の主担当部署は、原則として安全衛生担当部署とし、監督担当部署と連携して確実に対応すること。

入手した情報は、引き続き、システムの事業場基本情報等に適切に登録すること。また、安全衛生指導復命書の決裁時には、危険機械・有害業務情報に係るシステム帳票を打ち出して添付することとし、署管理者はその登録状況を確認すること。

なお、類似形態の店舗を多く展開する企業への指導を効果的に行う観点から、他署における指導状況等も必要に応じて把握できるよう、監督担当部署との連携を図り、企業全体情報の関連付け登録を行うこと。

また、労働者死傷病報告や健康診断結果等、主にOCR帳票による各種の事業者等からの提出書類等については、重要な統計データ源であるという観点から、システムへの入力に当たっては、十分に注意を払うこと。

特に、派遣労働者及び外国人技能実習生に係る労働者死傷病報告については、各種情報を詳細に把握するため、職員記入欄等を用いることとしているため、平成19年8月14日付け基安安発0814003号「派遣労働者に係る労働災害に関する死傷病報告の取扱いについて」（平成22年4月30日基安安発0430第1号により一部改正）、平成26年9月30日付け事務連絡「技能実習生の労働災害の把握について」等に従い、適切な入力に留意すること。

#### (8) 事案管理について

安全衛生業務を適正に遂行していくためには、組織として、各種事案等の進捗状況を把握し、スケジュール感をしっかり持って事案管理することが重要である。

例えば、災害調査（実施から復命書の作成・決裁に至るまで）の進行管理や、健康管理手帳や計画届の審査などその処理に一定期間を要するもの等に係る管理者間での役割分担など管理体制を整えること等により、適切な事案管理を行うこと。

また、管理者は、部署内における人員体制等を踏まえ、着任したばかりの職員について、業務の進捗状況に応じて適切にアドバイスすることや、イレギュラーな事案等の処理方針を担当者任せにすることなく、自ら検討して適切に指示を与える等、業務の円滑な運営に留意すること。

#### (9) 行政文書の適正な管理について

行政文書の適正な管理は、行政事務を確実に遂行する上での基盤となるものである。中でも、安全衛生業務に係る行政文書には、職員の職務権限に基づいて収集した、事業場や個人の重要な情報が記載されていることを踏まえ、文書の性格の異なる行政文書は、種別ごとに区分して、編綴及び廃棄する方法について、規程等を具体的に定めて管理すること。

#### (10) 情報漏えいの防止及び再発防止策等

安全衛生業務においては、事業者・労働者等からの各種申請書類等の郵送による返送や、事業場等へのFAX送信等、郵送・通信業務を頻繁に行っているところであるが、一部の局においては、誤送付・誤送信等による情報漏えい事案が発生しているところである。

これらの文書等には、労働者の病歴等の健康情報等、極めて機微に触れる情報等の個人情報、事業場情報等が記載されていることから、発送等業務担当者及び当該業務の管理者は、その旨をしっかりと自覚した上で、ダブルチェックの徹底等の誤送付・誤送信を避けるための取組を確実にすること。

また、文書保存期間中にある行政文書の保管や、文書保存期間満了後の文書の確実な廃棄処分等についても、情報漏えいを防止する観点から、適切に行うこと。

# 特別安全衛生改善計画運用イメージ

(平成27年6月以降に発生した労働災害が対象)

**監督署の業務**

省令に定める重大な労働災害の  
災害調査or災害時監督

死傷病報告

※1



※1

照会

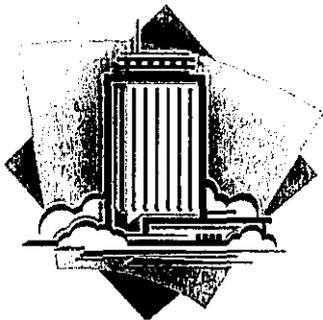
都道府県労働局

情報提供・報告※2

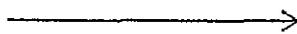


本省(対象企業の選定)

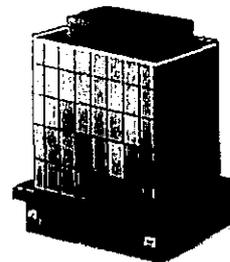
システム運用会社



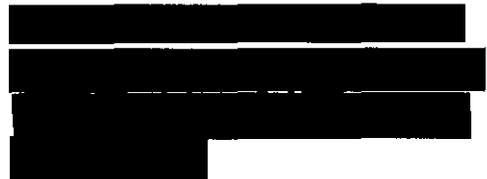
リスト提供依頼



対象企業リスト提供



- 対象企業リストより個別事業場の死傷病報告又は[redacted]を確認。
- 必要に応じ、指定に当たって関係労働局に内容を照会

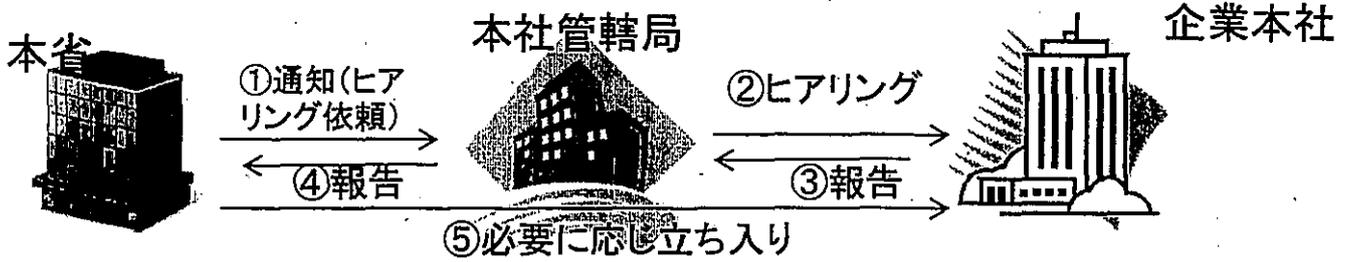


※2 [redacted]

# 特別安全衛生改善計画制度の手続き(イメージ)

対象企業を把握した場合は、次の手続きを行う。

## 1. 指定前の事前調整

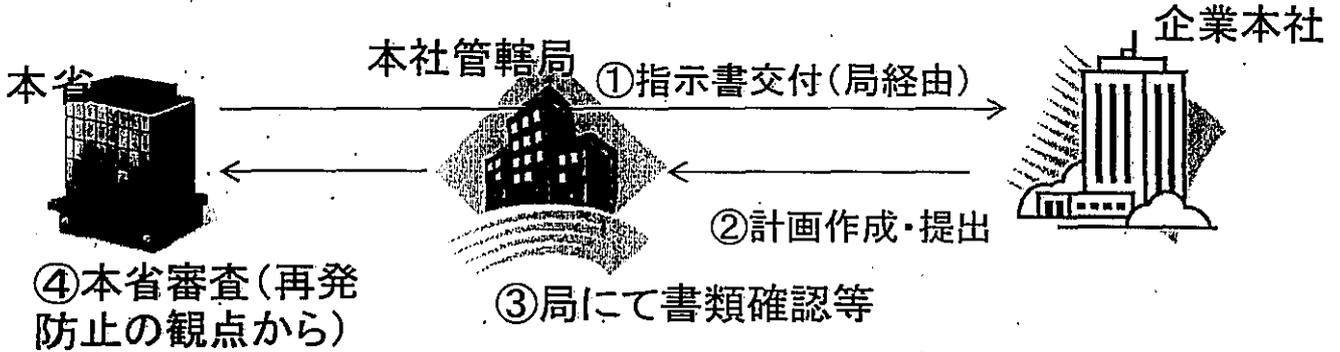


②のヒアリングについては、関係局と合同で行うこともある

主なヒアリングの内容

- ・同様な重大な労働災害が発生するおそれのある事業場
  - ・企業全体の安全衛生管理体制
  - ・重大な労働災害発生後の再発防止対策の取組状況、企業全体への水平展開の状況(1件目、2件目)
- (ここでのヒアリングは、現状確認のためのヒアリングにとどめる)

## 2. 大臣による改善計画作成指示



## 3. 指定後計画期間中



## 4. 計画期間終了(報告は必ず。立ち入りは必要に応じ実施)

